

同の形態として工業小組合が過半数を占めると云ふことは前述の理論的に考へられた企業合同が実際には十分行はれてゐないことを示すものである。それでは何故意圖された如き合同が行はれないのであらうか。それにはいろいろの理由が挙げられるであらう。けれども工業小組合の特に氾濫してゐる織物工業についての分析の結果は、その基本的な理由として問屋制の存続、更にそれを可能ならしめるものとして配給機構に於ける大資本の支配形態の完成を挙げてゐる。即ち大資本が問屋を利用して中小織物業者を商業資本的に収取することを制度化してゐることに、工業小組合と云ふ不完全な合同を氾濫せしめてゐる基本的原因があるのである。このやうな事情は問屋制工業一般についても云ひ得られるであらう。それ故に中小工業をして生産性昂揚のために完全合同せしめ、産業資本を確立せしめるためには、大資本の商業的支配を制度的に排除する組織を作りあげることが、基本問題となるのである。かくみるならば例へば昭和十六年十二月綿スフ工聯が、紡績と織布との上下關係を否定し兩者を統制會の下に並列せしめることを主張したことは正しい態度と云はなければならぬ。即ち織物業者の主張するところは原料、原糸、織布、加工等の工程別に組織を作り、この工程の組織は統制會の部會的單位と

して配給、生産等の統制を統制會より受けようとするものである。かくて大資本の商業的支配を排除し、中小業者に産業資本を確立せしめるものとして統制會を頂點としその原理に貫かれた組織に對する期待が頗る大となるのである。ところで國民經濟の總生産力の昂揚を願ふものは、中小工業の問題を他産業や、とりわけ大工業との關係に於いてとりあげなければならぬ。(この意味に於いて十七年三月十日閣議決定によつて中小商工業對策を企畫院の關係各省を網羅する委員會に於いて決定することになつたのは尤もである)而して生産力の昂揚が高度の技術と能率よき生産を意味してゐる以上、昂揚の基本的部分は大工業にあることも銘記して置かなければならない。中小工業の保護に急なるあまり大工業を犠牲にすることはないであらうか、かくては眞の生産力昂揚に達し得られない。眞の生産力昂揚はむしろ大工業に重點を置き、それに應じて中小工業を配分するところにある。このやうに考察するならば統制會の統制も大工業に重點を置き、それに應じて中小工業を配分する線にあることが承認されるであらう。それでは大工業に中小工業を配分するとは具體的にはどのようなことであらうか。

我國の中小工業の存在形態は最初は問屋制として特徴づ

けることが出来るのであるが、それが滿洲事變以後主として機械工業部門と大工業の下請制として展開し、今次の戦争時に於いて輕工業にまで及び、問屋制より下請制への發展は中小工業の歩む歴史のコースである如くである。ところで下請制とは大産業資本が中小工業を商業資本的に直接収取する形態と規定されるのであるが、最初に下請制度を展開せしめた機械工業に於ける最近の情勢は大産業資本が下請工場を専屬化せしめつゝそれへ資本的参加をはじめてゐることを傳へてゐるのである。若しもこれを一般的動向とするならば、このやうな意味に於いて中小工業の産業資本の確立が考へられるのである。であるから中小工業を大工業へ配分するとは、中小工業を問屋制より下請制へ推轉せしめることにほかならない。この場合勿論大資本の無制限なる商業的収取を容認するものではない。それはあたかも總資本にとつて労働力の無制限なる酷使が順當なる利潤を保證せず順當なる利潤を確保するために労働力を合理的に保全すべき社會政策を必要とする如く、生産力の昂揚のためには大資本の無制限なる商業的収取を制限し、中小工業を合理的に保全しなければならぬのである。即ち統制會は中小工業の問屋制より下請制への推轉をはかるとともに、下請制度の整備をもちからなければならぬので

ある。例へばこれを配給統制について云ふならば、物資の配給は大工業に重點的に配給し、大工業より中小工業へ下請注文せしめ、中小工業を大工業へ専屬せしめ下請制へ推轉せしめる。この場合下請工場をして親工場別に下請統制組合の如きものを組織せしめ統制會の下部單位とし、大工業の無制限なる収取に對して制限を加へるとするが如きである。

さて以上の如く統制會の任務を定めるならば、これと前述の企業合同問題は如何に關聯するであらうか。若しも前述の下請組合が所期の如く運轉するならば、配給機構より問屋の排除と大資本の商業的収取が制限されるわけであるから、中小工業者の産業資本の確立が保證され、その線に沿つた企業合同、即ち完全合同が期待されるのである。たゞこゝで問題なのは下請圈内へ入り得ない零細業者の處理である。我國の輕工業部門の中小工業は多くは農村工業より發展せるものであつてその零細層は未だ農村副業的性格を脱してゐない。そしてこの零細な副業經營が問屋制家内工業の形態をとつてゐることは周知のことである。これらの零細業者は生産技術並びに政策技術の上からみて下請圈内へ進入せしめることは困難と考へられるのであつて寧ろ此らは農業へ吸収せしめ副業的形態を廢棄せしめる方策がと

らるべきである。即ちこの零細業者の處置は土地問題の解決を基本とする農業政策にあると考へるのである。而してこの副業工業の廢棄はまた整備問題の他の一面たる生産縮小にも應ずるものである。即ち企業整備問題は一面に於いて完全合同による生産の能率化と、他面生産縮小による餘剩勞働力を要擴充部門へ振り向けることを目的として内蔵してゐる。故に輕工業の如く生産縮小を餘儀なくされてゐる部門では従來の生産設備をたゞ統合するのみでは目的を達し得ないのであつて、優秀設備を一定度統合せしめるとともに、劣悪設備を整理することが要請されるのである。例へばさきにみた織物工業に於いては統合に於けるこの二重目的を忘れ従來設備されてゐた織機をすべていづれかへ統合したために、統合體内部に於いて五割程度の操業短縮を行つてゐる現状であつて、これでは何のための統合であ

中小商業概観

前 言

中小商業問題が産業經濟問題の一環として、また、諸多の社會問題中の一課題として、戦時下の大きな關心事とな

るか解らないのである。そこでこれらの部門に於いては統合と同時に劣悪設備を整理することが要請されてゐるのであるが、この整理するべき範圍を大體問屋制家内工業としこれらが主として農村の副業形態であることから、この整理は農業土地政策に在ると考へるのである。併し乍ら土地政策によつて農村副業を整理することが出来るにしても、ただこれだけではその勞力を擴充部門へ供出することは出来ない。それは副業勞力が家族勞力であつて容易に外へ供出出来ない性質のものであるからである。故に勞力供出のためには土地政策の上に更に農業近代化政策が加はらなければならぬのである。以上現段階の中小工業整備を完遂するためには單に中小工業政策ばかりでなく、商業政策と農業政策が並進しなければならぬことを強調して置きたい。

つてゐることは、既に周知の事實であらう。而して今日、産業整備の要請、社會經濟機構の再編成、轉廢業の社會政策的處理等々の諸問題が、中小産業關聯の重要問題としてクロージアップされるに至つた。いま、茲に、此の中小商

業問題の時局下の動向——特に昨年此の方の變遷推移に就いて検討しようとするのであるが、問題の展開が、數理的に其の始期及び終期を明確にし得るといふが如き現象は、在り得るものでなく、従つて、昨年から現在に至るまでの間に大體執りあげられ、または、叫ばれ來つたところの商業關聯問題を概観的に記述するに過ぎぬであらうことを斷つておく。

商業性格の變遷

商業が在來の個人的自由主義思想に立脚して考へられてゐた、所謂、自由營利主義時代——支那事變勃發前位まで——には、「營業の自由」に従つて、「營利の自由」が是認せられたのであるが、支那事變前後を契機として、商業の營利自由なる觀念が阻却されるに至つたのである。その因由は多々あらうが、何と言つても聖戰完遂に必要な軍需物資の確保のための諸統制、即ち、物資、物價、利潤、貿易等の統制政策に依る結果であると言へるのである。従つて國內一般商業に於ける商品の生産制限、販賣禁止等に依る商品の入手難は、日を逐うて愈々甚だしきを加へ、公定價格、停止價格の設定と共に利潤亦著しく減少するに至り、剩へ販賣商品の公平配分の要請から、過去に於ける營業実績、

即ち仕入高とか販賣高等を基準として割出されたる一定率の商品配給量が決定せらるゝに至つて、商業及商人の私的な營業の自由、利潤の自由といふことが事實上に於て抑制されるに及んで、中小商業の如き、さらだに同業者の過多大資本の壓迫、華客爭奪、従業員の雇入不能等に悩まされつゝあつた矢先で、貯蓄や財産でも有つてゐるものは別として、此の國策に依る統制的結果と、内面的には、相當長い間に押し迫つてゐた困憊とが、恰も事變を境に一時に影響された如くに感ぜられた中小商業者は、當時、妙くとも(註)全商業の三分の一、は生活に事缺くに至るであらうとさへ噂され、業者の脅威となり、商人及従業員の轉失業問題が喧しく論議されたのである。而して、當時、大體進出、歸農、殷賑産業への轉向といつた方法が、米穀、菓子、酒類商業者等に依つて試みられたのであるが、其の一部は眞に歸農とか工業の經營者又は勞務者として轉向したやうであるが、一部分の轉向希望論者は、大體への歸農の形に依つて、先方で内地の如く半農半商の形で商業を営み得ると考へ違ひをした者もあつたらしく、一時は非常な希望者數を挙げたが、それは漸次少くなつて行つた傾向に終つたやうである。況んや今日大東亞戰爭が、謂はゞ支那事變を前哨戰として東亞の新秩序を樹てようとして戦はれてゐる以上、同

一プロック内の滿洲國、中華民國、さては南方諸地方に於ても、事變前内地商業機構乃至商觀念の下に、商業が營まると言ふが如き認識不足は、絶対に矯正されねばならぬのである。

(註) 東京商工會事務所昭和十五年十一月調査に係る東京市内商店の經營情況と其動向に依れば、調査商店一、二六九店中營業維持可能七八五店、困難なもの三三三店、不明一五一店で、此不明を除く百分比は、經營可能七〇・二%、經營困難二八・九%で約三割である。

いま、商業の性格が支那事變を契機に抽象的に變遷して來たといふことを述べたが、之が具體的例を挙げれば、從來、各種商業の機能發揮のため、問屋、仲買といふ機關が大抵存在したのであつたが、恚うした中間的機關は漸次減少し、またはオミットされるに至つた。其の適例として、彼の中央卸賣市場に於ける仲買人制度は昨秋廢止され、酒類商其他業種に於ても同様、今日仲買人なる中間利潤機關及びブローカー的使命を其の存在理由としてゐたところの段階は、概ねオミットされるに到つた。これ等は、之を要するに、商業の使命、商人の機能は、過去自由主義商業時代の如く、物の交易斡旋に依つて、商品の流通、需給の圓滑を圖るのであるが、それは表面的形式的には社會經濟機

構の一機關とされてゐたが、實質的には私益追求が其の目的であり、儲けることが商人の技術、宣傳乃至美辭麗句に依つて商品の價値を實質以上に吹聴すること等も、尙ほ商業、常識、商人道徳に悖るものではあり得ないかと考へられ、商業徒弟の如きは、寧ろ、さうした宣傳技術、吹聴技能と言つたことの鍊成のために、五年とか十年の年期奉行をしたのである。宜なる哉、過去十數年前の小學教科書修身書中には、長吉とか何とかいふ正直な呉服屋の丁稚が、反物に瑕疵の在ることを客に告げたといふので、正直店員の鑑と賞揚される一課があつたが、此の示例の如きは、當時の商人が凡そ瑕疵などは知らぬ振りをし、商品の實質以上の價値宣傳や吹聴に努めてゐたであらう反面を物語ることもなるではなからうか。

商業の性格が斯くの如く變遷し、商人の倫理、道徳觀念が敍上の如く推移するに至つたことは、多少の年月を閲して來たであらうが、尠くとも、支那事變邊が其の大きな轉換期となり、更に大東亞戰爭に依つて、英美的資本主義經濟、個人的自由營利主義の考へ方が東亞から排除され、始めて、之が契機となつて我が國、否、東亞に於ける産業經濟思想に一大轉向の機會を齎らすに至つたことは之を否めぬであらう。即ち、國內的な商業の任務及商人の使命は、

國家の配給機能を見現すべき機關であり、之が機關の運營者が商人であるといふ風に考へられ得るのである。此の意味に於ては、商業といふものが他の産業の如く、生産面にタッチしないと云ふ理由に依つて、卑下さるべき何等の根據なきのみならず、「通商」と稱し「貿易」と稱へられて、涉外的商取引に依る外貨獲得の政策が、國家繁榮上如何に重要な意義を有するかを顧みれば思ひ半に過ぐるであらう。

中小産業整備問題

中小産業整備は歴代内閣の考究するところであつたが、全産業の綜合的處理は未だしの感なきを得ない。大東亞戰の完遂、共榮圈の確立のためには、恒久性ある整備を斷行すべき必要に迫着してゐる。此事について東條首相並に岸商相が今春議會に於て、斷乎整備を執行する旨聲明せられ其の整備要綱が發表されるに至つた。即ち、中小商工業に關し、生産、配給、運輸、勞務其他に關して、有機的綜合的關聯を持たしめ萬全の策を樹てんとする方針を明かにし、徒らに各種産業の間に摩擦相剋を惹起せしめざる考慮を拂はれる周倒さのやうであるから、從來とは一段進歩的な具體的方策が樹てられ、且つその實現の速かならんことが望ましく。

而して、現内閣の整備方針が從來のそれに比較して注目すべき點は、大東亞共榮圈確立のために、其の最も必要なる人的資源確保といふところに重點を措いてゐることであらう。勿論、此の事は大東亞聖戰の完遂のためには、物資生産財、勞働等諸々の必要を感ずることが數多く存するけれども、其のうちには特に人的資源の要請問題は其の尤なるものと言はねばならぬ。即ち、國內産業は言ふ迄もなく、凡ゆる生産面の増強擴充、南方占據地の廣範圍に涉る開發、増産の指導に要する夫れ、等々、皆な人的資源に俟つところ大であつた。戰爭が長引けば長引くだけ、益々之が要請は重要となるであらうこと贅言を要しない。従つて、産業整備は勞務調整と離るべからざる關係に立つのである。然るに、過去に於ては動もすれば之れを切り離して、臨機的に施策して來た傾のあつた事は否むべからざる事實であつたらうと思ふ。故に例へば、企業合同や轉業問題にしても從來兎角運々として所期の効果を齎らさなかつたと言ふ嫌ひのあつた事は、蔽ふべからざる事實であつたらう。尤も過去に於て執られ來つた方法が研究を積んだ結果、現在の如き進展を導いたのであるとも言へるから、或は、過去は研究時代であつて、現段階は其の施策實行の時代であるとも言ふ事が出來よう。孰れにしても、勞働を中心としての

産業機構の整備を圖り、人的資源の需給を中核としての総合的産業整備を行ふことが戦時下に於ける産業労働政策の基調であり、それが過去に於て屢々宣言せられた中小産業整備方針と聊か趣を異にするところではあるまいかと思はれる。

借て右の如く産業整備の組織的問題を觀て來たが、次に之と關聯して問題となる精神動員の問題に觸れなければならぬが、支那事變當初と大東亞戦争開始後を端的に比較すれば、國民の氣構ひに於て遙かに緊張味の加はつたことを見逃し得ない。これは觀察の仕方にも據らうが、聲を大にして宣傳をしたり指導したからではないと思はれる。やはり日本人の特徴、日本精神の發現は一旦緩急ある時に際會すれば、自然發生的に發揚する國民的性格に因るものであらうと思はれる。寧ろ恚うしなければならぬ、さうしては不可ぬとなまじ引摺り込まうとすると、心にもなき反撥を爲す傾向がある。事新しく日本主義を説き、日本精神を喋々する宣傳機關を設け、多額の經費を費すよりは、内省的に自覺せしむる思索を要請し、啓蒙となるべき機會を與ふることが肝要であらう。此のことは轉業對策や企業合同に就いても考へなければならぬ點であると信ずる。即ち、商人が現實に商品の不足に依つて商賣が立ち行かぬといふ自覺乃

至事態の見透がつけば、結構自發的に轉業對策を講ずる例は決して尠くない。而も、徒らに官僚の机上論的對策や理論上の合理性を包攝する模範指示よりも遙かに現實に即した銘案が出来、實際に處理し得る場合が多い。

また獨り商人のみではない、工場や鑛山に働く産業人にしても、形式のおせつかいよりも大東亞戦争の開戦、緒戦の華々しい戦果と言ふ事實に依つて、働き抜かねばならぬ、職域奉公にフルで努力せねばならぬといふ日本人持前の氣性が自發的に發揮される。その一例を挙げれば、私は今春北海道へ旅行して道廳警察部の調査に依る全道二百餘の工場、鑛山、事業所に於ける大東亞戦争開戦後と其の前の出勤率及増産率對比を見て、頼母しき日本産業人の姿に敬服したのである。左に摘記して参考に供しよう。

	出勤率	増産率
戦前	八五・五%	八七・二%
戦後	八八・五%	九〇・〇%

備考 出勤率に於て戦前より三%、増産率に於て二・八%増加となつてゐる。

産業定策確立の要請

中小商・工業の整備問題は刻下の急務である筈であるが、

此の問題が取上げられて既に數年、其間著しき進捗の跡を見出し得ないのは如何なる理由からであらうか。凡らく國土計畫や労働政策と脱み合はしての、所謂、高所大局の方策が確立しないうちに短兵急に叫び出されたとも言ふ外はあるまい。何となれば、從來、商工當局は或場合は中小商工業を計畫的に整理するといふ意圖を發表し、或時は中小企業を「減少」せしむと稱へ、或る場合は「育成」すると稱して、業者をして其の歸趨を迷はしめたと言ふ感なきを得ない。例之、企業合同の懲憑に依つて一昨年頃より中小商工業者は概ね覺悟を決めて、地方に依つては自主的對策として既に株式乃至有限會社組織に依り、或は商工小組合乃至は任意組合等々の形態を採つて合同若しくは聯合して自發的整備にさへ取り掛つた向が相當出現したのである。即ち全九州の生活必需品商業組合、北海道各地に於ける蒲鉾製造販賣組合(任意組合)其他各地に於ける米穀、菓子製造販賣組合等々枚舉に遑なき程、商業も工業も自主的方策の講究に腐心したことは周知のことであらう。殊に、北海道の如きは凡ゆる中小商工業者が、既に中小産業整備上の心構も成り、組織準備も夙くに出來て、其の各々の統制機關たる組合聯合會や統制團體に於ては、各其の特殊性や地方的事情に即したる自主的整備案を立てた由で、寧ろ中央當局

の指示さへあれば何時にても應じ得る状態に在つたのであるが、新たな整備要綱に準據すべき指令に依つて中斷の形となつてゐるし、指導的立場に在る聯合會や統制團體は寧ろ業者をして暫く待機の姿勢を執らしめねばならぬといふ状態となつてゐると言つた事情にある。加之、中小商工業の整備上現實に必要な條件は、前にも述べた如く、國土計畫、計畫的勞務需給方策、業種乃至地區的事情、商工業の適限規模、商工業の整理すべき數と殘存數乃至はそれ等に必要なる適限人口等々につき、恒久的計畫的方策を豫め樹て、掛らねば、單なる理論となるのみならず、愈々整備の具體策實施に當つて收拾のつかぬ混雜を來すことなきを保し難い。

更にまた、若し企業合同乃至聯合の形態を執つては見たもの、業種別、地區別に觀て企業單位が大きくなり、企業數が減少したのもの、其の結果得たるものは何ものもない、否、寧ろ準備に要する尨大な費用と勞力乃至プレートの空費に終り、且つ大規模の企業、大資力を擁する業者に徒らに有利な條件を與ふるに止まり、中小業者は眞に整備の惠澤に依ることを得ざるに至るなきやを憂へざるを得ないではなからうか。茲に社會的政策實施上の抜本的考慮を要するものと思はれる。

斯くて眞に生産の擴充のため且つ合理的な商工業の整備を達成せんとすれば、資力體力の餘裕尙ほ充分なるものを動員すべく、老齡辛うじて其の生活資糧を稼ぎ出すに困窮しつゝあるが如き業者は之を其儘殘存せしめ、未だ腦力も勞力も充分なる業者若くは従業員をこそ、重要産業部門の勞力源として之が轉向を圖るべきであつて、それこそが眞に増産の國策、勞力配置の要請に副ふべく、また、老弱其の適材を適職に奉公せしめ得るところの肯啓ある轉業策ともなるであらうが、現行の轉業對策は、機械的數量的に勞力を移動せしむるに過ぎざるの感なき能はず、特に商業從業者の集團的轉業先の如き、豫め其の轉職者の能力(教育、技術)、體力、其他を考慮して、轉業轉職後著しく健康を害し、若くは、其職に堪え切れず逃亡するに至らしめ、徒らに轉業忌避の傾向乃至勤勞に對する脅怖心を唆るが如き結果を招かさざらんことに留意せねばならぬ。

此の意味に於て、昨年来、産業整備と勞力供出については、當局の確乎たる指導方針が要請されると共に、一度指令され聲明されたる方策に、喩へ内閣の更迭や當務官僚の更替移動等に依つて、濫りに之が變更を爲し産業人をして其の歸趨を誤らしめざることを冀ふのである。

經濟統制と商業の配給機關化

經濟の全面的統制を圖つて、所謂、經濟新體制を確立するといふ建前は、既に昭和十五年十二月七日、時の内閣が閣議に於て、企業の整備統合を斷行せねばならぬと言ふこととなつて、經濟新體制確立要綱なるものを決定したが、其の中に、「本體制の整備に即應して關係行政機構及其事務の再編成を行ふべき旨の申合を爲してゐる。

従つて、聖戰完遂のためには、産業の整備、經濟組織の再編成、經濟團體の統制等の急務なることに關しては、何人も之を痛感してゐるところであるが、少くとも一昨年末に閣議での問題となつたことが、漸く現在足掛三年目に、「行政機構及其事務の再編成」が、官吏の減員とか、事務簡捷化と稱されて問題の實踐期に入らんとしてゐるのであるが、從來の自治的統制を官僚統制に置き換へようとする當局の方針の如くであるが、經濟統制の方法論としての、一元的統制はか多元的統制はかの根本的意思決定を要す可く、之を例へば、肥料の配給制度にした處が、過去に於ては商業組合六〇%、産業組合四〇%とされてゐたものが、今日では反對に商組扱は四〇%となり産組扱が六〇%となつてゐるのであるが、斯くの如きものに於ける眞の統制、

即ち、重要産業統制の使命から言ふならば、生産團體と配給團體との競争的二元的取扱の如きは、尙ほ配給組織の抜本的對策として研究改善の餘地を残すものと謂はねばなるまい。殊に、重要産業團體令に依る、統制會の統制方針に則つて、從來の産業形態分類方法を改めて、七業種十二部門に分類した精神を付度すれば、商業なる業種の替りに配給なる業種を認められた點から觀るも、商業組合と産業組合とで肥料の配給權限を争ひ取るといふが如き事は、之を一掃すべく、從來の商業部門を擧げて配給機關化せしめて、凡ゆる物資の配給に關する限り其の役割を受持たしむることこそ、企業統制上、または經驗とか配給技術の適材適所の配置ともなり、勞力の經濟的利用策でもあるであらう。

尙ほ茲で問題として考へて見たいことは、經濟統制、産業整備の基礎的な考へ方として、統制團體自身の統制、換言すれば在來より幾多の統制機關として存在してゐた形態、其後に諸種の法令に依り誕生した統制機關や團體、之等が各自の目的使命を以て動員されてゐるのであるが、團體多くして寧ろ統制遅延すると言ふが如き、或は統制團體相互の競争的問題、或は亦、統制上屋上屋を重ねると言つたこと必ずしも無きを保し難いと思ふが、之等の統制團體の統合によつて、官僚的なものも、民間的なものも、綜合

一體となつて、官民一體統制の使命を達成するを切望するのである。

商業界の動き

前五項に於ては、稍抽象的、理論的に商業の「在方」を觀察して來たので、本項以降に於ては、具體的、現象的に商業界が昨年以來如何に動いて來たかを述べようと思ふ。従つて、これからの記述こそが、年鑑的要請に當て欲まるものであらう。

一、商業の一般的觀察

(1) 商業の配給機關化——此のことは既に述べたから詳述しないが、商人は日本の商觀念に徹底し業態は日本の商業性格へと轉換してゐる。即ち、商業者は、商品の乏しきを憂へず、利潤の少きを呻たず、消費者への配給使命に努めつゝあり、商業は漸次配給機關化したと稱し得よう。

(2) 景況——統制に依る諸種の影響は大きい、何と言つても、戰時景況的な購買力の旺盛、物資漸減と昨年中の増税見透し等から、物に對する異狀な入手慾が手傳つて所謂、浮動購買力が可成りに存在したと謂へよう。而して、大東亞戰の開戦による一時的緊張によつて、購買力

は過分低下はしたが、緒戦の華々しき戦果に依り、尙ほ再び購買力は回復の傾向を示してゐる。

(3) 商品の状況——商業殊に中小商業に於ける販賣商品の不足に依る収益の減少といふ現況こそは、商業者にとつての最大の問題である。また、飲食糧品、生鮮食料品等切符制の商品の場合に於ても、其の配給取扱数量の少いことは、手数量乃至利潤の少いことで、孰れにせよ商人の悩みに相違ない。併し、事變五箇年にして、而も大東亞戦争といふ英米を向ふに廻しての戦争をも同時に戦ひ抜かうとする決戦體制下に於て、大體に於て、國民生活の最低限の物資を確保し得ると共に、商業にしても、業者乃至従業員の轉業に依り、或は企業の間乃至聯合の方式に依る整理統合に依つて、多少窮屈を忍んで行けば既に幾多實際済みで、之を例へば米、酒、菓子、其他業種の機構整備の如く、其の業者の最低生活を保證する収益を目論見得る集約形態はあるであらう。勿論、業者自身としては必ずしも充分安定し得ると言ふ程度には行かぬであらうし、一部業者中には、企業者のために犠牲となるものも多少生ずるに至るかも知れぬが、總體的に觀て安定感を持てるであらうと信ずる。只如何に合理的な轉業方法を以てすべきか、怎んな企業整備方針が妥當な

るか、業種に依り地區的事情に依つて、其の機宜の銘案を案出することが緊要であらう。

二、具體的問題の觀察

(I) 企業合同進捗の状況——企業合同が商業者の間に眞個に考へられ出したのは昭和十五年初頃より十六年にかけてであつて、十五年十一月二十二日「生活必需品配給機構整備要綱」が、商工次官通牒により發せられてから一層峻られた形となつたと云へよう。尤も、企業合同に依る商業の再編成、商店の再配置の問題は、單に企業合同の懲罰や企業数の減少のみに依つて達成せられる筋合ではない。配給の組織機構の合理的整理の結果として廣らさるべきであるから、業種業態の性格に依つては、必ずしも企業合同を必要とせざるものと、必要不可欠からざるものとが存在するであらう。即ち、商業者の整理統合に依つて、何等かの具體的效果を有するものは合同の機運活潑であるが、些して合同の効果といつたものゝ存しない業種には其の必要性がない譯である。

併して茲で問題となるのは、企業整備の具體的必要性とは何かと言ふと、それは、前にも屢々述べた如く、勞務供出のための國策線に副ふべき必要が其の第一である。即ち、勞務動員の觀點から「商業を整理統合し、其の從

業員の要員数を調整することに依つて、重要産業面への動員を可能なる状態に措くことは刻下の急務である。第二は、企業合同に依つて地區的に綜合的に配給機能達成し得る効果を齎らし得るや否やである。即ち、合同の結果地區的な不便や綜合的に統制が執れて、配給が圓滑に行き、統合前より従事員乃至經營費の節約が出来るか、或は經營能率上昇の効果が期待し得れば宜しいが、然らずして、配給が非常に不圓滑の結果しか現はれざる事となつたり、従業員が餘計に必要となつたり、費用に至つては、更に多額を要するといふが如き結果に陥つた例は過去に於ては工業の企業合同の場合に實際存在したのである。

斯く考へて來れば、企業合同の進捗状況の、自主的機運とも稱すべきものは、既に昨十七年より本年初頭頃までを劃期として一先づ終止符を附けたかの感がある。即ち、第二期と稱すべきもので、一昨年頃以前は産業育成時代、そして此の第二期が自主的整備時代であらう。

併し、それは飽くまで維持培養策であり自主的な方法のことであつて、本年春(三月)を契機として、更に第三段階の政府の對策が發表されたのである。それは即ち、

昨年十二月發布施行された企業許可令、本年三月十日の閣議に於て、勞務供出、企業整備の觀點より、中小工業の整備及び殘業轉換の促進に関する基本方針の決定を見た事であらう。之に依れば、中小工業の再編成は、勞務供出並に企業整備を中心とする中小工業者の整理統合であつて、そのためには、轉業先の考慮、轉業指導等に力を致し、轉業業者に對する金融的措置を講ずる等積極的方針を明かにし、従つて、從來の自主的企業合同從應の方針は、一應「俟つた」を喰つた形であるが、一面中小商業の綜合的再編成のために、企業形態を如何にすべきかについて解決の鍵を與ふるに至つたと謂はれる。それは、工業に於けるが如く、株式會社、有限會社、組合等に依る企業統合の方針をとらず中小商業の特殊性に鑑みて、個人企業即ち家業としての良さを存置せしむると共に、經營の熱意に依る配給圓滑化と家族勞働力の活用とを圖り、その結果小賣店が形式的官僚的な配給所化せず、國民生活に親しみと潤ひとを期待し得る點に特徴的な新味がある。

いま、小賣業整備方針の要旨を掲ぐれば左の如くである。

小賣業整備要綱

- 一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす。但し特別の事由に依りこれに依り難き場合はその他の方法に依り之を行ふこと。
- 二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に、消費者の便益を十分に勘案すること。
- 三、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間にそれ〴〵必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと。
- 四、食料品等の日常生活必需品については買出または配達の便宜、消費者數及び其の分布狀況需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし、要すれば配給相當區域を劃定し、これに適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制または顧客登録制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要により共同御用開または共同配達を行ふこと。
- 五、整理に伴ふ配給能率低下を防止し、これが向上を圖るため店舗をして共働せしめその成績に應じ取扱數量の増減を圖るため登録の更新をなさしむる等適當なる措置を爲すこと。
- 六、轉業者の決定に當りては年齢、資質、經驗、技能より

- 見て他の勞務に堪へ得る者より選定すること、なほ戰死者及び戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく従前の業務を繼續し、または之に従事し得ることとする。
- 七、轉業者は速かに其の就職先、就職條件等大體の目途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至るまでの過渡期に於ては、必要により勤勞奉仕隊等を結成し、差當り緊要産業の生産増強に協力せしめ、これにより轉業に必要なる鍊成を爲さしむること。
- 八、轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざることと特別の考慮を拂ふと共に、その家族に對しても就職授産等について適切なる措置を爲すこと。
- 九、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむること。
- 十、企業の整理統合により轉業する者の店舗その他の營業用設備手持商品等の處理については、業者または業者團體等に於て買取りまたは利用處分の轉讓を爲すと共に、その營業上の債權債務についてもこれが處理に協力せしむること、右の場合可及的に國民更生金庫を活用すること。
- 十一、職業轉換を爲したる者が従前の企業に復歸を希望す

る場合に於て、その企業の新規開業を認め得る事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮すること。

(II) 配給機構整備狀況——配給機構再編成といふことは、

整備といふ積極且改良され得るといふ期待を有する場合のみである如く斷定的に考へられる事が多いのであるが、再編成に依つて改悪される場合もあれば、消極的に只目先を替へた形で、改善にもならず改悪にもならぬ。従つてまた何の役にも立たぬ目先替へをする爲めの手數や費用が要つたといふに過ぎざるが如き場合があり、時には、理論的には整然としてゐるが、現實的には運營の不能な場合なども在り得る。従つて、過去に於ける再編成が前進してゐるのか後退してゐるのか見當の付かない状態に措かれてゐることなきにしも非ずであらう。

- 借て昨年から本年にかけて配給機構問題の主要的動きを概観しようと思ふが、其の流れを要約すれば、
- (a) 組合制配給機構の整理統合
 - (b) 會社制配給機構の整理統合
 - (c) 従來の配給機構革新の方策
- 右三つの流れの中、(a)の組合制機構の整理統合如何を觀れば、地方に於ては生活必需品小賣商業組合の競争的結成、都市に於ては分立せる同種組合の一元化、此の二

つの主流を認めることが出来よう。即ち、前者は昭和十五年十一月の商工次官通牒、同十二月の全國經濟部長會議に指示された生活必需品配給機構整備要綱に基き、全國的に結成を急いだところで、九州、北海道の如き全縣全道を網羅全國に魁して結成され、東北、關東、關西と次々に結成されたのであるが、地方別に觀て、取扱業種商品種別、地區組合と其の包括業種聯合會、また或る地方に於ては、其の縣下全圖を縣商聯の一本建とし、其下に市町村支部を措く組織とし、單位組合は即ち支部出張所であるが、業種乃至取扱商品種類は各地區に依り異なることあるは地方的特徴または便益に資せしめんとした結果であらう。

併し、福島縣、千葉縣、秋田縣等には全縣商聯一本建とする主張と之に反對する主張との間に問題を惹起し、其緩和策に昨年中大部分の日子を費したと言ふ経緯のあつたところもあつた。此のこの起りは生産配給機構整備要綱が、單に模範要綱的に指示されたに過ぎず各府縣が強力な統制力を有せぬ結果、組合は出來たとしても事業活動は活潑に行かぬと言ふ憾なきにしも非ずであらう。

商工省所屬全國組合並組合員數

(昭和十六年十一月現在)
商組中央會調査)

全國組合數 同組合員數 出資總額

一、三五五組合 九五、四四名 一、九二、三三〇、二五〇

備考 これの業態別内譯を示せば、左の如き順位である。

纖維一、四八〇組合、米雜穀一、一九二組合、生必地
區組合一、〇〇六組合、酒類清涼飲料七七四組合、
燃料七六七組合、其他となつてゐる。

後者即ち、都會地に於ては、同種業態の多數、戸口の稠密、業態の分化専門化してゐる關係上、地方の如く一本建組合で、而も凡ゆる商品を取扱ふが如きことは尠少であるが、少くとも、業種別組合一元化の傾向は強い。即ち、米、菓子、履物、洋服、青果、鮮魚、酒類等の如き、一本建商組が既に結成されて活潑なる活動を爲し、配給の萬全を期してゐる。

また、(b)の會社制機構への整備状況を観るに、國策會社、統制會社といつた統制形態に率へられ、協力しつゝ有限會社の小資本的、簡易形態に依る方式が結成手續

すれば、自治統制より官僚統制へ、官僚統制より官民一體統制へと配給組織の進化して行くこと、機構が整備されつゝあることを證すべきものと言へようと思ふ。

只、茲に考ふべき問題は、恚うした經濟統制體制が、單に何々配給機構圖、または、何々整備要綱として掲げられたとしても、それが諸種の組合と諸々の會社、營團、其の他方式乃至形態の變つた屋上屋的存在にたざることである。何となれば、目先の新しき機構や諸々の名稱・機關の濫立のみでは配給機構は何等大きな改革が齎されざるのみか、末梢的な企業合同方式の研究に終るが如きことなきを保しなす。

然るに、組合制、會社制(註)營團制等を進化的過程を辿つて行くうちに、組合制、會社制にも各長所短所があり優れた點も缺陷も生じよう、殊に一部職者には商業組合の否定論を爲すもの、また或る一派は有限會社を乏すもの等もあるが、組合制配給機構はか、會社制のそれが是か、または、それ等の組織機構に如何なる修正を加ふべきか、或は從來の組合並に組合運營の衝に當る組合役員乃至組合員の性格、機能等に關しての再検討再編成に依る之が是正を以て事足るべきか、更に或は會社制と組合制折衷式配給機構の創成を一考すべきか、或者は昨年

の迅速簡略といふ事と相俟つて設立が比較的によく見られるに至つた。否、全食料品部門の如きに於ては、會社の濫立をさへ懸念せらるゝに至つたのである。

尙ほ此の外會社ではないが、營團、協議會、統制會と稱さるゝ所謂、經濟統制團體が出来て、組合方式に一步進んだ統制の形態とされてゐる。即ち、之に屬するものは、營團として既設のものに、住宅、交通、食糧、産業設備各營團が活動をしてゐる。協議會なる統制方式は既に昭和十三年五月に「需給調整協議會令」として發布された法令に依つて設けられ、纖維、青果物其他業種に實施を見、既に配給率等について官民より選任された協議委員が眞摯な需給の調整等に實際活動してゐること周知の通りである。統制會も亦、前記諸統制團體と同様の役割を持つ團體で、重要産業團體令に依つて設置されてゐるのである。而して、協議會は前述の通り十三年に發令されたものであるが、それ以外の營團乃至統制會は共に昨年(十六年)より本年にかけての出現で、其の運營の現實に行はれたのは殆んど本年に入つてゐるであつて、未だほんとうに新しき團體であるが、茲に恚うした團體の出現の特徵的な意義ともいふべきものは、任意團體や協同組合より統制團體や國策會社への推進、更に別の言葉で表現

十月商工省通牒によつて指示された、纖維製品配給機構整備要綱に基き設立された會社制、即ち、纖維の生産面と配給面との二本建式配給圓滑を企圖した方式の機構こそは、組合制配給統制に終止符を打つ長所があると言ふものさへあるが、それ等孰れの方式が最も優秀性を持つものであるかを斷定するには尙ほ充分研究の餘地あるものと謂はねばなぬ。殊に(c)の所謂、從來の配給機關の革新方法に依る何等かの整備具現策なきやに就いては、單に配給機構や商業組織自體の改革にのみ重點を措かず他の諸々の要件の検討解決に俟つべきことを忽にしてはなるまい。それには、昭和十五年十二月七日の閣議で、「經濟新體制確立要綱」なるもの、決定を見た。其の中に「本體制の整備に即應して關係行政機構及び其の事務の再編成を行ふ」との申合があるが、此の頃官吏の整理が發表されたが、此際斷然行政機構の整備と經濟機構整備とを併行することが最も緊要であらう。即ち、經濟機構の整備に必要なブレーション、人的諸要件を整へ、産業機構が眞に産業昂揚の實を具現し得る形態と組織たらしめねばならぬ。

(註)、ドイツに於ける食糧營團の概要を參考として掲記すれば左の如し。

○ライヒス食糧團 (Reichsnährstand) (一九三三年九月創設)

- 1、農業、農民、食糧經濟が打つて一丸として統括され、農産物市場の規正のため全權が附與されてゐる。
- 2、ライヒス食糧團法は食糧經濟に於ける職業、秩序と市場秩序の基礎を爲す。(世襲農場法が新ドイツ土地制度の核心を爲す如く)
- 3、ライヒス食糧團は強制的な公法人である。
- 4、團の任務は食糧の生産、(配給)加工、販賣に従事する一切の業者を包容して)より消費に至る全行程を一貫的に統制せんとする意圖に出で、所謂、市場規正を行はふとするに外ならぬ。即ち、責任ある指導に服するところの自治的方途に於て、生産、販賣、價格、價格差の統制のための措置を講じ全體的見地に從つて供給を確保せんとする凡ゆる關係を有機的に動員するため、其の經濟及職業集團の結集を目標とする。(自由主義時代の農業諸團體と異り、農村のみの特殊利益を圖るものでなく、また、カルテルやカルテル類似の團體の遺り方とも異なる)。寧ろ、ドイツ民族の構成維持のために力強い支持機關たる目標を有する。

- 5、團の主要任務を概括すれば
 - (1) ドイツ農民階級、ドイツ農業、農村協同組合、農産物販賣並に加工業者の助成
 - (2) 團の成員間の經濟的社會的事業の統制
 - (3) 團の包括する凡ゆる機能を公共の福祉に役立たしむる調整的方法の講究

限會社なるものが制定されるに至つた。

併し、之等が新たに組織されなければ、舊來の組合、會社が其の機能を發揮し得ないならば別として、從來の組織に缺陷あらばそれを修正すれば足り、制度機構自体に缺點短所が發見されるに至つたならば、潔よく之が改廢に依る長所善處の方策を講ずる必要があるであらう。徒らに機構の複雑、機關の多角的なることが配給機構の整備といふのではない。

例之、中央卸賣市場に於ける仲買人制度の廢止の如きは、利潤の中間搾取的段階をオミットし得たといふ觀察もあらうが、他の觀點から言へば、家庭用の生鮮食料品よりも業務用として高價に流れると言ふ觀察もあり、從つて利潤を搾取されど多少高い商品とはなるが、消費者としては、家庭に於て適當な調理に依つて或る種の料理滋養を攝取することが出来れば、些かの原材料の高い位は全然料亭とか高級な仕出屋でなければ喰ふことが出来ないよりは寧ろ安價に當る結果となるであらう。

斯くの如き矛盾は、一面的觀察、机上論的考究より齎らされる缺陷であつて、熟々理論的講究を盡し經驗あるブレーションを動員して、所謂、皮相的、獨善的弊に陥らざるべしとが斷然必要なのである。此の意味で、過去の配給機關の

- (4) 食糧に關する諸問題に關し、専門的意見又は申合を官廳に建議して之を支持すること
- (5) 成員の身分上の榮譽保持

(III) 從來の配給機關と其の機能の再檢討

前二項に於て組合制、會社制の二大別としての配給機構を檢討して來たが、續述の如く、其の各に配給機關としての存在意義と價値とがあるところで、新しい方式の機構が必ずしも新しい効果を擧げ、從來存在しなかつた形態の配給機關が配給機能の理想的對象たり得るとは限らぬ。寧ろ從來の組合や聯合會の運営に或種の改善を加ふることに依つて其の改善を齎らし得るにも拘らず、屋上屋を重ねる機關を創設したり、從來の組合とか會社の遺り方に示唆を與ふる具體方法を講じ、謬られたる指導者原理を排除し、理事を改選するとか、運営の科學的方法を採れば、組合が立直り會社が發展して行くのに、それ等の過去の良さ、經驗的尊さを生かして、中小商業者の唯一の共助機關たる商業組合をして愈々大きな發展の組織的轉換をなさしむる必要があらうと思ふ。然るに、商業組合法の一部の改正や、會社制の新規な機關乃至替つた團體を創始するといふ傾向が顯著に見受けられるに至つた。即ち商業組合に加ふるに小組合なる組織が創設され、從來民商法に依る會社の外に有

再檢討と新しき機關の試験的檢分を以て實施前の周到なる考慮を拂ふことを要する。即ち、徒らに、「舊きを顧みない」不用意と「新しきを好む」といふ態度は其の孰れも誤謬に陥り易く、配給機關の機能發揮が如何に理論的に實踐的に効果を擧げ得るかの檢討に依つて、眞に配給の使命能率をフルに出し得る組織たらしめるかを案出するに努め、同時にそれが消費者との關聯に於て其の組織化が重要な配給機構整備の解決の鍵となるであらう。而して、此の如く配給機關を是正し、消費者と配給業者との連繫其の宜しきを得るがためには、隣組、町内會等を合理的に活躍せしむることに依つて目的の達成を圖ることが出来よう。

そこで問題となるのは商店立地計畫、配給店の一定消費者數に對する再配置問題が當然考へられなければならない。而して、之等を綜合的に統制する統制團體の整理、既存の中小商業の地區別、業種別の檢討、而して、要殘存商店數殘存使用人員數の標準決定に依り、眞に適切なる規模と訓練された心構とに依つて配給機構の在り方を規正して行くことを必要とする。之が一例を示せば、凡ゆる物資の綜合配給を行ふことが終局の理想の如く考へ、その實現に邁往してゐるやうであるが、各種配給所が區々に分散的に描かれてゐるが、之が全國的に觀て、或はまた總ての配給

東京市に於ける業種別商業者移動情況調 (國勢グラフに依る)

業種	調査店数	營業維持			企業合同				轉業			
		可能	困難	不明	計畫	希望	不希望	不明	計畫	希望	不希望	不明
米穀商	6	2	3	1	1	3	1	1	0	0	3	3
蔬菜果物商	32	18	3	2	1	0	19	3	0	0	19	4
魚商	6	6	0	0	0	1	5	0	0	1	5	0
乾物商	12	10	2	0	0	0	10	2	1	0	10	1
肉類商	14	9	5	0	1	1	11	1	0	0	11	3
酒類商	16	9	5	2	2	1	13	0	0	1	15	0
菓子パン商	142	53	67	20	16	23	75	28	9	2	91	40
食料品商	51	28	15	8	2	6	25	18	1	0	36	14
薪炭商	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2
家具商	14	7	4	3	1	1	11	1	0	0	12	2
瀬戸物商	14	13	1	0	3	1	7	3	0	1	8	5
金物商	23	11	10	2	1	2	11	9	2	1	14	6
呉服商	91	65	9	17	2	3	66	20	1	1	80	9
洋服商	41	22	2	7	0	1	23	17	0	2	27	12
婦人子供服商	50	36	9	5	2	2	32	14	1	3	36	10
夜具蒲團商	18	14	2	2	0	4	11	3	0	0	16	2
洋品雜貨商	136	85	37	36	4	12	106	16	2	1	112	23
文房具商	20	13	1	6	1	3	9	7	0	0	14	6
玩具商	36	18	17	1	2	6	21	7	2	0	28	6
小間物商	34	23	9	2	0	0	25	9	1	1	23	9
靴商	30	20	6	4	0	1	23	6	0	1	24	6
履物商	37	30	4	3	0	0	29	8	0	0	23	14
藥種商	33	23	5	0	1	6	18	8	0	1	22	10
時計眼鏡商	43	30	12	1	3	2	32	6	2	1	27	13
貴金屬器具商	17	11	6	0	2	1	10	4	0	0	11	6
電氣器具商	14	8	5	1	1	1	8	4	0	0	9	4

機構の統制上の見地より考察して、果して戦時體制下に於ける総合的基準として遺洩なきや否やは疑問であらうと思はれる。

然らば既に相當の成果を擧げてゐる従來の組合を中心として、餘り成績を擧げ得ない他の同種組合を統合せしめて其の發展を図る方法を講すべく、徒らに新しき組合を創始し、新規の會社を創立して、寧ろ業者の歸趨を膠らしむるが如きは、策を得たるものとは言ひ難からう。また、綜合制と分散制其孰れかの一を採用するとしても、それが都會殊に大都市と農村等の場合とで亦異なるであらうし、業種別と地區別と孰れが組合の統合乃至機構上適當なりや否やも問題であらう。

北海道や九州地方には、消費者數と配給所とを合理的に再配置してゐる平取商業組合があり、九州の一部の都市では既存の一切の商店を白紙に還元して、生活の必需品の綜合配給所を配置するといふ方法を持つてゐる所さへある。

之を要するに、中小商業の昨年より本年にかけての配給機構整備は、形式的且目先のみの新規を追求する傾向が漸次には正されて、具體的な實質的な方法を希求するといふ風に傾いて來たと言へよう。

商業社會問題

商業社會問題と言へば、其の範圍極めて廣汎であらうが其の一個の問題は中小商業の再編成に依る轉廢業の問題及び其の業主並に従業員の社會政策的問題、即ち、生活上の問題厚生的問題等が其の中心課題と言ふべきであらう。いま中小商業問題としての商店經營情況を檢討して中小商業の困窮狀況を觀察し、商業者の移動情況を考究して商業労働問題の所在を檢討しよう。

(一) 中小商業の經營狀況と轉廢業問題

中小商業の再編成の必要、其の方式等については既に前述したが、茲に其の對策樹立の要請としての基礎的な狀態を觀察する必要があるであらう。そこで、中小商業に於ける其の經營狀況を考察して、それ等が従來の狀態に如何なる方針を施すことが、業態其のものゝ存続のため、或は存続すべきものと轉廢業することに依つて他に業務を見出して生計を樹てる方法を講すべきものと判然と區別すべきことが緊要となる。斯くてこそ中小商業が其儘(同業の内)何程が業種別に殘存すべき必要があるか、そして夫れ以外のものが、如何に何處に轉向すべきか、而も、其の行先、従來との生活維持上の問題につき極端な收入減なき職業への確

(同)

業種	調査店数	營業維持			企業合同				轉業			
		可能	困難	不明	計畫	希望	不希望	不明	計畫	希望	不希望	不明
書籍雜誌商	28	24	3	1	0	1	20	7	0	0	25	3
荒物商	20	13	5	2	0	2	11	7	1	1	9	9
接客業	154	89	36	29	2	5	100	47	6	3	95	50
靴袋物商	25	16	4	5	0	0	20	5	0	0	21	4
絲綢商	10	4	4	2	1	1	4	4	1	0	6	3
寫真機材料商	9	6	3	0	0	0	9	0	0	0	9	0
運動具商	4	3	0	1	0	0	4	0	1	0	3	1
半襟商	14	6	8	0	1	0	13	0	0	0	13	1
生花商	6	5	0	1	0	0	5	1	0	0	5	1
紙商	3	3	0	0	0	0	2	1	0	0	2	1
甘栗販賣商	6	4	2	0	2	0	2	2	0	0	3	3
硝子商	4	3	1	0	0	0	3	1	0	0	2	2
神佛具商	4	3	1	0	0	0	4	0	1	0	3	0
寫真攝影業	5	5	0	0	0	0	4	1	0	0	4	1
古物商業	3	2	1	0	0	0	2	1	0	0	1	2
印刷業	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	3	1
印判業	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1
毛皮商	2	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1
工藝細工商店	4	1	2	1	0	2	2	0	0	1	3	0
煙草販賣業	8	5	2	1	0	0	4	4	0	0	4	4
室內裝飾業	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1
樂器業	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
機械器具商店	4	2	2	0	0	0	4	0	0	0	1	3
日用百貨均一店	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
雜品類	20	11	4	5	1	1	13	5	1	0	10	9
計	1,269	785	333	151	54	93	837	285	33	21	901	314

保が緊要事であるといふ立場に於て考慮されるのでなければならぬ。そこに轉廢業對策の重要さがあるであらう。

情て中小商業者動向並經營状況を東京商工會議所（一昨年十一月末調査）の調査に依つて窺ふことにしよう。即ち之に依れば一昨年の調査であるから、昨年より今年にかけては此の數字より營業維持の點については困難の度が増すとも減じはせぬこと相像に難くならうから、此の表の示唆するところのものに大差はないであらう。

右に依り調査商店一、二六九店舗中、營業維持可能七八五店、困難なもの三三三店、不明一五一店で、之を百分比として觀れば可能六一・九%、困難二六・一%、不明一一・九%。

東京市商業者經營困難理由

報告店数	仕入困難及減少	制限の爲る利益減少	従業員入難	金融難	同業者過剩	七・七禁令影響	販賣時間制限影響	切符制影響	消費節約運動影響
一、二六八	八一七	七四九	三六九	一五	七七	三四七	一七〇	八〇	八四

備考 報告店数と困難理由数との符合せざるは同一店にて數個の理由に基くものあるがためである。

尙ほ前記經營困難理由を百分比とすれば、商品仕入困難及商品減少最も多く三〇・二%、價格制限に依る利益減少が二七・七%、従業員雇入困難一三・五%、七・七禁令影響一二・八%、販賣時間制限影響六・三%、消費節約運動のため

三・一%、切符制に依る影響三・〇%、同業者過剩二・八%、金融難〇・六%となり、仕入難のためと言ふ理由は全業種に共通し最も多く、七・七禁令の影響は呉服、洋品雜貨、金物、其他時局上不急不用と認定され若くは軍需物資として

となるが、不明分を除き計算すれば、可能七〇・二%、困難二九・八%となるから、約三割が經營困難の情況に在るもので、之が轉廢業又は失業の對象たるものである。而して、此の約三割といふ數字は私が嘗つて（昭和十五年社會政策時報第二四六號掲載）發表した他の調査方法に依る轉廢業者數の算出と大體一致するから、少くとも全商業者に於ける三割強に當る要轉廢業者を轉向せしめて其の度を得しむることが商業社會政策の一個の課題と言ふべきであると思ふ。

尙ほ右商業者動向表の營業維持困難中、其の困難の理由別に之を觀れば左の如くである。

重要な面に廻はされた結果商品として激減したる商品を取扱ふ向であり、従業備入困難は呉服商、接客業者が最も多い。

(二) 商業労働者問題と努力活用としての半轉業問題

上述の如く産業労働問題中の問題とも言ふべき努力供給に關しては、時局産業への平和産業よりの労働者移動の問題、商業の再編成と商業労働者の整理に依る工・鑛業への轉業對策等が考へられてゐるが、前項にも述べた通り商業に於ても従業員の雇入困難に依る經營困難をさへ仰つ折柄、如何に巧妙な商業労働者の整理を爲し得たとするも、工鑛業への労働供給源としての商業労働力の期待は些々たるものにし過ぎぬであらう。

いま工・鑛業方面の産業労働者の移動状況を觀察しようと思ふが、全國的な統計を得る術がないので、鑛山方面への移動は九州の某炭礦への商業就職者の經營につき、工業に就ては東京城南工業地帯への商業者の就職者の前歴より得たる数字であるから、部分的な数字を以て、全班を察することは出来ないが、大體

工業への商業よりの轉業者 約四・五%
鑛業への商業よりの轉業者 約四・〇%
右の如き状況に在ることを聽取し得たのである。また、

努力活用としての商業者の半轉業状況を觀る爲めに、前記城南地方の某工場昨年國民勤勞訓練生として入所し、時局産業への労働者としての新生活に首途しようとする人々の前歴に依り得たる商業轉向者のパーセンテージを作成したのである。

入所員數 商業 工業 農業 其他
一三〇名 五八名 一七名 七名 四八名

(圖・六%) (三・〇七%) (五・三六%) (六・九二%)

右に依り之を觀れば、轉業に於て四・二五% (鑛・工業平均)、半轉業に於て前記四四・六一%が商業者の鑛・工業への轉業パーセンテージである。之は前にも述べた如く、私のブライヴエートな統計に過ぎないから、商業の全貌を推察する何等の價値は無からうが、若し局部的な實例として右轉業及半轉業の轉出數を想像すれば、商業界を勞務給源として要請することは、聊か期待薄の感なきを得ないと思はれる。只前記半轉業が其の勞務供出の性格上、四四・六一%の利用價値ありとすれば、今後更に其の供出の方法論的考究に依り相當の効果と活用が出来得るではないかと考へられる。

只、此の場合に問題となるのは、商業に於ける遊休労働力の性質と時局産業が要請する労働力との質的な相違を如何に合致せしめて其の利用價値を増強し其の努力供給の効果を擧げしむるか、研究課題であると共に、それがまた商業社會政策の新しい目標でもあらう。

結 言

之を要するに、中小商業に於ける十六年下半期より十七年上半期に於ける主たる商業問題動向の一應の状況をもの

農 業 概 観

戦時農業の基調

我國の經濟はこの一年間に臨戦態勢から決戦態勢の確立へと急速に移行したが、このことは農業にとつても基本的に異なる所はない。我國の農業が今次戦争の遂行に當つて果たすべき使命は餘りにも明白であらう。一國の戦時食糧の確保は、前大戦に於けるドイツの例に見ても分る如く、正に戦争目的の成否を決する重要な鍵である。この意味に於て 我國農業が戦争の進展と共に食糧確保の線に沿つ

したつもりであり、將來の中小商業問題の解決、日本的商業の構造の確立、産業全體と商業が其の有機的關係を如何に構成することに依つて、中小商業の再編の指標となし、商業者の生活條件を充たし得る状態に於て努力を中心とする中小産業整備が可能なる方策を講ずべきことが戦時下の産業労働政策の根本義であらうと信ずる。

て一路邁進してきたことは當然であると云はなければならぬ。近年の農政は殆んど總てが食糧増産、就中米穀の生産確保に集中せられてゐると云つても敢て過言ではないであらう。この傾向は農林省豫算の農産物増産に對する莫大なる經費の上に端的に表明せられてゐる。しかし、かかる努力の傾注にも拘らず必ずしも期待した程の成果を見せてゐない、此處から我々は我國農業の有する深い困難と複雑性とを汲みとらなければならぬのである。

一體我國の農業は周知の如く、その零細經營なることを

もつて特質とし、農業そのものに對する資本投下を缺き、農業生産はまことにプリミティブな裸の労働の過度集約化によつて維持されてきたのである。極く近年まで問題となつてゐた所の農村人口の過剰と云ふこともかゝる生産關係の側面的な現れに他ならない。日本農業の斯くの如き性格は支那事變の進展によつても特に政策的に更改されることなく、寧ろ當面の事情からその保護強化の傾向さへみられる如くであつた。併し乍ら事變の進展が日本經濟に及ぼした所の巨大な力は、國民經濟の一環をなしてゐる所の農業生産機構に對しても必然的に大きな影響力を持たずに置かなかつた。實際に於て我國の經濟は重工業を中心として此處僅か數年の間に、數十年の發展に匹敵し得る程の飛躍的な發展を遂げたのである。そして此の發展が一方に於て當然それに適應すべき莫大なる勞務者を必要としたことは改めて云ふまでもなく、此の様な人的資源の最も大きなブールとして母胎となつたものが、從來人口過剰に悩んでゐた我國の農村であつたことも周知の事實である。

一見極めて當然の如き此の事が我國の農業擴大再生産に甚しくひどく一つの大きなフアクタに他ならないのである。即ち從來不安的な「コロイド的均衡」を保つてきた所の農村過剰人口が、急速に工業部門に吸引されることによつて、その均衡を破壊され、過度に労働集約的であつた零細農耕はその基盤を失ひ、それが農業用諸資材の絶對的不足と相俟つて、農村に於ける相對的労働力不足を結果し、結局從來の農業生産機構の存立を脅かし、ひいては農業の擴大再生産を困難ならしめるかの如き事態を惹起するに至つた。このことは我國の經濟の飛躍的發展過程から見た場合、少くとも不可避的な事態であると云はなければならぬであらうが、併し同時に我國の過小農的農業生産體制自身にとつては又、當初に於てこそ樂觀的であつたかゝる労働力の流出も、それが完全離農であれ、或は職工農家化であれ、現在に於ては體制そのものの存立を危からしめる程の問題を産むに至つたのである。従つて昭和十六年に於ける農業への施策は米穀生産の維持増進を巡つて、右の如き生産關係の變化に對する諸調整に捧げられたと云つてよからう。

ともあれ、我々は、我國が現在歩みつつある所の歴史的過程と同時にその課せられた世界史的使命を深く洞察してその中から日本農業の歩みゆくべき方向を把握し、而してそれに即應した基本的な施策をしてゆかなければならない時期の到つてゐることを感ぜざるを得ないのである。しかしこの日本農業を現實の姿に於て綜合把握するといふこと

は甚だ至難な問題であつて、激しい變動の渦中にある現在に於ては特にその感が深い。現時我國に於ける農政と農政理論の困難性の理由もこの邊にあるのではなからうかと思ふが、以下昭和十六年をめぐる我農業界の諸事情に就き一應概観を試みてみよう。

農業生産諸條件の趨勢

日本農業は現在好むと好まざるとに拘らず、今日迄の舊き生産關係に大きな變動を受けつつある。而して、變動の方向は、或は窮極的には「日本農業の近代化」といふ點に歸一され得るであらうが、謂ふ所の「近代化」はしかく簡單に到達し得る程樂觀的なものではない。當面する所の現實は寧ろ、今まで半封建的と稱されてゐた所の我が農業生産關係が、その中に内包してゐた諸種の矛盾を凡ゆる部面に於て露呈させてゐるとさへ見られるのであつて、此の點からもそれは少からぬ前途の多難を思はせるものがある。

併し乍ら支那事變と續く大東亞戰爭の完遂は高度國防國家體制の確立を要請し、従つて日本農業に對してはその至上命令として食糧の確保増産を全面的に要求してをり、それは當然萬難を排してもなされねばならないのである。かくて最近の農業界はこの至上命令を巡り、此れを如何に具

體的に實現せしめてゆくかに就て、官民共に全力を擧げつつある過程であると見ることが出来るし、それは次々に現はれ來たる所の生産條件の諸矛盾に對する懸命の努力でもあつた。この諸矛盾は、要するに高度國防國家體制の急速なる確立を目指して行はれつつある我國重工業を中心とする國民經濟の再編成過程が、從來不安定なる均衡を保つてきた所の我國農業生産關係に對して大きな作用力を及ぼし、その舊き均衡を揺り動かさんとしてゐることから生じたものとも云ひ得るであらう。而して農業諸施策も具體的には、食糧増産をめぐる此の生産諸條件の悪化を如何にかばりし、それを超克してゆくべきか、その方法に對して全力を注いで來たものとみらるべきであらう。

イ、農業労働力 扱て、最近最も大きな關心を持たれてゐるものゝ一つは農業労働力の急激なる減少である。一概に労働力の減少と云つても、問題の中心は云ふまでもなく、社會經濟的な意味に於ける減少、即ち農民の向都離村、或は職工農家激増の問題である。此等が我國農業生産力に與へつつある影響は、問題が農業の生産關係にとつて本質的なものであるだけそれだけ深刻であると云はなければならぬ。

我國の農業體制は屢々言はれる如く、過小農體制をその

根本的特質とし、この點に於て著しく他の資本制諸國家とは相違してをり、農村に於ける労働過集約的零細經營と、潜在的過剰人口とはそのメルクマールとなつてゐた。歐洲に於ては、既に産業革命の時代に於て、工業の飛躍的なる發展に關聯しつつ、農業が急速に近代化の過程を進んでいつたものもあるが、その際存在した所の過小零細農は政治的・經濟的に農村から流出して、大部分は當時勃興しつつあつた工業の莫大なる労働力需要に應じつつ近代工場労働者へと轉出し、一部がなほ農村に止まつて純然たる農業労働者の階層を形成していつたわけであるが、事情を異にする我國に於ては決してかく直線的にはゆかない。ともかくも、我國の農業は從來國民經濟の中で最も遅れた産業部門の一つとして残されてゐたわけである。

この様な遅れた農業をゆり動かしたものが、今次支那事變の進展であり、大東亞戰爭の勃發である。萬邦をして各々その所を得しめる新秩序建設の要請は、現實的なリアルな經濟問題としてみると、米英に對抗これを凌駕するに充分なる所の經濟力、就中重工業生産力を急速に伸長確保することを要求するのである。この事は、他方に於てそれに適應し得るだけの膨大なる人的資源の存在を前提條件とする。而して從來は勿論、今日に於て特に此の人的資源の

對象となつてゐる所のものが、主として所謂潜在的人口として農村に存在してゐる多數の過小農に求められてゐることも疑ひない所であらう。我國戰時經濟の完遂の面から必然的にそうならざるを得ないこの事實が、他方から即ち我國從來の舊き農業生産關係を當然變化せしめるに至る實體に外ならない。當初に於ては、斯かる農村過剰人口の都市的産業への流出は、農村の困窮を緩和せしめることが出来るとして寧ろ歓迎した向きさへあつたやうであるが、それは問題を單に量的、可逆的なるものとしてのみ理解してゐたものと云はなければならぬ。今次戰爭を契機とする農村よりの人口流出は量的であると共に、ヨリ深く質的であることに留意しなければならぬのである。

しからば、果してどれ程の人口が都市的産業に吸収されつつあるのかといふ點に至ると明らかでない。農村からの完全離農人口乃至職工農家化人口の調べは頗る困難であつて、從來發表されてゐる兼業農家に關する数字もその詳しい内容に至つては全く明らかでないから、此處では素より直接具體的な数字には觸れ得ないが、傾向を知る一方法として簡単に最近の農家戸數の異動を掲げて置く。しかし、ともかくも農村から都市的産業に對して多量の青少年労働力が供給されてゐることは疑ひない事實であつて、かゝる

多量の農村人口の流出が、從來半封建的な地盤に停滞してゐた農村に對して如何に大きな影響を與へるかは決して想像するに難くないであらう。

總戸數並に農家戸數の増減

年	總戸數	農家戸數	農家戸數に對する百分比
昭和九年	一二、六五六、八六六	五、六一七、四八六	四四・三八
同 十年	一二、九七四、三三二	五、六一〇、六〇七	四三・二四
同 十一年	一二、九八二、四八一	五、五九七、四六五	四三・一二
同 十二年	一三、二三〇、八五〇	五、五七四、八七九	四二・一四
同 十三年	一三、四〇六、五七二	五、五一九、四八〇	四一・一七
同 十四年	一三、五九二、一八八	五、四九一、八三八	四〇・四〇
同 十五年	一三、七三九、九六五	五、四七九、五七一	三九・八八

註 農林統計月報三一號に據る

斯くの如き労働力の著しい減少に對して、一體如何なる對策が採られたであらうか。問題が農業生産關係にとつてより本質的なものである以上、これに對する施策も亦、ヨリ本質的なものを要請されるのであるが、現實には從來應急的な施策が爲され來つたし、又施されざるを得ない様な状態でもあつた。昭和十六年に於ける主なものを拾つてみると(一)農林省の農業労働力配分調整方策、(二)中央農

業協力會の共同作業施設要綱の決定、(三)農業勞力統制命令の發動、(四)農業生産統制に關する勅令案要綱の決定、(五)學生勤勞奉仕の食糧増産への動員等を數へることが出来るから此處では觸れないで、(一)及び(三)の概要を掲げて置く。

(一)は農林省が米麥等を中心とする長期食糧増産運動に對應して考究されたものであつて、大要左の如くである。

- 一、播種期、植付期、收穫等の最繁忙期に於ける農業勞力を出來得る限り平均化するに努め、このため植付、收穫期の重複競合する作物の品種改善及び競合農作物の栽培方法變更等を行ひ勞力の一時的集中を是正する。
- 一、農地開發營團並に一般民間側に於て行ふ開墾事業に要する勞力は出來るだけ農閑期の農村勞力をもつて充てる。
- 一、耕地整理並に農地の交換分合、地目變換等を行ひ、極力從來の勞働を對象とする耕作状態を改良して畜力、機械化並に協同作業に便ならしむ。
- 一、食糧増産に必要な中堅農業勞働力を農村に定有する爲都市工場労働者送出に際して適當なる調節を圖る。
- 一、農業労働力の地方的、季節的偏在を極力是正するため極力

機械化、協同化等を適當に按配して全国的に均衡化を図る。次に九月に發せられた農業勞力統制命令通牒は如何なるものであるか、それを示すと、

一、農業協同作業の統制 部落農業團體を單位として、稻の共同刈取、共同脱穀、共同糶摺、麥の共同播種を實施せしめる。

一、農業移動勞働の統制 從來農業時期差を利用して實施しつつある農村の慣行的農業移動勞働を計畫し、農業期の勞力配置を合理化するためその實施を農會の統制下に置くこととし、移動先、諸入先の指定等農會長の指圖に従はしめる。

一、牧畜及び農機具利用並に移動の統制 牧畜及び農機具の利用率を高めるため農會をしてその利用及び移動に付き、統制をなさしめ、可及的共同利用を實施せしむ。

右の如く、勞力對策の重點は従前と著しく異なる所はなく共同作業と季節的時差による勞力利用を重視してゐる様であるが、更に検討前進せしむべき時期ではなからうか。農業勞働力の不足は決して單なる勞働力のみの問題でなく、我國の農業生産關係そのものの中に於ける勞働力の問題であることを深く再認識しなければならぬのである。

口、肥料、其他諸資材 我國農業の生産力を維持し進んで増産を達成せんとするには、農業用諸資材、就中我國農業が勞力に次いで依存してゐる所の肥料の充分なる量と質

非とも遂行されねばならないのであるから、當然に肥料消費調整の問題が生ずるわけである。肥料消費調整規則はこの意味に於てつくられたものであつて、これが十二分の効果を擧げるためには、素より農家の時局認識に俟つべき點が多い。他方更に、積極的な調整方法として自給肥料の増産が奨励されなければならない。從來多く過剩勞力に依存してゐた自給肥料であるから、今日の如き状態にあつてはしかしこれも却々に困難を豫想させるのであつて、此處でも亦農民の自覺と強靱なる精神的努力が強く要求されるのである。

他の諸資材に就ても本來的には異なる所なく、生産と配給の一元的連繫化の問題に當面して、これに對しては農林・水産團體と商業資本の協調の上に國家資本を参加せしめると云ふ方式、即ち國策會社の創設といふこともあつた。その結果は昭和十五年八月末までの間に設立されたもの、拂込準備中のもの、設立計畫中のもの等、國策會社は合せて二十社以上といふ數に達し、更に續出せんとする傾向にあつて、却つて國策會社設置の抑制を緊要たらしめた程である。それはともかくとして、我國農業機械化の状況をみるに農林省の調査によれば、左の如く動力機、作業機に於て異常な躍進振りが見られ、最も機械化の困難な耕耘部面に

とが要求されなければならないのであるが、肥料に於ても他の諸資材同様事態は決して樂觀的なものではなく此處でも困難は相當根本的である。この困難を克服して、目的とする食糧の維持増産を達成する爲には次の二つの方法が考へられるであらう。一つは最大限生産された所の肥料を有効に使用すること、他の一つは自給肥料の増産に努めることとであり、前者にとつて最も重要なことは「適正なる配給」「消費調整」といふことである。從來の商人に依る配給は頗る複雑多岐であつて、配給機構が従前のまゝでは到底所期の目的を達し得ない。不足勝ちな供給量ともかく圓滑に農村に流れてゆくためには、どうしても配給機構を整備して、その運営を敏活ならしめる必要があるわけである。そこで政府は中樞配給機關として日本肥料株式會社を設立せしめ、又有機質肥料に就ては有機肥料配給株式會社を設立せしめ、更に配給肥料に就ては配給肥料製造業組合に於て製造配給を統制せしめ、かくて肥料は配給中樞機關から、産組系統は、全購聯——縣購聯——購買組合——町村部落團體又は組合員たる農家へ、それから商組關係は道府縣肥料卸商業組合——肥料小賣商業組合——町村部落團體へと流れることを統制したのである。しかし、配給數量は農村の需要を満足させるに充分でないし、農産物の計畫増産は是

於ても、トラクターの如きは昭和十年の二百一十臺から十四年末には一躍して二千八百餘臺となり、又原動機に於ても、昭和十二年から十四年までの二年間に一米作町村當りの臺數は一六・五臺から二六・三臺となり、一町村當りの原動力馬力數は三五・五から六七・九と約二倍の増加を見せてゐる等注目すべきものがある。

農業機械普及状況 (一) 作業動力機(臺數)

種 類	昭和十二年末	昭和十五年末	十二年末を一〇〇とせる十五年末指數
電 動 機	六六、七一八	九一、〇五三	一三六
石油發動機	一二五、五八三	二〇二、〇四六	一六一
水力原動機	五五、四二二	五六、五三〇	一〇二
畜 力 機	一六、七四八	八、四三五	五〇
(二) 動力作業機(臺數)			
種 類	昭和十二年末	昭和十五年末	十二年末を一〇〇とせる十四年末指數
脱 穀 機	一二八、六二〇	二二〇、五七九	一六四
麥 摺 機	九、九六九	一三、二六五	一三三
粗 摺 機	一〇七、七七八	一三二、七〇一	一二三
精白精米機	七五、八七八	九二、八五〇	一二二
製 粉 機	一〇、二三〇	一一、〇五六	一一八

(三) その他の動力作業機

種類	昭和十年末	昭和十四年末	十二年末を 一〇〇とする十 四年末指数
ケープ式 耕転機	一一	一五二	一三八二
トラクター	二一一	二、八一九	一三三六
製糞機	一六、一三七	四四、五七二	二七六
噴霧機	六三六	四、六三〇	七三二
肥料粉砕機	四、四〇七	五、三四三	一一一
肥料粉末機	一、三四八	二、〇五七	一五三
肥料配合機	二四八	四五九	一八五
麻剥皮機	一、五八五	四、七〇六	二八二
葉打機	八、一七五	一四、三六九	一七六

(四) ポンプ類

種類	昭和十年末	昭和十四年末	十年末を一〇〇 とする十四 年末指数
渦巻ポンプ	一六、四六七	三二、九三〇	二〇〇
旋翼ポンプ	一六、一四六	五〇、二八五	三一一

ハ、農地 我國の農業生産關係を特異づけてゐる所の過小零細經營は、著しく細分化された農地に於て端的に表現され、兩者密接不可離、表裏一體の關係を形成してゐるのであるが、過剰人口をその上に持つ所のかゝる細零農地が今

次戦争の進展によつて惹起された經濟上の諸變化に伴ひ、大きな影響を受けつつあることは容易に想像される。農村勞働力の夥しい流出は耕地の休閑潰廢をも呼ぶであらうし、斯かる傾向が加重することによつて農業生産力そのものも障碍を受けるであらう。他方又工業の進出によつて工場敷地乃至宅地化される耕地が増し、兩々相俟つて食糧増産に影響を與へつつあらうことは注目しなければならぬ。

現下喫緊の食糧農産物確保に當つて前述の如く勞力の流出、肥料その他諸資材の供給の圓滑でない際、外延的な擴充、即ち消極的には農地の潰廢轉用防止、進んでは農地作付の統制、積極的には農地の開發等特に要請されるわけであるが、耕地はともすれば減退の傾があり、又それに伴つた農地の價格が騰貴し、直接間接或は諸物價高騰の原因となり、或は農業經營を不合理ならしめ、農家生活の安定性をも脅かすに至るやの懼れなしとしないのである(次頁表参照)政府はこれらの事情に鑑み、臨時應急の處置として農地價格の騰貴を抑制し、農耕地の潰廢を防止し、空地及び休閑地の利用を促進し、更に重要農産物増産の作付調整をなす等の方途を講じ、現下の食糧並に重要農産物の生産確保増進に資する對策として臨時農地等管理令を、臨時農

休閑地の状況 (昭和十五年度)

理由	田	畑	計
工場住宅敷地のため休閑	一、七九四	二、一五五	三、九四九
耕作工場その他宅地のため休閑	一、四八九	九二三	二、四二二
計	三、二八三	三、〇七八	六、三五一

勞力等不足の爲の荒廢水田、畑別面積 (昭和十五年度)

現荒廢地	田	畑	計
現荒廢地	二、七八六	六、八七九	九、六六五
裏作のみ廢止	六、三〇二	三、九四五	一〇、二四七
計	九、〇八八	一〇、八二四	一九、九一二

耕地擴張状況 (單位町)

年次	總面積	地目別		原野		田		地目變換
		田	畑	開墾	埋立及干拓	荒地復舊	田	
昭和十一年	五〇、五六三	一三、〇〇九	三六、五五四	四一、八六七	六、六八八	八、八二二	三、〇五五	
十二年	五〇、九八八	一〇、三三六	四〇、六五二	四一、八六七	九、〇一〇	七、六〇三	三、七六一	
十三年	五二、三〇五	七、三三〇	四四、九七五	四〇、三三六	三、七三三	三、二九六	一、九四六	
十四年	五三、七二二	六、四九〇	四七、二三二	三三、八四四	六、四九〇	三、八六六	二、一六八	
十五年	五五、六六六	八、八七三	四六、七九三	三二、七三九	三、〇三〇	三、三三三	二、三〇三	

註 農林統計月報、昭和十六年六月に據る

地價格統制令と共に制定實施するに至つたのである。而して最も積極的な増産對策としては土地の開發開墾が挙げられ、従来も絶えず耕地の擴張が企圖されてきたのであるがその實績は遺憾ながら減少の方向を辿つてゐた(右表參

照)。即ち昭和十年には擴張面積五萬四千三百九十六町歩であつたのが、十五年には三萬六百六十七町歩しか擴張されず半減してゐる。かゝる状態はそのままに放置され得ない。かくて食糧農産物増産十ヶ年計畫と共に、農地開發法

の制定、農地開發營團の設立等が行はれ、昭和十六年以降十一年に水田五十萬町歩の開發、畑地百三十萬町歩の灌排水による耕地改良が企圖されるに至つたのである。一方又寒冷地、高原等開發の重要性が認められ、これに就き高原開發調査會が組織され、從來等閑に付されてゐた廣大なる高地農業に對する積極的な検討が始められたことも注目値する。尤も夫等の成果は今後に俟つ所大きく、具體的實踐の如何に懸つてゐるものと云ふべきであらう。

食糧問題と其の對策

食糧の確保といふことは云ひ換へれば生命の確保と云ふことである。此の意味に於て食糧の生産並に配給の適否は他の普通商品のそれに見ることの出來ぬ戰時的な重要性を持つてをり、食糧供給上の不安は國民に深刻なる影響を及ぼさすにかかぬこと説くまでもない。

我國近年の食糧問題の趨勢を顧るとき、我々は其の變轉の激しさに驚くらくらひである。昭和の初頭、内地人口増加の勢ひに對して食糧の増産の伴はぬことを憂へて、内閣に人口食糧問題調査會を設けてその對策を議し、その結果として内地の土地利用増進計畫やら、第二次鮮米増産計畫遂行に一層の努力が傾けられたりしたのであるが、その

後數年にして、早くも事情は一變し、内地市場に於ける米穀の過剩と米價の崩落とは所謂「豐年飢饉」の時代さへ現出せしめたのである。かくて鮮米増産計畫の實行は制限され更に降つて昭和十一年には米穀自治管理法の公布となり、鮮米の内地移入額は一種の比率制度の下に制限されることになつたのである。然るに支那事變の進展と共に昭和十四年に至るや、俄に問題は其の性質を再轉して、食糧に關する大きな警告を與へるに至つたのであるが、斯かる急轉は戰爭が國家の總力戰である以上、その完遂が國民經濟の凡ゆる部門に對して大きな影響を及ぼすことは云ふまでもなく、農業生産構造と雖も決して例外ではあり得ないのであつて、農業生産の諸要素にして今日叙上の如き状態に在りとなれば、食糧生産が農民の偉大なる努力によつて、如何に困難なる諸條件を克服してなされなければならぬか、を深く理解しなければならぬのである。今、少しく最近に於ける主要食糧作物生産の趨勢を窺ひ知るため、我國内地に於ける最近十一年間の食糧作物收穫高の累年表を掲げる。(次頁の表参照)

扱て昭和十六年の我國主要食糧生産狀況は如何であらう。先づ米穀に就いてみよう。農林省の發表に據ると、昭和十六年米穀年度に於ける米穀實收高は五千五百八萬七

最近十一年間食糧作物收穫高累年表 農林統計月報昭和16年3月に據る

年次	米	大麦	粟	黍	小麥	大豆	粟	稗	黍	玉蜀黍	蕎麥	甘藷	馬鈴薯
昭和5	66,876,535	7,091,437	6,088,015	6,124,770	3,034,112	396,214	1,039,318	535,402	235,562	558,665	924,096	907,230	276,435
6	55,215,263	7,378,096	6,511,846	6,405,748	2,484,596	624,955	965,327	425,931	165,498	432,641	811,628	901,869	245,913
7	60,390,098	7,573,979	6,556,128	6,497,448	2,412,434	556,009	995,290	501,512	157,590	423,144	731,730	1,235,721	267,582
8	70,839,117	6,916,599	5,348,532	8,013,041	2,307,549	948,343	988,591	553,969	309,885	584,678	918,810	936,459	306,531
9	51,340,182	6,796,388	6,160,409	9,450,754	2,163,512	624,508	629,621	294,366	185,677	504,791	670,283	809,379	388,697
10	57,456,976	7,287,998	6,616,405	9,655,824	2,261,418	533,035	745,375	371,582	158,078	439,261	606,764	955,404	333,346
11	67,339,699	6,355,137	5,337,696	8,961,321	2,633,691	691,743	866,704	536,391	253,610	599,861	744,028	999,594	446,714
12	66,319,764	6,879,330	5,960,631	9,996,048	2,842,543	833,333	839,034	567,815	287,113	656,648	785,424	1,030,115	551,170
13	65,369,092	6,325,404	5,114,291	8,971,563	2,700,402	676,695	813,976	523,916	240,580	639,177	694,611	1,008,534	492,816
14	68,964,403	7,764,069	6,730,552	12,113,968	2,746,936	701,048	714,530	550,976	174,424	659,106	664,864	933,140	502,107
15	60,874,252	7,518,066	6,266,510	13,093,524									

千四百五十石で、生産目標たる七千四百二十二萬石にはかなりの開きがある。外地米穀收穫高は朝鮮、臺灣共に増收してをり、朝鮮二千四百八十九萬石、臺灣二期米四百二十一萬石を總計すると總收穫高は八千四百十九萬石となつて、前年に比して百八十八萬石(二分二厘)の減收となつてゐる。

昭和十六年米穀實收高

自昭和十一年至昭和十五年・五箇年平均 六五、八七三、四五〇
 昭和十六年 五五、〇八七、四五〇
 同第一回豫想收穫高 五九、一三四、四三〇
 同第二回豫想收穫高 五五、四六二、二二〇

次に麦類の収穫を見ると、大麥、裸麥、小麥を通じて、全國實收高總計は二千三百九十二萬一千七百七十二石で、前年實收高の二千六百八十七萬九千七百七十五石に比較して、二百九十五萬八千三百(一割一分)の減少を來してをり、本年の麥類總生産目標二千八百七十八萬五千石に對しては四百八十六萬三千石(一割七分)の不足で、又前五ヶ年間平均實收高に比しては、大麥四十六萬九千二百四十二石の減少、裸麥七十七萬八千四百石、小麥四萬二千九百七十八石、それぞれ増收を示してゐる。

昭和十六年度實收高 (全國)

實收高	前年實收高に比し増減	同上比	前五ヶ年實收高に比し増減	同上比
大麥 六、四六九、四九石	△一、〇一六、九八石	△一五・二	△四、〇〇九、三三石	△六二・五
裸麥 六、七五三、〇〇石	△一、〇一六、九八石	△一五・二	△四、〇〇九、三三石	△六二・五
小麥 一〇、〇〇〇、〇〇石	△一、〇一六、九八石	△一五・二	△四、〇〇九、三三石	△六二・五

即ち右によると豫期された程の躍進を示してゐないが、斯かる状況については農業がよつて以て立つ所の自然條件による所相當大であつて、たとへば本年の稲作については、六月中旬より七月下旬に亘る全國的低温、多雨、寒照六月下旬七月上旬に於ける近畿以西の豪雨、及び七月中、

下旬に於ける東北、關東地方の水害、並に北陸、東北地方に於ける稻熱病の發生、九月に於ける低温、多雨、寒照、その後の天候不順、北海道、東北一部の冷害深化、九州、中國、四國地方の颱風による被害等々が擧げられる。自然的條件が生産に對して如何に大きな影響を與へるかは充分推察し得る所であるが、併し又一方斯かる自然的條件以外にヨリ基底的に阻みつつある所の、最近の農業生産關係そのものに對して注意せねばならないであらう。だが此等の惡條件をカバーして、所期の食糧生産を確保しやうと努力し努力と苦闘がなされたのであつて、政府のとられた主なる對策は十六年十一月發表された戰時食糧對策の具體的施設に關する發表の中に盛られてゐるから左に掲げよう。

戰時食糧對策の具體的施設

一、米穀等主食糧補給對策
昭和十二年七月支那事變勃發以來昭和十四年度秋に亘る間の米穀の需給狀況は概ね平穩に推移したるも十四年度に於ける朝鮮の大旱魃は平年作に比し一千萬石の減收を示しその影響により内地に於ける米穀の需給は逼迫を來すに至れる爲政府は内地米の買上、外地米、外國米の移輸入に努め能ふ限り供給の確保を圖ると共に七分換の履行、酒造米の制限、糧食代用食の奨励等に依り需要の抑制に努め更に十五年六月以降に

於ては各道府縣の規正消費高を定め之に依り計畫配給を爲すと共に麥類、小麥粉の配給統制を實施して混食、代用食の供給線を確保するの他、裏作を奨励し休閑地の利用を促進し大麥、裸麥の増産を期する等の措置を講じ十五年度年度を推移せしめたり。

一、昭和十六年度米穀年度の事情及對策

十五年年度の作柄は朝鮮は回復を見たるも内地は旱魃、病蟲害等の爲平年に比し約五百萬石の減收となり十六年度年度の需給關係は極めて窮迫したるを以て大要左の如き對策を實施したり。

甲 需給調整對策

- (一)米穀國家管理制度の實施
六千八十七萬石の生産額に對し農家の自家保有米を除き管理米の集荷數量は約三千五百三十萬石にして右の中相當量を政府に於て買入れた。
- (二)外地米の移入
外地米に付ては朝鮮米五百萬石、臺灣米三百五十萬石の移入を期待し、朝鮮に對しては滿洲國よりの雜穀の輸入を圖り、朝鮮米の内地移出の促進を期したり。
- (三)外國米の輸入
外國米に付ては當初佛印五百萬石、泰國四百萬石を豫定したるが爾後の事情に依り合計一千八十五萬石の買付を了

し順調に輸入を見つつあり。

(四)消費規正

消費規正に付ては六大都市に於ては本年四月より通帳に依る割當配給制を實施し其の他の府縣に付ても新に強度の消費高を定めたるが各府縣は之に基き計畫配給を實施せり。

(五)應急措置法の改正

本年三月米穀の應急措置に關する法律を改正し廣く「食糧農産物及び其の加工品」を政府に於て買入、買渡を爲し得ることとせり。

(六)麥類及甘藷馬鈴薯等の配給統制の強化

麥類及小麥粉配給統制を強化することとし、大麥、裸麥、小麥に付ては其の販賣せらるるものの全部を政府に於て買入ることとせり。

甘藷、馬鈴薯の配給に關しては其の集荷配給機構を整備し本年九月より一元的計畫配給を實施しつつあり。

乙、増産對策並に米價對策

- (一) 増産對策
昭和十六年度豫算に三千三百三十餘萬圓を計上し従前の食糧生産確保に關する施設を擴充し且増産上の施設を講ずることとし仍て米穀七千一百四十二萬一千石、大麥、裸麥一千三百九萬石、小麥一千一百四十七萬八千石、玉蜀黍七十九萬九千石、甘藷十四億三千五百五十萬圓、馬鈴薯六億六

千八百萬圓の増産計畫を樹立したるが更にその實效を完ふせんが爲十六年度第二準備金二千六百八十餘萬圓を支出し食糧生産の基礎團體たる部落農業團體及篤農家を動員するの他都市町村農會に於ける指導施設の充實を圖ると共に中央地方を通じ食糧増産技術本部を設置して技術指導の徹底を期し更に一萬五千石の農村中堅人物を内原に於て訓練し農業報國精神を昂揚し以て食糧増産の完遂を期することとせし。

(二) 米價對策

本年八月物價對策審議會及米穀統制委員會に諮問し米穀の生産確保並に供出の促進を圖ると共に他面低物價維持の見地より米穀地生産者に対する石當五圓の獎勵金の交付政府買入價格の一圓方引上を爲すと共に消費者價格は之を据置ことに決定し尙之に伴ひ銘柄、等級、格差の整理を實施せり。(以下略)

此の他、民間側に於ても、たとへば「食糧増産技術動員協議會」が帝國農會、農業報國聯盟共同主催の下に、全國各府縣及び郡農會の會長、幹事及び技術員を中心として開催される等、種々計畫されたことは云ふまでもないし、更に其の後時局の緊迫化に伴ひ、總動員審議會に於て「農業生産の統制」に関する勅令案要項が決定され、農會をして農村の勞務關係のみならず、農業生産全般の統制をなさし

めるべく規定するに至つたことは特に重視されなければならぬ。而してこゝに顧みて、我々の注目すべきは農業技術關係の活動が著しく活潑であつたことであらう、それは經濟的な惡條件を技術の高度化によつて克服してゆかうとする一つの最近の傾向であるとも云へよう。勞働の様式、生産諸條件の改善、技術水準の高度化、換言すれば資本投下様式の發展が試みられるに至つた。併し乍ら科學的な技術水準の問題と雖も、單に「技術」の部面のみ問題ではなからず、それがヨリ廣き「經濟」の問題に内包されてゐるものであることを忘れてはならない。

尙、食糧には直接關係は全くないのであるが、最近の重要な問題に蠶絲業がある。これは國際情勢の激變に最も大きな影響を受け、結局今後は純國產蠶維としての使命を擔つて、國內蠶維資源の充足に重點を移し、その根柢を強固にする必要に迫られ、その結果、輸出力の迅速圓滑なる轉換、蠶絲業全體を通ずる生産配給輸出の計畫化を圖ると共に、綜合的統制の下にそれを運営出來る機構を確立する爲、蠶絲業統制法が制定されたことを簡單に一言つけ加へて置くに止める。

農業新體制と農業團體の統合問題

前年末から十六年初頭にかけて、財界及び産業界は「經濟新體制案」の成立とその具體化を繞つて慌たゞしい動きを見せたのであるが、農林、水産業經營の企業體制、並に農林、水産業に關する經濟團體組織に就ては、別途に考慮さるべきこととされた。商工業體制と農業とは、構造的に甚だ異つたものであり、企業形態に就ても、我國の農業は單なる企業前の形に止まつてをり、又その團體組織に就ても、農業團體は古い歴史を有してゐるため、その統合等も商工業の如くにはゆかず、別箇の考慮の拂はれるものも亦當然と云ふべきであらう。而して十六年に入るや早々、農業新體制要綱案は、企畫院に於て立案された「農業政策要綱」を基本として審議の俎上にのぼつたので、その基礎となつた企畫院の政策要綱なるものをみるに次の如くである。

農業政策要綱

一、基本方針

一、國民主食は米及び麥類としその計画的増産を圖り内外地に於ける食糧の自給を圖ると共に大陸の糧穀生産を増強し更に相當量の貯蔵を保有するやう努める。

二、農村を保全する爲農村地帯における大工場、自由設置を排し純農村を維持する。

三、農業戸數は日本及び滿洲の耕地に分存せしめる。

四、農業經營の協同組織化を促進し農地の配分を適正にし耕作關係の安定及び小作料の合理化を圖る。

五、農業政策の實施は國家施設を根幹とし地方公共團體も分擔すると共に農業團體の活動を強化する。又農業災害防除などの基本施設は國家の設備を強化する。

二、實踐要領

一、主要食糧需給計畫の樹立

拾ヶ年程度の長期に亘る内外地及び日滿支を通ずる綜合的年次計畫を樹立する。この場合日本は主要食糧の自給を確保し滿洲は糧穀の増産を擴充し日支に對し多量の糧穀を供給するに努む。

二、増産計畫達成の主要施設

(イ)耕地の擴張及び改良に重點を置く (ロ)反當收穫の増加を圖るため科學的研究施設並に技術指導組織を整備擴充する (ハ)肥料及び資材を増産確保する (ニ)有畜農業を普及する

三、米麥管理制度の確立

米麥の國家管理制度を確立し生産、配給、消費を通ずる統制を強化する。(イ)政府は農業團體に對し主要食糧の生産割當を行ふ。

- (ロ) 政府は生産者(地元を含む)の自家用を除く米麥を管理する。
- (ハ) 米麥の價格は生産費を基準とし食糧を確保し且つ健全農村を維持し得る地位にこれを安定する。
- 四、食糧貯蔵制度の確立
政府の貯蔵施設を整備すると共に自治的貯蔵制度を奨励する。
- 五、農村計畫の樹立實施
滿洲開拓政策の強力且つ急速なる實現を期し中農を基礎とする健全農村を建設するため農村計畫を樹立實施する。
- (イ) 地方又は地帯別に標準農地面積及び標準農業經營組織を設定し町村毎に分村計畫を基本とする農村計畫を樹立する。
- (ロ) 農業經營の協同組織化を本旨とし農地の適正なる配分集團化を行ふ。
- 六、農地制度の確立
(イ) 農地の適正なる配分及び集團化並に耕作關係の異同を統制する。(ロ) 自作農の創設維持を促進する。(ハ) 小作料その他小作條件を統制合理化する。(ニ) 農作物の作付統制、土地利用目的の變更の制限、空閑地の利用強制等を行ふ。
- 七、電力の普及
農村に對し電力普及と共に小水力發電を利用せしめる。
- 八、農業災害施設の擴充
災害防除研究施設を整備すると共に農業共済保險制度の普及擴充を図る。

九、農村醫療保健その他社會文化施設の普及。
十、内外地を通ずる食糧政策の統一。

これを要約すれば農業人口の定有、農家の安定並に日滿を通ずる主要食糧の自給、中農を基礎とする農業經營の協同組織化促進等に在ると云はれよう。とは云へ此等の大部分は、過去幾十年に亘つて執られてきた所の政策で、自作農主義と云ひ、農業經營の協同化と云ひ、或は又最近の滿洲開拓民と云ひ、いづれも決して新しいものではない。のみならず、基底を貫く一貫した新體制への意向とでも稱すべきものも感得し難いやうであるが、しかし觀方を變へて云ふならば、それは又「日本農業の再編成」なるものが、如何に困難なる課題であるかを如實に物語つてゐるものとも云ふことが出来るであらう。

農業の新體制に關聯して、重要な問題となるのは農業團體の再編成でなければならぬ。一體農業團體の統合問題が論議され始めたのも新しいことではなく、昭和六年前後の農業恐慌以來のこと、最初は單純な農村不況對策の一部門として採り上げられてゐたものが、内外諸情勢の緊迫化に伴ひ、昨春來我國の凡ゆる分野に新體制の叫びが澎湃として起るに及んで、この問題も農業新體制の一環として解決を迫られるに至り、新體制運動の發足と共に、具體化

の途を急速に進んだわけである。

而して、この問題に一エゴツクを劃したのは、農林漁業關係二十九團體を網羅して結成された中央農林協議會に於て、それ迄に現はれた民間の八試案を一應抱攝吸収して、昨年九月十七日に決定をみせた統合案の出現である。一方政府に於ても農林計畫委員會に統合案の作成を命じ、當局案とも稱すべき幹事私案が作成され、相當徹底した所の統合案であつたが、種々論議を生じ且つ議會が再會され、當局は農業新體制を考慮しつゝ團體調整の方式を改め、農林漁業團體を、農業、林業、水産業、食品工業及び馬事の五部門に分ち、その部門毎に關係諸團體の連絡協力機關を設置して、その諸團體の行ふ事業の指導統制を行はしめると共に、當該部門を代表して政府に協力せしめることとしたのである。かくして、農業新體制の中核體として生れてたものが農業協力會であり、それは帝國農會、産業組合中央會、全國購買販賣組合聯合會、中央畜産會、全國養蠶業組合聯合會、茶業組合中央會議所、産業組合中央金庫の七團體を網羅して結成されたのであるが、農業生産に直接タッチする地方の熱意が依然強く、又時局の深刻化と相俟ち中央に於ても強く農業臨戰體制の整備を圖らねばならぬとし、こゝに中央農業協力會は、更新された農業團體統合案

を決議するに至つたのであるが、中農協に於ける協議の結果決定を見た「農業團體の統制に關する事項」は次の如きものである。

決議

- 一、農業團體の統合は指導統制機能並に經濟機能の系統的綜合的に發揮し、もつて戰時下食糧その他重要農産物の増産完遂ならびに健全なる人的資源の涵養に遺憾なからしむるものとなすこと。
- 二、農業團體の統合は中央農業協力會構成團體及び其の系統團體に關聯ある團體にして、統合を適當と認むる團體を以て行ふものとする。
- 三、統合せらるべき團體は中央にありては指導統制、經濟並に金融の三本柱となし地方にありては道府縣及び市町村毎に之等を綜合せる地域別單一團體を組織せしむるものとなすこと
- 四、道府縣團體は其の行ふ經濟事業及び金融事業を特別會計とする等夫々其の事業及び經理を明らかにすると共に都市區域に支部を設くるものとなすこと。
- 五、都府縣團體は之を簡單なる法人として市町村農業團體の構成體とすること。
- 六、統合せられたる團體は重要農業團體の立案に參畫すると共にこれが實行の責に任ずるものとなすこと。
- 七、農業團體統合整備と關聯し農業に關する統制會社に對して

はその設立を防止すると共に既存のものについても統合せられたる農産團體をして擔當せしむるを適當とする事業は農産團體をして行はしむるものとす。

右の決議に盛り込まれてある内容には、民間側の統合に對する積極性が充分に現はるであらう。當局も右に關聯して統合の具體案を作成することとなり、十一月二十七日に農林計畫委員會農林水産團體部會を開催し、團體統合に關する參考案が農林省側より提出されるに至り、多年の難問もここに解決したかに見えたのであるが、大東亞戰の勃發があり、議會不提出のこととなつたけれども、この最後の參考案を次に示して置かう。

參考案

一、基本方針

世界情勢の急轉回に伴ひ緊迫化する事態に即應せる戰時態勢の確立と國民經濟の全分野に亘る計畫經濟貫徹の爲農産諸團體を統合整備して健全なる農産協同體の再建を行ひ以て國家的綜合計畫に基く食糧その他重要農産物の生産責任團體としてその創意及び能力の發揮に遺憾なからしめんとす。

二、團體の組織

國家的綜合計畫經濟の確立及び諸施設の徹底化に對應し得る爲農村の實情に即し單一にして綜合性且つ弾力性ある機構にこれを組織す。その基本條件次の如し

- (一) 團體は中央農産物協同會構成團體及びその系統團體等を整理統合して組織する特殊法人とす。
- (二) 團體は中央、道府縣及び市町村毎に地域別單一團體に組織せしむ。但し中央經濟團體はその特殊性に鑑み中央指導統制團體とは別個にするも中央指導統制團體をしてこれに對し必要ある指導統制の機能を保持せしむるものとす。
- (1) 中央指導統制團體は中央經濟團體及び道府縣團體をもつて組織するものとす。
- (2) 中央經濟團體は道府縣團體及び市町村團體をもつて組織するものとす。
- (3) 道府縣團體及び市町村團體は指導統制、經濟及び金融に關する事業を綜合的に行ふ團體とし、道府縣團體は市町村團體をもつて、市町村團體は部落團體及び農業者等を以て組織するものとす。道府縣團體の行ふ經濟事業及び金融事業は特別會計とする等それぞれその事業及び經理を明確ならしむる適當なる方法を講ずるものとす。
- (4) 道府縣團體は原則として郡又は特別なる市の區域に支部を設くるものとしその組織に付ては實情に即し特別の考慮をなすものとす。
- (5) 團體は原則として當然加入とす。
- (三) 部落團體は既存部落農産諸團體等を整理統合して組織する簡單なる法人とす部落團體は農業者等を以て組織し農産物

を基礎とする經濟活動の協同的實踐單位とす。

三、團體の職能

團體は政府の協力機關として重要農産政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及びその計畫實行の責任に且必要ある場合に於ては政府に意見を具す。

四、團體の經理

中央指導統制團體は經費團體、中央經濟團體は出資團體としその他の團體は經費及び出資の兩制度を併せ採り得るものとす。

五、團體の監督

(一) 團體は政府の任命または認可する理事者指導の下に之を運営す。

(二) 政府は團體を指導監督す、團體の整備に伴ひその運営は之を出來得る限り自主的ならしめ指導監督は大概に止む。

六、その他

- (一) 産業組合中央金庫は之を農林漁業の相互金融機關とし農林漁業中央金庫に改組す。
- (二) 中央農産協力會及び道府縣農産協力會は政府と緊密なる連繫の下に整理統合の圓滑なる實現を圖ると共に新團體成立と同時に解散するものとす。
- (三) 林業團體、漁業團體及び馬事團體については別途にこれを考慮す。

小作問題と小作爭議

小作問題として重要視すべきは小作料の問題であり、我國の小作料は著しく高率と云はれてゐるが、至上命令として増産が要請されてゐる今日特に、これが高地價と相俟つて少からぬ影響を及ぼすであらうことは餘程考へねばならぬ。従來も種々施策されてきたのであるが、最近の對策は大體二つの途をとつてゐると見ることが出來よう。即ち一は直接的統制たる小作料の統制であり、他は間接的統制たる地價の抑制である。

農林省はさきに國家總動員法第十九條に基く小作料統制令を制定公布し(昭和十四年十二月)、必要に應じて市町村農地委員會が當該市町村にある農地に付き小作料の種別、額、若しくは率又は減免條件を定めることを得る旨の規定を設けた。しかし、一般的には小作料は昂騰の傾があつたので、適正小作料の設定が要望され、北海道、岩手、秋田、山形、茨城、長野、廣島、鳥取などの諸縣に於ては或る程度進捗したやうであるが、一方全般的な算定基準方式の決定は却々問題であり、實際問題としてこれを如何に扱ふかといふことは容易なことではない。又小作料の設定が若し單にそれだけ切離されて行はれるならば、それは一つの財

産權として價格を生ずるに至るであらうし、此の場合には最初の小作人はともかく、新しく生ずべき小作人に對しては以前と同様それが一つの大きな負擔とならざるを得ない。此の點は注意せねばならない。而して地價の統制としては國家總動員法第十九條によつて、臨時農地價格統制令が十六年二月實施された。

- 一、農地の價格は地租法による賃賃價格に農林大臣の定むる率を乘じて得たる額を超へてこれを契約し、支拂ひ又は受領することを得ざるを規定してあるが、この率は總て全國郡市別に決定されるものである。
- 二、賃賃價格の著しく安い場合又は免租地などでは地方長官が倍率に代るべき率を決めること。
- 三、地方長官は必要ある場合道府縣農地委員會の意見を聽くこと。

同令は右を骨子として制定されたもので、これに基き十四年度の賣買事例を基礎として農林大臣の定める農地價格の基準たる率を定めたのであるが、今これが全國平均を見るに、水田に於ては賃賃價格の三十二倍、畑三十九倍で、假りにこの平均倍率を賃賃價格の平均(昭和十四年度)水田反當十八圓三錢、畑五圓三十三錢に乘すれば全國平均の農地價格は水田では一反歩五百七十六圓九十六錢、畑では二

百七圓八十七錢となる。しかし乍ら、倍率の決定には、著しく低額な賃賃價格のものは除外される方針なので、實際の賣買價格は前記のものより幾分高く決定されることにならう。

次に小作争議は大正十一年當時全國的な農民組合の勃興以來年と共に増加し、昭和二年に於ては遂に二千件を超へるに至つたのであるが、その後の衰退期に於ける停滞を経て、農業恐慌の深刻化と共に再び激増し、昭和六年には二千二百三十一件を數へ、昭和九、十年に於ける凶作の後を受けて十一年には遂に五千七百七十四件といふ未曾有の數に達したのである。然るに昭和十二年七月七日今次事變勃發するや情勢は遽かに急轉回を示し、十二年に四千七百九十二件に減少、爾來事變の進展と共に、多少の消長を伴ひつゝも、益々減少の傾向を辿り、昭和十六年に於ては、小作料統制令の施行、農地關係の諸法令の施行等統制の強化と共に、更に又地主小作人兩者の時局認識が彌々深まることになつて、件數も亦左表に示す如く激減してゐる。

小作争議件數

昭和十二年	四、七九二件
十三年	三、五五三
十四年	二、五〇六

十五年 一、九一八
十六年 一、三〇四

件數の減少は關係地主、小作人數並に關係耕地面積にも反映し、一般に争議規模の縮小振りを思はせる。

小作争議關係地主、小作人數

昭和十二年	地主數	小作人數
一三、二六七	四一、一三一	

要求事項別小作争議件數

昭和十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
九二七	六八五	四五二	四一四	三一四
三七	二八	三〇	二一	一六
八五	一〇七	一六六	一四六	五八
九八	一一八	一〇四	一〇七	三四
米	一	一	一	一
納米格下	五			
獎勵米その	二八	一五	二	一
小作の特	八	三	〇	九
小作契約	二、八二一	一、九八八	一、二七二	八七八
小作權の	一八七	一三八	九八	三五
永小權	一六	八	八	一
組合自				
其他	六四四	六四三	五〇九	三六二

小作争議の件數並にその關係範圍は以上の如くであるが最後にその要求事項別件數を示しておく。

註 勞働時報昭和十七年二月に據る

社會情勢の概観

はしがき

支那事變も茲に第六年目を迎へた。この間我が忠勇なる皇軍は陸に海に赫々たる戦果を収め蔣介石の抗日政權は今や四川の奥地に餘喘を保つに過ぎず、一方汪精衛氏を首班とする和平、反共、建國の運動は遂に實を結んで新國民政府の樹立となり、事變處理は更に新段階に進み、善隣友好、共存共榮を目ざす日滿華三國を樞軸とする大東亞新秩序の建設の巨歩は着々と進められた。斯くて支那事變は正に世界新秩序建設の一環として世界的意義を有するに至つたのである。しかも世界情勢の進展の餘りに急激にして大規模なる結果、深刻なる思想感情又は利害の對立摩擦は隨處に見出され、國際關係の重壓は本年こそ一段と加重さる

べく豫想されたのであつた。

果然十二月八日、半歳の長きに亙り隱忍自重し續けた日米交渉も米國の暴戾不遜の態度により遂に我國は米英の暴慢を徹底的に膺懲すべく宣戰布告の大詔は渾灑せられ、一億一心の團結と斷乎不退轉の決意を以て雄渾深遠なる皇國の翼賛に萬遺憾なきを期し、進んで征戰の目的を完遂し、東亞不動の新秩序を建設し以て聖旨に應へ奉るべき秋が到來したのである。

斯かる非常時中の非常時と稱された洵に皇國歴史に一轉期を劃すべき昭和十六年度の國內情勢一般の推移を眺めてかゝる激動期に棹さして國家主義運動が如何なる動向を辿つたかを回顧して見よう。

第一部 國內情勢の推移概観

第一節 概説

第二次近衛内閣は外交に於て獨伊樞軸外交への轉換を第一使命として成立した。而して我軍備及國民經濟の維持育

成に當り資源、資材、市場、技術等に関し未だ英米經濟圏から完全に獨立し得ず、英米と提携することに依つて其の足らざるを補はんとする親英米派は滿洲事變、國際聯盟の脱退後の我國反英米對策の明示に拘らず所謂現實尊重派として猶存し、親英米外交亦清算せらるゝに至らなかつた。即ち「外交的には樞軸派、國內的には革新派、思想的には理想派と稱せらるゝものと、之に對する親英米派、現狀維持派及現實功利派と稱せらるゝもの」との對立は獨英戰の展開後遽かに拍車をかけられた形であつたが、第二次近衛内閣の外交轉換—樞軸外交の採用—に依り積極的な外交攻勢が採用せられた。併し乍ら「樞軸と結ぶも、日ソ條約を結ぶも、或は日米調整も總じて我が國運進展を圖る手段であつて、此の目的に役立つ限りに於て利用されるべきである。原理として獨伊派であつたり、思想として獨逸精神であるといふが如きは、資本主義の魅力に引きずられて、必要以上に親英米政策を主張するのと何等遙庭を存しない。換言すれば第二次近衛内閣の外交轉換はそれ自身外見上は觀念的な革新陣營の勝利の様相を呈しながら、現實には昨年我が國が到達せる世界情勢の一定位に於ける、世界勢力の現實の段階に照應するが如く外交ヴェールを衣替へしたのであつて、その實體は歴史的に成立した現實であつたの

であり、……外交面に於て世人が「灰色」なりと感ずる「東條内閣成立迄の様相」は此の本質的な日本の現實を物語るものである。むしろ之が自主外交の本體である」(註)と云ふのはよく這般の消息を傳へるものと思ふ。

(註) 國民新聞昭和十六年十月二十八日八重樞運吉氏論文「政局肅正の急務」

而して對外關係の緊迫が樞軸外交として轉換せられたるに照應して當然國內體制の急速なる整備強化を必要とすることは勿論である。第二次近衛内閣は此の國內新體制の確立をも使命として出現したのであつた。

國內新體制の最も基本的な要請は政治部面に於けるものと、經濟部面に於けるものであり、更に文化一般の新體制も亦不可缺のことである。就中我國に於ては古來その革新の歴史に於て、先づ政治革新の後諸制度の革新に入つてゐるが、第二次近衛内閣に於ける大政翼賛會の誕生が此の政治革新を第一目標とし、戰時施設に必要な強力なる政治力の結集を目標として發足したことは周知の通りである。蓋し五・一五事件、一・二六事件以來革新陣營に依つてなされた既成政黨に對する政勢は結局之を全く分裂乃至解消せしむるに至つたが、依然として「民主的な殘滓グループの存在と云ふ事實は政治的主張をこそ異にすれ、多くの政治、

思想團體を存せしむる社會的根據をなし、幾百に分裂せるグループの動きとなつて、それだけ統一的、一元的、強力なる政治力は容易に結集せられ得ず」こゝに戰時國策を遂行するに必要な政治力を結集する一方式として大政翼賛會が誕生したのである。

本年度に於けるその運動の展開は別項の如くであつた。

扱て斯の如く國家は新體制に於て第一に政治面に於ける民主政治理念及其の體制の清算を要求すると共に、一面經濟面に於ては事變の進展に伴ふ不足物資に對應する生産能率増進の爲に生産、配給及組織の技術的合理化を要求したのであつた。即ち經濟新體制要綱の發せられたるに引續く重要産業團體統制令の施行から統制會の出現に之を見たのであつた。更に之等に隨伴して社會文化の各方面に新體制の樹立を見たことは又當然の成行きであつた。

第三次近衛内閣の成立に當り近衛首相は一固より現世局に處する皇國不動の國策は夙に確立せられてゐる所であり、今日は唯その急速果斷なる實行あるのみであつて、これを遂ぐるの途は一に國體の本義に則る國內諸態勢の整備強化に在りと確信するものである」との決意を明示されたが、然らばかゝる國內體制の整備強化として國民意識の統一昂揚をはじめとし、軍事、政治、經濟諸體制の所謂臨戰

的強化體制は具體的に如何に整備されて行つたか。

勿論十六年夏の英米等の資産凍結以來所謂決戰體制への整備は兩方面に亘り徐々に完成されつゝあつた。そこへ二月八日に至り滿洲事變以來累積された米英の對日壓迫に對し斷乎これを膺懲すべく大東亞戰爭の火蓋は切られたのである。長期に亘る支那事變の繼續は事實生産擴充に要する物資努力に於てその需給が可成りの逼迫状態に達して、これに對應する經濟の統制や編成替は相當高度の段階に達し自給自足經濟體制が確立されるに至つてゐたといへ、しかも尙長期戰たるの覺悟は深く銘記しなければならぬ所である。單に經濟生産の部面に於て然るのみならず思想對策に於ても臨時的體制でなく、長期の對外戰に於て強力且彈力性ある活動を展開するに足るだけの恒久的、根柢的體制を樹て、以て東條首相の今次大東亞戰爭勃發の日の放送にもあつた如く、最後の勝利が祖國日本にあることを確信し、如何なる困難も障礙をも克服して進まねばならぬ。

惟ふに現實に動く其の時の國民思想を支配するものは、其の國家の直面する客觀的情勢であり、更に政治の動向あり、文化運動の動向がある。即ち茲に客觀情勢を如何に國民が認識したかから筆を進めて行く所以である。斯くて以るべき國際變局に處する遺憾なき物心兩面の備へを要請されること一層切實なるものがあつたのである。

先づ此の間に於て國防體制強化の觀念が如何に徹底化されたかの事例若干を摘記して見よう。蓋し戰時に於ける國家の思想對策が經濟生産の部面に於て特に緊要なること衆説する迄もなく、一國の戦力を決定するものがその國の生産力特に工業生産力であるとせば、之を又決定するものは實にその生産設備と産業要員の量的多寡にあらずしてその質であり、第一義的には産業要員の思想的前進が絶対必要とせられるのである。國內に於ける思想戰對策の緊急作戰として要請せらるゝ所以は實に茲に存するのである。

支那事變第五年の今日我國朝野には漸く國內思想戰對策の重要性が認識され來り、一つの重要國策として當面の政治的日程に上つて來た。その最も重要な現はれは國防保安法の制定と治安維持法の大改正であつて、この二つの新しき立法によつて我國の國內思想對策はその具體的な第一歩を踏み出したのである。しかも大東亞戰爭の開始されるや更に戰時下治安確保の萬全を期して戰時非常時立法たる言論、出版、集會、結社等臨時取締法の施行を見たる如きは特に注目すべき點であつた。

一、議會の決議案と休會

下先づ第一に國民意識の統一昂揚と高度國防國家觀念の徹底化、時局認識の徹底化を窺ふ事例を掲げ、第二に政治、經濟諸條件、文化の各方面に於ける所謂臨戰體制は如何にして強化確立されて行つたかを略述し、かゝる政治的社會的背景に我國社會主義運動——所謂革新陣營が如何なる動向を辿つたかを窺ふのが本稿の梗概である。

第二節 高度國防國家觀念の徹底

支那事變は思想的に觀れば、重慶即ち英米依存、容共抗日思想の政權に對する東亞親善、反共主義の新國民政府とこれを支持支援する帝國との二大思想戰線の戦ひである。而して重慶のデマ宣傳が如何あらうとも、我國事變の目的は云ふ迄もなく我輩國の精神に發する八紘一字の大理想に立脚してゐるところに絶大の強味がある。去る六月中旬汪精衛氏は我邦に來朝し皇室の賓客としての御待遇を賜つたことは一にわが戰爭目的や、戰爭指導から發した正義力の生んだ結果に外ならない。即ち「正義に立脚するわが思想戰は日と共に効果を擧げてゐる」のであるが、事變第五年目を迎へて、外抗日勢力を益々邊境に壓縮して國際的地位を向上し、内總力戰體制を整備強化して生産力は増加し、陸海軍々備は着々と充實されたのであるが、こゝに來

め陸海兩相より夫々重大時局下に於ける國際情勢並に之に對處する政府の決意を披瀝した。之に對應して衆議院は二月二十二日國務大臣に對する恒例の一般質問は取り止め、「戰時體制強化ニ關スル決議案」を上程し、全員一致之を可決、現内閣を無條件に支持し、難局突破に邁進する舉國協力の熊勢を示すに至つた。之に呼應して二十七日貴族院も亦「時艱克服政府鞭撻ノ決議案」を上程、滿場一致可決、こゝに非常時局突破の政府議會一體の固き決意は貴衆兩院を通じて完全に顯現されたのであつた。

決 議

政府ハ東亞安定ニ關シ屢々大賜ヘレル勅語ヲ遵奉シ内外ノ情勢ヲ洞察シ、全力ヲ傾注シテ帝國不動ノ國策ヲ遂行シ、以テ上ハ歐

州ヲ安シ奉リ、下ハ國民ノ興望ニ乖カザラムコトヲ期ス

と云ふにあり、近衛首相もこの決議案に對して「全力を傾注する覚悟である」と所信を披瀝する所があつた。斯かる議會勢頭の緊張、自肅は再會前に於ける低調な空氣を一掃すると共に、如何に國民に好感を與へ、政治上層部に對する信任の度を増したか、蓋しその好影響は決して尠少ではなかつたのである。政府亦議會の協力的態度に呼應して議會提出法案を戰時體制強化に必要な範圍に限定

して再整理するに至つたのであつた。斯く議會の自肅、緊張、協力の熊勢はその「歴史的資格たる政黨爭鬪の議會」から朝野一體の翼賛議會として有事即應の熊勢をとり議事審議の短縮促進となつて現れたのであつた。即ち衆議院は二月二十七日迄に、貴族院も三月初め早々に切上げて後は自然休會に入り、正しく未曾有の翼賛形式の表現と稱すべきであつた。

春の通常議會に於ける此の空氣は本年相次ぐ臨時議會に於ても一層眞摯なものとなり、東條内閣成立後の第七十七臨時議會(十一月十五日召集)に於ても、十六日開會、二十日には全議案の審議を完結した。此の間偶々衆議院に於ける人的構成に於て甚しく時代適格性を缺如せることの一端が表面化し、擬裝協力熊勢の一番云々が問題化したとはいへ、戰時體制強化に緊急必要な豫算案、法律案多數を通過成立せしめた直接的意義の外に、蒙國以來會てなき危局を突破せんとする政府の確固不拔、鐵石の決意を兩院を通じて全國民に闡明し、以て國民の士氣を大いに昂揚し、軍官民の團結強化を最高度に至らしめ、文字通り鐵桶不敗の國防國家體制を完備したと云ふ間接的意義は見逃し得ない。

更に日・米英開戦後の世界新秩序建設の新たな足跡を足踏たらんとする第七十八臨時議會は十二月十五日召集、會期

二日間決戰體制整備に緊要なる法律案並に豫算案を迅速に審議可決すると共に、大詔を奉戴し政府は率直明快に時局の真相を披瀝して國民の總協力を求め議會側も亦前議會に示された如き派閥的對立抗争の一切を排除して、全院一丸、戰時議會の面目を遺憾なく發揮して、政府と共に戰爭完遂の決戰氣構へは間然するところなきまでに顯現されたのであつた。

二、治安維持法の改正

現行治安維持法は周知の如く詭激思想運動取締の目的を以て大正十四年に制定され、昭和三年緊急勅令に依り一部改正されて今日に至つたものである。即ち大正末期から昭和初年に亘る思想運動情勢を背景とし殊に共產主義運動を主な對象として制定されたものであるが、其後の社會情勢の激變に伴ひ、就中昭和十二年支那事變の展開により、同年末の人民戦線檢舉を最後に表面的には消滅した共產主義運動も「その運動形態は從來の統一的、組織的態様から分散的、個別的態様に移行し、黨の目的遂行の爲にする活動から一轉して、黨の再建準備又は黨的氣運の醸成のための活動に終始するに至つたため、現行法はその取締上多くの不備があるのを免れ得ない。」しかも一方「現下内外の情勢はいよいよその取締を嚴にし、彼等に策動の餘地を與へぬ

必要があり、現行法の不備を補ふと共に、次々に生起する新事態に對應し得る刑罰熊勢を整へることは焦眉の急」となつたのである。

茲に於て第七十六議會に於て本法改正案が提出され、議會の協賛を経て三月十日公布された。即ち刑罰規定を整備強化し、その他特別刑事手續の規定、豫防、拘禁制度の創設等全文僅か七ヶ條の舊法が全文六十五條に及ぶ綜合的法典となり、實質上全く新立法とも稱すべき大改正がなされたのである。即ち時局下尙且蠢動せんとする共產主義運動に對しては、その外廓團體自體を取締對象とするのみならず、その主動者に嚴罰を以て臨み、又宣傳その他の方法によつて、共產主義者を養成結果し、黨再建の氣運を醸成することを主要目的とする所謂準備結社、其他結社の程度に達せざるも多數人の集合體、更に團體變革思想に基く一切の個人的行爲乃至不逞類似宗教團體等に關しても處罰規定を新設したのである。

而して問題は常に共產主義運動の消滅のみでなく、之と共に最も非日本的なる思想的立場に立つと言はれた自由主義的政治運動等こそ撲滅すべきであつたが、之は總て大きな轉換時代に遭遇して所謂既成政黨は昭和十五年に至り遂に總解消した。かくて非國家思想及運動の單なる外形的な

解消と云ふことより進んで今や斯かる敵性思想及運動の徹底的追及に依つて國內思想對策の確立運営こそ喫緊の要務となつたのである。

三、國防保安法の制定と防諜問題

近代戦は所謂國家總力戦であり戰場に呼應して國內に於ては獨逸の第五列の例の如く、敵國は軍事は勿論相手國を内部的に崩壊せんとして、外交、財政、經濟其の他の全國力に關する機密を探知、収集せんとし、謀報、宣傳、謀略等の秘密戦が火華を散らすのである。茲に我國に於てもこれら敵性國の秘密戰的策動完封の爲、從來軍事上の秘密を保護するために、軍機保護法あり、軍用資源秘密保護法その他の法規が存したが、更に外交、財政、經濟等廣範圍に亙る國家總力の重要機密保護に遺憾なきを期する爲、今回第七十六議會に國防保安法案が提出されたのである。

法案の内容の解説は暫く措いて、本法の國家機密と云ふのは、國家最高の機密であり、その範圍は限定されて居り、本來最上層部の特定の官吏と關係官以外には知られてゐない事柄であり、この法律を設けることにより一般國民に對し非常な制限を加へることにほならない。要するに本法の立法精神は多數國民に賣國行爲が如何に憎むべきものであるかを知らしむるにあつて、所謂愛國の紳士や熱狂的國家

主義者の中にさへ敵性諸國の思想的攻撃の手掛りを與へる内敵の存在し得ることを深く戒心し、以て斯かる國內の思想的敵性を徹底的に追及せんとするものである。法規の適切な運用と共に、國民の之に對する理解、協力の必要なることは論を俟たない。

本法は議會を通過し五月十日より施行された。更に五月十二日からは防諜週間が全國一齊に展開された。即ち支那事變は忠勇なる皇軍將兵の努力に依つて武力戦では完全に勝利を得た今日、残された秘密戦に於ても是非共之に戦ひ勝つて祖國を守ることが銃後國民の責務とされたのである。この事は日米英戦開始後に於ても何等論することはないのである。

四、學生と政治運動の問題

第二次近衛内閣成立前後より「新體制」なる言葉は正に全日本の朝野を席卷したる觀があるが、各自の勝手な解釋や使用も深刻な時局の進展の前に聽ては漸次淘汰され、後には嚴肅な事實の直視と、眞の實現化のみが要請されるに至つたことは當然の成行と稱すべきであつた。

而して政治の分野に於ける新體制とは畢竟嚴肅なる「統制」を意味することが漸次判明して行つたのであるが、その内容の吟味は兎に角、國民一般の間に政治への關心の昂爲すべきであり、かの學内修練組織の強化擴充の如きも同じく學生の大政翼賛方法の一として擧げられてゐる所である。

即ち從來往々見受けられたる高踏的な國家の動きに全然無關心の態度を探り、國家の將來に對する自己の責負の何たるかを自覺する所なき等の點は速かに是正さるべく、學生をして國體の本義に徹せしめ、國家意識を旺盛ならしめ積極的に國策遂行に協力せしむべきことが強く要望せられるに至つた。かくて農家への勤勞奉仕に、學内警防團や報國團の結成等に本年程活潑な動きを見せたことはなかつたのである。況や十月十六日大學、專門學校在學、修業年限短縮に關する勅令（大學學部等の在學年限又は修業年限の臨時短縮に關する件、昭和十四年法律第一號兵役法中改正法律中改正の件）が公布され、學生生徒をして國家の最も重大な時局に當り、その卒業期を繰上げ、速かに君國に奉仕させる機會を與へられ、時局に敏感な學生、生徒の君國奉仕の熱誠は彌が上にも昂揚されたのであつた。

五、言論・出版・集會・結社等臨時取締法の制定

昭和十六年十二月八日世界史に特筆さるべき大東亞戦争の火蓋は切られた。此の我國曠古の重大時局下にあつて國家治安維持の事が戦争遂行上如何に重要なるかは今更暇々

揚されて行つたことは事實であつた。就中學生と政治乃至政治運動と云ふ問題は、新體制運動の發展に伴ひ、學生の翼賛運動は如何なる形で具體化すべきかの問題と關聯して本春以來急速に識者の注意を惹く學生問題の一となつた。

固より政治の意義乃至解釋が茲では問題であるが、學生が政府や議會等の行ふ所に参加し、或は政治上の結社の如き狹義の政治團體に加入し實踐運動に出づるが如きことは勿論禁止せられてゐる所であつて、即學生の大政翼賛は當然學生の本分から定まるものであつて、文部當局も説明して曰く「現下學生の大政翼賛の道は國家への奉仕と云ふことを目標として、國家の重大時局を切實に認識し、内外諸情勢を正しく把握して學生の本分である學業と修練とに精進し、何時でも身を挺して君國の難に赴き得る準備と覺悟とをもつことにある。」（週報昭和十六年四月九日號）と。

蓋し國民一般が各自の職分を通じ誠を以て臣道を實踐し大御業を翼賛し奉ることは「廣い意味の政治」に關與することとなりわれ／＼の日常生活が斯かる意味で政治に密接な關係を有することは従前の比でなくなつた。學生亦其の埒外に在るものでない。かくて或は食糧増産に協力し、勤勞奉仕に参加する等直接國家の政策遂行に積極的に參與することが「政治性を持つもの」とせば、これは當然進んで

する迄もない。現に十二月九日政府は決戦下思想対策に關して當局談として意見を發表して曰く「……しかれども情勢の進展に伴ひ敵國はもとより、中立敵性國の行ふ諜報、宣傳、謀略等秘密戦は將來ますます巧妙なる形態をもつてわが政治、經濟、思想等各種の部に熾烈に轉向せらるべきは火を見るより明らか……」とある。又檢事總長訓令中にも「……人心を攪亂するやうな流言飛語或は不必要な言動を慎み……」とある。即ち此の戦争遂行期間中、一般に從來の人民戦線運動の行へる國論分裂の謀略の如き有害なるものは固より斷乎として取締らねばならない。茲に十二月十七日第七十八回臨時帝國議會は「言論出版集會・結社等臨時取締法」を可決するに至り、十二月十九日公布、同二十一日から實施せられた。

本法は戒嚴令に代るものであつて、政府の言明する如く戒嚴令の施行は一切が軍の力に依つて政治が行はれ、國民生活上に及ぼす影響大なるを以て、戒嚴の奏請をなさず治安上の萬全を期するにある。制定の趣旨はその第一條に「本法ハ戰時ニ際シ言論、出版、集會、結社等ノ取締ヲ適正ナラシメ以テ安寧秩序ヲ保持スルコトヲ目的トス」と明示されてゐる所であるが、同法案の通過に際し東條内務大臣談にもある如く「……本法は戰時下にあつて人心を動搖せし

めて社會の不安を誘發し、或は殊更に國策に反對し、國論の不統一を招來する等、戦争遂行上に障礙を及ぼすが如きものに對しては、最も峻嚴なる取締を加へんとするものである。しかし乍ら純良なる政治、思想の國民運動や言論文章等の活動を抑壓することは本法の目的とする所ではなからぬであつて、これらは大いに之を助長し、活潑旺盛なる國民意識の昂揚を圖らんとするものである。即ち無用の抑壓は一切とらず、現行犯以外は豫め檢事の指揮を受くるべきことが指示されて居り、朝野眞に一體となつて戦争完遂に向つて邁進し、國論統一の戰時立法の精神を活かすことが要望された。

因に本法中には、結社、集會、多衆運動、出版、造言飛語等に關する取締規定と共に、從來の届出制が許可制となり、又罰則も加重されたのであつて、政黨は勿論所謂思想團體も均しく許可申請の必要がある。政事又は思想に關し公衆を會同する集會は總べて所轄警察署長の許可が必要となつた。又悪質な出版物に對してはその後の出版物の發行まで禁止され、デマを飛ばしたものは罰則が規定されたのである。

第三節 所謂臨戰體制に入れる思想

運動の政治的社會的背景

一、政治外交方面

内閣二度の更迭

本年は未曾有の國際危局に直面し内閣は二度の更迭を見るに至つた。即ち昨年七月成立以來諸般の施策に努力し來つた第二次近衛内閣は、時局の進展と共に國內態勢の整備強化に伴ひ、内閣の構成にも一大刷新を加へるの必要を生じ、七月十六日總辭職決定、同十八日第三次近衛内閣の成立を見た。同内閣は内外情勢の緊迫化に對應し大いに時艱突破の施策を行はんとしたが、其後「國策遂行の方途に關し閣内意見の一致を見ること能はず」して、十月十六日遂に總辭職を決定、後繼内閣組織の大命は翌十七日東條陸軍中將に降下、同十八日東條新内閣の成立を見るに至つた。

東條内閣の使命は政府聲明、首相の放送によつて明らかであるが、新内閣は政府、統帥府の高度結合によつて渾然一體化し、更に軍の強力な背景の下に強力な政治の推進が行はるべく、閣員の同志的結合への銜衝も國政の處理に迅速果斷を加へるであらうと期待された。かの官界刷新の爲の

官廳事務再編の動きの如き其の現れで、新内閣成立間もなき十一月四日「許可認可等行政事務處理簡捷化に關する要綱」が閣議で決定される所があつた。斯く國民の要望に應へて世界新秩序建設への原動力となり得べき東條新内閣の將來は、重大な世界史的意義と責任とを負擔されたのであつた。果せる哉、十二月八日大東亞共榮團の確立を執拗に妨害し來つた米英の暴戾を斷乎膺懲すべく對米英宣戰の大詔は換發されたのであつた。

大政翼賛會の改組と其後

第七十六議會に於てその性格、機構、人事、經費等に就いて種々論議の對象となつた大政翼賛會は結局當初の高度の政治性を眼目に置いて結成されたものが、遂に公事結社なる刻印を打たれることになつたのである。而して二月二十二日平沼内務大臣の翼賛會改組意向の言明となり、四月一日の定例閣議で改組案の決定を見、二日大政翼賛會本部より改組案が發表された。固より翼賛會本來の趣旨性格及び運動方向には變改なきも「大政翼賛運動の趣旨徹底と共にその健全なる機能發揮とを容易ならしむると共に、政府との關係を一層緊密ならしむるを以て根本目標とし今後益々その實踐力の強化を圖る」こととなつた。

而してこの「大政翼賛會發足以來の翼賛運動並に地方協

力會議の總成果の上に立脚し、國民の總意を結集して非常時國策の樹立に資すると共に、本春初頭戰時翼賛議會を経て決定した政府の諸施策を遍く國民に浸透させ、眞に官民一體の強力體制を實現せん」が爲第一回中央協力會議が六月十六日より二十日に至る五日間、翼賛會本部に於て開催された。更に國難突破體制を整備する「決戦國民常會」たらしむべく第二回中央協力會議が十二月八日より十二日迄五日間開催の豫定で日程迄決定したる所、偶々對米英戰の開始に依つて八日開會、國難突破の鐵石の決意を固めて即日閉會となつた。

此の外別稿に述ぶる如く、本年一月十四日の開議に基き大政翼賛會の下に大東亞建設に關する國民運動關係の興亞諸團體を統合せしめて一大興亞國民運動の展開を企圖し、爾來大政翼賛會東亞局でその具體的方針を攻究中、翼賛會の改組に達着したので一部分方針の変更を見たが、改組後の東亞局に於て再檢討をなし、翼賛會首脳部並に關係當局で協議の結果、統合問題は愈々具體化し、一先づ興亞諸團體の特質は其の儘生かして、之を團體のまま包容し且之に興亞有識者をも加へて一大組織體を結成し、翼賛會の指導統制の下に最も強力なる興亞運動を展開することとなり新組織體を「大日本興亞同盟」と名づけ、七月六日その結成大會

が東京日比谷公會堂に於て開催された。而して翼賛會永井東亞局長が之が統合に幹旋盡力すると共に、その理事長となつたのである。

昨秋大政翼賛運動の發足以來着々その歩を進めて來たが、國運を擔ふ柱石であり、國家機能の中軸をなす青壯年層の翼賛意欲は極めて熾烈であり、既存の大日本青少年團の外、二十一歳以上の青壯年層は、産報、農建同、商報等の各職域組織及び大日本壯年團中央聯盟等に漸次組織化或は吸収されるあり、又赤誠會、東方會等の諸團體への加入者も續出する等全国各地の青壯年の間に時局即應の自主的に統一ある組織を作り、それによつて積極的に強力な翼賛運動展開の氣運が高まつた。しかしこの儘放置すると全國區々に新しい青壯年の組織が結成されて種々不都合の點も生ずるので、茲に大政翼賛會に於て關係各方面と協議の結果、翼賛壯年團結基本要綱とその組織方針を決定し、九月二十六日の全國支部組織部長會議を開き打合せの後、全國的に其の指導助成に當ることとなつた。而して翼賛壯年團の性格は(一)大政翼賛會の指導の下に、その一翼として大政翼賛運動に邁進する組織たること、(二)翼賛壯年團は團員の自發的意志による同志組織たることが要請され、其の活動の基本的なものとして

- 一、國民精神の昂揚
 - 二、時局認識の徹底
 - 三、興亞運動の推進
 - 四、國策遂行への挺身
 - 五、地域的職域的翼賛體制の促進
 - 六、戰時生活體制の建設
 - 七、國防思想の普及、銃後奉公活動の強化
 - 八、その他翼賛奉公の實踐に必要な事項
- 等が掲げられてゐる。

元來高度の政治性を付與することを眼目に置いて結成された大政翼賛會自身が中途議會の反響其他によつて所謂半上落下のものとなり終り、形式的にも政治結社から公事結社と改變されたる點にこそ、一種變質的の外廓團體として先の大日本興亞同盟の組織となり、或はこの翼賛壯年團の結成が企圖されたのであつた。要するに孰れも大政翼賛會の變質を補はんとする別途の手段に外ならなかつた。併し乍ら本團の發展如何は實に翼賛運動の將來に重大關係を有することが漸次認識されると共に、大政翼賛會も政府諸機關の協力を得て、萬全の用意と不屈の覺悟を以てその指導助成に當らんとする氣構へを示したのであつた。

翼賛議員同盟の結成

此の間衆議院に於ては舊來の派閥因襲を排し、戰時即應の政治機能發揮し大政翼賛運動の推進に協力し國論の統一民力の結集を圖ると共に、確固不動の國策を支持遂行するを以て指標となし、この旗幟の下に同志を糾合して新交

涉團體結成の氣運成り、こゝに翼賛議員同盟が結成され九月二日帝國ホテルに於て其の創立總會が開催された。而して同盟參加受諾者總數は結局三百二十六名となつた。かくて第七十六議會の運営に當り、政黨解消後の各派議員を統合して結成されてゐた衆議院議員俱樂部は本同盟の成立を機に解散することとなり、第七十六議會以來衆議院に據頭した同志的結合體結集機運は新交涉團體翼賛議員同盟の大同盟結により一先づ安結を見た如くであつた。

然るに九月二十六日外交問題に關し樞軸精神堅持の決議を行つた舊政友中島派中心の有志議員の運動を契機に翼賛議員同盟は早くも内訌を生じ、表看板の同志的結合と派閥觀念の掃は遂に夢と化し、十月八日此の國策遂行に關する衆議院の有志代議士發起人全體會議が麹町區實亭に開催され、その名稱も「國策貫徹同盟」と決定した。而して次の第七十七臨時議會開會前に院內交渉團體として此の翼賛議員同盟及新に成立した「同交會」並に國策貫徹同盟關係議員中心の新交渉團體たる「興亞議員同盟」が組織され、三交渉團體の外同人俱樂部其他無所屬と云ふ分類であつたが、議會の開會を見るや、僅々三、四日を出でずして翼同は官澤事件を契機に早くも分裂解消の危機に立到り殘る院內諸團體も再編成の過程を辿るものと見らるゝに至つた。即ち

國民輿望の離反した議員にとり此の臨時議會は、謂はゞ死中に活を求むべき最後の議會として、翼同に對して心竊かに期待してゐた世人は、舊態依然たる政治墮性をその底流に残滓せしめてゐたことを知つて非常な不満と期待外れを感じたのであつた。そして數に於てのみ結集したものの脆弱さも當然とし、要は個々の議員の眞摯にして果敢なる挺身がこの目的を達し得るものなることをはつきりと認識したのである。結局衆議院の分野は今後新政治團體結成への展開を見るべきことが豫想せられた。

而して大東亞戦争の開始と共に歴史的第七十八臨時議會は十二月十五日召集、十六日開院式を終るや即日議事に入り僅か一日にして重要議案の殆ど總てを審議したつた。勿論兩院共政府の意の存する所を汲んで、二十八億圓に上る臨時軍事費追加豫算をはじめ、無事緊急重要諸法案を通過せしめて臨時議會の眞骨頂を發揮したことは前述の通りである。更に十二月二十四日には第七十九回通常議會が召集されたのであつた。

●國家總動員法の改正強化

昭和十三年五月施行以來支那事變の進展に伴ひ、逐次發動され來つた國家總動員法は、時局の進展と共に、當初豫想されなかつた事態の繼起に伴ひ漸次不備の點が判明し來

より三十三日目に當る三月十一日に東京調停會議は帝國委員列席の下に最終公式會議を開き、國境紛争調停條項に對する泰・佛印兩國全權の調印を行ひ、同時に日泰、日佛間の特殊緊密關係の樹立及び増進に關し追つて取極めを行ふべき旨の文書を交換し、何れも正式確認を完了。茲に泰・佛印紛争問題は全く解決を見るに至つた。同日三國共同のコミュニケを發表す所があつた。

而して三月十一日松岡外相は獨伊訪問の途に上りその歸途モスクワに於て四月十二日スターリン書記長と重要懇談の結果、茲に日ソ兩國の國交調整に關して双方の合意成立し、四月十三日帝國代表として松岡外相及び建川駐ソ大使、ソ聯代表としてモロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員は日ソ間の中立條約に調印する運びとなつた。尙日ソ中立條約の成立は、世界的戰亂の擴大を防止せんとする日獨伊三國條約の精神を擴充強化するものであるとの近衛首相談が發表された。併し右翼團體方面に於て右條約の不合理、無暴を指摘する聲もなきにしもあらず、他面重慶政權の驚駭を別として樞軸國は一應之に賛意を表したが、英米諸國は日ソ接近を憂慮したのであつた。而して事實は周知の如く、獨ソの開戦、世界情勢の進展に伴ひ新な檢討を加へられたのであつた。

り、之を補正すると共に、一朝有事の際敏速機宜の手段を講じ得る様、わが國戰時經濟統制の根本法規である國家總動員法に徹底的の改正を施すこととなつた。即全文五十九條中の二十五條に互る廣範圍の改正を見たのであつた。しかも本年七月の英米の經濟攻勢以來全面的發動をなし總動員審議會も回を重ねること二十回、總數五十九件餘に及ぶ勅令案を審議可決し、企業院調査によると十二月一日現在で既に五十一件の勅令は之を公布實施するに至つた。即ち勞務關係十八件、價格關係十件、生産力擴充關係六件、企業統制關係六件、物資統制關係五件、資金關係四件、電力關係四件、運輸交通關係三件、貿易關係一件、其の他四件となつてゐる。

斯く事態の緊迫化に伴ひ、總動員法は名實共に全面的發動を見、國民經濟及び國民生活の凡ゆる分野にまで浸透、國內戰時體制の整備に萬全の措置を講じたのであつた。

外交方面

次いで眼を轉じて外交方面の特筆すべき出來事を見つてみよう。

大東亞共榮圈を確立すべき帝國外交の指導的地位への試金石として世界注視の裡に進められた泰・佛印國境紛争に關し、我國が調印に乗出し二月七日第一回會議を開催して

一方南方對日包圍陣營は佛印に於けるド・ゴール派の策謀と呼應し、いよ／＼佛印に其の手を伸ばし、或は近東に於ける佛領シリアの轍を踏ますとは斷言出來なくなり、茲に七月、佛印に關する日佛共同防衛に關する意見の一致を見、七月二十九日にその議定書に調印を行ふに至り、五月の佛印との間の經濟協定並に政治的諒解に關する議定書の締結と相俟つて、佛印の東亞共榮圈の一環としての役割は一段と加重し、同七月二十九日には又日佛印共同防衛議定書第一條「兩國政府は佛領印度支那の共同防衛の爲軍事上協力を爲すことを約す」との條文に基づき、帝國陸海軍は佛印へ増派せられ、愈々具體的に佛印の共同防衛に當ることとなつた。勿論日佛共同防衛の成立に對し、英米を始め對日敵性諸國は歩調を描へて、我國を壓迫し來り、對日資産凍結の如きを以て臨み來つたことは後に述べてゐる通りである。

越えて八月二十七日ルーズヴェルト米大統領に對する近衛首相のメッセーヂの外交となり、之を繞つて爾來國論の沸騰、所謂太平洋危機の切迫、國內決戰體制の確立は急ピツチを以て進められ、近衛第三次内閣退きて十月には東條新内閣の成立を見た。同内閣は諸般の國內緊急對策完備、政府の鐵石の決意闡明に依り一億國民の挺身奉公の覺悟を

要請する為第七十七臨時議會の召集を奏請し、着々決戦態勢を整へて行つた。

扱て本年四月以來の日米交渉は或は對米近衛メッセーヂの發送等の問題を見て、我國は只管東亞永遠の平和の爲に米國側の暴戻極まる態度に對しても隱忍これ努めて來たが、米國より最後に示されたメッセーヂに(一)日本陸海軍は大陸から無條件撤兵せよ (二)南京政府の否認 (三)日獨伊三國條約の破棄 と云ふ到底承服出来ない回答を以てし、遂に我國は大東亞民族解放の爲斷乎起つて正義の鐵槌を米英兩國に打ち下すこととなり、十二月八日米英に對する宣戰の詔勅は換發されたのであつた。

總て時を移さず緒戦に於ける陸海軍の偉大なる戦果を始め、獨伊兩國は日獨伊三國條約の精神と情誼とにより對米英戰爭に参加することに決定し、十二月十一日對米英戰の共同遂行、單獨不講和及び新秩序建設協力を内容とする日獨伊間新協定の成立、日泰間の歴史的攻守同盟の締結(十二月二十一日調印)等、孰れも世界新秩序建設のテンポを速める契機たらざるはなかつたのである。

二、産業労働方面

日獨伊三國條約締結後の世界情勢の急轉回に對處し大東

亞共榮國の自給自足を目標に我國産業經濟界の今後の指標を明示するものとして注目された「經濟新體制確立要綱」は昨年十二月七日の閣議で決定、公表された。國家の經濟全體の力を集中動員して戰爭目的達成の爲運営すべき體制の再編成にあつたことは言ふ迄もない。就中その基本方針に於て綜合的計畫經濟の遂行を強調し、目標を(イ)軍備の充實(ロ)國民生活の安定(ハ)國民經濟の恒久的繁榮の三點に於て明確にして居り、「企業體制」と「經濟團體」の二項に亘り夫々適切な方策が考究された。本年度は實に此の要綱の線に沿ひ、着々その具體化を見るに至つたのである。

以下歴史的な大東亞戰開始迄の我國産業労働界に於ける特筆すべき事象若干を掲げ以て決戦體制を整へ來つた此の方面の動向を管見してみよう。

生活必需品の統制

近代戰が國家總力戰の形態をとり皇軍の近代的裝備完成の爲に軍需物資に之に關聯する生産力擴充資材及び輸出品用原材料の優先的供給確保が絶對的必要であり、勢ひ一般民需物資の需要制限を強化するのは免れ難き所であり、茲に國民生活は各方面に亘り、生活必需品供給の逼迫を感ずるに至つた。

斯くて限られた生活必需品を圓滑に配給する爲生産動

員の組織化と購買力統制の遂行が必要となり、之が爲統制的分配制度即ち切符制度等の採用を見るに至つた。即ち食糧、燃料、纖維製品、醫藥品等の需給調整計畫實施確保のため新たに生活必需品の統制に關し國家總動員法第八條を中心として生活必需品統制令(勅令第三二六二號)が四月一日公布、同日施行さるゝに至つた。その具體化として我々の日常生活に直接影響を見たのは四月より六大都市に米の割當配給制が實施され、切符制や通帳制が施行せられたが、之は延いては米穀配給機構の整備や業者の統合問題等へと發展して行つた。

而して斯かる多種多様の法規に依る物資の統制は其の後歐洲大戰の進展と我國の外國貿易の困難、敵性國家の經濟壓迫の激化に伴ひ、一層切實に限りある資源に依る自給自足體制を確立し以て緊急事態即應の態勢を整ふべきことが要請され、總て之は國家總動員法第八條に基き第十八回國家總動員審議會に於て「物資ノ統制ニ關スル勅令案要綱」が決定され、綜合的物資統制の基礎法規として物資統制令(勅令第千百三十號)が制定され、十二月十六日公布、即日實施せられた。

重要産業の統制

前記「經濟新體制確立要綱」に基いて制定されたものゝ

中特に重要なものは八月三十日公布の「重要産業團體令」及び九月一日公布の「重要産業團體令施行規則」之である。之は國家經濟を全體として運営する爲に夫々の分野を分擔して、その産業の綜合的經濟計畫の實施に當るべき組織體に關して規定したもので、重要な産業に就き、産業別に全國的な團體(統制會)を組織して行くことに決定された。

統制會の組織される重要産業は閣令に依り大體鑛山業、工業、陸上運送業及び貿易業が豫定され、農林畜水産業と金融業は別個の組織により、電力業及び海運業は除外された。特にその組織を急いだものは鐵鋼、非鐵金屬、石炭、機械、化學、セメント、製粉、貿易等の業種であるが、指定産業の範圍は逐次擴大される筈である。

次に統制會の運営に就き一言すれば之は所謂「指導者原理」の方式に依つて

- 第一は 當該産業に於ける生産及配給に之に要する資材、資金、勞務等の需給其の他當該産業に關する政府の計畫の立案に對し参畫し、協力し、
- 第二に 當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導其の他會員及會員たる團體を組織する者の事業に關する統制指導である。

而して斯かる統制會の設立は當然活潑なることが豫想さ

れたるに拘らず實際はその統制會の主管官廳乃至會長專任問題等で久しく停頓状態を續けた。其後に至り重要産業團體協議會等も時局の重大性に鑑み、この儘放置するを許さざるに至り、經濟界再編成のポイントである統制會に對する積極的協力態度を明かにして政府督勵の舉に出で、十月十四日の閣議に於て「産業の指定は重點主義に依り、又統制會の主管官廳は當該統制會の事業を所管する官廳となし、統制會々長の權限を擴大強化して待遇を與へ、原則として他の職務の兼任を認容せぬこととし、當該産業部門に關する一切の事項は統制會に一元化する」等の申合がなされ、續いて十二月二十八日の閣議で産業團體令第二條の規定により同令適用の業種は、鐵鋼業以下十二業種と決定、石炭、鐵鋼部門から逐次統制會設立の命令が發せられて行つた。現に統制會々長專任制も鐵鋼統制會々長に平生日鐵社長が十一月二十一日商工省より正式任命せられたるを契機として漸次石炭統制會其他へと實現せられて行つた。

緊迫した國際情勢裡に高度國防國家體制の實現に兵員動員と相並んで勞務動員の適正の必要なること改めて説くべきでない。即ち事變第三年の昭和十四年以降毎年勞務動員計畫が樹てられ來つたが、内外情勢の逼迫は更に勞務動

員の擴大強化を必要ならしめ、本年八月二十九日の閣議で「刻下の勞務供給の狀況に鑑み、この際國民の勞務報國精神を昂揚し、速かに勞務總動員態勢を整備強化」せんが爲「勞務緊急對策」が決定され、「戰時體制下の國家は國民中一人の不勞者、有閑者、無職者なきことを要請する。一億國民は宜しく勞務の國家的重要性を認識し、勞務報國の誠を致されんことを望む」と國民の覺悟が要請された。續いて九月十二日には昭和十六年度勞務動員實施計畫要綱が閣議で決定された。之は事變下に作成された三度目の勞務動員計畫であるが、これより先同計畫の決定に伴ひ、十六年度生産力擴充計畫が之と對應する改訂を加へられて「勞務緊急對策」の決定された八月二十九日の閣議で同じく決定されてゐる。而して時日に前後の入り替りはあるが、實際は勞務緊急對策が本年度勞務動員計畫の實施方策をなしたことになつてゐる。

- 其の本年度勞務動員實施計畫要綱の重點は次の四點となつてゐる。
- 第一に軍需産業、生産力擴充計畫産業、運搬通信業及び國防土木建築業に必要な要員の充足を図ることであり
 - 第二に重要工場への勞務の重點的配置を行ふこと
 - 第三に勞務供給源確保のため國民動勞總動員態勢を確立すること

第四に女子の勞務動員を擴大強化すること
而してこの計畫の實施を確保する爲前記の如く勞務緊急對策要綱に基いて急進に各種の具體的措置が執られたのであつた。即ち此の勞務緊急對策に於て次の諸項目に就き政府の方針を決定したのである。

- 一、勞務報國精神の昂揚
- 一、勞務配置の調整
- 一、職業轉換の促進
- 一、國民登録制度の擴充
- 一、勞務奉仕の組織化
- 一、勞務管理の刷新強化
- 一、勞務者住宅の充足
- 一、民間團體の協力

此の方針に基き勞務總動員態勢を急速に整備強化する手段として一方に國家總動員法に基く關係勅令の制定があり、又他方に運管機構として中央・地方に於ける勞務行政機關の整備が企圖され、更に職場秩序の確立を目標として勞務組織の整備と勞務管理の刷新を行はんとするものであつた。

然らばこの八月二十九日の勞務緊急對策要綱の具體的措置として如何なる施策が講ぜられたか。

先づ九月十一日第十八回國家總動員審議會に於て、國家總動員法に基づく五つの勅令案要綱即ち

- (一) 勞務調整に關する勅令案要綱
- (二) 國民徵用令及國民職業能力申告令中改正に關する勅令案要綱
- (三) 重要事業場の勞務管理の監督に關する勅令案要綱
- (四) 國民動勞報國隊に關する勅令案要綱

が付議決定された。

斯くて年末に向ふに従ひ、勞務調整令(勅令第十六十三號)は十二月八日公布、昭和十七年一月十日施行と決定、國民徵用令中改正(勅令第九百二十九號)は十二月十六日公布即日施行、職業能力申告令中改正は十月十五日公布、十一月一日より施行、國民動勞報國協力令(勅令第九百九十五號)は十一月二十二日公布、十二月一日施行、警察關係者徵用令(勅令第九百三十一號)は十二月十六日公布、即日施行となつた。尙重要事業場勞務管理令並に獸醫師等徵用令が發動準備中である。

其他去る三月七日に制定公布され十月一日より實施された國民勞務手帳法(昭和十六年三月六日法律第四十八號)はこれによつて従業者の配置の狀況を明らかにし移動防止に完璧を期するものである。更に又重要産業に於ける勞務要員を

國境に充足する問題に關聯し職業轉換就中小商工業者の職業轉換の問題が勞務動員の問題として急速な對策樹立が要請されるに至つた。何れにしても戦時下の勞務對策は第三期とも云ふべき勤勞總動員體制確立を以て一應完成したものと見ることが出來た。只對米英決戦下の非常事態に對處すべき勞務總動員態勢が所謂戦時緊急對策としての色彩が強い爲勞力保全の觀點よりするも前記五勅令の運用に當つて特に慎重なる考慮を要すること言を俟たない。蓋し勞務動員の如き人の活用に際しては國民の自覺に基づく自發的協力が特に必要であり、こゝに勤勞報國精神の確立昂揚なる精神運動が重要性を有し、又大政翼賛會や大日本産業報國會を初め關係民間團體の協力活動が切望される所である。

産業運動の展開

前記の如き勞務動員計畫の圓滑な遂行の爲には、勤勞報國精神の確立昂揚と共に之が眞の實效を擧ぐる爲には政府の一方的な努力だけでは充分でなく、民間の識者、指導者階級、特に民間有力團體の協力が要望され、茲に大日本産業報國會に負荷された責務の重大さがあつたのである。然らば産業運動本年の動き如何、概観すれば次の如くである。大日本産業報國會は先づ本年一月十六日の理事會で産報

中央事務局を四局十二部とし、夫々人事を決定（部長以下は二月十日發令）、二月四日には戦時生産擴充の協力に關する重要事項を調査審議し兼ねて大日本産業報國會の各部署を通ずる立體的連絡及び緊急重點的企畫の機關としての機能をもせしむる爲「生産協力委員會」を新設したが、更に石炭増産強調期間中産報より巡回慰問團を派遣し、日夜石炭増産に従事しつゝある炭坑従業員を慰問し、石炭増産の重要性を強調し其の志氣を鼓舞して職域奉公の精神を振起すると共に従業員に慰安を與へることとなつた。

大日本産業報國會費規程拔萃

- 第二條 會費は前年九月三十日現在ニ於ケル産業報國會ノ會員數ヲ基礎トシテ之ヲ算定ス
- 第三條 會費ノ額ハ産業報國會ノ男子會員一人當リ年七十二圓女子會員一人當リ年三十六圓トシテ之ニ當該産業報國會ノ男女會員數ヲ夫々乗ジタル總額トス
- 第五條 大日本産業報國會中央本部ハ道府縣産業報國會ニ對シソノ納入スベキ會費額ノ一割ニ相當スル額ヲ交付ス

同じく三月には各單位産業報國會の職場に青少年勞務者をして彼等に課せられた國家的任務を果さしめ、産業報國運動の推進力たらしむる爲三月三日附を以て厚生省勞働局長名に依る廳府縣長官宛「産業報國青年隊結成ニ關スル件依命通牒」が發せられ、續いて三月七日附を以て大日本産業報國會に於ても理事長の名に依り道府縣産業報國會長及び地方鑛山部會長宛に「産業報國青年隊結成ニ關スル依頼ノ件」を、又四月二十三日附を以て産報理事長の名を以て道府縣産業報國會長宛「産業報國會青年隊準則並ニ組織方針ノ件」の通達あり、翌二十四日には同じく理事長の名で「産業報國會青年隊事業細目ニ關スル件」が通達され、こゝに産業報國青年隊結成の具體的措置は次第に進められて行つた。

其の組織方針の大本は、二十五歳以下の男子會員五十人以上の單位産業報國會にはすべて結成することとし、二十五歳以下の男子會員五十人未満の小規模産業報國會では其の結成を任意とし、女子に就きてはその結成を實情に依らしめた。

而して大日本青少年團との關係に就きては「組織としては大日本青少年團とは別個の組織であつて、大日本青少年團が青年學校を中心とするものであるに鑑み、私立青年學

校の設けある場合に於ては、組織の重複を避ける爲産業報國青年隊が同時に大日本青少年團の單位團たること」としたのである。陸軍當局も産報青年隊の組織方針、準則等に對し双手を擧げて賛意を表し、今後兵營宿舎の利用其他訓練等に付積極的支援を惜しまぬ旨表明する所があつた。

四月には鑛山に於ける産業報國運動を實施統轄する鑛業報國聯合會が大日本産業報國會の「地方鑛山部會」に改組されて之をも指導することとなり、更に中央に於ける産報類似團體の統合問題が具體化して協同會産業福利部、汽鐵協會、勤勞榮養協會の三者が何れも發展的解消を遂げて中央本部に統合せられた。

更に四月一日の興亞奉公日をトシ全國五百萬の産業戰士を動員して全國的規模に於て「時艱克服産業報國大祈願式典並記念動員大會」を開催し、全産業人の覺悟を新にして皇運扶翼の實を完うする決意を誓ふ所あつた。特に宇治山田市に於ける全國中央式典並記念動員大會は嚴肅盛會裡に催されたのであつた。

就中産報運動の重要使命たる生産増強に對する推進的役割を遂行する爲、工場事業場の産報會の組織を整備強化して所謂五人組制度を八月に至り創設したことを特記すべきである。即ち八月十八日附を以て厚生省勞働局長及び内務

省警保局長名を以て廳府縣長官宛「工場事業場ニ於ケル産業報國會ノ組織整備ニ關スル件」の通牒が發せられ、會長の下に部隊組織(最下部は一組五人乃至十人を標準)を確立してその指導統轄力を強化し、懇談機關を整備して團結力の中心となし、更に一定規模以上の會には事務機關を設置せしめ以て勤勞秩序の確立と刻下最大の要請たる勤勞力の總動員完遂に遺憾なきを期せん」とするものである。而して斯かる社長より工員に至るまで指揮系統を確立して産報の活動、企業並に執行の組織をその經營に於ける職制と一體化してピラミットの軍隊機構をつくるにあつて、その最下部單位は五人組制とし、之を基調として相互の扶助、啓蒙、不良者の撲滅、移動防止、勤勞技能競争、職場の死守生産確保の精神を昂揚せんとするに在る。

尙臨戦下に於ける新目標として「勤勞秩序の確立」「勤勞總動員」「生産力増強」の三項目を掲げて勞資一體と云ふが如き勞資間の消極的指導精神より更に進んで國家的目的の爲に如何に生産力を確保し以て課せられた使命を達成するかに置き替へられた。

又十一月七日大阪商工會議所に於ける産報、全産聯共同主催の「勤勞管理全國協議會」に於て懸案の全産聯の産報への解消問題が解決の途に就いた。即ち全産聯の傘下に屬

する關東、關西、中部、西部の各産業團體聯合會所屬の勞務管理に關する専門委員會を解消して、近く産報運動の全面的發展と勤勞管理に關する調査研究機關として産報本部に新設さる、「勤勞管理協議會」に發展的に統合すること

が厚生省勞働局長の言明する所となつた。扱て此の間産報は或は職長講習會、安全講習會乃至全國の技術者協力會議を開催し、又「規律、訓練、教範要綱」を作成し、産報壁新聞を發行する所があつた。十二月には明十七年一月を期し職場の「規律確立、皆勤實行、機械實働増進」の三大運動に重點を置き三箇月に亘り「生産力増強第一期運動」を展開することを決定した。

これより先十一月には東條内閣の内務次官に就任した湯澤理事長の後任に前企畫院次長小畑忠良氏が就任と決定、従来の派閥人事を一掃し、新しい機構と新しい決意を以て産報の再出發を企圖し、十二月八日産報中央本部の機構改革に伴ふ人事異動が發表された。

今産業報國會の組織狀況を一瞥すれば十六年十二月末に於ける結成狀況は次頁に示す如くである。

昭和十三年七月物資動員が全面的に強化されて以來中小商工業者の轉廢業問題は國家の施策と相俟つて政治的に社

昭和十六年十二月末産業報國會設立狀況調

報國會數	事業場數	會員數	工業	礦業	交通業	商業	農業	水産業	其ノ他ノ産業	總計
七七、九八七	一五一、五五八	四、三八〇、一三〇	一、六〇二	一、九九六	三、八二四	五〇八	八六	一一〇	一、四〇五	八五、五二二
			五、四六、二七七	六、五八〇	三三〇、六八九	九三〇	一六二	三〇五	二、八四六	一六四、三七七
						八、二八五	六二、八三一	八四、九一九	五、四六五、五五八	

(勞働時報昭和十七年四月號)

會的に大きな問題となつて來た。蓋し獨ソ戰の勃發を契機に國際情勢の激變に應じて、國內態勢の整備、全産業の再編成、職業の大規模の轉換が否應なしに要請されるに至つたからである。一例を神奈川県下にとれば、同縣下では七月頃既に一千名からの菓子商、豆揚商、氷商等が集團的に轉廢業を敢行して職業指導所の斡旋で軍需工業の産業戦士として勇躍轉向した如き例があり、其他全国各地で斯かる大量の集團的轉廢業が見受けられた。尤も當初は其の大部分は半日就勞乃至隔日就勞の所謂「半轉職」であつた。

元來物資動員計畫と共に勞務動員計畫の必要性は今更緊説する迄もなく、政府は昭和十四年度以降毎年勞務動員計畫を樹て高度國防國家建設の爲に必要な部面に勞力を集中して來たが、その主要な勞力供給源たる農村方面も食糧増産の重要使命を擔當し、且或る程度の農村勞力の保有が絶對

に必要となり、こゝに餘剩勞力の開拓は最後の切札として中小企業からの轉廢業者が取上げられた。尤も中小商工業からの要轉業者の問題は、事變勃發以來物資統制の引續く強化によつてその存立の足場を喪ひ、昭和十四年夏第一次勞務動員計畫の設定前後既に轉廢業の岐路にあつたが、小さくとも自己の設備を有し、家族勞働力を抱へたる業者が一舉に全然未経験の工場勞働者に轉身することは何としてもしかく簡單な問題でなく、實際的には中小商業者の轉廢の如きは容易に行はれさうにもなかつた。

總て國家の要望する職業轉換先は十五年十月二十二日の閣議で大體次の六の方面が擧げられた。

- 一、軍需産業
- 二、生産力擴充産業及附帯産業
- 三、滿洲開拓民(中小商工業開拓を含む)
- 四、支那、南洋、其の他海外への移住進出
- 五、農業生産力の擴充
- 六、國防上必要な土木事業

而して斯かる方面への轉業對策として政府の講じた施策は、大蔵省所管の國民更生金庫、拓務省所管の歸農開拓民その他を除き大部分厚生省の所管に屬し、先づ最も重要なものの一として國民職業(労働)指導所(七月現在。本所が三百八十三ヶ所、出張所百六十三ヶ所、合計五百四十餘ヶ所あり、全國主要都市に二千數百人の職業指導員を設けた。又國民勤勞訓練所(東京と奈良に各一ヶ所)及職業補導所(各道府縣の主要都市に百七十三ヶ所、東京市に十ヶ所)あり、其他全國三百ヶ所餘の授産場、内職組合等がある。

成程轉業の問題は極めて深刻な問題であるが、時局の激進化に伴ひ所謂中小企業維持育成の時代は過ぎて好むと好まざるとに拘らず、國家が強力な職業指導の態勢を採らねばならなくなつた。況や八月二十九日の閣議で勞務緊急對策が決定された時も「戰時體制下の國家は國民中一人の不勞者、有業者、無業者なきことを要請する」云々と要望されて、緊迫した時艱克服の爲に國民の勤勞精神の昂揚が期待され十一月二十二日國家總動員法第五條に基き「國民勤勞報國協力令」が制定公布され十二月一日より施行されたのも斯かる事態に對處したものに外ならない。去る六月報國隊發表の構想を見るや前記の中小商業者が最も積極的協力した事は前述の通りで、要轉業者は半轉業に依つて

初めて轉業の途を見出したのであり、しかも其の數が多い文に勞務給源としても最も大きな期待がかけられた。

即ち今夏以來右の國民勤勞報國協力令の公布を俟たずして、民間の自發的結成にかゝる勤勞報國隊は全國各所に活潑な活動を開始し「東京國民職業指導所調査に依ると去る六月中旬より十一月末迄に結成された勤勞報國隊は東京市のみで二百隊を超え、参加人員は二萬餘名の多き上つてゐる。これらは東京國民職業指導所及管下八つの支所を通じて編成されたもので學生報國隊を除けば東京府に於ける勤勞報國隊の殆どすべてを網羅してゐる」。尙参加人員をその職業別に示すと男子で最も多きは菓子製造業者、菓子小賣商、煎餅・アヲレ業者、その他の菓子業者を含めて計七、六六一名に達し、男子總數の六割餘を占めてゐる。次いで豆腐屋(一、六三六名)、服裝雜貨商(一、〇七一一名)、飲食店員、理容師等が壓倒的多數を占め、女子に在りては藝妓の四、二六七名、特殊飲食店の女給(一、〇二〇名)、チヤートの女店員(一、〇〇〇名)、國防婦人會員、愛國婦人會員の各五〇〇名の順となつてゐる。更に十二月一日より前記國民勤勞報國協力令等の施行等と相俟つて、女子勤勞報國隊の結成は俄然積極化したのであつた。(東京新聞新報形二〇〇一號參照)

尙十二月十一日には、國家總動員法第十六條と第十七條の三とに基き、突如企業許可令が公布され、十三日より施行、第一回指定事業につき十七年二月十一日迄に届出をなすこととなつた。即ち政府は總動員法に依つて企業保護統制を圖ると共に、企業整備の促進を圖り以て高度國防經濟の確立を期することとなつたのである。

以上の如き轉業問題とは別個に、その職域に於て奉公せんとする諸團體の簇出を見るに至つたが、政府其他の援助を藉らず、純然たる民間職業人の自發的結成になる團體の一つとして「東京職域勤勞奉仕隊」を挙げよう。此の團體の特徵は團體員の體驗を愛國的方向に於て生かさんとするものであつて、昨年九月東京木工業聯合會全員と關係ミシン加工業者の参加を経て結成されたものであるが、此の團體の事業目的をその規約書に依つて見るに、

- 一、勤勞報國を使命とする吾等隊員は、休日を利用して各官公署及公廠、陸海軍部隊並陸海軍病院、公立病院等の需めに應じ勤勞奉仕を爲す
- 一、修練部を設け、修養向上を圖り完全なる實業人となることに努む

等々とある。此の奉仕隊の奉仕要目は、和洋事務用木製家具修理、事務用椅子蒲團張修理、各種家具塗装一般塗替、

被服、窓掛、ミシン修繕等となつてゐるが、職能の範圍内では如何なる業務にも従事する定めである。又本奉仕隊は職業人の餘暇奉仕を行ふにより隊員は悉く自發的活動力を有するもののみで、團體經費の如きも全額隊員の離出會費に依つて賄はれてゐるが、本團體の活動の與へた精神的影響は豫想外に大なるものがあつたと稱された。

三、勞働争議の概況

一、一般的情况

御後威の下皇軍積年の練武と勇猛果敢なる活躍によつて雄渾無比の大作戦が展開され、大東亞戦争は一面戰術一面建設の難事業が着々として具現しつゝある。この戦争が當然長期戦を覺悟しなければならぬことは勿論で、國內治安の確保の大切なことは固よりであるが、國家的要請たる生産力擴充の計畫、實行亦一日も忽になし得ない所で、産業界に負荷せられたる高度國防國家建設への手段であるこの生産擴充の使命、責務こそ愈々その重大さを加へ來つた。従つて斯かる生産擴充を阻む要因は或は同盟罷業等の非生

年次別同盟罷業・工場閉鎖件数

年次	争議件数	同盟罷業件数	工場閉鎖件数	参加人員	一件当り参加人員
昭和6年	2,456	998		64,536	65
同7年	2,217	893		54,783	61
同8年	1,897	610		49,423	81
同9年	1,915	626		49,536	79
同10年	1,872	590		37,734	64
同11年	1,975	547		30,900	57
同12年(10月迄)	1,997	603		123,301	203
同12年	2,126	628		123,730	197
同13年(10月迄)	904	229		15,525	68
同13年	1,050	262		18,341	70
同14年(10月迄)	955	301		33,355	111
同14年	1,120	358		72,835	203
同15年(10月迄)	684	251		31,124	124
同15年	718	236		32,160	121
同16年(10月迄)	311	149		8,017	54
同16年	330	158		8,562	54

れるが、この戦時下尙且争議の発生を見ることはそれ相當

組合としての機能を喪失し、有名無実となり或は親睦團體

争議に依る損害實額を具體的に算出することは困難であるが、結局労働の生産性を低下し、重要物資の生産力減退が其の集約的歸結に外ならない。本年度争議の減少を見たことは一面それと資料労力の生産擴充への移行とも考へら

の要因の伏在せることを考へて決して等閑に付し得ないことは言ふ迄もない。而して争議減少に資した権力乃至之が誘導を爲した原因は次項に述べる通りである。

争議減少の要因

近年争議は逐年減少の一途を辿り昭和十二年度には發生件数二、二二六件(参加人員二、三三、六二二人)であつたものが昭和十五年には七一八件(参加人員五、四〇〇五人)に減じ、更に十六年度に於ては三三〇件(参加人員一、四、八七四人)に迄激減するに至つた。斯かる争議減少の原因としては凡そ次の如き諸點が挙げられてゐる。

(一) 労働組合の方向轉換

産業報國運動の強化進展と共に昭和十五年下半年迄に大小労働組合の大部分が解消を遂げ、十六年六月末に於ける残存労働組合は僅かに一八、組合員數一、七一八人で、之を前年同期の組合數四二八、組合員數一八、四〇〇四人に比較すると僅か一年間に於ける階級的意識を基底とする労働組合の存在する餘地が時局下必然的趨勢とは言へ殆ど無くなつてしまつたことを物語つてゐる。しかも是等残存組合はその大部分が労働

労働争議累年比較表

年別	件数	参加人員	一件当り参加人員
昭和6年	2,456	154,528	63
同6月迄	1,079	84,344	78
昭和7年	2,217	123,313	56
同6月迄	944	48,366	51
昭和8年	1,897	116,733	62
同6月迄	843	53,247	63
昭和9年	1,915	120,307	63
同6月迄	821	43,964	54
昭和10年	1,872	103,962	56
同6月迄	842	39,805	47
昭和11年	1,975	92,552	47
同6月迄	876	43,576	50
昭和12年	2,126	213,622	100
同6月迄	1,523	186,579	123
昭和13年	1,050	55,565	53
同6月迄	617	33,171	54
昭和14年	1,120	128,294	115
同6月迄	584	56,664	97
昭和15年	718	54,005	75
同6月迄	442	41,296	93
昭和16年(6月迄)	193	9,107	47
同12月迄	330	14,874	45

備考 昭和16年度の数字は未だ届出済あるべきを以て確定數に非ず

産現象たると、勞務者の移動等に因る不就業現象たるとを問はず、何れにしても速かに之を検討してその禍根は交除されねばならない。國際情勢の一段と緊迫化し國防國家建設の急務愈々倍加した昭和十六年度に於ける労働争議が前年に比して更に著しい減少を示したことは怪しむに足りない。以下簡単に十六年度の争議の趨勢に就いて述べて見よう。昭和十六年度の情勢に就き統計の示す所に依れば發生争

議總件數三三〇件、参加人員一四、八七四人にして、一件當りの参加人員四五人強であり、件數に於て前年度の二分の一に満たず、参加人員の如きは四分の一弱の減少振りであつた。又同盟罷業、工場閉鎖の件數は十二月迄に一五八件、参加人員八、五六二人(一件當り五四人強)にして、前年度に比して更に百八件、参加人員に至つては更に二萬三千五百名からの減少を示したのであつた。労働争議累年の比較表を示すと次の如くである。

昭和十六年六月末労働組合員数調

府 縣 別	組合数	組合員数	業 別			
			工 業	礦 業	交通業	其 他ノ業
群 馬	1	134	1(134)	-	-	-
新 潟	1	80	1(80)	-	-	-
福 井	2	303	1(51)	-	-	1(252)
愛 知	1	320	-	-	-	1(230)
京 良	3	173	3(173)	-	-	-
廣 島	2	243	2(243)	-	-	-
徳 島	5	318	1(98)	-	2(61)	2(159)
愛 媛	3	237	3(219)	-	-	-
計	18	1,718	12(998)	-	2(71)	4(641)

備考 労働時報昭和十六年九月號に據る

に轉化して、實質的には最早戦前の労働組合は消滅したものと稱し得る状態である。而して残存組合は次の八縣に散在するに過ぎない。

ものであり、こゝにも産報の發達と當局の熱意の程度が窺はれるのである。

因に調停件数の年次別表は次の如くである。

年 次	労働争議 発生件数	調停委員 會開設数	調停件数	調停件数に 對する比率
昭和 六年	二、四五六	一	六八五	二八%
同 七年	二、二一七	一	六二七	二八%
同 八年	一、八九七	二	六〇二	三一%
同 九年	一、九一五	一	六〇一	三一%
同 十年	一、八七二	一	七四六	四〇%
同 十一年	一、九七五	一	八一七	四一%
同 十二年	二、二二六	一	八一三	三八%
同 十三年	一、〇五〇	一	四九四	四七%
同 十四年	一、二二〇	一	六〇九	四七%
同 十五年	七一八	一	四二〇	五八%
同 十六年六月迄	一九三	一	一二五	六五%
同 十六年	三三〇	一	二二二	六七%

備考 労働争議調停法は大正十五年七月一日より施行さる。

尙調停者の関與件数は逐年その割合を遞増し、昭和十二年上半期の調停者関與件数五二一件、争議總件数に對する比率三五・一%であつたものが昭和十六年上半期に於ては

(一) 全産業人の時局認識と産業報國運動の進展

國民一般就中全産業人の時局認識の徹底によつて、一面物資の不足乃至努力不足による事業經營の困難、物價騰貴或は配給不圓滑による生活の不安ありたるに拘らず、全産業人よく非常時意識を堅持してこの難局に堪へ忍んで来たことに因る。即ち昭和十五年十一月大日本産業報國會の創立と共に全國的組織體制の整備は着々と進められ、産業人の革新的自覺は争議の非局性、反國家性を認識し事業一家職分率公に邁進し來つたことが争議減少に極めて大きな影響を及ぼしたのであつた。

(二) 争議未然防止の爲の努力

凡そ生産に支障を來す如き紛争騒動の危険ある事象の發生を見んか、産業報國會の活動となり或は警察官吏の積極的指導となり、之が争議の未然防止に頗る與つて力あつたことを擧げねばならない。即ち紛争騒動の外形的現象たる件数に於て著しく減少を示したことは、實に斯かる警察官吏の積極的介入若くは調停に依つて之を未然に防止したものの跡くなかつたことを知らねばならない。現に本年一月以降十月迄の争議は三一一件に及んだが、此の間約一三〇件餘の争議が未然防止によつて表面化するのを免れてゐる。就中愛知、大阪、兵庫、東京等の各府縣はその主なる

關與件数一二五、その比率實に六四・八%、年末迄に六七・二%へと上昇したものであつた。之によつて觀るも争議の原因が皆無となりし必然的結果にあらずして、相當多數の紛議が内在的蠢動に終らしむる効果のあつたことを窺ひ知るのである。即ち年末迄に次表に示す如く警察官吏の積極的介入一九八件と共に、産業報國會の關係したもの一八件を算したことは、正にその活動の一端を示すものとして注目すべきである。

争議の業種別動向

業種別に争議の發生状況を觀れば別表の如く、從來常にその最高位を占めた機械器具製造業は昭和十六年より産業分類の改正に依つてその中より金屬工業が分割されたが、それでも機械器具工業は本年に於ても五七件、總件数の一七・三%に當り第二位を占め、金屬工業の方は二七件、比率八・二%で第六位であつた。此の兩部門は労働者の移動も多く、新入工の割合も極めて大きいが就中資材不足等に因る中小工業の經營難が争議頻發の主因と見做されてゐる。

十六年度の最多数は鑛業に於ける争議で、六三件、比率一九・二%に達したが此の中には前年同様移入半島人關係の争議が大部分を占め、上半期のみで既に二〇件の多きに及んでゐる。第三位は自動車業等の經營難に基く交通業の

昭和十六年自一月至十二月労働争議調停調

労働争議発生件数	調停者の調停件数	調停方法				調停申立者		調停の成否		調停者の職業、工場別					
		調停員	調停官	審判官	その他	申立たの	成	否	職業	工場別					
昭和12年 2,126	813	132	521	17	36	107	26	76	48	663	811	2	321	34	30
昭和13年 1,050	494	52	381	7	12	42	15	56	9	414	483	1	131	19	3
昭和14年 1,120	609	8	557	4	10	30	8	2	2	597	605	4	204	28	1
昭和15年 718	420		408	1	2	14				420	418	2	158	7	1
昭和16年(6月迄) 193	125		110	1	14					125	125		60	14	
(12月迄) 330	222		198	4	1	18				222	222		98	22	

争議四八件、比率一四・五%で、第四位は其の他の産業に於ける四〇件、第五位は化学工業の三〇件の順となつてゐる。

業種別に見た争議発生状況は次頁の如くである。

争議の原因並に要求事項

本年度の発生争議件数三三〇件に關し其の要求事項を中心として、之と表裏の關係にある原因を觀察してみると略次の如き諸點が認められる。

先づ積極的要求と消極的要求との差が前年に比し別表に

見る如く著しく接近し來り、又積極、消極の何れにも屬せざる要求は二三七件、発生争議總件数に對する比率四一・五%に當りその首位を占めたことも本年度に於ける特異な現象であり、且積極、消極の何れにも屬せざる中には監督者の排斥三〇件が含まれてゐるが「監督者に對する反感、人事管理に對する不満、或は職場に於ける勢力争ひ等經濟問題の分野を離れて單なる感情問題に發端したものが相當數に上つてゐる」ことは當局の指摘する所であつて、此の事は警視廳管下に於ける争議に就いても亦同様で、監督者排

業種別労働争議統計表

年次	金属工業	機械器具業	化学工業	瓦斯電気水道業	紡織工業	食料品業	土産業	木工業	其他の業	其他の業	交通業	其他の業	計
昭和6年	(513)		383	11	339	67	133	368	56	246	380	2,456	
7年	(322)		311	9	336	74	153	308	56	268	380	2,217	
8年	(251)		277	16	240	73	198	261	53	221	308	1,897	
9年	(282)		332	17	226	68	179	204	85	206	316	1,915	
10年	(323)		273	11	252	71	115	173	79	260	309	1,872	
11年	(423)		259	7	322	57	119	198	104	272	214	1,975	
12年	(400)		294	11	288	85	102	230	121	351	194	2,126	
13年	(208)		144	3	109	39	63	134	81	172	97	1,050	
14年	(274)		121	7	101	45	60	116	95	198	103	1,120	
15年	(145)		69	3	89	30	46	63	113	99	61	318	
16年		57	30	1	16	8	23	17	63	48	40	330	
向上百分率		17.3	9.1	0.3	4.8	2.4	7.0	5.2	19.1	14.5	12.1	100	

備考 ×印の業種は産業分類の變更に依り昭和十五年以前との比較困難なり

斥乃至感情問題に端を發するものが三割近くから存するものとによつても窺ひ知るのじゐる。

それより更に注目すべきは斯かる積極、消極の何れにも屬せざる要求が、時局柄権力の重壓を感じて明確なる要求

を持ち出し得ず暗黙の裡に窮境に追ひ詰められ、自棄的勞
働を強成しつゝあつて、争議の内在的現象の證左と見ら
るゝ如きことあらば何を措いても生産擴充の急務とせらる
ゝ今日充分の戒心を要することである。

争議總件数に対する要求別割合表

年次	積極的要求の 總件数に対する 割合 (%)	消極的要求の 總件数に対する 割合 (%)	積極・消極の 要求とも認め難き もの總件数に對 する割合 (%)
昭和14年	54	21	25
同15年(11月迄) (701件)	54.2 (380件)	17.3 (121件)	28.5 (200件)
同16年(11月迄) (321件)	35.2 (113件)	23.7 (76件)	41.1 (132件)
同16年 (330件)	35.5 (117件)	23.0 (76件)	41.5 (137件)

備考 1. 積極的要求中には賃銀増額、労働時間短縮、工場設備
其の他福利増進施設を含み、消極的要求中には賃銀減額反対、
賃銀支拂、解雇退職手当の確立又は増額、解雇反対又は解雇者
の復職等を含む。
2. 單に同盟罷業、工場閉鎖等を伴つたもののみに限らず發
生争議總件数に就き觀察したるものとす。

次に争議が局部的且部分的であつた事が挙げられてお
る。具體的に言へば大工場に發生した争議もそれが全工場
に波及せず當該職場限りに於て解決したものが多かつたが
之は所謂横斷的組織の解消したことに因るものと當局は見
てゐる。かの單位産報會長の指揮に部隊組織を確立し、其
の基本組織として職場の五人組制度等の設置により一貫し
た命令系統を樹立し、眞に實踐的性格を付與せられたこと
等が與つて力あつたのにも因るであらう。

而して要求事項中例年最多数を占めた賃金増額要求は本
年も亦絕對數に於ては一一〇件を占め最高であつたが、争
議總件数に對する比率は前年の五二・一%に比し本年は僅
かに三三・三%へと低下した。之は一般的に勞力不足等に
より賃金の上昇したことに基くものと見られてゐる。尙賃
金増額要求の内容は他との振合や、昇給の取扱上の不平、
労働強化を理由としての要求等がその大部分を占め、單に
生計維持の困難を原因とするものは比較的少いものと見ら
れてゐる。

其の他日佛共同防衛の成立前後より英米はじめ對日敵性
諸國は愈々その歩調を描へて我國を壓迫し來り、先づ七月
二十五日米國が大統領令を以て在米日本及支那資産の凍結
をなしたるを皮切りに、英國(七月二十六日)、カナダ(二

十五日夜)、フィリピン(二十六日)、蘭印(二十七日)等各
々之に倣つて資産凍結令を發布した。我國亦七月二十八日
より爲替管理法に基き「外國人關係取引取締規則」を制定
實施して之に對應したが、在留外人商社等に雇傭せらるゝ
邦人従業員中には之が爲不安動搖を來し、或は解雇退職手
當制度の確立要求の紛議を惹起した如きはこれ亦本年に於
ける特異な點であつた。現に其の他の原因に基き解雇退職
手当の確立又は増額要求と共に總數三七件、比率一一・二
%、即ち争議總件数の一分に達し、前年(九・六%)
に比し如何に此の種の紛争議が多かつたかを示してゐる。

更に勞力不足緩和の爲に移入を見たる半島人勞務者關係
の争議が相當の數に及び、上半期迄に三三件(總件数の一
七%)参加人員一、八四二人に達し、しかもその大部分が
同盟罷業(二四件)を伴つたが、十月迄の發生件数は四五
件(内罷業三件)に上つた。而して業態別に之を見ると
鑛業、土木建築、金屬工業、化學工業等の順となつてゐて
移入半島勞務者の振り向け先を物語つてゐる。

其の他物資統制の結果資材不足に基因するもの、給食關
係に基くもの、經營難等より企業合同をなしたる結果に由
來する争議等が若干存したのであつた。

尙昭和六年以降の要求事項別に見た争議の累年比較表は

次頁の如くである。此の中從來の「組合の自由又は確認」要
求は、重要労働組合の既に解散を見たる今日、之を要求事
項別中の一項目として掲げず本年一月以降「其の他」の項
目中に挿入し、新に産業報國會の組織構成に關するものと
して「産業報國會の運営」なる項目を追加して之に代らしめ
たのである。

労働政策の趨勢

支那事變以來の我が勞務政策が勞働力の維持増養とか能
率増進に關する配慮よりも兎角勞働力の量的確保に傾き
勝ちであつたことは一應止むを得ないことであつた。併し
十六年一月以降は或は中央地方に「勞務官制度」が設けられ
三月には労働者年金保險法、住宅營團法が相次いで公布さ
れ、更に春から夏へかけて鑛山方面に「増産強調週間」が實
施されて、厚生省、産報本部等の活動と相俟つて優良技術
者乃至勞務者の表彰、臨時手当の増給等に依り、量的な勞
力充足策と並行して勞務者保護策と關聯せる質的な能率増
進策の積極的採用が漸く當路者の關心を昂むるに至つたの
であつた。

而してかくも問題化した勞働能率の低下はその主因とし
て、一は長期に亘る勞働強化による疲勞、罹病、災害の頻
發等によつて勞務者就中未經験工の缺勤率の激増、或は婦

要求事項別労働争議統計表

年次	件数	参加人員	要求事項別											
			賃金増額	賃金減額反対	賃金算定方法又は支払の反対	賃金支拂	労働時間短縮	作業方法又は反則の反対	企業報国会の運営	工場設備その他福利施設	解雇又は復職	解雇手立又は雇入れの排斥	その他	
昭和6年	2,456	154,528	290	419	103	281	31	22	18	9	540	377	40	326
同 7年	2,217	123,313	397	289	98	286	20	17	7	11	488	327	26	251
同 8年	1,897	116,733	576	110	103	200	26	32	7	14	319	255	45	210
同 9年	1,915	120,307	622	78	113	184	32	34	9	15	309	238	45	186
同 10年	1,872	103,962	484	142	115	165	21	29	11	13	272	357	47	216
同 11年	1,975	92,552	561	131	70	162	23	27	15	9	309	397	44	227
同 12年	2,126	213,622	1,002	73	56	108	18	23	11	9	237	304	51	224
同 13年	1,050	55,565	440	31	29	97	17	7	—	14	82	215	25	93
同 14年	1,120	128,294	574	23	19	53	16	19	1	12	61	99	52	191
同 15年	718	54,005	374	6	15	36	8	4	—	3	14	69	39	150
同 16年	330	14,874	110	9	11	20	5	6	1	2	10	37	30	89
同上	100	—	33.3	2.7	3.3	6.1	1.5	1.8	0.3	0.6	3.1	11.2	9.1	27.0

備考 ×印の数字は「組合の自由又は破壊」を示す

人労働者の事故欠勤率の激増のうちに端的に示されてゐる如く、その稼働率の低下した事、第二は十五年初頭以來相次いで実施された青少年雇入制限令(十五年三月施行)、従業員者移動防止令(十五年十一月施行)、改正賃金統制令(十五年十月施行)を始め、是等と併進的效力を有する國民労働手帳法(十六年十月施行)等の重要法令の制定が示す如く労働者移動率の激増した事である。更に十七年一月よりは従來の従業員者移動防止令や青少年雇入制限令を廢止して新に勞務調整令(十六年十二月公布十七年一月施行)施行せられ、労働者の移動に雇入等を全般的に調整することになり、我が人的資源を戦時下最も有効適切に動員し得る様統制せんとするに至つた。第三として事變後急増した時局産業部門に於ける少年工、女工その他未経験労働者の激増に伴ふ必然的な労働能率の低下等が擧げられてゐる。

こゝでわれわれの注意せねばならぬことは、成程本年は近年になく争議は減少したのであるが、生産擴充を阻む他の要因たる労働者移動が、前述の諸対策と相俟つて幾分減少した事象の一端を捉へて直ちに労働者の無理のない定着と看することの早計なることであつて、前記移動防止を目的とする諸措置が必ずしも其の目的を達せず、若し彼等にして「精神の萎縮による移動の未發生事情」即ち労働者が

就退職の制限や賃金公定等によつて醸された被壓迫感を懐き、移動せざるも作業上に於て能率の減退を見て居る如き事情あらば移動防止の意義は渺ならず減殺されるに至るであらう。

言ふ迄もなく労働者の移動を自由に放任し、賃金の昂騰を無制限に放任することは現下到底許さるべくもない。避く可らざる勞務の國家管理と労働賃金の統制との制約下に今日の如く新規勞力供給源の涸渇せる時にありては、或は作業條件の適正化乃至福利厚生施設の整備等に依る現有労働者の保護、育成、指導に當り、幸ひにも大東亞戦争開始後の世紀の感激を組織化し、勤勞報國精神の昂揚と共に之に明確なる光明と希望に輝く目標を與へ、戦時勞務統制に對し積極的に協力せしめ、以て生産能率の増進を圖る以外に生産擴充の途を見出すことは困難である。

四、社會文化方面

茲には本年度に於ける所謂社會文化方面關係の新體制の具體的事例若干を擧ぐるに止めよう。
大日本青少年團 物心兩面に互り國家の總力を最高度に發揚し得る體制を國家生活の總ての部面に互つて整備することが要請され、大日本青少年團も此の國家の要請に應じ一月十六日明治神宮外苑日本青年館に於て結成された。即ち従來の大日本青年

國、大日本聯合女子青年團、大日本少年團聯盟、帝國少年團協會の關係當事者間の熱意ある協力に依つて、この四團體を打つて一九とし、ここに國家的な大日本青少年團の成立を見るに至つた。

實業社年圖 九月に至り、大政翼賛運動に格別の熱意を有し日常の生活の上にそれを實踐してゐる青壯年を組織し規律ある統制の下に同心團結、夫々の地域職域に於て他に率先して巨道の實踐躬行に挺身させる爲翼賛壯年團の結成されたことは既に裏に述べた所である。

婦人團體總會 各婦人團體を力強く統合し國防國家體制の有力なる一翼たらしむべしとの要望は早くより存し、本春の第七十六議會に於ても陸軍省田中兵務局長より、政府としても善處する旨言明あり、爾來大政翼賛會、愛國婦人會、大日本國防婦人會、大日本聯合婦人會の既存三團體及各官廳等の代表で組織した「新婦人團體結成準備委員會」の手で着々準備中、十一月八日大綱の決定を見て情報局より統合の大體の方針が發表された。即ち中央は陸海軍、文部、内務、拓務、厚生、各省共管とし、地方は二本建の監督で行くこととなり、本年中には各婦人團體の解消を見て十七年度早々所謂「修身、齊家、皇國傳統の婦道を確立しこれに則り、全日本婦人として奉公の誠を效さしむること」を主目的とする新婦人團體(大日本婦人會)の發會式を擧げる豫定である。

出版新體制 支那事變發生當時定期的な刊行物は内地だけで二萬五千種にも上り、其後時局の要請で不良出版物は相當整理されたとはいへ尙本年初期に於て二萬餘種を數へ出版界の亂雜状態が察せられた。出版界に於ける斯かる自由主義、營利主義の舊體制を解消して、高度國防國家建設の爲の出版界に一路邁進する體制を整備せんが爲、昨年八月以來情報局を中心に關係官民が相寄つて審議中の出版新體制組織運動は既に十五年十二月十九日に至り歴史的な「社團法人日本出版文化協會」の創立に依つて出發した。

先づ協會は人的機構を整備した後、一月十五日の第一回理事會を手始めに、用紙配給方法、出版統制の方法、日本出版配給株式會社の創立に關する事項等の主要事項を審議し、或は舊日本雜誌協會、舊日本出版協會、舊中等教科書協會等の會員に新に入會案内を發して會員を募り、或は雜誌用紙、單行本用紙の實績調査を行つて、内容本位による用紙の割當を行ひ、更に出版物の一元配給機構の整備である日本出版配給株式會社も出版文化協會が會社創立の幹事役となり三月二十二日商工省より資本金一千萬圓を以て資金調整法による認可を受け、五月五日創立總會を開くに至つた。

斯くて出版物の發行調整、出版資材の配給調整等出版統制は着々として進められて行つたのである。其他 其他或は各大學、專門學校の學生、生徒に依つて學生報

國隊が組織され、十月の防空綜合訓練の際には、その出動部隊は各消防署長等の指揮下に入つて、警戒、消防、避難、交通整理等の作業に發端たる規律正しい協力振りを發揮する等、時局を反映して若人の意氣と時局認識を明示する所があつた。或は又新しき文藝道立の爲、日本文學中央會の結成、戦時下の國民娯樂の爲藝能文化専門委員會の設立、科學と文化との

第二部 思想運動の趨勢

第一節 概 説

緊迫せる内外の情勢に對應し國內臨戰體制整備強化の要請は本年初頭早くも大政翼賛會の改組問題起り、東亞に於ける帝國の地位を重からしめた泰佛印兩國間の調停成立を見、六月獨ソ開戦となり、近衛第三次内閣の成立から近衛首相の對米メッセーヂ交付を繞る問題、更に十月東條内閣の出現から對米交渉の遷延は年末途に對米英戰の開始を見る等、本年は正しく未曾有の多事多難の一箇年であり、東亞民族解放の巨歩を踏み出した我國曠古の記念すべき年であつた。

従つて所謂革新陣營諸團體の動きはそれ丈最も熾烈を極め、其の間偶々平沼國務相の狙撃事件等の如きを惹起した

融合を目指して科學文化協會の設立、教學の戰時體制として全國教育團體を統合して大日本教育會の生誕、全國千五百の教會との二十五萬餘の信徒を有する福音主義教會(新教)諸派を打つて一九とする日本基督教團の設立を見る等々々と各種各方面に於ける新體制の樹立せらるるのを見るに至つた。

が、例へば愛國陣營統合問題の如きは一部に擡頭する所ありたるも遂に實現せず、或は日本主義諸團體が内外維新促進懇談會の如きを開催して内外時局對策に就き懇談するあり、或は情報局の投じた映畫新體制に呼應してその決定的即決を當局に要望する等、聖戰明徴國民運動に、敵性包圍陣突破大演說會の開催に、政府鞭撻、國論喚起の運動に會てなき活潑な運動を展開したのであつた。尤も今夏以來近衛公の勇斷を望むこと、日米交渉に最大の關心を拂ひ、米國とは斷じて妥協すべからずと云ふのは右翼各派の一致せる所であつた。而して十二月八日、是等の各團體が均しく運動の目標としてゐた對米英開戦の火蓋が切られるや孰れも運動目的の一端は達成せられたりと双手を擧げて歡呼したのであつた。勿論此の間幾多の愛國諸團體が時局に鑑み

或は結成され、或は解消したのであつたが、今試みに解消した若干の團體を承せば次の如くである。

東亞建設同志會——(八月三十日解散)

末次信正大將を會長とする同會は八月三十日全國代表者會議を開きて解散を決議

紫雲莊——(八月廿九日解散)

橋本徹馬氏は郷里香川県に歸省、都座を避けて時局静觀中八月廿九日聲明書を發表して紫雲莊を解散

新日本建設青年聯盟——(十月十日解散)

昭和十五年七月東京都に於て結成され京都市を中心に大阪、和歌山、新潟方面に會員を有してゐた石原廣一郎氏主宰の本聯盟も時局に鑑み解散

時局静觀會——(十一月六日解散)

既成政黨解消と國內革新を目標として昭和十一年、井田馨輔、建川美次、一條實幸、菊地武夫、井上清純、橋本欣五郎氏等を中心に結成された純正日本主義團體たる本協議會も、東條内閣成立後の國內情勢に鑑みその指導的使命を果したものととして十月六日解散聲明書を發表

純正日本主義青年運動全國協議會——(十一月四日解散)

大森一暉、西郷隆秀、中川裕、林貞四郎、三浦延治、倉田由松諸氏を指導者として全國維新陣營の青年分子を糾合し東西に亘り熱運動を中心に同志を扶植して實力を示し來つ

衆組織に基礎を置く政治運動であるよりは、塾、道場等を中心とする人格錬成であり、教化啓蒙活動が根幹をなしてゐる。黒龍會、玄洋社、修養園、國本社(解散す)等々の系統がある。直接行動派と言はれ、自ら尊王討幕派と稱する一派も存するが、此の派に屬する人には人間的に極めて眞面目な信念を有し事しあらば敢へて水火をも辭せない人が多いと言はれる。

(二) 組織右翼 (全體主義派並協同主義派)

この派は横の連絡をとつて勢力を全國的に結集し、此の大衆組織による政治運動を通じて資本主義を打倒、之に代る八紘一宇の全體的共同社會を以てせんとするものである。その中全體主義派は全體の部分に對する縦の統一面を強調し、勤勞大衆を下部組織に持つて政治運動を行ふに反し、協同主義派は部分相互の横の統一關係を強調し、寧ろ政治道徳の宣揚に重點を置くものと見られてゐる。従つて協同主義は全體主義が保守主義、官僚主義、民族個人主義に墮する危険ありと指摘し、下部組織としては産報會、産業組合、町内會、部落常會等の國民組織の中に中核分子を獲得し、之を基礎に將來前衛的黨を結成せんとするものも見られてゐる。

此の如く兩派の基礎理念なり、組織理論乃至運動方法に

た純正は、暴走せる内外情勢に照して國內既成體制の整備が急務となれるに鑑み、舊敷を打破して新しい展開への發足をなす前提として伊勢皇太神宮前で解散式を舉行

昭和十三年十月十五日後藤隆之助氏等の提唱で前身「昭和

研究會」を改稱したる本塾は最近の社會情勢の變遷と關係省の擴張に伴ふ事務所の閉鎖から十一月六日解散式を舉行

所謂革新派の性格と勢力の變遷

今茲に所謂革新派中の主

動的團體とも目すべきものの性格と勢力を概観せんとするに、それは別の觀點より見れば革新各派の動きの社會的政治的背景を明かにすることでなければならぬ。即ち本年度に於ける國內全般の社會情勢を第一に於て概括的に取扱つた所以であるが、更にその範圍を限定して言へば、その動きたるや或る意味に於ては實に政治上層部に於ける内部事情を端的に反映するもの尠なからず、斯かる政治上層部との聯關の具體的内容は暫く措いて、各派の性格を世上の分類に従へば次の如く大別される。即ち所謂傳統派右翼と稱する一派と所謂組織右翼と稱する一派之である。

(一) 傳統派右翼 (純正日本主義派)

所謂皇道精神の宣揚により全日本臣民を教化し盡し、以て道義革新を行はんとするもので、この派の運動形態は大

こそ若干の相違もあるが、その政治主義に於ては合致し、經濟綱領に至つては、共に公益統制經濟を説き、兩者さしたる徑庭が認められない。東方會、大日本赤誠會、大日本黨、東亞建設同志會(解散す)等が之に屬する。

扱是等諸團體は本年頭初一月十四日の開議で、政府が例の「興亞諸團體の統合整備方針」を明かにするや、之を繞つて自ら其の去就を明かにし、傳統派右翼はその後「聖戰明徵國民運動」に向つて結集され、興亞諸團體の統合問題に關しては寧ろ反撥的態度を持し、一方組織右翼にあつては右政府の統合方針に對しては特別な異論なきものの如くであつたが、其の後の経過は必ずしも之に賛意を表するものとも限らなかつた。何れにしても最近の革新分子の中には從來の如く徒らに觀念的に終始することを以て不可とし、即ち或は日本の古典精神を研究する所から出發し、先づ自分自身を磨く自己錬成と云ふ點に重點を置くものが殖えて來たことは事實であつて、之は今後更に發展すべき性質のものである。かの塾に於ける錬成運動の如きが活潑になつたことは後に記す通りである。

最近の思想動向 顧るに昭和六年滿洲事變を契機として我國內には一つの思想的轉換期が廣らされ、國內の愛國的風潮の昂揚は總て日本主義思想の急速の興隆となり、マル

クス主義的思想は排撃せられ、社会主義者の一派より所謂
轉向者は續出した。此の傾向は昭和十二年支那事變の展開
によつて一層顯著となり、共產主義運動は表面的には十二
年十二月の人民戦線選挙を以て覆滅されたのであつた。否
共產主義のみならず之と共に最も非日本的なる思想的立場
に立つと稱されたる自由主義的政治運動も亦大きな轉換時
代に遭遇したのである。即ち端的に言つて財閥も官僚も衆
口一齊に巨道實踐、大政翼賛、維新奉行、聖戰貫徹を唱へ
始めた。

翻つて左翼分子の動きに就いて言へば、成程國際情勢の
急變により國民の眼が外部に注がれてゐる間は蠢動の餘地
少しと雖も、總て國民の眼が國內へと轉じ、戦時體制下に
於ける諸種の經濟的條件等を取上げて論議の對象となす時
期の到來するやも測り難きことを豫め警戒せねばならぬ
い。現下の左翼運動は極めて巧妙なカムフラージュを以て合
法團體の中に喰入つて行かんとする動き即ち「新しい運動
に携つて自分の地位を得て時期來れる際に其の地位を利用
しようといふ遠大なる思想に基いて徐々に活動してゐる
者」の存することも指摘されてゐる所である。況んや敵性
國家が我國の内部的分裂を指して思想的攻撃の爪牙を磨
くことを考へるとき、取り濟した「愛國的神士や熱狂的國

家主義者」の中にさへ、彼等の攻撃に手掛りを與へる内敵
の存在し得ることを警戒しなければならぬ。其他自己の生
活の不安動搖の爲精神的に捕むべき中心的存在を見失ひ、適當
なる指導者の欠缺は總て邪教の勃興を見たるが如きも、注
目すべき事態である。
こゝに變轉限りなき眼前の事象にのみ捉はれず冷靜に日
本人たるの自覺に基き國民自身が日本國民として持つべき
思想の根本をハッキリ認識すべく教學の責任と云ふことが
問題となつてくるのである。即ち思想對策として國民の健
全なる思想の涵養は實に教育の方面に於て擔當すべく、學
校教育、社會教育、家庭教育其他所謂總ての教化の方面
に於て、充分努力刷新すべきことが根本的要請であらねば
ならぬ。危激思想に對する法的取締の如きは第二の問題に
外ならない。即ち先づ教育に依つて教化に努め尙之に違ふ
者あらんか法に従つて彈壓を加へる方針の動かすべからざ
ることは、去る第七十六議會に於ける平沼國務大臣の答辭
中にも明言されてゐる所である。
借以下まづ大日本興亞同盟の成立經過と其の後の動向に
就いて述べたる後、本年度に於ける重要事件を中心に革新
團體が如何なる動きを見せたかに就き、其の概要を紹介し
よう。

第二節 大日本興亞同盟成立の経緯 と其の動向

昭和十五年十月十二日首相官邸で嚴肅盛大な發會式が行
はれて早くも滿一ヶ年以上を経過し、政府と表裏一體の關
係を強調しつゝ新國民組織運動の中核體たる性格を以て輿
論と發足した大政翼賛會は、當初純粹な在野團體として發
展を遂ぐべく要請されながら、その指導理論並に組織の完
備しないうちに早くも現狀維持勢力の總反擊を蒙り、第七
十六議會に於ては舊體制維持派の側から猛烈な翼賛會攻撃
が開始され、發足僅か半年にして改組せらるゝに至つたの
である。しかし批判の嵐の中に東亞局の外廓團體として大
日本興亞同盟を生誕せしめたこと、其の後翼賛會の實踐
團體として翼賛壯年團を結成せしめたことは本年に於ける
最も特筆すべき事項であつた。後者に就ては曩に述べたる
所に譲り、前者は永井東亞局長と云ふ適任者を得て、興亞
團體の統合と云ふ最も困難視された事業に第一歩を踏み出
したのである。茲には先づ興亞同盟成立の経緯に遡つて考
察を進めて見よう。

一、成立の経緯
元來我國に於ける所謂興亞諸團體は世界各國に其の比儔

を見ざる程夥しく存立し、或は各種の啓蒙運動に、或は各
種の事業遂行に、或は各種の研究調査に依つて各々獨特の
分野に於て興亞の大業に寄與貢獻しつゝある所であつて、
之は要するに我國民の之に對する關心の熾烈を物語る一證
左に外ならない。
然るに今や凡ゆる部面に於て國民總力の結集が要請され
てゐる際、若し興亞諸團體間に於て假令興亞の大業を其の
共同の目標として活動をなしつゝありとはいへ、其の相互
間の聯繫にして缺くる所あらんか、あたらしその活動力を分
散させるの虞あり、必然こゝに協心戮力して所謂その性能
を最高度に發揮せしめ、「全興亞運動を燃ゆるが如き一團
の大生命力たしらめ」、時局の要請に添はしめることが喫緊
の要務とせらるるに至つた。即ち興亞團體の統合問題は斯
かる觀點より大きく前面に浮び上つて來たのである。
曩に我が大東亞新秩序建設の根本國策の確立を見るや、
爾來國內には之が達成を目標とする各種の團體が續々結成
せられ來たつたが、政府は昨昭和十五年十一月三十日日華
基本條約締結の際發せられた日滿華共同宣言中に

三國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩
序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以
テ東亞ニ於ケル恒久的平和ノ樞軸ヲ形成シ之ヲ核心トシテ世界

全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望

する趣旨に基づき、大政翼賛會の下に是等百數十に達する興亞運動諸團體を統合してその行動目標を明確に指示すると共に、その運動の中核的指導體を設けて一切之に歸一せしめ、以て一大興亞國民運動を展開すべく企圖し、本年に入るや先づ一月十四日の閣議に於て「興亞團體ノ指導理念ニ關スル件」即ち「大東亞新秩序建設を目標とする運動は昭和十五年十一月三十日日滿華共同宣言として闡明せる趣旨によるべきものである。華國の精神に反し皇國の主權を晦昧ならしむる虞ある如き國家聯合理論等は許さぬ。帝國内に於ける大東亞新秩序建設に關する思想運動は大政翼賛會をして之を當らしめる」ことを決定した。

茲に於て改組後の大政翼賛會東亞局はこの閣議決定に基づき興亞國民運動に統一性と組織性とを賦與すべく、各種團體と聯絡を保ちつゝ諸般の準備が進められて來た。併し均しく興亞諸團體と稱するも各々獨特の歴史、主張、人的關係及び資金關係等を有し、獨特の分野に獨特の運動を展開してゐるので、漫然一舉に之を解消せしめて、更に統合せんとするも實際上それは極めて困難な事情にある。そこで整理統合に關し種々の考案がなされたが結局「一先づ興亞諸團體を團體のまま包容し、且之に興亞有識者をも加へ

て一大組織體を結成し、しかも諸團體はその特質を生かしつゝ協心戮力、現下の世界史的大轉換期に當り、翼賛會の指導統制の下に最も強力なる興亞運動を展開することゝなつた」のである。斯くて是等諸團體を統合して「同盟體」を結成することを以て妥當の結論に到達し、その新組織體を「大日本興亞同盟」と稱し、その綱領、組織要綱、組織方針の成案が六月十日の閣議に附議されてその承認を得、興亞團體統合問題は愈々具體的の第一歩を踏み出し新組織の段階へとはいつたのである。

閣議決定

政府ハ大政翼賛會ノ企圖シテキル興亞運動ノ強化統一ノ妨害トナルヤウナ行爲ハコレヲ排除シ、以テ活潑ナル發展ヲ期待スルモノデアアル
尙十日の閣議で承認を得た、興亞運動の強化統一要綱は左の如くである。

- 一、皇國內における興亞運動は一月十四日閣議決定の趣旨に基づき興亞諸團體及び興亞有識者を以て大日本興亞同盟を結成し強力に展開するものとす。
本同盟に加盟せるものは過去に泥まず、個々の立場に囚はれず本同盟の綱領に歸一し興亞運動に關する限り本同盟の統制に服するものとす。
- 二、前項以外の團體にして興亞運動に特殊の關係あるものに對

- しては別にこれが對策を講ずるものとす。
- 三、皇國外の地域における興亞運動に就いては別にこれを研究するものとす。

而して六月二十一日には帝國ホテルに於て大日本興亞同盟第一回創立發起人總會が開かれ、新組織體の名稱を「大日本興亞同盟」と正式に決定し、次の申合せを行ひ、綱領を決定する所があつた。

申 合

われ等は茲に大日本興亞同盟を結成し、過去に泥まず個々の立場に囚はれず本同盟の綱領に歸一し、總力を結集して強力なる興亞運動を展開せんことを誓ふ

大日本興亞同盟綱領

- 一、本同盟ハ華國ノ精神ニ則リ、八紘ヲ掩ヒテ字ト爲シ、萬邦ヲシテ各々ソノ所ヲ得サシメ、兆民ヲシテ悉クソノ堵ニ安ンゼシムルノ大理想ノ下、世界ノ新秩序ヲ建設シ、恒久平和ノ確立ト人類文化ノ興隆トニ寄與センコトヲ期ス
- 二、本同盟ハ日滿華三國共同宣言ノ趣旨ニ基ツキ、主權ノ尊重、國防ノ協力、經濟ノ提携、文化ノ創成ヲ以テ東亞ノ道標トナシ、全民族力ヲ凝集シテ大東亞共榮ノ大業ニ邁進センコトヲ期ス
- 三、本同盟ハ興亞國民運動ノ前衛ヲ以テ任ズル同志ノ結合ニシテ、興亞ノ國策ニ協力シ、コレガ實現ヲ推進センガため、堅ク持久、挺身躬行、國民ノ總力ヲ結集シ以テ東亞積年ノ禍根

ヲ斷テ、今次聖戰ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期ス

又永井東亞局長の談にも存する如く「本組織體は單に興亞運動團體一例へば政治思想啓蒙團體等のみでなく、興亞事業團體及び興亞學術研究團體をも網羅するのである。即ち此れ等の諸團體を同一の組織に收め、興亞の國策に立脚する共通の基本理念によつて全團體の行動を統一的且つ組織的にすることがその總力を最高度に發揮せしめる」との考へに出發し、従つて興亞運動に特殊の關係を有するも元來主たる對象を國內問題に置く國家主義諸團體や、現に興亞運動を行ひつゝあるも政治結社なるためか、或は他に何等かの事情ありし爲、本同盟に加盟を求むることの出來なかつたものは本同盟の友軍として提携し、更に本同盟の結成後特別の措置を講ずることが當初豫定された。斯くて同盟成立後全國に興亞運動を展開して、下から盛り上る國民の力を凝集し、全國民をして舉げて興亞挺身隊たる熱意に燃えしめんことが期待された。

其後更に大日本興亞同盟結成準備委員會は六月三十日次の如き規約案を協議決定する所があつた。

大日本興亞同盟規約

- 第一條 本同盟は大日本興亞同盟と稱す
- 第二條 本同盟は團體たると個人たるとを問はず興亞國民運動の

前書を以て任ずる同志を以て組織す

第三條 本同盟は本同盟の綱領の實現を期するを以て目的とす
第四條 本同盟に左の役員を置く

- 一、總裁
 - 二、顧問 若干名
 - 三、總務委員 若干名
 - 四、協議會議員 若干名
 - 五、理事 若干名
 - 六、參事 若干名
- 第五條 總裁は大政翼賛會總裁の職に在る者之に當る
總裁は本同盟を統裁す

第六條 顧問は總裁之を委嘱す

顧問は本同盟の運営に關し總裁の諮問に應ず

第七條 總務委員、協議會議員及び理事は總裁之を指名す

第八條 總務委員は總裁を輔佐し本同盟の運営を總括す

第九條 總務委員の中一名を總務委員長とし總裁之を指名す

總務委員長は總裁を輔佐し總裁事故あるときはその職務を代行す

第十條 協議會議員は本同盟の運営に關し總務委員長の諮問に應ず

第十一條 理事は總務委員長の指揮を承け本同盟の運営に當る

第十二條 理事中一名を理事長とし、一名を副理事長とす

理事長は大政翼賛會東亞局長の職に在る者を以て之に充て、副

理事長は總裁之を指名す

理事長は總務委員長の指揮を承け本同盟の運営を掌理す

副理事長は理事長を輔佐し理事長事故あるときはその職務を代理す

理事長及び副理事長は總務會に出席しその議事に參畫す

第十三條 理事中若干名を常任理事とし總裁之を指名す

常任理事は理事長の指揮を承け本同盟の運営に従事す

第十四條 參事は關係各廳官吏につき總裁之を委嘱す、參事は同盟の運営に關し理事長の諮問に應ず

第十五條 本同盟に調査、企畫及び審議を爲すため各種の委員會を置く、委員會委員は總裁之を指名す、委員會の委員長は本同盟の常任理事を以て之に充つ

第十六條 本同盟の總務委員、協議會議員、理事及び委員會委員の任期は一年とす、但し再指名を妨げず

第十七條 本同盟の本部は東京に置き必要の地に支部又は連絡部を置く

第十八條 本同盟の經費は贈金、寄附金、補助金その他の收入を以て之に充つ

第十九條 本同盟の綱領及び申合に違反し統制に服せざるものは總裁之を除名す

第二十條 本規約の施行に關し必要なる規程は別に之を定む

第二十一條 本規約の變更及び本同盟に關する規程の制定及び變更は總裁之を決す

大要以上の如き経緯の下に七月六日午後一時より愈々東

京日比谷公會堂に於て結成大會を開催するの運びとなり、

興亞運動の積極的展開を見るに至つた。翌七日よりその第一

一聲として日比谷公會堂外市内四箇所で結成記念講演會を

開催した。結成大會に参加せる團體並に其の役員は次の如

き顔觸れであつた。

參加團體(結成當初)

- 日滿中央協會、日本印度支那協會、日華學會、日華實業協會、
- 日泰學院、東方文化學院、東洋協會、東洋婦人教育會、東洋精神
- 神研究會、東南亞細亞民族解放同盟、大日本經國聯盟、大東文
- 化協會、大東亞開拓工業者協會、大東亞協會、大東亞青年隊、
- 臺灣南方協會、大東亞協會、對支同志會、南方調査會(報知)
- 南洋經濟研究所、南方栽培協會、東亞法曹協會、東亞同文會、
- 東亞調査會(東日)、東亞聯盟協會、東亞協會、東亞建設協會、
- 東亞新秩序研究會、東亞振興會、東亞問題研究會(讀賣)、興亞
- 運動同志會、興亞研究所、興亞滅共聯盟、興亞青年運動本部、
- 黑龍會、愛國社、北支那協會、斯文會、新興亞會、政教社、善
- 隣協會、同盟東亞研究會、同仁會、中央調査會東亞班(朝日)、
- 中央滿蒙協會、中華民國法制研究會、海洋政策研究所、回教團
- 研究所、學徒至誠會、大日本同志會、大日本回教協會、東方文
- 化研究所、興亞協會、亞細亞大陸協會、世界紅卍會後援會、東
- 亞研究所(五十六團體)

役員

△總務委員長	林 銑十郎	萬生 龍久	井田 馨楠
△總務委員	石渡莊太郎	本庄 繁	松井 石根
	山岡萬之助	阿部 信行	大藏 公望
	太田 耕造	高橋 三吉	阪西利八郎
	安達 謙藏	水野鎮太郎	
	津田 靜枝		
△理事長	永井柳太郎	柳川 平助	八田 嘉明
△顧問	一條 實孝	頭山 滿	伍堂 卓雄
	兒玉 秀雄	小磯 國昭	大井 成元
	小川 平吉	永田秀次郎	菱刈 隆
	荒木 貞夫		

二、機構

以上述べたる如く興亞同盟は大東亞共榮圈確立の大業完遂を目指し、組織的にしかも強力な興亞運動を展開せんとする世界的使命を帯びて、改組後の大政翼賛會東亞局の輪旋で結成せられたのであるが、同盟の高き理念及び性格を決定し之を標榜するものは林大將を委員長とする總務委員會であつて、同盟の構成體とも稱すべきである。即ち最高意思を決定する機關で十四名の總務委員によつて構成されてゐる。

次に同委員會の補助機關として協議會がある。即ち加盟

團體代表約七十名の協議會議員によつて委員長を適當に輔佐することゝなつてゐる。而して決定を見た最高意思の執行機關としては理事會があり、永井東亞局長が理事長を兼務し、實贊會と表裏一體の關係を結び、更に九月二十四日の常務理事會で與亞同盟の運営に關する中樞機關を常務理事會とすることに決定した。

又最高意思の執行に當つて更に審議機關が設けられ、朝野の専門家によつて研究審議がなされ、執行困難な問題は理事會を経て再び總務委員會に逆戻りし、こゝで案件の練り直しが行はれる仕組みである。審議機關としては差當り情報、研究、事業、與亞運動國內、大陸（委員長陸軍中將鈴木美通氏）、南方の各部委員會があり、各専門家が集つて討議の上與亞同盟の實力を發揮せんとする陣容である。更に右の機構とは別個に整理統合委員會（委員長松井大將）を新設、事業、東亞研究調査、實際運動に分類し、與亞團體の實質的整理統合を促進せんとしてゐる。

次に與亞運動展開の對内的計畫としては、實贊會地方支部に新に與亞部を設置し、與亞推進員の起用を俟つて、地方的與亞運動を盛り立て、行く豫定である。但し此の點は實贊會との相互の混淆を避ける意味からは兎に角、問題は寧ろ與亞運動に自ら挺身すべき與亞推進員の質的條件如何

乃至之を必要なだけ獲得することが出来るか否かに存する。蓋し與亞政策と遊離して展開し得る與亞運動ならば實贊會に委ねて事足りるを以て、地方に於ける推進員たるものは大亞細亞を識り帝國の與亞政策に徹し、率先垂範し得る者たることが要請されるからである。畢竟するに、廣く亞細亞諸民族の輿望を把握すると共に、よく彼等をして恒久的な安住觀に對する大きな期待と信頼とを持たせ得る與亞運動の展開こそ本同盟に對する根本的要請に外ならないであらう。

尙其の後加盟團體の数は漸次増加して九月二十四日現在に於て六十二團體の参加を見るに至つた。

三、活動狀況一斑

今與亞同盟結成後の活動狀況を概観して見よう。

先づ八月三十日及び九月一日の二回に亘り臨時緊急總務委員會を開催して緊迫せる太平洋問題並に當時喧しかつた授ソ米船問題に關し、國策推進の強硬進言を行ふこととし九月一日林總務委員長は永井理事長を帶同し、近衛首相に國民の總意として左の如き進言をなす所があつた。

進言要旨

惟ふに帝國の所念する所は日獨伊三國同盟締結に際して宣示されたる如く一日も速かに世界の禍亂を散定して平和を克復し

萬邦をして各々その所を得しめ兆民をして悉くその塔に安んぜしめんことを期するにある。帝國が國力を傾注し支那事變の完

遂並に大東亞共榮國の確立に邁進する所以のものも亦素より道義に基く世界新秩序建設の先驅たらんとするに外ならぬ。然るに米國は強ひて帝國の眞意を歪曲し亞細亞全民族の希望を無視して支那事變の先途を阻害し更に我が南方共榮國に對しても英國、和蘭等の諸國と共に凡ゆる手段を弄し帝國の平和的企圖を攪亂阻止せんとしつゝあることは帝國及帝國々民の斷じて容認し難はざる所である。加ふるに米國は對日經濟壓迫を不當に強化して帝國の活動を阻止せんと企圖するのみならず我同盟國の敵性國家に對しては却て軍需資材を供給して以て禍亂の擴大とその長期化とを招来せんことを圖る、かくの如きは吾人の絶対に排撃せざるを得ざる所である。

米國は夙に國際法の權威確立を主張しその見地より屢次帝國の行動を諷諭せるに拘はらず、自ら爲す所は擅に領水の範圍擴大を宣言して正當なる交戦權を制肘し或は中立法規の破壊干犯を敢てして對英援助を行ひ進んでは中立國の地位に在りながらグリーンランド及びアイスランドを不法に占領して恬として顧みざるのみならず英、ソ兩國がイラン侵略の暴舉を敢てせるに對しても亦口を滅して語らず、その矛盾着せる態度に至つては終始一貫國際正義を尊重しこれが實現を以てその使命となす我が帝國及び帝國臣民の全く瞭解に苦しむ所である。吾人は米

國政府の執り來れる態度に對して同國朝野の深甚なる考慮と猛省とを要請せざるを得ない。

よつて吾人は帝國政府をして敵性國家の對日包圍陣を突破して大東亞新秩序建設の大業に邁進せしむるの急務を認め近衛總裁に對して萬難を排し左記四項目に亘る政策斷行を進言した。

- (一) 日獨伊樞軸外交の指導精神堅持
 - (二) 大東亞における新秩序の方針強行
 - (三) 授蘇行爲の全面的排撃
 - (四) 日本近海における自衛權の發動
- 又九月二十四日には與亞同盟の運営に關する中樞機關を常務理事會となすことに決し、且與亞週報發行の件も決定された。

更に十月八日東條内閣の成立を見るや、一億國民の不退轉の覺悟と決意を喚起すべく、次の如き「日本國民に告ぐ」と題する聲明を發し、國策遂行の爲新内閣を支持し、以て國家總力の動員に協力すべく與亞同盟今後の運営方針をも明確ならしめたのであつた。

日本國民に告ぐ

近衛内閣に代つて茲に東條内閣の成立を見んとしてゐる。然し如何に内閣が更迭しようとも、皇國の國是は炳として日星の如く嚴として悠久不動である。

國是とは何ぞ、いふまでもなく八紘爲宇の大精神を全地上に

具現し、惟神の大道を以て全人類を光被するに在る、現にこれがための施策として既に日獨伊三國同盟、日華基本條約が締結せられ、日滿華共同宣言の發表を見たのである。これ即ち大東亞共榮圈を確立し、進んでは大東亞諸民族とともに世界新秩序建設の大業に邁進せんとするに外ならない。然らばこの國是たる如何なる場合にも斷じて動すべからず、あらゆる對外交渉も亦素よりこの一線を以てその最後の限界とすべきは蓋し言ふを俟たぬ。

抑も我が幾百萬の忠勇なる將兵が大君の邊にこそ死なぬと大陸の山野を疾驅し逆巻く怒濤を乗り切つて勇奮健闘しつゝあるゆゑんものは何ゆゑであるか。統後の老若男女すべてが一切の艱苦缺乏に耐へて共に其の身命を皇國に捧げつゝあるゆゑんものは何ゆゑであるか。これぞ齊しく皇國の國是、皇國の大精神に殉ぜんとする一念に燃ゆるものに非ずして何ぞや。

今や皇國の一舉一動は全人類の運命を支配せんとする重大時期に直面した、全世界再建の大使命遂行は實に皇國臣民としての矜持である。東條内閣も必ずや國是具現に全力を傾倒するであらうことは確く信じて疑はない、従つて全國民は擧げて之を支持強化し、國家の總力を動員してたとへ如何なる障害に遭遇しようとも敢然之を突破し、皇國日本の世界使命に向つて一億一心、正義の總進軍を續けようではないか、目標はたゞ一點に在る。

而して東條大政翼賛會新總裁は、隨相當時より翼賛運動の發展に異常の熱意を示したが十月三十日午後翼賛會本部に初登壇し、大日本與亞同盟の全役員を集め、與亞同盟新總裁として告示を行ひ、内外に亙る與亞運動を強力に展開するよう激勵する所があつた。

總裁告辭

不肖今回播らざるも大日本與亞同盟の總裁の重任に就くに當り親しく諸君の壯容に接して所懐を披瀝する機會を得たることは最も本懐と存する所である。

現下の國際重大世局に處する我國の目標が支那事變の完遂、東亞共榮圈の確立にあり而も之が對策の敏速果敢を要することは曩に政府聲明に依り已に御承知の通りである。

今や世界の動亂は擴大して停止する所を知らざるものゝ如く其の闘争の深刻苛烈なる未だ嘗て史上に其の比を見ざる所のものである、此の秋に當り萬邦をして各々其の所を得せしむる大理想に基き東亞の共榮圈を確立し各民族の共存共榮に邁進せんとする帝國の使命を擔ふことは聖代に生を享けたる我々の最大の榮譽である、而して又之を達成せねばならぬ重大なる責任を我々は持つてをるのである。

然しながら此の大理想實現の前途は決して坦々たるものではない、現に今我々は敵性諸國家の妨害と壓迫とを受けてをるのではないか、將來と雖も更に幾多の難關に遭遇すべきは火を賭る

を決定した。

日滿華三國締盟成立一周年記念行事に關する聲明並に行事

聲明

飽くなき米國の恫喝政策の脅威は、歐洲戰亂を世界的規模に太平洋戦争たらしめんとしつゝある、今や東條新内閣は、この極度緊迫の國際情勢に即應して、久しきに亙り一億國民特望の焦點であつた、對米問題に關する斷乎不惑の所信を明らかにし、太平洋上の痛楚に向つて鋭利迅速なメスを振ふべく、舉國臨戰の執刀體制を整備しつゝある、かくて星霜五年の支那事變は完遂せられ、大東亞共榮圈は確立せられんとするのである。

この時に際し來る十一月三十日に當り、日滿華三國締盟一周年記念日を迎へることは、意義誠に深いものがある。世界の樞軸たる日獨伊三國同盟は、與亞の樞軸たる日滿華三國締盟を不可缺の基盤とするものである、日滿華三國本然の特質を相互に尊重し、東亞の道義的秩序を建設することは、世界平和の確實の基礎工作である。日滿華三國の國民は、本締盟の主旨に則り共同防衛、善隣友好、經濟提携、文化創成の爲めに、堅き共同の總進軍をなすべきことを要望される、これこそ與亞大業實現の要諦に外ならないと信ずる。

この十一月三十日を中心として、日滿華三國はそれら「日滿華三國締盟成立一周年」の記念行事を備すことになつた。

よりも明らかである、従つて我々は各々が自ら先づ以て舉國一致の實を擧げ鐵石の決意を以て如何なる障礙をも突破するの要があるのである。之と同時に他の東亞諸民族と衷心から協力し、禍亂の再來を豫防せねばならぬ。

諸君が去る七月不返轉の決意を以て天業完遂の大旗の下に力を結集して、與亞同盟とし互歩を踏み出されたる所以も亦茲にありと私は堅く信ずるのである。

皇國興廢の秋に際會し茲に諸君と共に我が與亞同盟の重大使命に對する認識を更に新たにすると共に私は一億國民の先頭に立つて此の大業の達成に挺身致したいと存する。此の聖業完遂は克く私人の爲し得る所ではない。諸君に於かれても從來の因習に拘泥せられず小異を捨て、大同に就き皇國三千年の赫々たる歴史を彌が上にも光輝あらしめんが爲に心から御支授御協力あらんことを願つて止まない次第である。

十一月三日明治節の佳節には日比谷公會堂に於て東亞民族大會を開催せんとしたが之は諸種の事情によつて果さなかつた。併し内外情勢の逼迫と共に與亞意識を熾にし以て全國民の奮起協力を促すべく、大政翼賛會と共に十一月初旬より約一ヶ月の豫定で全國的に與亞大講演會を開催、全國民に呼びかける所があつた。即ち十一月五日次の如き日滿華三國締盟成立一周年記念行事に關する「聲明並に行事」

日本内地、外地は勿論、滿洲支那の各地に於いては、種々の催しが行はれる譯であるが、日本側に於いては、左の如き各種の記念行事を開催すると同時に盟邦滿洲、支の兩國民に向つても相互激勵の呼びかけをすることとなつた。

行 事

日滿華三國共同宣言一周年を記念する爲め大政翼賛會並に大日本興亞同盟に於ては政府指導の下に十一月二十六日より十一月三十日に至る五日間に亘り、凡そ左の記念行事を行ふことに決定した。

- 一、十一月三十日、東京、大阪、名古屋、福岡、仙臺、札幌の各都市に於て記念國民大會を開催すること
 - 一、東京に於て興亞先覺者慰靈祭を開催すること
 - 一、東京、京都等の留學生の多数在留する都市に於て日滿華學生の交歓會を開催すること
 - 一、十一月三十日夜、都下各樂團を總動員して興亞大音楽會を開催すること
 - 一、興亞に關する詩集、歌集、及びパンフレット、ポスター等を刊行配布し或はアドベルシオンを掲揚し興亞に關する輿論を喚起すること
 - 一、十一月三十日、日滿華三國代表の交際放送を中心に記念放送番組を編成すること
- かくて十一月三十日には大政翼賛會其他と共同主催で、

東京、大阪、名古屋、福岡、仙臺、札幌及び大陸の南京、北京、青島、新京等の主要都市で記念國民大會を開催し、大東亞共榮國確立に打つて一丸となつて邁進する友邦諸民族の士氣を鼓舞し、聖戰完遂に不退轉の決意を更に深くする所があつた。一方十一月三十日東京に於ける大政翼賛會、大日本興亞同盟主催の「興亞先覺者の慰靈祭並に東京國民大會」は午後一時より日比谷公會堂に於て興亞同盟六十三團體並に一般大衆の熱狂的支持の下に開催された。續いて六時よりは都下各樂團を總動員して記念大音楽會が舉行された。因に當日の宣言並に決議は次の如くである。

宣 言

皇國の國是は肇國以來、炳として日星の如く嚴として悠久不動である、國是の核心は即ち八紘爲宇の大精神である、而して八紘爲宇の大精神を亞細亞に顯現せんとすることは、即ち大東亞共榮國を確立するにあり、此の大東亞共榮國確立の大義を誓つたものは、取りも直さず日滿華三國共同宣言そのものに外ならない、顧みれば、此の宣言が中外に開示せられて既に一周年、大東亞十億の民衆を歐米資本主義の侵略より解放し、共產主義の魔手より救出して眞に安居樂業せしむると共に、進んで全人類の上に恒久の和平を招来せんとする崇高なる大理想に燃ゆる日滿華三國は、萬心戮力鐵石を以て夙夜その所信貫徹に直往邁進しつゝあるのである。

進 べし

- 一、速かに大東亞共榮國を確立し以て全世界の新秩序建設の礎石たらしむべし
 - 一、十億同胞鐵石の團結を以て決戰態勢を強化すべし
- 續いて十二月八日米英に對する宣戰布告の大詔換發せらるゝや、同十三日大政翼賛會、東京府市共同主催で「大詔奉戴國民大會」を日比谷公會堂前廣場で舉行、各主催者所屬團體、都下大學、專門、中等學校學生々徒及び一般市民並に盟邦獨伊滿華各大使出席の下に一億必勝の意氣も高らかに舉行されたのであつた。

其の後に於ける本同盟の具體的運動方針中には興亞訓練所の設置、海外渡航案内所の開設、興亞運動指導者講習會乃至興亞院と協力し大陸に於ける無差別渡航制限を排し努めて純良なる渡航者を送るべく連絡をとる等の具體化が企圖されたのであつたが、十二月大東亞戰爭の開始を見たる後は更に其の活動に俟つ所大なるものがあるに至つた。

四、興亞同盟の性格論

大政翼賛會の一翼たる大日本興亞同盟の性格に關しては興亞同盟自體内に於ける見解と翼賛會首腦部との間に兎角見解の相違が傳へられた。即ち興亞同盟側に在りては何れも充分に政治團體性を把握するものとして積極的な興亞運

我が萬百萬の忠勇なる將兵が陸に又空に奮戦力闘しつゝある所以のものもこの大理想具現の至誠奉公に外ならない、又従後の老若男女が如何なる艱苦缺乏にも耐へて、俱にその身命を皇國に捧げつゝある所以も亦實に愛に存するのである。然るに英米兩國が所謂ABCD陣を張つて皇國の大理想遂行を妨害せしめあらゆる謀策を弄して亞細亞再建の大業を阻止しつゝあるは、天人ともに許さざる不義非道の行爲である、苟くも彼等に對して皇國の崇高なる理想と使命とを正解することなく飽く迄も敵性行爲を持續するに於ては、我等は斷乎之を打倒粉碎しなければならぬ、我等が事變以來如何に多くの尊き犠牲を拂ひ、如何に忍び難きを忍びたるかは眞に測り知るべからざるものがある。

併しながら、隱忍度あり、自重限りあり、況んや世界恒久和平の確立と共產主義排撃の聖業を妨害せんとする人道の公敵は斷じて之が存在を許すべきではない、茲に日滿華三國共同宣言發布の歴史的記念日に當り我等はその決意を一層鞏固にし、毅然として全亞細亞復興總進軍の陣頭に卓立するの感激と光榮とを禁じ能はざるものである。

決 議

我等は大東亞全同胞の總力戦を結集して左の諸項を遂行せんとを期す

- 一、敵性國家の壓迫を徹底的に排撃し我が歴史的使命達成に邁

動の展開を意圖し、斯かる見地より近衛内閣當時も存りに對外硬の意見を進言したものである。反之當時の翼賛會首脳部に於ては主として政治團體的行動を阻止せんとする氣配が見受けられた。

併し乍ら東條内閣の出現を機に興亞同盟も再出發の機運に恵まれたものと考へられた。蓋し永井東亞局長が興亞同盟の理事長の職に在り翼賛會とは不可分の關係にありといへ、「同盟そのものは独自の理念と目的と立場とを有するものであり、何等か國家機關として特別立法によりその性格を決定し、治安警察法によらざる別個の團體としての取扱を與へ、果敢な興亞運動を展開すべし」との意見も存在したのである。要するに前内閣當時の消極的態度を放擲し敢然積極的に興亞運動に邁進せんとする態勢を整へつゝある。

尙同盟の性格に就きては其の後第七十九議會の豫算總會（一月二十九日）に於て東條首相より「大政翼賛會の性格は飽く迄公事結社であつて、去る第七十六議會に於ける言明と些かの變りもないこと、故に興亞同盟と翼賛壯年團とは何れも大政翼賛會の外廓團體又はその一部なるを以て、その性格は飽く迄翼賛會と同様であり、従つて團體の名を以てしては一切の政治行動、選舉運動は出来ない」旨の見解が披瀝された。

み出した大政翼賛會發會式は昭和十五年十月十二日首相官邸に於て嚴肅に舉行され、越えて十二月十四日六項目より成る「大政翼賛會實踐要綱」が發表された。それは要するに「舊き自由放恣の姿を改め、國體の本義を明確に把握して政治、經濟、文化、生活の改新を企圖」せんとするものであり、大政翼賛會こそ「政治に就いて言へば國體の本義に基づく國民組織を確立し、組織を通じて臣民翼賛の實を擧げる爲に、國內に於ける凡ゆる對立的利害を解消し、國家の總力を綜合歸一する政治思想と政治體制の確立による翼賛政治の完成に向つて」政府に協力せんとするものである。

元來政治新體制運動の指向する國民再組織の性格は「飽く迄舉國的、全體的、公的建前」よりこゝに既存一切の政治團體の解消が要望せられた。之に應じて革新政治團體もその使命の終了を宣言し一齊に解消するに至つた。是より先既に解消せる既成政黨並に社會大衆黨（一五年七月一日）、愛國政治同志會等があつたが、實は、各黨派解消後に於ても、革新政治團體にありては依然としてこの新體制運動に對しては批判的態度を以て臨み、各自の立場より自派組織の伸張を以て、新體制の理想的形態なりとして政治的活動を繼續しつゝあつたのが實情である。即ち一は從來の政

第三節 事件を中心とする思想運動 團體の主要動向

一、大政翼賛會の改組

大政翼賛運動の發足

支那事變勃發後の昭和十二年十月第一次近衛内閣に依つて創設された國民精神總動員運動は、九十餘の有力團體を糾合して國民精神總動員中央聯盟を組織するに至つたが、翌十四年二月國民精神總動員強化策が決定され、同年三月内閣に國民精神總動員委員會の設置と同時に聯盟を改組し運動の展開を期したが、更に昭和十五年四月二十四日從來の二元的機構を單一化し、内閣總理大臣を會長とする國民精神總動員本部に改組され、國民精神昂揚を根本に重點集中主義による舉國的實踐運動の推進に努めて、隣組常會、部落常會の普及を圖り或は新生活體制の運動に力を注いだのであつた。

而して大政翼賛運動は實に此の精神運動を引繼ぎ、擴大強化したものであつて、當初の意圖は精神運動であり、思想運動であると同時に、政治運動であるから、飽く迄進しい實踐力が要請された。此の新日本建設に歴史的巨歩を踏

治性のみを大政翼賛運動に投合せしめ、その組織勢力を以て思想、文化の分野に活動態勢を轉換せしめんとするもので、大日本青年黨の大日本赤誠會、東方會の振東社、東亞建設國民聯盟の東亞建設同志會（九月二十五日）への再編成の如きは之に屬し、又他方大政翼賛運動に對し外部より協力する建前の下に、之を正しく推進せしめんとすることに其の使命を見出さんとする態度を採つたものに、大日本生産黨並に解黨して日本革新黨の中佐々井一晁、神田兵三氏等舊新日本同盟派に屬する一派を以て再建された大日本黨の如きが存した。

併し畢竟するに我國革新政治勢力の大半は大政翼賛會の政治性との競合を避けて、その運動の分野を思想、文化運動への領域へ轉換したのであつた。以下本年度に於ける革新諸團體が大政翼賛會に對してとり來つた態度を概観してみよう。そこには國內革新を標榜する革新政治團體が事實會問題に觸れるや、その態度、見解が全く相異つてゐることを識るのである。

主要各團體の動向

(一) 明倫會

一月十日聲明を發し「大政翼賛會自ら政策を決し之を政府に強要し若くは帝國議會を差控いて法案及豫算を有效に是非するに

至れば即ち因政を二元化するもので、「高度政治性格を具有し一國一黨的存在たらんとする傾向を生ぜるに對しては、反對意見を表明せざるを得ず」となした。

(二) 東亞建設同志會

末次大將統率の本會は一新制の必要に就いては何にも異存はない。併し現状に就いては幾度かの轉向者と便乗者が雜然と混濁してゐる。……新體制は昭和維新である。吾等は之をして建武中興失敗の覆轍を踏ましめない爲、翼賛會の人的構成の精神と純化ノとを要望してゐる」と稱するのである。

(三) 大日本生産黨

曰く「大政翼賛を目標に新體制運動が提唱され、已にその機構の一部が組織されてゐるが、之を見るに其の言ふ所と行ふ所とは著しく懸隔し首尾端を異にす。國體に透徹せる殉國誠私の理念を確固把握なき所に何ぞ眞箇新體制の確立あらんや」と強硬な反對的批判の態度をとつた。

三月二日赤坂三會堂に於ける緊急全國大會の宣言中にも「對内的には急進なる維新的主體勢力の結成により翼賛會の無力に乘じ、政黨復活を企圖する既成政黨人の運動を封じ」と稱せる如く、その政綱政策を改正し、本黨のみは毅然として其の集團を解かず、大政翼賛會をして眞の大政翼賛運動たらしめんとする非解消の決意を表明した。

(四) 大日本赤誠會

は議會に於ける國務大臣の言説によつて明白となつた。「今や「大政翼賛會は認識と傾向とを異にせる構成員の間に最大公約數を以て一致的主張を見出さざるを得ず、必然の結果公武合體の便宜主義に墮して政治的威力を喪失し、遂に議會勢力の一部を前衛とせる現状維持派の逆攻勢に乗ぜらるゝに至つた。而して「大政翼賛會は新しき性格を決して非常時に奉公する職責を有するであらうが、自分は行政に先行すべき政治指導力の結成に關し別個の立場にありて君國に奉公するの責任を痛感する」が故に、今後は「東方會の傳統的性格を復興して同志と共に政治結社たる東方會の旗を擁して合法的に再出發せん」と稱したのである。

而して運動の目標を緊迫せる難關突破を絶對最高の目標とし、運動の根幹とする綱領も改正して次の三項目より成つてゐる。
一、草莽の赤誠を上通し憲法の條章に則りて皇道政治の顯現に奮身す
二、純正日本精神を高揚し大東亞を振起して正義を世界に宣布す
三、萬民奉仕經濟體制を整備し全國民に對して勤勞と犧牲とを要求し名譽と生活とを約束す

大政翼賛會改組の經過
大政翼賛會の改組を見る迄に猶次の如き革新團體の動き

大日本青年黨が統帥橋本欣五郎大佐を翼賛會總務に迎へるや十五年九月の第二回全國支部長會議で其の組織全勢力を大政翼賛國民運動に傾倒するの態度を明かにし、十月の同黨第四回全國大會に於て翼賛會の中核的分子としてその強化に努力する意圖を示したが、更に十一月三日政治結社としての組織を解體し「大日本赤誠會」に改組し思想文化活動にその組織態勢を轉換する所があつた。

但し翼賛會が單なる上意下達の機關となり精勵化することは歐視出來ずとなし、大政翼賛會の理念に就き橋本會長は「若し國民が政府の命ずる所のみを行ひ、それに終始するを以て大政翼賛であるとするならば、國家の發達は全く期待されぬ」として、國民自體をして、實踐躬行せしめその政治力の結集を圖ることの必要を力説したのである。

(五) 東方會

昨年十月二十二日臨時全國大會を開催して、大政翼賛會との融合を避けて、振東社を創設し文化運動に再出發した管の振東社は、その總裁であり翼賛會の常任總務たる中野正剛氏が本年三月七日振東社全國代表者會議で突如翼賛會總務辭任を發表すると共に、振東社を再改組して政治團體としての東方會を復活して、直ちに全國的政治活動を展開すべきことを闡明した。即ち東方會の復活聲明に依ると「大政翼賛會の高度政治性を後退せしめて、専ら官意民進の政府補助機關となすに決したこと

のあつたことを摘記しよう。

(一) 大政翼賛純化運動の提唱

昭和十五年末岩田愛之助、赤神良護、寺田昭次郎、田邊宗英氏等によつて「大政翼賛純化運動」が提唱せられ、其の第一回會合と共に實行運動が展開されつゝあつたが、本年一月十一日第二回懇談會を日比谷の松木樓に開催、約二百五十名出席し、岩田愛之助氏以下六名の委員を擧げて其實行運動を強化することとした。而して其の運動の目標は若干の人々の進退に重點があり、大政翼賛運動の性格とも關聯してゐる。其の運動趣意書の一部を掲ぐれば次の如くである。

大政翼賛會純化運動趣意書

永年の間鐵火の制壓に依りて惡徳不道の繁榮に委せられた世界は今や偽善の平和を棄て、最惡の事態に突入し、人類の悲劇將に極らんとす。皇國の興廢一に懸つて血路の打開如何にあり、積極進取の氣概と共に高度國防の整備は實に緊急絶對の課題たり。

翼賛運動の提唱を聞くが、新體制の事たるやその規模、その實質共に一大國家革新たるを失はない。須く大政翼賛運動は先づ國民の信頼を第一條件として構成せられざる可らず、而も信頼が主觀的條件の外に過去の思想經歷たる客觀的條件に存するは人間心理の鐵則であり、元より轉向を許さずには非ず、只轉向の確證として懺悔の生活を期待するのみである。新體制の指針

如何も結局は人的要素の適否如何にある。留意戒心すべきは天皇第一の團體觀念と左翼唯物觀念とが其差千里にして而も其の現象紙一重の相似點あること、之れなり。こゝに思想混迷の因在り、偽裝轉向派潜入の危険がある。而もこれ當に信不信の岐るゝ所、即ち運動成否の岐るる所にして、實に皇國興廢の分岐たり。切言す、今にして翼賛體制を強固ならしめんずんば、再び後日を期す可らざるなり……中略……

(二) 皇民團の聲明發表

大政翼賛會東亞部長龜井貫一郎氏の著書事件に關して、愛國陣營中の皇民團より聲明書を發する所があつたが、皇民團の脈起に就いては「龜井氏類似の全思想に向つての反響を意味する」ものとなし、皇民團が

本問題に關起せることに對して大方の愛國者諸賢から強き鞭撻、協力を與へられしことは衷心からこれを感謝し、今後の邁進に勇躍するものである。

殊に大政翼賛會は今全面的な改組に當面してゐるが、皇民團は此の際同會に一大勇斷をもつて、思想純化、人物肅正を斷行すべきことを要請し、同時に改組を機會とする自由主義勢力の擁護或は官僚獨善勢力の投入に對して絶對反對の意圖を持ち、深

刻なる眼を改組運動の進行に注ぐものである。云々
と述べてゐる。

(三) 改組の経過

以上の如く革新政治諸團體が大政翼賛會に對し、各派各様の「性格」要望や「純化」要求をなしてゐる間に、一方第七十六議會に於ても大政翼賛會の性格、機構、人事、經費等に關し種々論議の對象とされ、二月二十二日の衆議院豫算總會の席上、近衛首相の代理として平沼内務大臣の答辯により、その機構の改組、人事の刷新を行ふ旨明確にせられ、こゝにその性格は治警法第一條の政事結社に非ずして第三條に該當する公事結社にして、政府の補助機關であり「高度の政治性」より「高度の文化性」へ變轉した。結局當初翼賛會の政治性、革新性、國內諸制度の整備再編成、それらを推進するための強力なる國民的政治力の結成、これが翼賛會に課せられた任務であつたが、議會を通じて「大政翼賛會はそれ自體政治運動をなすものではない。政府の補助機關であつて、政府の政策以外に一步も出るものではない。政府で決定した政策、その方針を全國民に傳へることが翼賛會の任務である。政府と表裏一體といふ意味はさういふ意味である。」といふ風に性格の變化を來したのである。

續いて四月一日の定例閣議でその改組案の大綱を決定、有馬事務總長以下全員の辭表提出となり、新に柳川司法大臣が副總裁に、石渡莊太郎氏が事務總長に就任した。更に翌二日政府は改組の基本方針、改組案の主要點及び改組案の要領等を公表し、翼賛會本來の趣旨性格及び運動の方向は創設當初と毫も變改なき旨を闡明する所があつた。又四月十一日には大政翼賛會運動規約と事務局及び調査委員會職制が決定發表された。

而して十月十一日を以て翼賛會成立以來滿一ケ年を閲したが、十月東條内閣の成立を契機として、大政翼賛運動をその本然の姿に還し全國民の政治力を結集して高度の政治性を賦與する爲再改組斷行の要望が各方面より熾烈に起つて來た。此の間十月二十三日副總裁には北支新民會副會長安藤紀三郎陸軍中將が柳川前副總裁に代つて就任し、一部役員の異動あると共に、十一月宇治山田市に於ける全國道府縣六大都市支部々長會議に於て重要決議をなして本部に提出する等の経緯あつたが、再改組の重點は結局「大政翼賛運動法」とも稱すべき獨立法を制定し、高度政治性を有する國民運動としての法的性格を明かにし、憲法上その他の疑點を拂拭し健全にして活潑なる運動の展開に資せんとしたのである。

尙其の他の改革點として次の如きが擧げられた。

- 一、翼賛壯年團を内部組織たらしめ、これを以て全運動の中核推進體たらしめる
- 一、産報、商報、農報の職域組織及び婦人會、青少年團の糾合
- 一、下部組織を内務省の所管より翼賛運動の傘下に移す
- 一、知事支部長制の廢止
- 一、地方人材の簡拔

二、産業報國會の政治的性格を繞る問題

本年三月三日附(厚生省發勞第一〇號)厚生省勞働局長通牒に基き、二十五歳以下の男子會員五十名以上を有する單位産報會に産報青年隊を組織し、産報運動の職場實踐組織としての推進力たらしめることになつた。大日本産業報國會に於ては四月二十三日道府縣産報會長宛通牒を發する所があつた。

而して産報青年隊は大日本青少年團とは一應別個の實踐組織となるが、實質的には一つの組織を以て双方の仕事兼ね、適宜に運用して行くことになつて居り、全國に於ける隊員約二百萬餘と推定せられた。然るに其後青年隊結成運動の進捗と共に、青年團、警防團、在郷軍人會其の他の

組織の重つてゐる所へ、更に産報青年隊を設置することは益々組織が重複するに至るを以て、是等の組織を統合して單純化するべしとの要望が一部に起つたが、産報本部に於ても「組織のみならず、事業に就ても團體と産報青年隊と同じ様なことをやる場合が多いから成る可く重複を避ける様に工夫してゆき度い」意嚮であり、之が對策を考究中であつた。

そこへ偶々産報組織途上の基本的な重要問題たる「職場の實踐組織たる産報と他の政治團體の關係を如何にすべきか」を解決すべき具體的事件が起つたのである。即ち横濱市鶴見區所在石川島芝浦タービン株式會社の産報青年隊と右翼政治團體たる東方會の東方青年隊との間に發生した紛争である。最近東方會、大日本赤誠會等の所謂右翼政治團體の青年層に對する組織活動の活潑化と相俟つて、單に東方會對石川島芝浦タービンの問題たるに止まらず、將來全般的に惹起される問題であるだけに、世の深甚なる關心が寄せられたのであつた。

東方會對芝浦タービン紛争の経緯

神奈川県横濱市鶴見區所在石川島芝浦タービン株式會社にありては、本年二月既に産報青年隊が結成せられてゐたが、會社としては外部政治團體の政治理論に依つて従業員

が指導せらるゝことを好まず、四月末同社の産報青年隊長が同隊員に對して外部諸團體との絶縁を要望し、會社は東方會脱退を肯んぜざる二名を産報青年隊より除名し、且會社としては之を解雇し、東方青年隊を脱退して陳謝の意を表するに於ては復職を認めるとの態度をとつた。而して此の種問題の今後惹起すべきを懸念したる産報關係の勞務管理者を以て組織せる産報協力委員會は之が解決に奔走して、六月四日協議の結果

「政治結社は合法運動團體なる故、非政治團體たる産報會としては之を否認して會員の入會を拒否せしむることは困難であるが、産報自體の運動方針は思想運動的傾向を多分に持ち、職域奉公を以て巨道實踐の第一義と爲してゐるに對し、政治諸團體の指導理論は之と對蹠的立場に立つて、産報青年隊の指導理論と全く反するものがある」との理由で、産報運動の實踐に萬全を期する爲には、單位産報會内に於ける各種政治團體の運動を禁絶して、産報青年隊一本の方針を確立する必要ありとの結論に達し、六月十日次の如き趣旨の要請書を關係各當局に提出した。

要請書 (骨子抜萃)

一、政治結社は政府が認可せる運動體なる故、政治團體ならざる産報會に於ては合法的政治運動を否認しその會員の産報入

會を拒否することは困難である。

- 二、然し乍ら政治團體の運動方針は多分に思想運動的傾向を持ち、産報運動にはそぐはない。且政治團體の指導理論は産報青年隊の指導理論とは全く對蹠的と云はざるを得ない。
- 三、以上の理由に依り政府の産業國策とする産報運動の實踐に萬全を期する爲、速かに該状況の調査を行ひ、産報青年隊組織の關係に於て、單位産報會内に於ける政治運動を禁絶して産報青年隊一本の方針を確立せられんことを要請する。

而して産報は職域奉公を完遂する爲の非政治結社であり、一方は合法的政治結社として其の間に原則的に性格を異にする以上、厚生内務兩省に於ても適切なる對策に苦慮し、何等明確なる態度を表明せずして會社當局の處置に一任したのであつた。又産報本部に於ても問題を石川島對東方會支部に局限し、石川島産報をして自主的に解決せしめる方策をとり、約一ヶ月に亘る紛争を傍觀して積極的意思表示をなさなかつた。

其の後に至り此の紛争は七月四日の會談に於て、石川島と東方會の相互讓歩によつて東方會は工場内に潜行運動、組織運動等の實踐活動の展開を一切差控へることを約したが、會社側も作業に支障を來さぬ程度で、産報青年隊員が東方會の集會等に出席することを許容して一應話が纏まり

「産報の政治的性格問題」を解決することは將來の課題として残された。蓋し實際問題として産報本部等としても會社内に政治團體の組織を結成せしめることは、産報運動の推進上其の他の觀點よりも種々障害を招致する處あり、産報青年隊の本質使命よりも生産力擴充の國家的要請からしても、工場内の組織は産報青年隊一本の方針を望んでゐるが、さればとて「公的政治結社の活動に對し、表面より禁壓的措施に出られず」且青年隊の規約にも産報の規約にも他の政治團體の運動に参加すべからずとの明文規定なくその政治的性格の曖昧な點が指摘されたのであつた。

斯くて問題は結局産報の政治的性格とその指導力強化を計り、産報會員が他の政治團體に趨る必要なき迄に名實共に職場の單一組織としてその實力を發揮すれば、單に政治團體の侵入のみならず、この種百般の困難なる問題は自から解決出来るものと看做されたのであつた。

本問題の批判

今回の問題に關聯し東方會機關紙(第三百二號)には「職域奉公と政治運動」と題し略々次の如き正しき強き政治運動の必要を力説してゐるのを見る。曰く

産報中央本部がその會員に對し産業報國に一意専念せよ、職域奉公に徹底せよ、その爲には他の政治團體に關係するなと云ふ

指導方針を持つてゐることは事實である。併し乍ら産業報國會の便宜主義からその會員に對し「政治團體に關與すべからず」の方針を決定するが如きは許さるべきでない、蓋し帝國臣民は欽定憲法によつて天皇陛下の大みまつりごとに實費し奉る義務と責任がある。この萬民實費の政治的責任は一面憲法に明示せられた國民参政の權利である。

産報は産報運動の鐵則として職域奉公に専念せよ、そして他の運動特に政治運動の如きに關係を持つたと云ふが職域奉公は獨り産業人のみならず一僱國民悉く職域奉公ならざるはない。職域奉公固より大切であるが一僱國民悉く職域奉公を名として國家の運命に無關心となり民族の運命に無感覺となつたならば一體誰が眞劍に國家を憂ふるのか。自分の事だけして居ればよい。他のことは何も考へるなと云ふが、産業人もサラリーマンも農民も商人も國民である。陛下の赤子である。「日本はどうなるだらう、我々は國民としてどういふ決心をすべきか」と、此の君國非常時に全國民が國家運命に眞劍なる關心を持つことは當然であつて、その眞劍なる關心が政治運動への關心となるのである。それは愛國心の發露である。その愛國心の發露を禁壓して、國家の運命など考へず、黙つて職場で働けと云ふことが果して國家的であると云へるか。

又現在の産報組織は事業單位(職場單位)に事業主と従業員即ち勞務者の合意協同組織である。而して此の場合問題となるのは事業主の國家意識と時局觀である。現在の産業經營形態—經濟

組織の下に於て事業家の眞意は果して何處にあるか、「公益優先」の言葉が第二義的にならねば幸であるが、こゝに事業主も勞務者も一體とした眞の産業報國會を説くことは、強烈なる國家意識を持ち、誤りなき時局認識を把握する第三者の方が効果的ではないか、そこに全産業人を一體とした高き政治責任がある。

又産報組織の持つ思想的性格につきてみるに、過去二十年の訓練された組織を有する労働組合、無産政黨の構成分子は—その数は凡らく數十萬を數へるであらう—今日一切無差別に産報會に組織されてゐる—この現實の事實を見忘れては大變である。時局の緊迫につれ事業經營内部に幾多の問題が発生する際、それらの問題を獨へて産報組織の質的變化を遂げることが不可能でないといふ如き意圖を抱く者あらば之を如何にするか。曾つての階級運動の指導者達が平然として、しかも指導者然として産報組織の内部にあることも事實である。

眞に正しい強刀なる政治團體が職域組織たる産報内に政治指導力を及ぼしてこそ産報は始めて誤りなき職域奉公の途を進み得るのだ。政治團體の侵透によつて攪亂されるものとは何か、事業家の事業欲から出發した従業員の統制力か、勞務者側の階級組織か、今日の正しき政治運動はその何れも揚棄したる全國家一單位の國家最高意思に合致した政治運動である。

三、獨ソ開戦

元來獨ソの關係は力と力の平衡であり、獨ソ互に氣を許さず各々國境方面に相當兵力を配置してゐたが、ソ聯の動きに豫ねて内心憤激する所あつたドイツは遂に赤色政權打倒の決意を固め、六月二十二日午前三時斷乎對ソ關係を清算すべく、ドイツの對ソ宣戰布告となつて全世界に重大且深刻な衝撃を與へたのである。勿論この歐洲の新情勢は直ちに日本の支那事變處理に重大な影響を及ぼしたが、固より帝國政府の態度は既に支那事變の急速處理と東亞新秩序の建設を第一目標とすることに確定して居り、この方針に基づき毅然たる態度を以て終始して居るのであつて、獨ソ開戦に對處すべき重要國策の決定に就いては七月二日の御前會議に於て遂に我國策の最後の決定を見た。

而して獨ソ戦の開始は少くとも第一に我國と獨伊との經濟力連繫を完全に斷ち切り、第二に日ソが提携して英米に當る可能性を完全に拂拭し、從つて第三に英米の對日攻勢を著しく容易ならしめたことの三點が蔽ふべくもない事實とされた(東洋經濟新報第四十六輯二〇三頁)。又獨ソ開戦以來の英米側の目ぼしい動きとしては、七月十二日モスクワに於て英ソ軍事協定が締結されて即時效力を發生し、こ

れより先七月七日には米海軍部隊がアイスランドに進駐したことが米大統領より發表された。

就中獨ソ開戦以來頗る攻勢的となつた英米にとつて、我國が經濟上、軍略上の見地より佛印との共同防衛協定の成立と之に伴ふ我軍の佛印増派はその攻勢を強める好機となり、直ちに英米並に同植民地、蘭印等の對日資産凍結による經濟封鎖となつて現れた。以下獨ソの開戦に伴ふ革新團體の動向二三を窺つて見よう。

(一)大日本赤誠會

獨ソの戦況は世界決勝戦のパロメーターなりとし、七月二十日附の機關紙には次の如く絶叫してゐる。
 讀つて我國内を見るに、政治に於て、經濟に於て、國民精神に於て純戦時體制完成せざるのみならず、依然として自由主義傾向より脱出し得ず、急迫せる重大なる客觀情勢に對應し、萬事電撃的に國家を運営し得べき域に至らず、むしろ萬事妥協苟合、諸事譲渡、民族精神作興せず、客觀情勢に處應せしめむとして對應し得ざる内外跛行的現象を露呈しあるは、正に内憂と云ふべし。しかれども日本は最早猶豫すべき時代ならず、最高度、最高級にして革新の純理に則る政治力を以て前進すべき秋だ。

(二)大日本黨

獨ソ開戦による世界情勢の本質的變化に對する對策協議

の爲、本部に六月廿四日總務委員會を開催し、開戦の原因見透し、世界情勢との關係、日本への影響、黨として政府に實行せしむべき政策等につき慎重眞剣なる討議の結果、具體的方法として先づ政府に強硬進言を行ふことに決し、直ちに進言書を作成し、政府要路の方面をはじめ朝野の有力者に手交又は送達した。

尙黨總務委員長佐々井一晃氏は曰く「獨ソ開戦に伴ふ國際情勢の激變に直面し、例へば對英米方針などは國民の方が掴む所を掴んでゐる。國家の歸趨と國策の大本を承知してゐるのだ。要は國民の新政治勢力を結集して、鋼鐵の如きその一致結束の力の上に立つて強力に政策を遂行してゆけばよい。かくて先づ現状維持に對する維新陣營の結束—國民中の眼覺めたもの、の結束以外にはない」と。

(三) 東方會

獨ソ開戦の飛報を受くるや、緊急幹部會を開催、聲明を決議すると共に中野總裁より近衛首相に之を手交する所があつた。更に中野總裁の活躍に依り六月二十四日獨ソ開戦に伴ふ時局方針に就き、麴町區平河町實亭に林、安達、末次、中村、駒井、中野、天野の七氏會合、腹藏なき意見の交換を遂げて意見の一致を見たが、續いて二十七、三十日と會合を行ひ、政府に強硬進言をなす所があつた。

の對米メツセーヂが情報局より發表されたのであつた。同内閣に對する革新團體の動向を見ると

(一) 大日本黨

第三次近衛内閣の性格竝に其の進むべき途を概観して曰

「この度の組閣には一貫の方針が窺はれるやうに思ふ。それは同志的結合に向つて進まうとした點である。この觀點の前には議會工作上多少の苦心があらうとも政黨代表的ものを拒否して政黨政治に没落の烙印を捺し、併せて舊觀念に於ける政治通念によるものを退け、また同志的結合として當面不調和の懸念あるものを退陣せしめようとしたものであらう。これらの點がこの度の組閣が在來のそれに比して一大飛躍を意味することは明かである」となし、超非常時局を克服する不動國策の強力執行機關として國內體制の整備強化を極力急ぐであらうことを國民は期待してゐると稱したのである。

(二) 東方會

第三次近衛内閣の成立に對し毅然たる態度を表明したる東方會は徹底的國民運動の展開を望んで、概要次の如き意嚮を明かにした。

第三次近衛内閣に期待せるものは獨ソ開戦によつて相貌を一變したる世界新情勢に對處し迅速果敢なる國策の強行であり、形容詞ならざる眞の戦時内閣としての實行力の發揮である。

四、第三次近衛内閣成立

昭和十五年七月以來内外諸般の施策に努力し來つた近衛内閣は未曾有の國際危局に直面するや、帝國最高の方策は疾くに確立されてゐるもの、時局に對處する國策遂行を一層活潑ならしめ、之に對應する急速なる國內態勢の整備強化を要請せらるゝに至り、茲に内閣の構成にも一大刷新を加へることを必要とするに至つたので、七月十六日總辭職を決定、而も後繼内閣組織の大命は三度近衛公に降下し翌々十八日第三次近衛内閣の成立を見た。

此の政變は近衛公が依然首相の下に、新舊閣僚の顔觸も極めて小規模の變更に止まり、政變と云ふより閣僚更迭の感が深かつた。前内閣に比し異つた特徴は、第一に海外情勢激變期に處して最も重要な外相の椅子が松岡氏より豊田海軍大將に移り、第二に軍部出身閣僚の数が増加し、全體の半数七名の多数に上り、第三に小川鐵相、金光厚相、秋田拓相等舊政黨出身閣僚が總退場したこと等が注目された。併し内閣の性格、政策の方向に根本的の變更のあり得る筈なく、初閣議後の近衛首相の談話にもある如く、今日唯々その皇國不動の國策を急速果斷に實行するのみであつて、外交方針亦然りである。果然八月二十八日近衛首相

東方會の方針は政變の如何に拘らず不動である。我等は眼前明滅する政治現象に囚はれることなく、事變發生以來掲げ來りし主張を飽くまで實踐しなければならぬ。即ち帝國の絕對使命たる大東亞共榮團確保を完遂する爲めに政治的に、經濟的に、軍事的にあらゆる力を最高度に發揮し最も果敢に最少限度の自衛手段を講ずるやう政府を鞭撻し、一面眞に緊迫し來りたる國難突破のため、徹底的に國民運動を展開するのである。

五、日佛共同防衛成立と陸海軍部隊の佛印進駐

佛國は日本と佛印との緊密な關係及び重要性を夙に諒解し、本年に入りても五月我國との間に經濟協定竝に政治的諒解に關する議定書を締結し、日・佛印間の善隣友好關係の樹立及び政治經濟的緊密關係の増進を圖る所があつた。然るに其後の歐洲及東亞に於ける事態の變化は、佛印に重大なる影響を與へ、英米を支柱とする南方對日共同戰線の結成は所謂對日包圍ABCDEF戰線の結成により、佛印に於けるD・G・Pの策謀と呼應し、大東亞共榮團の確立に重大なる障害と危機とを招來せんとし、佛國は固より日本にとつても自衛上看過し難く、茲に日佛兩國は佛印の地位に關し最も緊密且共通の利害關係に立つことを痛感するに

至つた。仍て日佛共同防衛に關し、加藤駐佛大使とヴィン
一佛當局との間に交渉繼續中のところ、七月二十一日兩者
の意見一致し、七月二十六日その旨情報局より發表され、
それに基き兩國政府は議定書を作成し、七月二十九日ウイ
シーに於て調印せられた。

而して此の日佛共同防衛の成立を繞つて、英米はじめ對
日敵性諸國は歩調を揃へて我國を壓迫し來り、その現れは
七月二十五日米大統領令を以てする在米日本及支那資産の
凍結の公布、七月二十六日英國の在英日本資産の凍結の聲
明並に日英・日印・日緬通商航海三條約の廢棄通告をはじめ
加奈陀(二十五日夜)、フィリピン(二十六日)、蘭印(二
十七日)が各々英米に倣つて日本資産の凍結をなすに至つ
た。固より我政府も報復處置として七月二十八日より爲替
管理法に基き、「外國人關係取引取締規則」を制定實施した
のであつた。否更にかゝる壓迫に牽制されず七月二十九日
には帝國陸海軍部隊は堂々佛印に進駐する所があつたので
ある。

即ち日佛兩國間に成立した佛領印度支那共同防衛議定書
第一條「兩國ハ佛領印度支那ノ共同防衛ノ爲軍事上協力ヲ
爲スコトヲ約ス」との條文に基き、皇軍は佛領南部サイ
ゴン附近に堂々上陸、敵性國家の壓迫脅威に對し、自衛力

ての大業が、いかに米ソ等一聯の國々の無用の反撃を試みる
とも、天の命によつて立つ自信に充ちた大使命の遂行の前には
纏て潜伏拜跪することを確信する」と。寧ろ當然の事として論
じてゐる。

(三)東方會

今春來日蘭交渉は暗礁に乗り上げ、決裂の運命に逢着す
るに至つたので、六月十日日本部に緊急幹部會を開催、問題
の重大性に鑑み次の即時南進の決議を行ひ、之を近衛首相
松岡外相、東條陸相、及川海相等に手交して其の決意を促
したのであつた。

決 議

日蘭交渉は遂に決裂の運命に逢着したり、抑々蘭印は夙に米の
支配を甘受し首尾一貫帝國の東亞新秩序建設に反對し來れるも
のにして、本年二月一日蘭印當局は「蘭印政府はいかなる國家
の指導の下にも、東亞に於ける新秩序建設に協力することを拒
否する」と聲明し居れり。即ち蘭印の敵性は其の據つて來ると
ころ英米依存にあり、英米は重慶を以て對日軍事抵抗線となし
蘭印南方國を以て對日經濟封鎖線となし、着々として西南太平
洋の抗日前進陣地を構成し來れることは顯然たる事實なり。此
の情勢の下最早蘭印當局との事務的折衝は徒らに帝國の信威を
天下に失するのみならず、曠日彌久以て敵性の強化を看過する
所になり、仍て政府は

を強化し、戰禍を未然に防止せんとしたのであつた。之に
對し革新團體の動きは次の如きものがあつた。

(一)大日本赤誠會

夙に南進論を呼號してゐた赤誠會の意嚮に曰く「曩に日
獨伊三國同盟成り、今また日ソ中立條約成る、それ何の爲
ぞ、數世紀に亘る人類の吸血兒たりし、大英帝國を打倒し
亞細亞十億の被壓迫民族を救済する爲にあらざりしか、苟
も日支事變の戦局長期を豫想し、且これを肯定しながらも
日本の自給自足を策せざる矛盾も甚しと云ふべし、自給自
足は日滿支及南洋の大東亞共榮圖を確立せずして何に求め
んとするや。宜しく進むべし、南へ、亞細亞の諸民族は翁
然として必ずやわが大轟の下に集るべし、茲に於てか日東
帝國に自ら黎明來るべし」と。時は今南進の秋と絶叫して
ゐた同會にとり正に會心事に外ならなかつたであらう。

(十六年五月五日附機關紙參照)

(二)大日本黨

曰く、「日・佛共同防衛の成立は南進一步を飛躍したのである
が、英米の狂的共同壓迫は相次いで資産凍結其他となつて現れ
た。併し乍ら皇軍の佛領南部上陸の報と共に、われらは無限の
神護を祈ると共に、此の歴史的必然性に根ざす世界新秩序建設
の大業の一環として東亞新秩序建設の大業一民族の運命を賭け

一、速かに芳澤代表を引揚げ、帝國の實力を背景とせる不逞轉
の決意を以て斷乎たる措置に出ずべし

一、蘭印の敵性は英米依存に因由せることを確認し、日米國交
調整などの雜音を一掃すべし

一、南進斷行の民間輿論を禁壓するは蘭印の驕慢を助長せる所
以なることを反省し、積極打開の國論を喚起すべし

右決議す

昭和十六年六月十日

東方會常任幹事會

以て皇軍の佛印進駐を双手を舉げて歓迎する所以を知る
のである。

六、近衛首相の對米メッセイ問題

昨年の泰・佛印國境紛争調停以來、日泰關係の親密の度の
深まるにつれ、英米の泰國抱込み工作は愈々活潑執拗とな
り、泰國を中心とする南方の日・英米關係は漸次異常の緊
迫さを加へ來つた。偶々七月十六日獨ソ開戦によつて海外
情勢の激變中第三次近衛内閣の成立を見、外相の椅子は松
岡氏より豊田海軍大將に移つた。

一方米國の援ソ工作に關聯し、援ソ物資輸送ルートの一
としてウラジオストク・コースを選び、航空機ガソリン積

載の油槽船數隻が八月十六日以後次々に米太平洋岸を發しウラジオ向け航行中と報ぜられ、國民の血を沸かすと共に、我政府亦既に我國としては重大關心を持たざるを得ざる旨、兩國關係に對して申入れを行つた旨報ぜられた。(八月二十八日朝日新聞)かくて日米間に一つの暗雲が去來し始めたのである。

此の問題に對する其の後の動きは新聞にも出ず詳かでないが、此の頃を中心に野村駐米大使と米政府要路者との會見が漸く活潑となつて來た。果然八月二十九日我情報局は駐米大使野村大將が「米國大統領を訪問し、現下の國際情勢に鑑み、日米兩國間に懸案である太平洋問題について、帝國の所信を近衛首相のメッセージとして手交した」旨を公表した。更に情報局吉積第二部長は補足的に「太平洋を繞る日米間のデリケートな情勢に關して、どこに痛があるかを検討してゐるのである」と説明せるのみで、勿論その内容に關しては兩國共嚴重な秘密を守つて何等親ひ知り得なかつた。(十二月八日大東亞戰爭勃發と同時に交渉の經過は逐一公表されたのであつた。)而して我國不動の國策たる大東亞共榮圈確立の決意は嚴として磐石の如く、之に必要な用意は既に全きものがあつた。只我國として東亞及び太平洋の靜謐を冀ひ、可及的に平和的手段を以て終始したき意圖を

殆どその總てを擧げて政府の勇斷を求むると共に、後には日米交渉即時打切、ABC D陣突破の爲斷乎驟つべしと強調する聲が天下に擴まつて行つた情勢であつた。以下その中の代表的のもの一二を擧げて這般の消息を窺つてみよう。

(一)大日本赤誠會

本年一月二十日、機關紙太陽大日本に於て橋本會長は早くも「對米決算の二千六百一年」と題して大要次の如く絶叫してゐる。曰く

舊曆二十九日ルーズヴェルト米大統領は爐邊閑談として日獨伊三國條約を罵倒し、之は歐洲及極東の新秩序は世界人類を奴隷化せんとする「不神聖同盟」に外ならないとし、又本年一月十五日武器貸與を審議すべき下院外交委員會に於けるハル長官の發言と言ひ、正に我が崇高なる帝國の理想に基く詔書の御精神を冒瀆せるものである。之を以てするも尙日米親善を乞ふんとするものありとせば、我が帝國の大精神に反逆せんとする者である。

と斷じ、更に

如何に日本が自發的に共榮圈確立に奮起するを欲せずとするも若し米國が英國側に參戰する場合歐亞せざるべからざるは既に三國條約の明示する所である。——こゝに於て寧ろ吾人は進ん

有するが故に米國との間にも日米交渉を繼續し來つたものに外ならない。しかも日米交渉開始以來二ヶ月を経過するも何等の進捗を示さざるのみか、却つてその痛を深刻化せしめた。即ち米國竝に米國系諸國は相誘ひ相携へて所謂ABC D對日包圍陣形なるものを強化し、暗に我國策推進妨害の擬態を示すに至つたが、猶且我政府は冷靜に世界平和の確保の爲最後の努力を拂はんとして、十一月五日來栖前駐獨大使をして野村大使を援助せしめ、日米交渉の局面打開を圖る爲急遽米國へ派遣するに至つた。

斯くて米首腦部の迷蒙を啓くべく渾身の努力を拂つたに拘らず、その頑迷不遜の態度は遂に我國最後の決斷を促すに至つたことは周知の通りである。これより先八月十四日ルーズヴェルト米大統領とチャーチル英首相が公海上に於ける會談の結果、「ナチス政治の崩壊後に於ける世界平和の目標に關し英米兩國の八項目の共同宣言を發表することに意見の一致を見た」として米當局は八項目より成る英米共同宣言を發表したが、我國としては固より彼等の宣傳に眩惑されることなく一路臨戰態勢の確立に邁進し來つたのである。

要するに本問題は下半年に於て最も古獨新團體の活躍なる活動を促し、或は演說會を開き、或は軍陣を張つて、

で立つべき秋である。何をか躊躇逡巡する所あらん。吾人は唯我が帝國の精神たる八紘一宇の大理想に向つて猛進するより他に何等の信念も手段も良策もない。これを要するに一意對米重大決意を一億一心固むるより外はないのだ。米國何ぞ恐るゝに足らんや、米の艦隊何ぞ恐るゝに足るべき、彼等の術中に陥り右顧左眈してなす所なきときは正に世紀のチャンスを選するものと云ふべし、一億の大結束を要求するは、本年より大なるはない、對米決意の二千六百一年だ!

斯くて、又三國同盟の強化を提唱し、その線に添つて國民の蹶起を要望して曰く、

日米國交調整が若し米國の眞綿で首を締むる方式の一時緩和せらるることに歸着され、日本の大目標たる大東亞共榮圈の建設と日獨伊三國同盟の信義を忘るゝが如きことありとすれば、全く米國の術中に陥つたものといはねばならぬ……我國の進路は日獨伊三國同盟締結の御詔書により明かであつて、八紘一宇の大理想たる萬邦をして各々其所を得せしめ兆民をして其の緒に安んぜしむる第一次目標は大東亞共榮圈の確立である。日獨伊三國の信義の確立である。直前の緊急事は支那事變の解決である。

斷乎所信に向つて邁進すべきである。無爲にして安易を望む事は益々敵性諸國家の包圍圈の壓縮を招來し、民族精神の萎縮退嬰を來し、民族將來の發展性に一大障害を來すと共に、經濟上

の緊迫を來し、米國の軍備擴大に時間の餘裕を與へ將來立つ能はざるに至るであらう。

(一)大日本黨

八月三十日及九月二日の兩日に亘り緊急總務委員會を開催して「日米問題に關する黨の態度方針」に就き協議の結果黨の所信を聲明の形式にて中外に發表した。

聲明、書

今や英國を含めての日米關係は最後の重大關頭に直面してゐる。近衛首相は太平洋問題に關する日米兩國間の危機を平和裡に解決せんと熱心に努力してゐるもの如くである。これ或は當然の措置と云ふべきであらう。

しかし乍ら、米國並にその與國たる英ソ兩國等の最近の動向及びその所業によつて觀察するに徹底的にナチ打倒を呼號し、我國の大東亞經綸を誹謗し、援ソ援蔣は勿論アイスランドの進駐、イラン侵略等悉く日獨伊樞軸國側に対する敵性發動ならざるはない。以て、いづこに日米協調の意圖を認むべきや、いづこに日獨伊三國の崇高なる世界新秩序建設の大業に對する正しき理解ありや。彼等の又は樞軸國陣營に對し營々として日夜に研がれつゝあるではないか。

滿洲事變以來十年、支那事變勃發後四年以上を経過する間に英米がいかなる態度を以て我に臨んだか、その眞意は既に餘りにも明白ではないか。今更何の檢討、何の交渉ぞ。しかも今に

つて第二義的であるが、日本にとつては第一義的である。

日米交渉の本旨はこの日本國家の任務を米國に知らしめるにある。従つて米國が承認するしないに拘らずやるだけのことはやらすにわられないと言ふのが實相である。

七、日獨伊三國同盟締結一周年

昭和十五年九月二十七日日獨伊三國條約の締結以來一年を経過し、この間續々と新たな加盟國を得て、各締約國は東西相呼應して世界新秩序建設を目懸けて努力し來つた。本條約に依つて大東亞に於ける帝國の指導的地位は逐次立證されて行つた。即ち先づ昨年十一月中國國民政府の承認により日滿支三國を根幹とする東亞新秩序建設の第一歩を踏み出し、本年初頭泰・佛印紛争調停に成功し、七月佛印との間に共同防衛協定を締結して南佛印に平和的進駐を敢行する等東亞に於ける帝國の役割を着々として果し來つた。要するに今後如何に國際情勢が變化し、難局に直面するも三國同盟の根本精神は我外交の基調たることに變りなき筈である。而して本條約の意義乃至精神に就きては長くも締結當日演説せられた御詔書並に近衛總理の告諭に明かである。

併九月二十七日の三國同盟締結一周年に際し、朝野の間

しては對米交渉を行はんとせば斷乎とし、我々主張の貫徹するのみ、即ち

- 一、援蔣行爲の即時中止
- 一、南京政府に對し香港、厦門及び各地租界の即時返還
- 一、蘭印のオランダ支配よりの解放、日本指導權の承認
- 一、ビルマ、マレー、フィリッピン、蘭印等極東一帯における英米軍備の全面的即時撤廢

- 一、日本近海を通過する援ソ物資輸送の中止
- 一、その他日本の大東亞共榮國確立に支障を來す一切の工作中止

少くとも以上の條件を提示して、斷乎その貫徹を期すべきである。もしそれ彼にして聞かずんば日本として進むべき途はたゞ一あるのみ。國民の決意は既に牢固たるものがある。我等は政府が烈々たる信念に燃え、神機を逸せざる勇斷に出でんことを切望してやまぬ。

右聲明す

昭和十六年九月二日

大日本黨

要するに大日本黨の意圖は日米交渉の結論が如何にあらうとも、日本の國策は決定的にして東亞の地域に於ける指導的立場、一貫の國家經綸、それを確立することは日本に與へられた歴史の約束である。即ち東亞の問題は米國にと

に種々記念の催しが計畫されたるも、民間に於ける斯かる傾向を抑へんとする機運も一部に見受けられ、大政翼賛會と東京市共同主催の下に形式的式典は帝國ホテルに於て行ふにとどめ、民間團體の自主的な行動は一切許されなかつたものの如くである。即ち大日本興亞同盟では同盟自體日比谷音樂堂に於て大々的記念講演會開催の豫定、乃至東方會の淺草國際劇場をはじめ市内六箇所に於ける當日の一齊大講演會開催の豫定も、當局の意向で之を中止するに至つた。従つて各革新團體の記念の催し其の他は九月二十七日以降に於て執り行はれたものが多かつた。茲には其の若干を掲げよう。

(一)大日本赤誠會

赤誠會の主張は「わが國は既に昨年九月の三國同盟締結により確乎不動の樞軸外交國策を樹立した筈である。この國策を基準として世界新秩序の創建に一路邁進し八紘一宇の大理想實現に向ふべく、世界の新秩序とは單なる現狀破壞ではない。利害一點張りの國際基準をやめて道義を打ち樹てることが新秩序の眞諦である。われは今支那事變の解決に當面してゐるが、日本が英米と妥協することによつて支那事變を打ち切れば支那は依然たる英米依存の支那として残る。日本が毅然たる既定方針に基いて樞軸側に與みすれば、英米蔣の敗退を見るは必定で

ある。高く道義の炬火を掲げて、三國同盟條約を勇敢に忠實に履行せよ」と云ふにあつて、九月七日東京府第一回大會に於ても橋本會長は「飽く迄三國同盟に際し下し給ふた御詔勅を奉持し、包圍陣突破、南方進出、敵性國家英米の斷乎膺懲を強調し、國民の先端に立つて國家千年の興隆の爲に挺身躬行する」の決意を表明してゐる。

又十月一日以降約一週日に亘り東京府聯主催の下に全市十三ヶ所餘に於て日獨伊三國同盟強化大演説會、或は大東亞皇化國建設大演説會を開催し、更に全國各支部に於ても夫々一齊に三國同盟強化運動を捲き起したのであつた。

(二) 大日本黨

九月十六日以降二十七日迄日獨伊三國同盟締結一周年、滿洲事變十周年記念週間として、關東、北陸、中部、關西諸地方に於ける支部、支部聯合會を中心に時局講演會、座談會を一齊に開催し、支那事變の完遂、大東亞共榮圈の建設と不可分關係にある日獨伊三國同盟の強化徹底方を力説高調する所があつた。又十三日總務委員會を開催して國際情勢検討の結果同様に益々日獨伊三國同盟堅持強化の方針を決定したのであつた。

今佐々井總務委員長の言を借りて同黨の意圖を窺ふに、曰く時代は今や歴史上未曾有とも云ふべき劃期的な飛躍をなさんと

してゐる。これが主役は日獨伊三國である。眼前の世界大動亂の渦中にあるものは敵味方ともその歴史の意義と現在並に將來の過程とその必然の歸結とを適確に把握認識することが必要であり、日本又その直面せる現段階につき歴史的發展を必要とする。……今次事變の發展過程はわが世界政策の基本を日獨伊三國同盟を樞軸とする世界新秩序の建設に置き、その現實の目標を支那事變の完遂、大東亞共榮圈建設に定め、世界動亂のまつ只中にその貫徹のため全國力を動員して戦つてゐるのだ。而して日米交渉の如きも樂悲何れとも不明であるが、此際安易な道を執らうとすれば必ず後禍を免れない。現時の日本の直面せる情勢も一度は經過せねばならない民族試練である。云々。

(三) 東方會

九月二十七日後樂園スタヂアムに於て「日獨伊三國同盟締結一周年記念聖旨奉戴樞軸強化國民大會」を開催の豫定であつたが、當局の希望により延期した。然し對米交渉の進捗に伴ふ國民の疑心を一掃し、斷乎聖旨を奉戴して樞軸強化の緊要なることを痛感せる東方會は市内數ヶ所に於て連続大講演會を開催、中野總裁を煩して帝都市民に呼びかけることに決定し、九月二十七日の神宮外苑日本青年館大講堂に於ける東方會東京支部並に東方青年隊東京隊主催の「聖旨奉戴樞軸強化大講演會」の第一聲を皮切りに十月五日迄前後六回に亘る日程を完了したのであつた。

八、東條内閣成立

第三次近衛内閣は内外情勢の緊迫化に對應する臨戰態勢を整備強化、大いに時艱突破の施策をなさんとして「國策遂行の方途に關し遂に閣内意見の一致を見ること能はざるに立到り」たるを以て十月十六日茲に内閣總辭職を決行、後繼内閣組織の大命は十七日東條陸軍中將に降下、翌十八日には東條新内閣の成立を見るに至つた。東條首相は同日「支那事變を完遂し大東亞共榮圈を確立して世界平和に寄與するは帝國不動の國是なり。今や未曾有の重大世局に臨む政府は、外愈々盟邦との交誼を厚くし、内益々國防國家體制を完備し、御稜威の下舉國一體、聖業の達成に邁進せんことを期す」との政府聲明を發表し「時艱突破の途は御稜威の下只鐵石の意志と迅速的確なる實行とに在りと確信する……不肖は此の信念に基き不退轉の意氣を以て率先陣頭に立ち國務を處理し、皇謨を翼賛し奉らんことを固く決意してゐる。……帝國不動の國是が支那事變を完遂し大東亞共榮圈を確立し世界の平和に寄與するに在ることは申す迄もないが、舉國一體強き確信を以て邁進する所必ず之を貫徹し得るものと信する……」との意味の放送をなす所があつた。同時に東條中將は大將に進級し、特旨を以て現

役に列せられた上現役大將にして陸・内兩相を兼攝したのであつた。而して組閣に當り從來の勢力均衡主義を廢し、緊密なる同志的結合を標榜して、或は參議制度を事實上廢止し、或は其後問もなく臨時議會の召集を求めて其の協力を要請したこと等は別項に述べた如くである。

以下東條内閣の出現に對する革新諸團體の態度に就きて概観しよう。純戰時體制を確立した東條内閣に對しては、國一高度國防家はとりも直さず政治的には軍政の一體化より他なし」と長い間提唱を續けて來た革新諸團體は、その出現と共に活潑なる活動を早くも開始し、總てが協力支援の態度を表明し、其の旨聲明或は決議として意思表示をなしてゐることは歴代内閣に見ることの出来なかつたものであるが、併し現下の國際關係に對する認識の如何とか内政革新に對する所見の相異等必ずしも一樣と言へない性格を有する是等革新諸團體が、全部東條内閣支持となるや否やは遽かに決定出来なかつた。只何れにしても現在多くの團體が殆ど與亞同盟の有力なる構成團體にあり、母體たる與亞同盟が他に率先して新内閣支持を表明した以上、大體之と歩調を合せるものと見られた。且國論分裂により内外に及ぼす影響の重大なるに鑑み、均しく新内閣による庶政の刷新、高度國防國家の體制強化に鈔なからざる期待をか

け、輕率なる言動を慎まんとしたことは孰れも同様であつた。斯の如く競つて協力、期待の態度を表明したことは、東條内閣が如何に劃期的政治性を有するかを裏書きするものに外ならない。即ち強力内閣として之に絶大の期待を寄せたことは各團體の聲明が十餘の多數に及び近來にない熱意を示したことに依つても窺ひ知るであらう。

(一) 鶴鳴報社

摺建一甫氏はじめ幹部は十月十九日會合、無批判的支持と云ふ如き便宜主義を排し、内閣の政策を通じその性格の判明を俟つて態度を決せんとしたが好意的なことは勿論である。

(二) 愛國社

岩田愛之助氏主唱の愛國社はその態度、姉妹的關係にある日本主義青年會議と共に速かに判断出來ざるも注目せられた。

(三) 日本主義青年會議

愛國四十餘團體より成る本會議は東條新首相に對し、國民期望の更道刷新の實現を期待した。

(四) 大東塾

影山正治氏を盟主とする本塾は、國難打開の爲新内閣は從來の内閣に見ざる熱情を傾け、内外維新の達成を希望した。

(五) 皇民實踐協議會

依つて舉黨一致全的強力に是を支援し是に盡力し、以て輻輳外交を基調とする聖戰目的の完遂と大東亞共榮團の確立を顯現せん事を期す。右聲明す。
而して十一月一日より南進國論を喚起して東條内閣の勇斷を促す爲、東京、神奈川、大阪、埼玉、長野、山梨の二府四縣十六箇所に遊説を行ふことを決定した。

(十) 東方會

十月十九日中野總裁杉浦幹事長以下幹部出席し、支援協力を惜しまざることを決して次の聲明書を發表、之を東條首相に手交した。

聲明

一、我等は東條新内閣が前内閣の不統一を清算して、その純一無難なる眞姿を顯現せる經過に鑑み、大詔を奉じて確立せる不動の國策を完遂する爲、その聲明せるが如く迅速、的確なる行動に出でんことを期望す。
二、東條總理大臣が現役大將として陸相、内相を兼攝せることは戰時内閣體制の最高度化を意味する。我等は新内閣が明朗調達なる行動により、陛下の赤子と、陛下の將兵とをして勇躍して眞に一億一心の積極性を發揚せしめんことを要望す。
昭和十六年十月十九日

(十一) 大日本黨

東方會

新内閣が強力なる國論昂揚の爲に實質會の大改組をなすことを要望したと傳へられた。

(六) 建國會

赤尾敏氏は幹部會を召集、強力支持を聲明したが十一月一日緊急幹部會を開催、A B C D 敵性國家打倒の爲内閣激勵の決議をなし、十一月四日政府激勵に關する決議を東條首相に手交した。

(七) 維新社、皇民俱樂部、皇民團、護國黨等

何れも新内閣に全幅の期待をかけ、之を支持する態度を執つた。

(八) 大日本與亞同盟

新内閣の成立に當り國策遂行の決意を闡明すべく「日本國民に告ぐ(前掲)」と題する聲明書を發表し、大東亞共榮團確立の大使命遂行の爲、新内閣を支持し以て國家總力の動員に協力すべく同盟今後の運営方針を明確ならしめた。

(九) 國粹大衆黨

眞先に双手を舉げて強力に支持することを表明した。

聲明

立黨以來十一年、此間十數代の内閣を送迎すると雖も傾には非々の態度を堅持したる所以は、眞に吾等の要望する内閣の出現を見る能はざりし結果也。然るに第三次近衛内閣の瓦解は端なくも竝に東條内閣の誕生に會ふ。此内閣こそ、かねて吾等の衷心希求したるものにして、始めて吾等は最大の滿悅を覺ゆ。

十月十七日緊急總務委員會を開催して後繼内閣に對する方針を決定して聲明書を發表したが、十月二十一日には更に「東條新内閣に對する黨の態度一につき協議、滿場一致絶對支持の態度を決定して次の聲明書を發表した。

聲明書

今次の政變に際し十七日我黨は聲明書を發表して後繼内閣は強力維新内閣たるべきを強調し、併せてその性格について「責任を遂行する者が敢然矢面に立ち、最後までその責任を果し盡すことが絶對必要である」ことを言明した。惟ふに滿洲事變以來過ぐる十年間に於ける推進中樞勢力は端的にいへば軍部にある。故に軍部が責任の矢面に立つことが當然であるといはねばならぬ。

今次の政變は政府聲明の如く、閣内意見の不一致による。而して東條陸相に大命降下し新内閣の成立を見るに至つた。これぞ正に責任の矢面に立つものであり、こゝに今次政變の特殊性と其の絶大なる歴史的意義を認めねばならぬ。
時局は今や空前の國際的危局に立ち、大東亞經綸の神速果敢なる實行を必要とするに至つた。この實行上の責任を負ふて立つたものが東條新内閣である。故に我黨は東條新内閣の出現を以て維新日本の現段階に於ける歴史的必然の所産と認め、滿腔の熱意を以て全力的に支持するものである。同時に我黨の對政府態度は眞の知己であり、盟友であるといふ信義的態度であ

る。故に苦諫を呈すべきときは、無遠慮に苦諫し、激勸を要するときは、強力に鞭撻を辭しない決意である。これが眞の親切であり、眞實味である。

茲に端的に東條新内閣に對するわが黨の態度を聲明する。
昭和十六年十月二十一日

大日本黨

(十二)大日本赤誠會

端的に言へば是非々の態度を有し、政戦兩翼の一元化による既定國策の強化を新内閣に望み、これが具現には積極的協力を惜しまぬものゝ如く、且又同會の主要策たる南進主張は一層強く要望するものと思はれた。政府に對する要望は次の如くであつた。

政府に望む

政府は南方大東亞皇化圈確立に一路邁進し、以て十萬英靈に報い民族千年の歴史創建の經綸を斷行するの實を國民に示さんことを切望す。

(十三)大日本生産黨

十月十八日黨代表が組閣本部を訪問、責任政治の確立、強力政治を以て國民の輿論に應へよとなし、内政問題に對する改革をも進言すると共に、幹部會の決議に基く次の聲明書を發表した。

聲明

(前略) 今回不鮮明なる政變によつて長くも大命は東條英機閣下に降下した。我等は現下時局の重大性を思ふが故に東條新内閣の前路誤りなからんことを衷心希望するものであるが、常に嚴正なる維新の大道に立脚し斷じて阿附追従をなさざるものである。我等は終始歴代内閣の施政に對し、その大權事項に關せざる限り諒乎として國體的批判を敢行し來たつたのであるが、現内閣に對してもまさに同斷である。

惟ふに身現役陸軍大將として首相・陸相・内相を兼任するは東條内閣の特性にして國民の注目期待も一に茲に存するのである。若しその東條内閣にしてこの一點に決死一番せず、歴代内閣と違ふところなき無責任極まる失政を繰返へすことあらんか國民の失意と不安は倍加し、遂にその向ふ所軍民離反の重大事態に立ち至るであらう。

我等は茲に東條内閣の必ず實行すべき諸事項を列記し、其大なる注目をなさんとするものである。

一、八紘一宇の皇謨顯現のため今次聖戰を阻害しつゝある第三國(英米ソ等)に對して徹底攘夷の強硬外交と最後の決意を堅持すること

一、軍・政絶対一如、責任政治確立の上に速やかに政局を安定し權力政治を排して國民の不安を一掃すること

一、強大なる政治力を以て閣内を統一し、國民に先達し國體明徴、聖戰貫徹に直往すること

今や皇國興亡の關頭に際會する。東條内閣の大いなる英斷と決意を切望して止まない次第である。

昭和十六年十月二十九日

大日本生産黨

借最後に、東條内閣成立以來大東亞戰爭勃發迄の右翼各派の動向に就き一言すれば、かの近衛内閣時代世人をして何となく一種の潛勢力を有するものと感ぜしめてゐた所謂「右翼急進國家主義陣營」が東條内閣の出現と共に俄然影を没したかの感を與へ、その原因の那邊にあるかと考へられた様である。蓋し近衛政治は政界、軍部、財界、言論界等接觸面が廣汎であり、右翼の實力者も近衛公を通じてその所懐の實現を期せんとした向もあつた様であるが、東條内閣成立と共に是等右翼陣其の後の動靜は、一時寂として聲なく、只管時局の推移を凝視するかに見えたことは事實であつて、之は「東條政治は所謂カミソリ政治であり、萬事が電撃的に敏速果斷、殆ど端倪を許さざるが如き様相を呈しつゝあるもので、勢ひその勇猛果敢さに打たれたものか、或はまた東條首相の秋霜烈日の如き時艱突破ぶりを以て間然するところなしとなしつゝあるのか、或はまた東條政治が年來の右翼陣の抱負經綸を實行して呉れるであらうことを豫想して絶大の信頼を寄せつゝあるに依るか？」と種々

推測せられたのであつた。

九、大東亞戰爭の開始

十二月八日米英兩國に對する宣戰の大詔發せられ、こゝに情勢は俄然一變するに至つた。歐洲戰の影響の東亞に波及することを極力防止せんとし、忍び難きを忍び、耐へ難きを耐へ、外交々涉に依つて凡ゆる努力を重ね來つた帝國が一度驟然として自らの權威と自存の擁護の爲に起つや、積年練武の我が陸海軍の將兵は忽ちにして米太平洋艦隊の覆滅、英東洋艦隊の主力撃滅等世界各國に大衝動を與へるの驚異すべき大戦果を擧げ、國民亦殉國の熱意に沸き立つたのであつた。洵に革新諸國體に於ても正に、我意を得たり、多年の忍苦は酬いられたり、として、歡呼して之を迎へたのであつた。

固よりそこには曩に述べたる如く、所謂思想に關する結社―思想團體は第七十八臨時議會を通過せる言論・出版・集會・結社等臨時取締法によつて、その集會結社は所謂嚴重なる許可を要することゝなつたが、その範圍内に於て各種團體の動きが如何なる形で行はれたか、若干の例を拾つて見よう。猶各團體は對外問題は戰爭開始により一應その主張の實現を見たので、今後は如何に國內問題就中國民思想や

諸政治、經濟機構乃至その改革に眼を向け行くか、又如何にその活動方針を轉換するか等蓋し注目すべきものがあるであらう。

(一)大日本與亞同盟

大政翼賛會本部に於て詔書奉戴役員大會を開催、誓詞の決定をなす所があつた。

(二)大日本生産黨

東亞の平和擾亂の根源たる敵性米英撃滅を十年來絶叫して來た生産黨は九日本部に開催の緊急幹部會の決定により十日午前十時を期し全國黨員一齊に昭和天皇攘夷の大所願を奉行する所あつたが、黨本部でも十日早朝を期し明治神宮に參拜熱誠を捧げ祭文を奏上した。又十八日には大阪中之島中央公會堂で米英撃滅國民大會を開催し、左の宣言(略)決議をなす所があつた。

決議

- 一、我等は皇勅を奉じ誓願一死以て米英打倒の完遂を期す
 - 一、我等は軍國粉砕、共產主義國監視の手を緩めず、直往一略以て大東亞維新の實現を期す
 - 一、我等は積年の禍根を一掃し發力一致以て外戰完遂の根柢たる皇國維新の完成を期す
- 而して統後皇民の大詔に奉答する途を闡明して曰く
我等は皇勅の擾亂者に對し討滅の勅を振起すべきである。又政治的幕府勢力の掃蕩も亦統後の使命の一つである。更に經濟的

利己主義者の撃滅も統後使命の重大な役割である、又自棄的軍業主義者も新罪にすべきである。かくて如何なる運歴、時勢、反擊に連ふとも斷じて之等の討滅を敢行しなければならぬ。ここに統後に於ける大詔奉答の道は存する。と。

(三)大日本黨

八日緊急總務委員會を開催して「對米英宣戰の大詔を奉じ大日本黨所信」を聲明し、又陸海軍へは「感謝激勵の決議」をなす所があつた。大戦下に於ける大日本黨同志の實踐要綱を示して曰く

- 第一 我黨同志は天皇陛下の大號令を奉戴し、聖戰必勝の信念を堅持し、剛毅にして沈着、勇猛果敢にして堅忍持久、以て敵國降伏を期する事
- 第二 我黨同志は家庭も亦戦場なりの生活を實踐し、如何なる困苦缺乏をも敢然突破克服して國民の模範となり、これを以て隣組の先頭に立ち國土防衛に挺身する事
- 第三 我黨同志は政府當局を絶對的に信賴支持し、以て一切の流言アマの粉砕絶滅を期する事

(四)東方會

十三日比谷松本樓に東亞民族懇談會を開催し、大東亞諸民族の團結と躍起を要請する所あつたが、十七日には國技館に於て第七回臨時全國大會を開催、全國五千餘名の黨員代表出席し、戦時下の革新運動方針を協議し、引續き午

後一時より同會主催の「米英討滅總躍起國民大會」を開催する所があつた。中野總裁は「國民は如何にして戦ふべきか」と題して獅子吼し國民の總躍起を要望したのである。而して東方會今後の任務は學國決戰體制確立の爲、全國民の士氣の昂揚と大東亞建設の爲より高度なる指導的政治運動にありとし、決戰體制確立の基本條件として、機構や形式によらず目的と性格の確立、精神力の結集と國民士氣の昂揚こそ肝要なりとして次の項目を掲げてゐる。

- (一) 軍部を安んじて戦争に専念し得る體制にしなければならぬ
- (二) 經濟産業の機能活動は一切擧げて戦争目的に集中されねばならぬ
- (三) 戦時國民生活の純化
- (四) 官儀をして行政事務に専念せしめよ
- (五) 國民士氣の昂揚

十、其他——塾運動の全國的展開

最後に訓練指導機關としての塾の活用狀況に就き一言しよう。

近來の革新團體の中にはその活動に資する爲調査研究機關を備へるもの多く、團體活動のブレインとして豫ねて各

般の資料を蒐集し政策立案の基礎となしてゐるが、之と共に加盟團體員、就中後進青年の指導育成訓練の爲に訓練所の建設或は塾の經營を試みるものもあるが、中には塾を自身の存立目標を明かにして、是等團體とは別個に存在せるものも亦少くない。

而して各塾共何等かの運動をなし、中には其の活動業績の見るべきものも存する。今一例を東方會の創設せる振東塾にとるも、「振東塾教育の目的は皇道の道に則りて、常住坐臥、起居寢食、諸々の講義、身體の錬成等すべて夫々の特色を發揮せしめつゝ融然とした一體となして皇國の道に歸一せしめる教育であり、道それ自體實踐に於て實現し實踐に於て把握せしめる行を以て主旨とし、現代の學校教育に於て滿されざるものを兼ね具へたもの」であると稱せらるは蓋し一般の塾教育の目指す所であらう。尙具體的に言へば是等の塾運動の精神からみて國策に協力し、大政翼賛の眞諦に徹して現下未曾有の國難の先に立ち革新に挺身せしむべく、全き指導が要望せられるのである。若しも塾生の徒らに悲憤慷慨又は大言壯語を事とする傾向や、極端に過激なる行動に出ることを愛國的行動と認識する如きことなき様警戒すべきは言ふを俟たない。時局の進展と共に閉鎖乃至解消したものも存するが、以下若干の塾を掲げて其

の一端を偲ぶこととする。

大東塾
所在地 東京市渋谷區代々木西原町九五九
影山正治氏主宰するものにして、九月には伊豆伊東に於て講習會を開催した。塾長影山氏の提唱で勸皇村設立の大願を起し、一族一郷の勸皇運動を軸中心に行はんとする旨が傳へられた。

一心塾
所在地 京都市左京區田中大塚町
中川裕氏が洛北青年同盟を母體として開き、京都を中心に和歌山、兵庫、奈良等近畿諸縣に抜く可らざる組織網を扶植しつつある。七月には中川氏は渡滿して在滿諸同志と種々打合せの所があつた。

八絃塾
所在地 東京市渋谷區櫻田の大日本赤誠會本部
赤誠會にありては本部は全國會員の仰ぐ革新運動の聖地たらねばならぬとなし、本部即練成の道場たらしめ、十月四日開塾式を挙行した。塾長として事務總長たる安達十六少將を任命した。

振東塾
所在地 東京市世田谷區成城町十一番地
振東社時代に創設されたもので、「克己奉公の志を峻烈にし、身を殺して仁を成す文化兵士を練成す」るを以て目的とする塾

愛郷塾(塾頭橋幸三郎) 紫山塾(本間憲一郎)
至軒塾(穂積五一) 固心塾(高橋振作)
江志塾(住原正爲) すめら塾(末次信正)
江東塾(篠塚彌作) 靖正塾(森 豊二)
大有義塾(滿井佐吉) 常盤塾(古内榮司)
明倫塾(伴 洵) 大義塾(瀧多五十郎)
皇道實踐道場(坪井克丞)

備て、大陸勇衆の健實を育成しつつある。

其他主要のものを列記すれば
二月廣島に於ける永田青年隊長遭難事件突發して全國同志の憤激の血を沸かせ、續いて三月七日大政翼賛會常任總務たりし總裁中野正剛氏が常任總務を辭任して、同志と共に政治結社東方會再建の旗を擁して起つた。其の時の聲明は次の如くである。而して振東社は解體して振東社青年隊はそのまゝ「東方會青年隊」と改稱した。

第四節 主要團體各個の動勢

一、東方會

世界動亂の中に在つて將に興廢の岐路に立つ祖國日本に於ける唯一の革新政黨と誇る東方會本年の歴史は正に抗争又抗争の連続で、所謂反樞軸敵性國と是に媚態を呈する徒輩を排撃し、國論指導の全國民運動を推進し來つた。

で、振東社が解體して政事結社東方會となつても振東塾は依然文化團體として入塾出来るのである。

塾頭は東方會總裁中野正剛氏、講習生と接觸を計ることによつて、現代學校教育の企て及ばざる眞の魂の教育、人格の錬成、知識の向上に寄與せんとするものである。

赤誠塾

大日本青年黨が思想團體赤誠會として發足して以來、各地の會員の眞剣なる活動が確固たる據點の上に、より深く結合を求めて訓練所或は塾の設立が具體化し、土地の神社、祭田、村有地等を活用して塾の建設の進められてゐる例が相當の數に上ると言はれる。赤誠會はその組織力に依つて一郡一塾の建設を實行し得る唯一の革新勢力として黙々その計畫を實行に移しつつある。

ひもろぎ塾

所在地 千葉縣市川市郊外
井上日昭民主宰、田中邦雄氏塾長として各地有志の錬成を目的とするもので九月には講習會を開催した。

東亞塾

所在地 千葉縣夷隅郡
愛國青年同盟の野口幹氏が後進青年育成には從來の唯單なる政治教育の範圍内の努力を以てしては目的の半も達せずとなし、昭和十六年八月中旬郷里の後進青年を集め全人格的指導の途を

二、純正日本精神を高揚し大東亞を振起して正義を世界に宣布す。
三、萬民奉仕經濟體制を整備し全國民に對して勤勞と犧牲とを要求し名譽と生活とを約束す

大政翼賛會の高度政治性を後退せしめて、専ら官憲民進の政府補助機關となすに決したることは、議會における國務大臣の言説によりて明白となつた。抑々大政翼賛會の創立計劃は近衛公在野當時の腹案を骨子とし、積極的國難打開の一途に猛進すべく、同志團體の結成を目標として出發したものである。然るに中途にして組閣の天命を拜したる近衛公は、首相として現有勢力の均衡の上に立たざるべからざる境遇となり、最も謹慎なる心事の下に所謂軍官民一致の大政翼賛會を統率するに至つた

大政翼賛會の高度政治性を後退せしめて、専ら官憲民進の政府補助機關となすに決したることは、議會における國務大臣の言説によりて明白となつた。抑々大政翼賛會の創立計劃は近衛公在野當時の腹案を骨子とし、積極的國難打開の一途に猛進すべく、同志團體の結成を目標として出發したものである。然るに中途にして組閣の天命を拜したる近衛公は、首相として現有勢力の均衡の上に立たざるべからざる境遇となり、最も謹慎なる心事の下に所謂軍官民一致の大政翼賛會を統率するに至つた

大政翼賛會の高度政治性を後退せしめて、専ら官憲民進の政府補助機關となすに決したることは、議會における國務大臣の言説によりて明白となつた。抑々大政翼賛會の創立計劃は近衛公在野當時の腹案を骨子とし、積極的國難打開の一途に猛進すべく、同志團體の結成を目標として出發したものである。然るに中途にして組閣の天命を拜したる近衛公は、首相として現有勢力の均衡の上に立たざるべからざる境遇となり、最も謹慎なる心事の下に所謂軍官民一致の大政翼賛會を統率するに至つた

のである、その結果大政翼賛會は國體と傾向とを具にせる構成員の間、最大公約數を以て一致的主要を見出さざるを得ず、必然の結果公式的便宜主義に墮して政治的威力を喪失し、遂に議會勢力の一部を前衛とせる現状維持派の進攻勢に乗ぜらるに至つたのである。

今や既成政黨は解消せるも、各々その殘存に割據して舊態を改めず、而も合法的政治運動が影を潜めたる結果、政界財界の上層より市井の無類に亘りて、複雑怪奇なる策謀を試みる者所在に跳躍し、往々にして、大詔の演說を仰ぎて決定せる不拔の大國策に忤反するの甚しきあるに至らんとして居る、想ふに今後内外の情勢が益々切迫する際、萬難を排除して皇國の大使命を全うせんと欲せば、僅光の殉國的情熱を沸騰せしめて、如何なる激變に處するも、國民的信念に微動だも生ぜしめざる準備がなければならぬ、内閣は大政翼賛會に依りて上意を下達すべきも、日本國民は欽定憲法により實踐の別なく國策の推進に寄與するの機會を與へられて居る、政府は法令を周密にし、刑罰を峻嚴にし、以て大に統帥國民を結束せしめんと努力して居るが、盛んに全國民の士氣を鼓舞して積極的戦力にまで高揚せしめんと欲せば、草莽の赤誠を汲みあげて高度なる政治指導力に凝結せしむべき一大國民運動がなければならぬ、大政翼賛會は新しい性格を決定して、非常時に奉公するの職責を有するであらうが、自分は行政に先行すべき政治指導力の育成に關し、別個の立場にありて君國に奉公するの責任を痛感するものである。

東方會は遂にその全政治性を排けて大政翼賛會に投合したが大政翼賛會が過渡的段階の役割を果たして第二期活動に入らんとするに際し自分は大政翼賛會を離脱し、東方會の傳統的性質を復原し同志と共に政治結社たる東方會の旗を擁して合法的に再出發せんとするものである。近衛首相及び有馬事務局長には既に了解済みである、今日辭任届を提出し又政治結社の歸出を完了することとした。

續いて五月一日切迫した時局に唯一の政黨として活動すべく再建東方會第一回全國大會を國技館に於て開催、東方會宣言、綱領(前掲)及び運動要綱を發表する所あり、夜は同所に於て難局突破國民大會を開き、國民の體當りによる南方進出の南進決議を決定し、未曾有の盛況を極めた。更に八月末以降所謂近衛首相の對米マツター問題が次第に喧傳せらるゝや政府に對し其の英米との交渉内容の發表を迫る所あつたが、九月十三日日比谷公會堂に於て「ルーズヴェルト・チャーチルに告ぐ、日本國民に告ぐ」と題する大演説會には數千の聴衆殺到して、國民の關心が如何に寄せられてゐるかを示すと共に、中野氏の南進論と對外強硬外交論は各方面に異常の反響を與へ、同志周囲の東方會革新的青年の意氣は恰も明治維新當時の志士の氣魄をさへ思はせるものありと稱された。續いて十一月に入り日米間の風

雲々々急を告げ来るや、十二月二日再び日比谷公會堂にて「危機坐視するを許さず」と題する一大獅子吼を試みた。

而して特筆すべきは東方會の前衛的實踐部隊として「原則として東方會々員中二十歳以上三十五歳以下の挺身的實踐力ある者を以て組織」し、その目標とする所は「大政翼賛運動の發足により、翼賛會の組織に加はらざるも、政治的に刺戟されたる無名の革新的先覺分子を獲得」することに存する東方青年隊の事である。これは其の前身である振青東年隊として發足したのであつて、昭和十五年十月二十二日から滿一年二ヶ月を経過し、此の間毎月二十二支隊、支隊準隊員數一萬四千弱と云ふ加速度的飛躍發展を示し十一月三十日現在に於て總計二百八十五の郡、市、區に亘り一五支隊、一四八支隊準備會、二五獨立分隊を確立、一遺三府四十三縣の重要中心地帯を悉く席卷し、隊員總數十八萬と號するに至つた。

要之、親英米的現状維持勢力の進攻勢の下に本年度は敢闘に終始し、然も尙よく組織は加速度的に確立されたのであつた。

本部役員

總裁 中野 正剛
總務 田中善達 杉浦 武雄 宮崎 龍介 大石 大

顧問 頭山 滿 三宅雄次郎 徳富猪一郎 安達夢藏
駒井健三 杉森孝次郎 關根 郡平

二、大日本赤誠會

年頭新春の抱負として橋本會長は「新體制建設の大業は純烈なる皇國青年の赤誠を以て護られ、確立せられねばならぬ。世界を新舊の分野に分つた日獨伊三國同盟は皇國青年と獨伊の青年との血盟を以て其の實を結ばしめねばならぬ。世紀は明ける……革新の大濤は今や決定的である。我々は斷じて覺悟を定めねばならぬ。云々」と決意を披瀝したが、政治團體より思想文化團體へと移行して其の組織的進出は更に強化さるべく期待された。斯くて一月早々一本年度第一期赤誠會倍加運動」を全国的に展開し、二月所謂訓練重點主義を樹て、全国各地を巡回指導し、會員の自己鍛鍊、質的向上、眞の血盟組織の達成を目指した。而して改編後の組織成果は本年五月に支部五十一を算するに至つた。五月には又本部機構に大改革を加へる所があつた。

本年度赤誠會第五回大會は會勢の擴大と會員の大膨脹を顧慮して各地方別に「地方大會」を開催することとなり、地元の都合で春季に催すべきを延期して秋季に東西中の三區に分ち、黨勢の擴張に國內輿論の喚起に努めた。即ち中部大會(於京都府)十一月二日、西部大會(於小倉府)十一月

九日、東都大會（東京市）十二月四日の順で開催し、大會の翌日は各支部長會議を開く所があつた。此の間九月七日には第一回東京府聯合會を日比谷公會堂に開催し、橋本會長より南方強硬論即時断行の講演があつた。十月に入るや一日より六日迄東京市内十三ヶ所を始め全國各支部で三國同盟強化演説會を開催し、或は時局の打開は結局人物の養成にありとして一週間赤誠大學講座を開催する所があつた。

元來赤誠會の強味は獨自の指導精神と政策と組織と実行力の綜合にありと言はれてゐるが、今その組織擴充の方法として掲げてゐる所を参考として採擷して見よう。

組織擴充の方法

戦時國民組織は渾然たる生命體であり、同志組織であり、そのものが中核的性質を持ち、此の中核的同志組織は實踐と訓練の行動を通じて強固になり、次第に波紋が擴がるやうに未組織國民を組織化して行き、結果は一億一體に迄進展すべきである。先づ同志中核に又その中核の中核が出來、之を筋金として推進力として同志の結合が固くなり、又國民に向つての吸引力が出て來るのである。現て赤誠會は今まで會員の獲得を主としてゐたのに對して、今度はこの會員を訓練する。大事を擔當するに足る志士の練成を主とすることになり、重點をかへた―即ち訓練重

- 四、戰場ヲ通ジ、高度國防國家體制ノ組織構成ニ貢獻ス
- 五、國防諸般ノ專業ニ挺身努力ス

會員守則

- 一、會員ハ綱領ノ實現ニ挺身シ他ヲ同化セシムベシ
- 二、會員ハ忠節、禮儀、武勇、信義、質素ヲ旨トシ國民ノ儀表タルベシ

主要役員

- 會長 橋本欣五郎
- 事務部長 安達 十六
- 審議員議長 小川 喜一
- 其他 雨谷菊夫、糸川欽也、黒沼利治、今牧嘉雄、小林五郎、來問哉、等

三、大日本黨

昭和十五年七月七日支那事變勃發三周年記念日に赤坂三會堂に於て舊日本革新黨の改黨後の同志により「維新中核黨」の結成を目指して大日本黨の結成式を擧げて以來、組織の擴大強化と黨員の政治意識の昂揚に寧日なき活動を展開して來た。本年度の活動状況果して如何。

先づ一月早々第一回中央委員會を開いて、内外情勢を検討して運動方針を決定し、長文の宣言を發した。二月時局の急迫に應じ活動力強化の爲「地方組織改組の指令」を出して府縣支部聯合會、市町村支部設置を決定した。三月よ

點主義を採用することとした。

會組織の擴大の場合、啓蒙宣傳が表面に出るが、之と共に現下の時局に於て國民として爲さねばならぬ各種の行動の先驅となり挺身之に當る。例へば防空の事、思想統一のこと、生産擴充のこと、食糧問題解決のこと、青少年の指導のこと、等を率先實行して行く。この様に實踐を通じて赤誠會の指導力が國民の中に滲透するのが組織擴大の具體的方法である。

要するに會員は明治維新の際の志士に倣ひて挺身會の爲活動を續けてゐる。而して赤誠會は政治團體でなく、思想團體なりと稱し「八紘一字、天皇歸一、物心一如」を以て其の根本目標となし、その同志的結合も例へば松岡前外相が日比谷公會堂に於ける演説であれ丈の國民の支持を受けながら退かざるを得なかつたのはその下に鞏固なる挺身隊たる同志組織を有しなかつた爲となし、赤誠會は橋本統領を指導者と仰いで其の下に鐵石の組織を結成せんとするもので、下から同志組織の推進力となるべきものの必要を強調し、全國八萬の同志は萬一の場合八十萬人力を發揮せんと稱してゐる。

綱領

- 一、純忠赤誠ノ志操ヲ練成シ、實踐ノ實ヲ擧グ
- 二、積極的意義ニ於ケル大日本民族ノ活力ヲ練磨昂揚ス
- 三、民族文化ノ創造普及ニ努力ス

りは南方經綸の積極的遂行と純正維新断行を叫んで淀橋公會堂に於ける演説會をトップに帝都各地の外、神奈川、兵庫、大阪、岐阜、栃木と毎日の如く講演會、座談會を開催し、爲に入黨者の増加を見るに至つた。

而して獨ソ開戦を契機とする世界情勢の本質的重大變化の實相とその見透しを徹底的に検討究明し、併せて現段階に於ける黨の運動を新らしく審議決定する爲八月十日第二回中央委員會を開催し、更に日米關係が重大危局に直面するや、黨本部では八月三十日、九月二日の兩日に亘り緊急總務委員會を開催、日米問題に對する黨の方針を決定して聲明書（前掲）を發表する所があつた。九月に入るや十六日より二十六日迄「日獨伊三國同盟締結一周年、滿洲事變十周年記念週間」として、關東、北陸、中部、關西諸地方一齊に時局講演會、座談會を開催し、本部の最高幹部を動員して滿洲事變の歴史的意義の再確認、日獨伊三國同盟の強化徹底方を力説高調して廻つたのである。十月東條内閣の出現には絶對支持の聲明書を發表。又十一月二十三日赤坂三會堂に「全國支部代表者會議」を開催。三百四名出席し輝く戦果の検討と現段階に於ける維新中核黨として進むべき新運動方針を決定し、對日包圍断乎突破の強硬決意を表明して宣言を發表。尙黨則を改正して總務委員長制を廢し

て主筆制を定め、主筆に佐々井一見氏を推戴する所があつた。

其の過去一年有半を回顧するの語に曰く、「(前略)今や内外の急迫せる情勢は一日も速かなる純正維新の徹底的断行が要望される時、所謂觀念右翼と稱せらるゝもの大部分は、時代の反動物と化し去らんとしつつあり、また所謂組織右翼と稱せられる方面も、そのヒットラーの亞流的運動は漸く行詰りに陥らんとしつつあり、かくしてわが大日本黨の將來は、今や各方面より深甚なる注目を受けてゐるのであつて、今次の代表者會議を契機とする全国同志の今後に於ける責任と使命は實に重大なるものがあるのである。云々」(機關紙、維新大日本第百四十三號)

役員

- 主筆 佐々井一見
- 總務 石渡 山達 神田 政彦 古賀 斌
- 中央幹事 杉田 誠吾 森 榮一 半谷 玉三
- 小林 古壽 外四十四名
- 中央委員 岡村康次郎 外百四十四名
- 四、大日本生産黨

昭和六年六月二十八日大阪に於て結黨大會を舉行、翌年十一月三日東京赤坂三會堂に於て第一回黨大會を開催し、

も窺ひ得るのである。

決議

- 一、我等はを×××をして××せしめ、皇道經濟の確立を期す
- 一、我等は政黨主義、偽裝轉向派、時局便乗派等一切聖職阻害の内敵を撃滅して維新的國防國家體制の完璧を期す
- 一、我等は將 政權の徹底的討滅を圖り、これを支援する一切の敵性諸國を撃滅して聖職目的の貫徹を期す
- 一、我等は反國體的宗教、教育、思想、言論機關等を消滅して文化維新の達成を期す
- 一、我等は依存外交を放棄して南方據點の實力的確保を期す
- 一、我等は中小商工業者の維持育成を圖り、農山漁村の唯物的經營を一新して戦時國民生活不安の一掃を期す

更に翌三日引續き同所に全國青年隊士大會を開催した。因に同青年隊は總裁統裁の下に、總司令(東西兩部の司令局あり)の下に東西兩部の部長、參謀、本部附幹部と云ふ如く整然と秩序立ち、その下に全國の青年地方部隊を二十六部隊に分ち、濟々たる多士を以て青年幹部陣容を固め果敢なる維新挺身隊の役を果さんとしつゝある。現に七月には緊迫せる内外情勢に對處して青年隊を中核としてみそぎと祈りの行により専ら黨員各自の錬成と組織の擴大強化

兩來果敢なる維新結社として健闘苦闘を續け來つた大日本生産黨は本年度は恰も立憲十周年に當る喜びと共に、昨年秋季第二代總裁に吉田益三氏を推戴し、飽迄同志の結束により昭和維新翼賛の大使命達成に邁進せんとし、先づ三月二日全國より代議員約五百名を集める緊急全國大會に於て、主義として大日本主義を以て天業を翼賛することを唱道せる生産黨の政綱、政策、黨則等を改正して新役員を決定し、右翼解消の餘波を尻目に「非解消再スタートの態度」を明確にした。

大日本生産黨

主義 大日本主義ヲ以テ天業ヲ翼賛ス

政綱

- 一、國體ノ本義タル生産(むすび)ノ原理ニ立脚シ神國日本ノ顯現ヲ期ス
- 一、欽定憲法ニ遵ヒ一君萬民ノ善政ヲ徹底セシメ責任政治ノ確立ヲ期ス
- 一、皇道經濟ヲ確立シ世界人類ノ福進ヲ期ス
- 一、一切ノ反國體思想ヲ根絶シ皇道文化ノ高揚ヲ期ス
- 一、世界皇化ノ實現ヲ期シ無敵國防ノ確立ヲ圖リ強力外交ノ完遂ヲ期ス

本大會に現れた同黨の動向は具體的にはその二十五項目に互る政策を羅列する迄もなく、その大會決議を摘記して

に力を注ぎ、全国的に地方青年の錬成會を催し、非常なる効果を收めたが、九月下旬に一段落したので、それを機會に地方的擴大協議會を開催してその意義の徹底を計る爲、十月十一日を期し東京赤坂三會堂に關東地方の擴大協議會、十月二十六日には大阪に關西地區擴大協議會を開催した。

而して十月東條内閣の成立するや、責任政治の確立、強力政治を以て國民の輿望に應へよ等の進言をなしたが、十月二十九日幹部會の決議に基く聲明書を發表したことは既述の通りである。又十二月一日には「攘夷聲明」を發表してその對外強硬態度を闡明する所があつた。

本部役員

黨祖 内田 良平	
總裁 吉田 益三	
總務 德田宗一郎	影山正治 山本 千一 白井 爲雄
小部 英男	佐橋尙政 柴山 滿 手島 剛毅
船生 利重	狩野 巖 關根喜四郎 河上 利治
千葉友次郎	永富以徳 太田 岩穂 小池銀次郎
住田 徳市	
顧問 頭山 滿	小林順一郎

五、國粹大眾黨

南進國論の喚起に努力を傾注し來つた本黨は「尊重絶対、愛國愛人の駿國精神を體得し滅私奉公民道の實踐に邁進す」ることを以て主義となし、その綱領として次の如きを掲げてゐる。

綱領

- 一、皇國日本ノ眞姿ヲ顯現シ以テ平時無差別國防體制ノ確立ト國民生活ノ絕對安定ヲ期ス
- 二、八紘一宇ノ理想ニ則ヒ大亞南協同國ヲ確立シ進シテ抑取ト壓制ナキ世界新體制ノ創建ヲ期ス

世界維新の先決條件は徹底的英米××に在りとし、大亞南協同國の確立、萬民輔翼の大道を貫く新經濟體制の創造、吏道精神を刷新し官僚獨善の弊を排し、司法制度の改革と人權蹂躪の根絶を期し、その他一君萬民蒼生安業の理念に則ひ、庶政萬般の一新を期し、以て日本の革新を斷行せんと志し來つた大衆黨本年度後半期に於ける動き若干を拾つて見よう。

先づ九月二十日「東亞解放國民有志大會並に演說會」を日比谷公會堂に開催して政府鞭撻の氣勢を揚ぐる所あり、更に日獨伊の樞軸強化の諸運動を展開し、或は笹川總裁自ら乃至黨幹部等の滿洲、北支、蒙疆、中支へ交々飛行機で飛び、遂に十二月國民政府汪精衛氏と會談の爲渡支する所が

あつた。東條内閣成立するや全的に之を支持する聲明書を發表し、更にその勇斷を促す爲、十一月以降東京、神奈川、大阪、埼玉、長野、山梨等に遊説して、南進國論の喚起に努めた。而も之を具體化するものとして十一月六日佛印の狀況及泰國の微妙なる政情並に泰國全般の對日空氣打診等南方事情究明の爲同黨秘書局長藤吉男、東亞部長兒玉譽士夫兩氏を泰・佛印等に派遣し、今後の南進運動に信念と科學性を付與せんとしたのであつた。更に十二月行儀みの日米會談に關しては強硬決議を行つて首相、外相に之を傳達する等の動きを見せた。

本部役員

總裁 笹川 良一

中央司令委員

黨秘書局長 藤 吉男

黨務部長 吉松 正勝

組織部長 西納楠太郎

宣傳部長 新田 贊平

文化部長 安宅 務

厚生部長 岡田 太三郎

企業部長 小林 豊樹

庶務部長 板倉 彌三郎

東亞部長 兒玉 譽士夫

挺身隊長 菊地 東一郎

六、建國會

大正十五年二月紀元節を機として赤尾敏氏が創建し、爾來内部的に諸變遷を経て來たが、此の間國民思想の悪化は

建國の昔を偲ぶべしと同十五年二月十一日第一回の建國祭を行ひ其後例年之を繼續して來たのである。建國會は頗る實行力に富み、事毎に左翼運動と對立し、左翼運動の行はるゝ所必ず建國會ありとさへ稱され、果敢な運動を展開し來つたが其後赤尾氏中心に孤壘を守つて今日に及んでゐる。

本年下半年には所謂A B C D敵性國家打倒、政府激勵の爲或は決議をなし、或は十一月以降東京市内二十數ヶ所に於て演說會を開催して對米強硬決議を行ふ所があつた。豫ねて防共に關して活動の見るべきものあつた同會は十一月新に防共委員會を結成して防共徹底を政府に建議し、又十二月には對米強硬決議を東條首相宛に提出したのであつた

むすび

國內思想運動の趨勢は概要上述の如くであるが、年末大東亞戰爭の勃發によつてその國家主義運動一更に一般思想運動團體個々の動靜如何より、武力戦と並行して經濟戰特に思想戰の意義が俄然重視せらるゝに至つた。

元來大東亞戰爭の本質が米英の利己的、排取的、侵略的、世界制覇の打倒戰であると共に、全東亞の解放戰であり、全世界新秩序の建設戰であるならば、其の爲には先づ以て

此の雄渾なる大東亞戰爭の意を深く認識すること、換言すれば國內の思想的統一あつてこそ長期戦にも耐へ、最後の勝利への途である筈であり、國防國家建設の根柢には軍事、政治、經濟、文化を貫き渾然たる思想の統一の緊切なることと今更に説する迄もない所である。即ち大東亞戰爭終局の勝利が實に思想戰を闘ひとること、具體的には米英的思想を如何に根絶するか懸つて存し、米英思想の粉碎を以て大東亞共榮圈に畫龍點睛を決するものとすら稱せらるゝ所以である。

曩に司法省は國際思想戰に對處する爲大審院檢事局思想部の擴大強化を試み、戦時中舊來の型の思想犯を嚴重檢擧することは勿論、現に思想犯人に對しては腹を實施して精神煉成に當つてゐることが報ぜられた。然るに大東亞戰爭に突入以來、所謂現狀維持勢力の攻勢尙執拗に繼續されつゝある今日、革新陣營の一部には既に革新運動の使命終れりとなし、戦勝の甘夢に酔浸つてゐるものありとも警告された。眞の國內革新就中思想革新の運動の重要性は寧ろ益々今後に於て存するのである。

而して社會民主主義、共產主義よりの轉向者等を含め、表面的には日本主義的粉飾を試みて活潑な動きを示すも非日本的運動の多く存することも夙に指摘されてゐる所で

ある。尤も所謂革新運動が自由主義への反対運動たる性質を強調するの餘り、反動的、機械的に唯我獨尊的傾向に墮することは大いに戒めねばならない。根強く潜在する舊思想を克服して強力なる恒久的思想國防體制の確立を期するには、國民各自が我國不動の中心たるべき 上御一人への忠誠を自覺することが實にその第一義的任務である。換

言すれば思想維新の途は我國傳來の一君萬民の團體思想の把握に始まり、「みたまわれいけるしるしあり」の心境の體得を俟つてこそ、米英的利己主義、自主主義の克服も望み得べく將又思想體制確立への希望をも達成せられるのである。

歐米勞働事情概観

一般情勢

大東亞戰爭開始によつて掉尾の偉觀を呈したる皇紀二千六百一年は、歐洲にあつては、戰亂第四年を迎へて、戰局の發展は著しく廣大となり、四月バルカンに南下してギリシアを席捲せるドイツ軍は、五月クレタを攻略して、北アフリカ戦線と呼應するところあり、翌六月二十二日には、ドイツ・ソヴェト聯邦間の開戦となり、フィンランド再び騒起して失地恢復に努め、北歐の平原は戦火の渦中に投ぜられる状態であつた。前年敗戦以來ベタン將軍の指導下に銳意國力の復興に盡瘁せしフランスに於ては、敗餘の非力よくド・ゴール一派の策動を制するに由なく、地中海に敗れし英軍が、五月イラクの政局の動搖に乗じて之を攻略せる餘勢を以て、六月シリアに侵入したる結果、九月十日シリアはド・ゴール派支持の下に、獨立宣言をなすに至つた。之より先八月中旬、イギリス及びソヴェト兩軍は、南北よりイランに侵入して、國王蒙塵、反樞軸政權の成立を見たが、斯くて西南アジアは反樞軸勢力下に收めらるゝ

と共に、北アフリカ戦線亦樞軸國に利あらず、之等の形勢は、ダンケルク惨敗以來、北海の孤島に軍需の補給と勞働力の按配の喫緊問題を廻つて、熾烈の政争を伏在せしめつゝも、銳意戦力の恢復に努めつゝあつたイギリスをして、切迫せる國內政局の危機を僅かに脱却するを得しめたものであつた。

米洲に於ては、合衆國をして世界民主主義の兵工廠たらしめんと揚言せるルーズヴェルト大統領の年末放送尙耳に新しき新年初頭、國防の大擴充と反樞軸國全力援助とを強調せる教書に續いて、百七十五億弗豫算と武器貸與法案とは、國會に提出せられ、合衆國の挑戰漸く露骨となり、殊にA・B・C・D・包圍態勢を形勢して、對日本經濟壓迫を強化し、密かに大英帝國崩壞後の遺産相續を目論めるルーズヴェルト一派の世界制覇の野望工作は、日本の情理を盡せる交渉を無視し、太平洋弱小諸國を糾合して、遂に大東亞戰爭開始の事態に立ち至らしめ、茲に第二次世界大戰の局

面は展開したのであつた。

斯くて全世界の各國は、凡て戰時状態に陥るに至り、政治的にも、經濟的にも、又社會的にも、凡て國民生活は、戰爭の遂行を中心として經營せらるゝこととなり、それと同時に、歐洲に於ては、ドイツ・イタリアを樞軸とせる廣域經濟に基く新秩序の樹立は着々進捗せらるゝ一方、東亞に於ては、日本を盟主とせる共榮圈實現の具體的基根は定めらるべき時季到來を見たるのである。

ドイツ・ソヴィエト開戦は、世界政局を一變せる劃期的重大事件と云ふべく、その結果、從來非戰論を主張して、態度頗る困難なりし各國共產派は、齊しく戰爭支持者に改宗して、反ナチスの旗幟を翻すと共に、歐洲のドイツ占領地に於ける潛行運動は漸く熾烈となり、英米側諸國に於ても、久しく労働運動内部に沈潜せし共產派は、勢力を盛り返して、左傾運動の徴候漸く著しくなるを見られた。この間にあつて、イギリス首相チャーチルと合衆國大統領ルーズヴェルトが、八月上旬大西洋上に會見して、協議發表せる所謂「大西洋憲章」は、各國の反樞軸派に對して豫期の效果は得られなかつたにしても、とにかく聯合國側の戰爭目的を公示せるものとして、注目されたものであつた。この英米兩國が、「世界の將來を一層善くせん」とする希望の

基底たるべき國策の共通原則」を宣明せる共同發表の内容は、左の如くであつた。

- 一、兩國は、領土的其の他の擴大を求むるものにあらず。
- 二、兩國は、當該國民の自由意思に基かざる領土の變更を傍觀するを欲せず。
- 三、兩國は、凡ての國民が、依つて以て生存すべき政治形態を選擇すべき權利を尊重し、且主權と自主とを暴力を以て奪はれたる國民に對して、それを恢復せんことを願ふ。
- 四、兩國は、既存の諸義務は充分考慮の上、凡ゆる國家が、その大小を問はず、勝者たると敗者たるとを論ぜず、その經濟的繁榮の爲必要とする世界の貿易と原料品とを對等の地位にて、享有し得ることを一層促進すべく努力せんとす。
- 五、兩國は、經濟界に於ける凡ゆる國民間の徹底的協力を實現し、以て萬民に對して、改善せる労働標準と、經濟的向上と社會的安寧とを確保せんとす。
- 六、兩國は、ナチスの暴戾破壊完遂後には、凡ゆる國民にその國境内に於ては、安居生活し得る手段を與へ、且各國の全民衆が恐怖と缺乏との虞なく生計を營み得ることを保障すべき平和の確立を見んと希望す。
- 七、斯くの如き平和は、萬民をして障礙なく公海を航行し得べきものとす。
- 八、兩國は、全世界の各國民凡てが、現實的又精神的の事由に

基き、暴力行使を放棄すべきものと信ず。
將來の平和は、萬一國外に於て侵略をなし又は侵略を企つべき國民が依然として海空陸の軍備を繼續する以上は、維持し得べからざるを以て、兩國は、從來よりは廣大にして永久的なる一般和平制度の確立するまで期間は、右の如き國民の軍備撤廢を必要とすべしと信ず。
又兩國は、平和を愛好する國民の爲、軍備の過重なる負擔を軽減せんが爲、右の外凡ゆる實行し得べき方策を援助獎勵すべし。

「大西洋憲章」の發表は、折柄東亞に於ては、皇軍の印度支那進駐の報復として、英米の對日本資金凍結による經濟的壓迫の強化せられし直後に行はれたものであつたが、その劇的效果は頗る微弱に終り、かねて戰爭目的の明徴を要請せる聯合國民衆間にも失望の聲を否定すべくもなかつた。それは、當時交戦國外にあつた合衆國に於てこそ、労働階級の支持を得、而してそれを背景とせる大統領が、九月十一日には、ドイツ艦艇に對する發砲を命令し、次いで軍艦の輸送船護送制度を開始して、開戦の準備怠りなき姿態を示すと共に、太平洋 A.B.C.D 包圍網の強化に努めつゝ、日本の國交調整交渉を操縦したものであつたが、之に對して樞軸國側が、十一月二十五日防共協定期限五箇年

の満了に際し、尙ほ五箇年間の期限延長に調印すると共に、中華民國、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド、スロヴァキア、クロアチア、デンマルクの七箇國の新參加を發表せる記念祝賀の深長の意味を解するに由もなかつたのは笑止であつた。
斯くて必至を期待せられた世界戰爭は、一九四一年末には全面的に進展して、東亞に於ては、早くも皇軍の赫赫たる武動は皇國をして大東亞海洋の重鎮たらしめ、全世界に於て中立國と呼び得るは、僅かにスペイン、トルコ、スウェーデン等五指を屈するに過ぎざる未曾有の形勢となつた。されば、その間に於ける一般政治、經濟、社會上の諸情勢の特異のものありしは云ふまでもなく、殊に急速の推移變遷は、目まぐるしきものがあつた。
歐洲にあつては、開戦後既に十八箇月餘を経過したる各交戦國は、いづれも軍需増産に全力を集中すると共に、兵力及び労働力の補給増強に汲々たる状態にして、生産力の伸長驚くべきものと同時に、イギリスの如き、失業問題の解決到底不可能として、産業界の痛とさへ云はれし國に於ては、一九四一年八月には、登録失業者僅に十萬を越ゆるに過ぎず、内三萬は從業不能者なりと云はれ、劃期的の婦人徴用を行ふにあらざれば、労働力の補給は、軍事

物 リ ウ イ ア	六 八	七 六	七 七	七 七	七 九	八 〇	八 〇	八 一	八 七	八 三
ボ リ ウ イ ア	一 〇 四	一 〇 七	一 〇 八	一 〇 七	一 〇 九	一 〇 七	一 〇 七	一 〇 七	一 〇 七	一 〇 七
秘 魯	八 五	九 一	九 一	九 二	九 三	九 一	九 一	九 一	九 一	九 一
南 ア フリ カ	九 七	九 八	九 九	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
墨 西 コ	一 五 七	一 五 八	一 五 九	一 五 八	一 五 七	一 五 八	一 五 八	一 五 八	一 五 八	一 五 八
エ ズ ラ ク	一 九 三	一 〇 五	一 〇 七	一 〇 六	一 〇 五	一 〇 六	一 〇 六	一 〇 六	一 〇 六	一 〇 六
イ タ リ ヤ	一 九 八	二 四 一	二 四 三	二 六 一	二 八 〇	二 九 一	三 〇 二	三 〇 四	三 一 一	三 一 一
馬 尼 ラ										

一九四一年に於ける欧米労働界の注目すべき現象として、各種の国際團體が交戦國に加擔せる事實がある。即ち労働運動の国際機關たるインターナショナルは、既に前年中聯合國側の軍需補給の補助機關化した。本年に入つては、第一次世界大戦後各國社會正義の實現を目標とし、又労働立法の發展統合の中央機關と仰がれた國際労働局が、會ては世界平和の殿堂と謳はれし國際聯盟の發祥地を去つて、カナダにその本部を移轉し、十月二十七日より、ニューヨーク市にて、特別會議を開催した。之は恰も前大戦に於けるロンドン労働會議を想起せしむるものであつて、参加者の殆んど全部が反輻軸側民主主義國代表のみであつて、殊に敗戦國亡命者の参加して「移民議會」の觀者しく、閉會式當日出席せるルーヴヴエルト大統領の挨拶の如き、

ドイツに對する宣戰にも等しき挑戰的のものであり、當時會議出席代表がワシントン市に集合して、戦後歐洲改造案を協議の上、戦後聯邦組織創設の協定成立して、之が内容を宣言したが、その趣旨も、ルーヴヴエルト大統領の所謂「四の自由」に立脚せるもので、民主主義國民衆の今次歐洲戰亂の意義に對する無理解を表明せるものにすぎなかつた。

觀つて、輻軸側諸國に於ては、バルカン及び東地中海制歴後ソグイエト聯邦に對する宣戰は、ドイツのかねて提唱せる歐洲新秩序建設期の愈々到來せるを警告したものと見るべく、敵味方等しく緊張して次の段階の展開に注目すると共に、歐洲大陸全面に亘つて、新秩序の準備工作は、一層明確に又一層誠意的に進捗せしめらるゝを見た。十一月

二十四日ベルリンに開催されたる防共協定五周年紀念會議は、日獨伊三國を初めとして、之に協力して加盟せる輻軸諸國の代表参加、歐洲新秩序の確立及び歐洲各國の團結強化の既定方針を闡明して、政治、經濟、文化の各具體的領域に對する方針も樹立せられ、翌二十五日には、防共協定は締結せられ、その有効期間は五箇年に延長せらるゝと共に、新しくブルガリア、デンマーク、フィンランド、クロアチア、ルーマニア、スロヴァキア及び中華民國の加入して、東西兩洋十二箇國を一九とせる牢固たる團結は形成せらるゝに至つた。されば、十二月八日皇國の米英兩國に對する宣戰は、そのみにても世界を震撼して、反輻軸聯合國の心臓を寒かしむるものがあつたのに、開戦劈頭の大戰果に續き、東亞の大陸に於ける皇軍神速の作戰の發展は、誠に人類史上劃期的の壯觀であつて、全世界新秩序實現の緒は茲に端を發すると云ふべきであつた。輻軸側の作戦が、一面戦争、一面建設たるは今更云ふまでもなく、こ

の破壊と建設とを兼ねたる聖戰の前途は、必然長期たるを免れず、その建設途上に於ける波瀾曲折亦尋常ならざるものあるべく、一九四一年は、その多端多望なる新時代の第一日を経たるにすぎず、之が折柄皇紀第二十七世紀の第一年に相當するも幸先よき瑞祥と云ふべきであつた。

茲に興味ある現象として記録すべきは、反輻軸諸國に於て、ダンケルク敗戦後の恢復未だ完からず、新作戦の展開亦期し得ず、内外の矛盾は徒らに國民を困惑せしめつゝある時期に際し、戦後再建問題が討議され初め、イギリスを初め、その屬領各地及び合衆國の各政府では、戦後復興企業畫の機關が設置されたことであつた。而して十月ニューヨークで開催された國際労働會議に提出された局長代理の事業報告には、「社會安定の建設」と題する覺悟が添付せられ、前記大西洋憲章第五項の内容を強調し、戦後社會再建の方向を暗示するところがあつたことも、特記すべきであらう。

全體主義諸國労働事情

一九四一年に於ける歐洲戦局の發展は、歐洲に於ける全體主義國の分野を漸く明瞭ならしめ、久しく獨善の間に歸

趨を疑問視せられたバルカン諸國も、ドイツの南下ギリシアに進出するに及んで、倉然として輻軸側加擔の體制を

蓋へ、殊にソヴェト戦争開始以來、進んでドイツ軍と行動を共にするに至つた。斯くて、南歐に於ては、スペイン及びポルトガルが、依然中立を堅持して、その特殊の立場を守れるを除けば、地中海沿岸は、全體主義の風靡するところとなり、この方面に於ける立役者たるイタリアの北アフリカ、エチオピア方面に於ける戦果は芳からざりしが、地中海制覇の形勢は、漸く整備したと云ふべく、南歐の孤島の如く、獨り民主主義を奉じて卓立せる小國スイスに於てさへ、全體主義的色彩の漸く鮮明となるを見たのは、争ひ難き國際情勢の影響と云ふべきであらう。

東歐方面に於ては、戦前既にドイツ保護國となつた舊チエコスロヴァキアは勿論、ポーランドの總督府管下を初めとして、バルカンの盟邦諸國に於ては、所謂歐洲新秩序確立を目標とせる廣域經濟機構の整備は、着々進捗せる一方、それらの各國内部の組織も漸次新體制の方向に整備されつゝあり、夙に労働者團體の統制を敢行せるブルガリアの如き、一九四一年に於ても引續き國民組織の強化に努めるところあり、イタリア、スペインの如きに於ても、本年度は顯著の發展ありしは注目された。

ドイツに就いては、別項記載の如くであるが、こゝには、樞軸國中顯著なるもの二三を紹介することとする。

因にイタリアに於ては、歐洲戰亂開始以來、軍需生産増強の必要上、労働立法施行上種々の除外例、免除を認めることとなり、之が爲一九三九年早くもフラスシスト製造業者總同盟とフラスシスト工業労働者總同盟との間に協定を結んで法規適用の統制を圖つたが、その協定は一九四〇年七月十六日付法律を以てその内容規定に全部法律的拘束力を有することとし、其他各種の條項を設けて、戦時増産を促進することとなつた。その結果、婦人及び少年工雇傭に關する一九三四年四月二十六日付法律の深夜業禁止條項は、適用免除を認めらるゝ場合もあることとなり、一九三八年九月五日付法律の婦人労働者雇傭制限規定は、施行停止となり、又一九三五年六月二十日付法律のフラスシスト土曜日規定も施行停止となつた。その結果、土曜日午後の従業禁止は停止となり、又フラスシスト土曜日實施の爲損失せる作業時間の補充を他の週日に行ふべき規定も停止となり、この種補充作業を殘業として、特別賃率を支給することも停止となつた。

イタリアの労働時間は、一九三七年五月二十九日付法令を以て、最長一週間四十時間と規定されたが、之も今回停止となつて、その代り一九二三年五月十五日の勅令（一週四十八時間制を規定する）が適用されることになつた。尤も

イタリア労働憲章法律化 一九二七年四月二十一日フラスシスト運動の基本的綱領として布告せられた労働憲章は、今日では、フラスシスト國家憲法として一般に承認せられて居るにかゝらず、正式の立法ではなかつたのであるが、一九四一年初頃閣議に於て、同意章をば國法として認むることとなり、一月三十日付法律を以てその旨公布せられるに至つた。斯くて、労働憲章は、イタリア憲法の一部として、且各種法典の緒編として公認せられ、例へば民法物權編の卷頭にも之を記載して、イタリア新民法が、一八六五年の舊民法の原則たりし所有權の個人的、絶對的觀念を棄却し、「生産分野に於ける個人企業は、國家の利益を確保すべき最も有効にして有用なる要具と見做す」といふ原則に立脚し、所有權の社會的機能を認め、有産者の國家に對する責任を確定するものとなつた。

尙新民法の制定は、七月十二日労働法の發布によつて完成するに至つたが、この労働法こそは、世界法制史上比を見ざるイタリア獨自のもの云はれ、企業運営、知的、技術的、手工業的各労働全般に亘る労働法典を構成し、特に企業經營に關して企業の國家に對する責任を規定し、生産に對する組合統制を合法化した點に特徴を有するものであつた。

四十時間を超える場合には、之を殘業として、賃金一割増を支給することは、停止されてゐない。然しながら、殘業時間を禁止し、又は一九二三年五月十五日法の規定の範圍に制限すべき事を、團體協約を以て規定してゐる場合は、この規定は停止となつた。

婦人及び少年工雇傭に關する一九三四年四月二十六日付法律の従業時間の規定も、一部又は全部停止となつたし、週休制も一般に停止となつて、日曜休日の代りに二十四時間の休日毎週交替で支給することになつた。

戦局の發展と軍需民需資材増産の必要とは、さらでだに労働力補給を困難とすべき事情あるに、一九四一年二月ドイツとの間に締結せる工業労働力供給の協定の結果、イタリアでは、金屬工業労働者を初めとして、各種の労働者をドイツに送出すこととなり、それが爲一九四一年一月二十日公布となつた失業救済を目的とせる總豫算九十億リラの公共事業開始を戦時中中止せざるを得ざるに至り、一方農繁期に際しては、勤勞隊を徵募して、農業勞力の不足を補充する等、戦時労働力補給の爲凡ゆる手段は講ぜられつゝある。

スペイン労働組合制度 スペインに於ては、一九三八年労働憲章發布後、國內體制の整備に鋭意努力しつゝあり、一

九四〇年一月には、労働組合統一法を制定して、全国の労働者團體を一九とせる組織の確立に邁進することとなり、同じく五月三日は、労働組合と、生産統制を目的として設置せられし委員会との關係を規定せる法律を公布して、漸次國內經濟組織の完成に向ふこととなつたが、一九四〇年十二月六日付法律を以て、意々労働組合制度の根本組織は確定するに至つた。それによれば、新興スペインに於ける労働組合なるものは、單なる個人の集團にあらずして、全國の生産者を統一團結せる國民經濟上の重要組織たるものであつて、労働組合運動とは、國民經濟全體を代表せる政治的組織たるべきものであると云はれる。

一九四〇年十二月六日の法律によれば、全國労働組合協同體は、スペイン傳統主義フアンへ及び全國労働組合推進團の統制の下に、國民労働組合聯合會と全國労働組合とを結束したもので、聯合會は、全國の生産者をば、地域別に結合せるものであり、全國労働組合は、純粹經濟團體にして、生産各部門の要望を政府に傳達し、又政府の制定せる標準及び原則を實施せしむる責任を有するもので、全國經濟狀態を規定すべき最高機關になつて居る。國民労働組合聯合會は、生産に従事せる各人が、雇主たる、技能者たる、又労働者なりとを問はず、凡て、身を以て直接に勞

働組合の紀律に服従し、以て、産業上の諸關係をば、労働憲章に規定せる正義と義務の精神に基いて創造し且發達せしめ、又教育上、社會援助上、厚生上、其の他の強力なる組織によつて、國家が労働者の爲に要請せる生活標準を確立せんことを念とせる團體である。

國民労働組合聯合會と全國労働組合との二種の組織間の統一聯絡は、フアンへ黨と全國労働組合推進團との全國労働組合局及び地方支部が之に當ることになつてゐる。生産者は、凡て労働組合の紀律に服従すべきではあるが、組合員たることは必ずしも強制的ではなく、自發的に率せんとする人々によつて組合は組織することになつて居る。労働組合制度はフアンへ黨に所屬するものであつて、労働組合に對して、國民經濟をば國家に順應せしむる上に必要なる紀律と、統一と、展望とを得さしむるものは、實にフアンへ黨である。労働組合は、凡て閉令によつて公認せられることになつて居る。

全國労働組合協同體は、フアンへ運動の戰闘的單位として、生産に従事せる全スペイン人を以て構成するもので協同體は、スペイン傳統主義フアンへ黨と國民労働組合推進團との全國労働組合局の命令下にありて、全生産者の代表上及び紀律上地域別、經濟部署別に責任ある機關たる

全國労働組合及び國民労働組合聯合會を通じて活動するものである。

一企業内に於る各種社會階層は、國家奉仕上相互の忠誠と援助との原則に基き、利益協同體を形成するものであつて、企業の運営は企業主の掌るところにして、企業主は、その國家に對する責任如何を問はず、労働組合の制定せる諸標準の適用の責任あるものである。それが爲には、企業主は、その職員中より規定の手續を経て任命せる代表者を輔佐とする。

經濟上の事情の許す場合には、生産者は地方労働組合及び地方労働組合友愛會を組織する。之は生産に従事する各社會階層別に組織し、國民労働組合聯合會の支部たるべきものである。而して之等の支部代表を以て、労働組合會議を組織し、諮問機關として活動することになつて居る。地方労働組合及び地方労働組合友愛會は、全國労働組合局の認可を得て、その保存せる登録簿に登録した場合には、法人としての諸權利を獲得する。

全國労働組合協同體の社會政策的事業は、全國労働組合局の統制下にあり、この統制は國民労働組合聯合會を通じて行使されることになつて居る。地方聯合會の統制は、地方労働組合局によつて行はれる。

國民労働組合聯合會は、自發的に又は地方労働組合或は労働組合友愛會を通じて、左記の事業を行ふ。

- (一) 統一と協力の原則の基き、生産者の社會的紀律の確立をなし、それが爲必要なる規則を公布し、
- (二) 會員の法定代表者として活動し、
- (三) 労働爭議の和解に努め、爭議を労働裁判所に提起する以前に、強制的に之を行ひ、
- (四) 職業教育及び労働供給の適正配置をなし、
- (五) その管轄範圍内に於て、職業紹介、協同組合、厚生、金融等の機關を支持し、必要な際は、それらの機關をば、全國労働組合局の定めたる規則に基いて設置し、
- (六) 雇傭及び生産狀態、及び市況に關する統計編纂に協力し、其他労働組合組織又は政府の決議上援助となるべき社會的事業に参加し、
- (七) その管轄範圍内に於て、右の外全國労働組合員の委任せる職務を遂行し、
- (八) 地方労働組合は、各々それに相當せる全國労働組合を援助すべきであるが、それらの組合の運営上の指導をなし又監督をなす。

國民労働組合聯合會は、地方労働組合及び地方労働組合友愛會を通じて、必要の際は、その管下の生産者各個人より、組合員たるか否かを問はず、會費を徴集する權利を有

する。會費に關する規則は、全國労働組合局が定める。次に全國労働組合は、生産の社會經濟的組織化の責任を有するもので、各全國労働組合は、労働憲章の原則に基づき、特定の勤勞又は生産部門中の經濟的過程に従事せる凡ゆる要素をば、單一團體に結成せる公共機關であつて、國家の指揮下に、各段階組織に組織されて居る。従つて全國労働組合は、各、特定の一種の製品又は數種の同一製品及びその加工品の生産の最初の段階より消費者の手に渡るまでの全經濟過程毎に組織したもので、その組織方法は、製品の性質、地域の特殊性、及び經濟過程の基本的段階、即ち生産と變形(工業段階)と分配(商業段階)に基いて行ふことになつて居る。

各全國組合の内部機構は、全國労働組合局の勸告に基づき、全運動の全國的幹部の承認せる規約に基いて組織し、開令を以て公認することになつて居る。全國労働組合の組合長は、全國労働組合局の勸告に基づき、全運動の全國的幹部によつて任命されるもので、組合運営上の全權を有し、且全責任を負ふべきもので、その輔佐として、全國労働組合局の勸告に基づき、全運動の總務部の任命せる各種諮問機關を有して居る。それらの諮問機關全部を綜合して理事會を形成することになつて居るが、理事會は、該労働組合の

管下に於ける活動部門中の生産各段階及び經濟的集團全部を代表せる中央機關たるべきものである。理事の任命は、組合長の勸告に基づき、全國労働組合局が行ふことになつて居る。尙理事會には、農林、商、工、労働其他關係各省の代表一名づゝが参加することになつて居る。全國労働組合は、各その構成の原則に基づき、その地方支部に特殊經濟活動部門を管掌すべき地方労働組合事務局を設置することになつて居る。之等の經濟事務局の幹部は、フアランへ黨及び國民労働組合推進團の地方労働組合代表を議長として、地方労働組合協議會を構成することになつて居る。

全國労働組合の任務は、左の通りに規定されて居る。

- (一) 生産の規正及び發展、製品の貯藏及び分配、生産各段階に於ける製品價格の相制に關して必要なる措置を政府に提案し、又それが爲る必要の規則を公布し、措置をとる。
- (二) 労働規則に關する勸告案及び報告書作製上、全國労働組合局を援助する。
- (三) 労働組合規約に基づき、下級労働組合團體に對して懲戒權を行使する。
- (四) 當該活動部門に於ける生産組織の改善を目的とせる創意の涵蓋、殊に科學的研究事業の促進。

(五) 當該生産、分配部門に於ける協力的活動の促進、指導、及び必要の際は、經費提供。

(六) 當該活動部門の企業より全國労働組合協同體及びその所属機關に提供する經濟的貢獻の組織化。

全國労働組合の首腦部の地位には、凡てフアランへ黨及び推進團の黨員を充當する。而して全國及び各州或は地方に於ける労働組合の活動は、凡て全運動の紀律に基づき、且黨及び團の關係労働組合當局の命令に基くものでなければならぬことになつて居る。而して以上の規定に基いて創設された労働組合が、公認となつた場合には、一九四〇年五月三日付法律を以て設置された生産規正委員會は廢止することになつた。

尙スペインでは、右の一九四〇年十二月六日の労働組合法に基き、且フアランへ黨及び労働組合推進團の紀律に服せる團體、労働省に登録せる協同組合、民法又は商法適用の營利團體、純粹宗教上の目的の爲組織されしカトリック教團體、及び特殊立法に基いて設置された結社又は企業の外は、許可なしで團結社を組織することは、一九四一年一月二十五日の法令を以て禁止されることになつた。而して、前記諸團體以外で既存の結社、團體は、右法令施行後一箇月以内に州知事に、各その規約、會員名簿、財産目録

及び收支決算書を提出し、州知事より内務大臣に廻付して、許可を決することになつて居る。

又前述の労働裁判所は、一九三八年五月十三日付命令を以て臨時に設置されたものであるが、一九四〇年十月十七日付労働裁判所法によつて、永久制度として確立されるに至つた。

スペインの労働裁判制度は、労働省の監督下にあり、各州に少くとも一個所の州労働裁判所を設け、州裁判の判決に對する抗告の爲、全國労働裁判所が設けられて居り、州裁判所は、労働判事一名を以て構成し、全國裁判所は、労働裁判事務長官を裁判長として、労働省任命の判事四名を以て構成して居る。労働裁判所は、工業生産に従事せる勞資間に生じる凡ゆる争議を處理するところであつて、民事のみならず、經濟秩序に有害なるか、或は勞資の日常關係上當然尊重すべき名譽の毀損の如き、刑事問題をも取扱ふことになつて居る。州労働裁判所の監督の爲、特別監察官も任命されて居る。

斯くして新興スペインに於ける労働組合の基礎は確立を見たのであつたが、一九四一年三月二十九日付法令は、労働組合の重要任務として、スペインに於ける労働條件規正の手續を規定するに至つた。

この法令によれば、従業条件は國家が之を規制することになつて居り、それが爲には、労働組合は、自發的に又は労働省の指令に基いて、勸告案を作製し、又報告を提出することになつた。現行立法を變更し又は修正せんとする場合に、労働組合は、その報告中に、その理由を具陳することになつて居り、又關係政府當局は、雇傭条件を規制せる法規起草に際して、組合側の協力を要請する場合には、労働組合をして行はしむべき調査の要點を明示し、又組合代表を召集することも出来るやうになつて居る。

又全國労働組合局又はその州支局に於て、勸告案及び報告書を起草するに際しては、必ず關係各方面と協議し、且關係全國労働組合の援助を求むる規定になつて居る。

斯くて作製された法規の適用範圍は、全國一般でも、州のみでも、又地方別のものでもよいことになつて居るが、法規に規定された労働条件は、最低基準であつて、各企業に於て實施せる従業規則が、一層よい条件のものであつた場合には、それを維持して置かなければならないことになつて居る。

労働省が、全國労働組合局又はその州支局に報告提出を命じた場合には、全國的法規の場合には三十日間以内、其他の場合には十五日間以内之を提出しなければならぬ

抗告することが許される。尤も抗告は、決定通知後又は官報公示後十五日間以内に行はなければならぬ。認可せられた従業規則は、凡て、前記起草の場合と同様の手續を経て修正され、又は労働大臣或は労働事務長官が文書を以て廢棄せしめざる限りは、有效である。

ルーマニアの労働者組織改編 ルーマニアに於ては、一九三八年十月十一日付勸令を以て、從來一九二一年五月二十四日付労働組合法によつて認められて居つた労働者團體は改編され、新に労働者と俸給使用人と手工業者とを組織化する職團制度を樹立し、組合國家の確立に努めつゝあつたが、一九四一年には、再び之を改編して新しき出發をなすことになつた。

一九三八年の改編は、從來の労働組合が、やゝもすれば經濟行動の埒外に逸脱して、政治行動を事とし、且國際運動に参加して國民的自覺を忘るゝ傾向ありしを矯正せんが爲、國民主義的労働組織に統一すべき目的を以てとられた措置であつて、隣國ブルガリアの場合と同様であり、之がイタリヤ式職團制度となるか、ドイツ流の労働戦線となるかは、興味を以て見られて居つたものであり、一九四〇年十一月六日付法令に基き、ドイツの歡喜力行團に似たる力闘光明團と稱する全國的の文化厚生運動團體も創設せら

い。労働事務長官が、全國的の法規の原案を承認し、代案を作製し或は却下するのは、原案提出後三十日間以内でなければならぬ。又原案承認或は修正の際には、労働大臣の認可を受けた上、之を官報に公表することになつて居る。

雇傭条件規正に關する全國的の法規でも、特殊の地帯又は地方の特殊の事情に適應して施行することは差支へないが、法規の根本原則に牴觸し、又はそれによつて定められたる最低条件を變更することは認められない。この種の地方事情への適應は、州労働組合局の勸告に基き労働省が行ふことになつて居る。

企業主にして、常時労働者五十名以上を雇傭せるものは、該企業の作業組織をば、それに適用する一般法規及び労働憲章と労働組合法の原則に順應せしめる爲、従業規則を作製しなければならぬことになつて居る。而して従業規則の原案は、該企業の營業範圍が全國的なる場合には、之を労働事務長官に提出し、州内のみの場合には、労働事務局に提出して、その認可を求むることになつて居り、提出後二週間を経て回答なき場合は、認可されたものとして、之を従業員全部に通達することになつた。

労働事務長官又は労働事務局の決定に對し不服の場合には、之を労働大臣、又は後者の場合には、労働事務長官に

れ、所謂「國民軍團國家」機構の有力一翼をなすに至つた程であるが、同じく十二月十九日付勸令は、一九三八年新編成の労働者組織を全面的に解體禁止せしめ、その財産をば、各地の労働監督官、労働會議所長、行政長官等より成る保管委員會の手に移管して、労働者組織化は新しき原則に基いて創設することとなつた。一九三八年の職團禁止の理由として、政府の發表したところによれば、新編團體が規定の事業たる職業上の利益の研究、保護及び發展以外の活動に従事したりとのことである。

斯く労働者團體解消後、労働者保護の方法としては、同國に著しき發達をなせる労働關係諸法規の嚴重實施に待つ外なき状態であつたのに、ルーマニアの労働監督制度の無力なるは各國周知の事實なるに鑑み、一九四一年初頭司法省では、全國の司法當局に通牒して、労働時間、日曜休日、婦人少年工保護、雇傭契約、移民取締、労働裁判所、職業教育、手工業統制等に關する諸法令の嚴重施行を注意するところあり、労働監督官不足の折柄、各地の労働會議所々長及び主事に對して、工場鑛山の監督權を委任し、毎月中央労働監督廳に報告を提出せしめることとなつた。

ブルガリアの國民總動員 ブルガリアに於ては、一九四〇年五月國民總動員法施行せられ、それに基く各種法規の制

定められしものは、一九四一年三月一日までに、法律九件規則五件、省令八十二件其他二百十八件に達し、戦時経済體制の全機構は完全するに至り、殊に商工金融業方面に於ては、著しき成績が見られるに至つた。

國民總動員の目的は、行政機構、國民經濟、財政、及び全國民衆の國民精神を戦時状態に適應して調整するにあつて、行政上にあつては、國民總動員によつて、應召の結果缺員となりし位置をば、軍務を免除せられし人々を以て補充し、以て行政組織の運営を確保し、經濟動員にあつては、農、商工、手工、運輸等の各經濟部門及び職業に亘つて、國民生産力を組織化し、以て、勞働力の補給と原材料の配給、其の他の手段により、最大限の生産性を昂揚せしめんとし、財政動員にあつては、戦時財政の基礎をば、社會正義と負擔の均等に置き、軍需のみならず、民需と民心と國の財力とを充分考慮することとし、精神動員にあつては、國民精神の宣揚を妨ぐるものを除去し、愛國の熱情を喚起するにあると云はれて居る。

總動員法規は男女の別なく、満十六歳より七十歳までのブルガリア國民にして、軍務に關係なきもの全部に適用され、公私の法人、團體、企業にも及ぼし、例外の場合にはブルガリア在住外人及び外國企業にも適用されることにな

つて居る。

國民總動員の運用機關としては、内閣會議を最高とし、陸軍省の國民總動員局、都市其他自治公共團體、及び立法施行當事者があり、國民總動員局には、最高諮問會議として、局長を議長とし、各省大臣、統計局、軍官憲等の代表を議員とせる機關があり、之には、商人、手工業者、製造業者、勞働者、農民等の諸團體、商會議所、農會、協合組合、國立銀行、勸業銀行、輸出協會等の代表も参加して居る。

内閣會議は、生産、配給及び勞務の組織化に關しては、全權を有し、國民總動員計畫遂行上必要なる如何なる措置をもとることが出来る。軍民を初めとして、國民經濟上、對外通商上其他生産各部門の必要に應じて、法令の制定、外國市場及び金融の整備、食糧品貯藏の指令、農工業生産の調整、國內市場の統制、物價と利潤と賃金の公定等は、凡て開議に於て決定されることになつて居り、その結果前述の如き多數の法規の制定となつた。

一九四一年一月二十七日公布の施行規則によれば、内閣各省及び各官廳は勿論、企業、營造物、乃至各經濟活動部門では、夫々、政府の制定せる一般計畫に基いて、独自の動員計畫を作製し、以て、各團體機關の所在地、事業の種

類、不動産、設備及び器具機械、原動力、運輸機關、燃料貯藏量、保險契約、保健及び獸醫施設、防空等の状態を明示することになつて居る。農村經濟各部門の動員に關する一般計畫も用意してあつて、農業、牧畜、農産及び畜産の加工罐詰、林業、狩獵及び水産等の狀況が明らかにされて居る。之等の計畫は、農林大臣の所管に屬するのであるが、商工礦業其他農業以外の生産形態のものは、商工勞働大臣の管下にある。鐵道、路上運送及び電氣は、土木省の所管で、大蔵大臣は、全國の財源動員の計畫を立てることになつて居る。而して夫等の計畫の實施には、國民總動員本部があり、その運営規定の詳細は機密にされて居る。

國民總動員の目的の爲、勞働者をば、農業勞働者と非農業勞働者の二種に區別して居り、農林大臣と商工勞働大臣とは、各その管下の勞働者にして動員應召の資格あるものと登録をなさしめることになつて居り、統計資料は凡て市町村及び地區登録簿又はカードに作製して保存されて居り、上記二大臣の下には、農業及び非農業勞働力供給狀況に關する職業別登録原簿が夫々用意してある。

農業勞働者は、特別法規に基き、軍事動員の結果勞力及び設備の不足或は缺乏した農村地域に配當されることになつて居り、非農業勞働者の配當は、勞務部及び所屬監督事

務當局の手で行はれ、公私團體及び企業には、動員應召の資格あり、軍務應召者の補充をなし得る人名簿が配布されて居る。

國民總動員法により動員せられしものは、徵用期間中開議の決議により定められたる賃金其他の報酬を支給されることになつて居り、従つて、賃金は、個人又は團體協約により制約せられず、凡て政府當局の決定に従ふことになつて居る。尙、開議は、動員下令なき企業に對しても、賃金停止又は増給を命ずる權限を有して居る。又總動員法により徵用せられしものは、兵役に動員されしものと同様の家族扶助請求權を有して居り、之に關しては、一九四〇年五月十七日付規則が實施されて居り、それによれば居住地と家族の人員によつて差違があるが、一定額を超過せざる月收全額を支給されて居るものは、家族手當と家賃手當を毎月下付されることになつて居る。手當の全額は、隨時開議で決定する。

ドイツ労働事情

人口増加の趨勢

一九三九年五月十七日の獨逸國勢調査は、當時の全獨逸領域(メーメル地方を除く)に亘つて施行された。本調査によると右領域に於ける現住人口(Wohnbevölkerung)總數は七九、三七五、二八一一人であつた。メーメル地方、ダンテツヒ、新東部地域、オイベン・マルメヂの人口を加算すると、八九、六三四、〇〇〇人となり、更にボヘミヤ及びモラ

ビア兩保護領の人口七百萬人を加算すると、獨逸及び兩保護領の全人口は大凡九千七百萬人となるのである。一九三九年の國勢調査によると、一九三三年の獨逸領土内に於ける人口は六八、四七四、〇〇〇人に過ぎない。獨逸の力強き興隆は、過去七箇年に於ける人口増加の中にも現はれて居るのである。

一九三三年以降に於ける獨逸國の面積及び人口の各時期現在及増加は次の如くである。

獨逸國	面積(平方新)		人口	
	面積(平方新)	人口	面積(平方新)	人口
一九三三年首現在	四六八、六二〇	六八、四七四、一三二	四八、九五九	七、〇〇〇、〇〇〇
ザール地方(三五年三月)	一、九二五	八四二、四五四	二、八四八	一五四、六九四
三五年三月—三八年三月	四七〇、五四五	六九、三一六、五八六	六三五、二一五	八六、五三〇、〇〇〇
オストマルク(三八年三月)	八三、七六四	六、六五〇、三〇六	一、九五一	四〇七、五一七
三八年三月—一〇月	五五四、三〇九	七五、九六六、八九二	六三七、一六六	八六、九三七、〇〇〇
ズデーテン獨逸地方(三八年一〇月)	二九、〇九九	三、四〇八、三八九	九一、九七四	九、六二七、〇〇〇
三八年一〇月—三九年三月	五八三、四〇八	七九、三七五、二八一	七二九、一四〇	九六、五六五、〇〇〇

獨逸國は人口に於てソ聯邦(歐露に於ける其人口は約一億五千萬人)に次いで歐洲第二位を占めてゐる。次は北アイルランドを含む大ブリテン(約四千七百五十萬人)、伊太利(四千四百四十萬人)、フランス(四千二百萬人)、スペイン(二千五百萬人)の順である。全歐洲の人口約五億三千万人の五分の一、又はソ聯邦及び大ブリテンを除く歐洲人口

の約三分の一は大獨逸國の直接勢力圏内に生活して居るとなるのである。

一九三九年の國勢調査が施行された領域に於ける一九三三年頃の人口(1)は七六、四四一、〇〇〇人であつた。其故此領域内の人口は、約六箇年間に一一、九三四、〇〇〇人(三・八%)増加したことになる。この期間内に於ける自然増加數

ボヘミヤ及モラビア兩保護領(三九年三月)

メーメル地方(三九年三月)	二、八四八	一五四、六九四	四八、九五九	七、〇〇〇、〇〇〇
三九年三月—九月	五八六、二五六	七九、五二九、九七五	二、八四八	一五四、六九四
ダンテツヒ自由市(三九年九月)	一、九五一	四〇七、五一七	六三五、二一五	八六、五三〇、〇〇〇
三九年九月—一〇月	五八八、二〇七	七九、九三七、四九二	一、九五一	四〇七、五一七
舊ポーランド領東部地域(三九年一〇月)	九一、九七四	九、六二七、〇〇〇	六三七、一六六	八六、九三七、〇〇〇
三九年一〇月—四〇年五月	六八〇、一八一	八九、五六五、〇〇〇	九一、九七四	九、六二七、〇〇〇
オイベン、マルメヂ及モレスネ(四〇年五月)	一、〇五六(2)	六八、五九〇(2)	七二九、一四〇	九六、五六五、〇〇〇
一九四〇年五月現在	六八一、二三七	八九、六三四、〇〇〇	一、〇五六(2)	六八、五九〇(2)

註 (1)メーメル地方、ダンテツヒ、舊ポーランド領東部地域及オイベン・マルメヂを除く獨逸領土については一九三九年の調査人口、ボヘミヤ及モラビア兩保護領については一九四〇年首の推定人口、メーメル地方については一九四〇年首の算定人口、舊ダンテツヒ自由市地域については一九二九年の調査人口、舊ポーランド領東部地域については一九三〇年の調査人口、オイベン、マルメヂ及モレスネについては一九四〇年首の算定人口である。

(2)舊プロシヤ領及中立地域モレスネの面積及人口である。(Wirtschaft und Statistik, 1940, Nr. 17)

は約二、八五八、〇〇〇人であるから、右の増加数は殆ど自
然的人口増加に依るものである。

註 (1)前回の調査は、舊獨逸領土(ザール地方を除く)は一九三
三年六月一日、ザール地方は一九三五年六月二五日、
オストマルクは一九三四年三月二二日、ズデーテン獨逸
地方は一九三〇年二月一日に實施された。

一九三三年以降の獨逸に於ける人口現象は次の如し。
年 度 婚姻率 出生率 死亡率 自然増加率
一九三三年 七・七 一四・七 一一・二 三・五
一九三四年 一一・一 一八・〇 一〇・九 七・一

一九三八―四〇年の
人口現象(1)

Table with columns: 婚姻總數, 出生總數, 死亡總數, 婚姻率, 出生率, 死亡率. Rows for years 1938-1940 and quarterly data for 1939.

註 各率共に人口千人についてである。舊獨逸(一九三八年以
降に於てもオースタリイ其他の新獨逸を含まず)に於ける
統計である。死亡中には死産を含まず、一九三九年以降は
戦死者を含まない。
之を一九三八―四〇年について見れば次の如くである。

Table with columns: 死亡總數(2), 婚姻率, 出生率, 死亡率. Rows for years 1935-1940.

Large table with multiple columns and rows, containing demographic and labor statistics for various years and regions like 'オーストマルク' and 'ズデーテン獨逸地方'.

Table with columns for years (1938, 1939, 1940) and quarters (第一, 第二, 第三, 第四, 計). Rows list various categories of labor statistics.

Table with columns for years (1940, 1941, 1942) and quarters (第一, 第二, 第三, 第四, 計). Rows list various categories of labor statistics.

人口一萬五千人以上の獨逸諸都市ニ於ける主要死因(1)

註 (1)本表の數字は一部は覆後報告によつて訂正された數字である。 (2)死亡には死産を含ませず。一九三九年九月一日後は國防軍所屬者の死亡を含ませず。 (3)オーストリア州にして、ズデーテン獨逸地方に屬する部分を除く。 (4)舊ポーランド領域及オイペンマルメヂを除く。(Wirtschaft, und Statistik, 1941, Nr. 7)

人口一萬に付

Table showing causes of death (e.g., 痛及惡性腫瘍, 糖尿, 肺病) with columns for 1940, 1941, and 1942.

自 殺	八、四六〇	一〇、九七六	二・五	五・〇
他 殺	三〇、三	三三、一	〇・〇二	〇・一
不慮の災難	二、九二五	三、八七五	一・一	一・二
一歳未満児の特殊死因				
早 産	二、一〇四	二、〇八六	一三・一(4)	一三・三(4)
先天的不具、弱 質、分娩による	一〇、九三二	一〇、三三三	一七・〇(4)	一六・九(4)
産児の障害	一、三三三	一、三三三	九・七(4)	九・七(4)
肺 炎	二、二二二	二、二二二	三・七(4)	三・七(4)
毒 害	一、三三三	一、三三三	〇・二(4)	〇・二(4)

一 九四〇年の死亡率は同年の一月から四月迄の間断なき
 酷寒のために前年よりも幾分か高く、一九四〇年の死亡数
 は全国で前年よりも三六、四五〇人多かつた。嘗て一九二

現住人口総数	七九、三七五・三	一〇〇、〇〇〇	三八、七六一・七	一〇〇、〇〇〇	四〇、六一三・六	一〇〇、〇〇〇	四八・八	五一・二
(内)有業者	三九、七九四・七	五〇、一	二四、八七二・二	二六、四・一	一四、九三三・五	三六・七	六二・五	三七・五

註(1) 舊領域及オストマルクの諸都市、但しザール地方、ツゲ
 アイブリニッケン及ビルマールゼンスの分を含まず。
 (2) 定住人口(Ortsansässige Personen)中の死亡数にして、
 又、国防軍所屬員の死亡を含まず。
 (3) 出生及死産千に付。
 (4) 出生千に付。(Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 7)

八―一九二九年の冬期には酷寒のために死亡率は高まり一九二
 九年第一四半年季には死亡率は一七・〇に及んだことがあ
 る。
 人口一萬五千人以上の諸都市に於ける一九四〇年の死亡
 数は前年よりも約一萬四千人多かつた。右表の死因調査
 は、老衰、心臓病、腦卒中及び癌に因る死亡が多いことを
 示してゐる。一九四〇年の死亡増加については、死亡率の
 最も高い高齢階層の不断の増加を看過出来ない。結核病
 に因る死亡が多かつたことは酷寒のためと云はれて居る。
 盲腸炎、肺炎、腎臓炎及び糖尿病に因る死亡は減退してゐ
 る。

現住人口総数	七九、三七五・三	一〇〇、〇〇〇	三八、七六一・七	一〇〇、〇〇〇	四〇、六一三・六	一〇〇、〇〇〇	四八・八	五一・二
(内)有業者	三九、七九四・七	五〇、一	二四、八七二・二	二六、四・一	一四、九三三・五	三六・七	六二・五	三七・五

而して有業者の大部分は一四歳から六五歳迄の者であ
 る。一四歳未満の有業者は男女合して十八萬人(全有業者
 の〇・五%)に過ぎない。二五歳より四〇歳迄の有業者の比
 率は特に高いが、四〇歳より五〇歳迄のそれは低下を示
 し、五〇歳以上のそれは更に低下してゐる。

年齢階級	實数	%	實数	%
一四未満	九六、一	〇・二	九六、一	〇・二
一四―一六	九三、八	三・八	八八・七	三・二
一六―一八	一、一〇一・一	四・八	一、一三三・五	七・三
一八―二〇	一、一三三・五	四・八	一、一八二・九	七・九
二〇―二五	一、一三三・五	四・八	一、一三三・五	九・九
二五―三〇	一、一三三・五	四・八	一、一三三・五	二・七
三〇―四〇	二、一〇一・一	七・五	三、一三三・五	二二・一
四〇―四五	二、一〇一・一	七・五	一、三九三・三	九・四
四五―五〇	二、一〇一・一	七・五	一、一七九・五	七・九
五〇―六〇	二、一〇一・一	七・五	一、一七九・五	二・三

年齢階級	實数	%	實数	%
一四未満	九六、一	〇・二	九六、一	〇・二
一四―一六	九三、八	三・八	八八・七	三・二
一六―一八	一、一〇一・一	四・八	一、一三三・五	七・三
一八―二〇	一、一三三・五	四・八	一、一八二・九	七・九
二〇―二五	一、一三三・五	四・八	一、一三三・五	九・九
二五―三〇	二、一〇一・一	七・五	三、一三三・五	二二・一
三〇―四〇	二、一〇一・一	七・五	一、三九三・三	九・四
四〇―四五	二、一〇一・一	七・五	一、一七九・五	七・九
四五―五〇	二、一〇一・一	七・五	一、一七九・五	二・三

独立無業者の大部分は、高齢階層で占められてゐる。男
 子にあつては独立無業者の半數以上が、女子にあつては大
 凡半數が六五歳以上の者である。男子独立無業者の八三・
 四%、女子独立無業者の八一・五%が五〇歳以上の者で占
 められてゐる。青少年階層の独立無業者は、概して云へ
 ば家庭で生活せざる生徒及び學生である。

独立無業者(1) 七、四六一・三 九・四 三、五一六・〇 九・一 三、九四五・三 九・七 四七・一 一五二・九
 本業なき従属者 三〇、八一六・三 三八・八 九、一〇一・一 二二・五 二一、七一一・二 五三・五 二九・五 七〇・五

註(1)主として年金生活者、自己の財産によるか又は救助金によつて生活する者を指す。(Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 3)

職業	實數	%
農業及林業	14,882	19.1
工業・手工業	31,466	40.3
商業・交通業	12,058	15.4
公務・自由業	7,677	9.8
家事手傳人	1,628	2.1
獨立無業者	10,361	13.3
總計	77,472	100

(Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 3)

年齢階級	實數		%	
	男子	女子	男子	女子
一四未満	8,494	9,333	10.7	11.9
一四一六五	8,833	12,848	11.3	16.4
六五以上	3,600	1,004	4.6	1.3
總計	20,927	23,185	26.6	29.6

(Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 3)

本業なき従属者は主として子供及び妻である。本業なき従属者三千八十万人中の一千六百七十万人は、一四歳未満の者で占められてゐる。

註 (1) 現住人口總數より服務の兵士及び労働率仕中の男女を除ける人口である。
 (2) (1) に云ふ職業所屬別人口とは、本業なき従属者を含めての有業者又は獨立無業者の人口を指す。
 (Wirtschaft und Statistik, 1940, Nr. 16)

職業	實數	%
農業及林業	14,882	19.1
工業・手工業	31,466	40.3
商業・交通業	12,058	15.4
公務・自由業	7,677	9.8
家事手傳人	1,628	2.1
獨立無業者	10,361	13.3
總計	77,472	100

一八八二年以降に於けるかくの如き職業所屬別人口は次の如くである。(1)

職業	實數	%
農業及林業	14,882	19.1
工業・手工業	31,466	40.3
商業・交通業	12,058	15.4
公務・自由業	7,677	9.8
家事手傳人	1,628	2.1
獨立無業者	10,361	13.3
總計	77,472	100

(Wirtschaft und Statistik, 1940, Nr. 16)

註 (1) 舊領土内即ち一九三八年一月一日現在の領土内の人口である。
 (2) 服務の兵士及び労働率仕中の男女を除く人口である。
 (Wirtschaft und Statistik, 1940, Nr. 16)

獨逸に於ては、開戦後も引續き一般に物價は戦前の水準を維持し、生計費も安定してゐると云へる。一九四〇年一二月の卸賣物價指數及び生計費指數は前年同期に比較して僅かの騰貴を示してゐるに過ぎない。尤も個別的には昂騰

物價動向

したものである。

物價指數(一九三三—一九四〇年(年平均))

年次	總指數	卸賣物價指數	生計費指數
一九二九	一四五・四	一三七・二	一五四・〇
一九三〇	一三五・八	一二四・六	一四八・一
一九三一	一二二・九	一一〇・九	一三六・一
一九三二	一〇七・九	九六・五	一二〇・六
一九三三	一〇四・九	九三・三	一一七・〇
一九三四	一〇九・二	九八・四	一二一・一
一九三五	一一一・九	一〇一・八	一二三・〇
一九三六	一一三・八	一〇四・一	一二四・五
一九三七	一一五・一	一〇五・九	一二五・一
一九三八	一一五・二	一〇五・七	一二五・六
一九三九	一一六・二	一〇六・九	一二六・二
一九四〇	一一九・六	一一〇・〇	一二〇・一

註 總指數は卸賣物價指數及び生計費指數の幾何的平均指數である。

(Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 1)

卸賣物價 一九四〇年一二月の卸賣物價指數は前年同期に比較して三・一%の騰貴を示し、年平均に於ても一九四〇

年は前年よりも二・九%高を示すに過ぎない。

卸賣物價指數(一九三三—一九四〇)

農産物	工業原料及び半製品	工業完成品	(内)生産財	消費財	總指數
110.3	69.3	133.3	125.5	122.0	110.4
(1) 10.1	(1) 0.1	(1) 0.1	(1) 0.1	(1) 0.1	(1) 0.1
(1) 10.7	(1) 9.6	(1) 13.5	(1) 12.0	(1) 11.7	(1) 10.0
(1) 10.6	(1) 11.8	(1) 13.7	(1) 12.7	(1) 11.5	(1) 10.9

(Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 1)

併し戦争に依つて惹起された生産及び配給部面に於ける變動のために、一九三九年下半年と同様に一九四〇年中も物價上昇の傾向が見られた。その原因は特に輸入原料についての世界市場價格の昂騰、原料買付市場の變更、原料使用に於ける變更及び運送距離の増加に因る運賃の増嵩等にあつたのである。之が爲に、主として紡績、製靴、家具、製紙及び建築工業等に於て價格の上騰したものが見られる。尙生産促進のために價格引上げが鐵鋼、畜産物(牛乳、牛酪及び乾酪)、燕麥及び大麻等に於て實施せらるゝこととなつた。

此等の價格引上げは、物價政策及び價格監視の手段を以て全經濟の負擔し得る限界内でなされた。併し物價を低位に維持するため、多くの重要品目(麵粉用穀物 大部分の飼料、屠畜、非鐵金屬、化學製品、重油、肥料、皮革及び毛皮、セメント、木材、工業用機械及び農業用機械)の價格は全く又は殆ど變更されなかつた。

生計費指數

年次	總指數(1)	食料費	住居費	光熱費	被服費	雜費(2)	住居費を除く生計費
一九三九年平均	一二六・二	一二二・八	一二二・二	一二四・七	一三三・三	一四二・〇	一二七・二
一九四〇年平均	一三〇・一	一二七・六	一二二・二	一二四・六	一四〇・〇	一四五・六	一二七・八
一九三九年一月	一二六・四	一二二・八	一二二・二	一二四・四	一三四・四	一四二・二	一二七・五
一九四〇年一月	一三〇・二	一二六・六	一二二・二	一二四・五	一四三・六	一四七・二	一二七・九
一九四〇年一月との比較	一三〇・八	一二六・〇	一二二・二	一二四・四	一四六・二	一四七・五	一二七・九
一九三九年一月との比較	一〇・五	一〇・五	〇・〇	〇・五	一・四	〇・一	〇・六
一九三九年一月	一三三・五	一二三・一	一二二・二	一二五・〇	一四〇・三	一四八・一	一二七・一
一九三八年一月	一四四・四	一四四・四	一四四・〇	一四五・〇	一五二・四	一五九・九	一四一・一
一九三七年一月	一四四・八	一四四・五	一四四・〇	一四七・七	一五五・九	一六二・七	一四一・二
一九三六年一月	一五二・二	一四六・六	一四〇・一	一四七・四	一五九・四	一六二・二	一四一・二

註 (1)食料費、住居費、光熱費、被服費、雜費 (2)清酒費、保健費、娯樂費、賭設備費、交通費。

(Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 1)

小賣物價及び生計費 一九四〇年一二月生計費總指數は前年同月に比較して三・五%高を示し、年平均指數に於ても一九四〇年は前年に比較して三・一%高を示すに過ぎない。一九三九年から一九四〇年迄に食料費は三・一%、被服費は一〇・三%、雜費は三・八%何れも騰貴し、住居費は保合、光熱費は〇・三%下落して居る。

卵、一個	一〇・七	一一・〇	一一・〇	一一・三	一一・〇	一一・七	一一・二
啤酒、一立	七五・九	七五・四	七五・二	七五・四	七五・四	七九・一	八八・三
石炭、五〇底	一八五・八	一八五・五	一八四・五	一八四・五	一八四・三	一八四・二	一八四・五
褐炭煉炭、五〇底	一五一・一	一五一・二	一五〇・八	一五一・五	一五一・四	一五一・二	一五二・一

(Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 1)

食料費について見ると、麵粉、穀粉、滋養物、砂糖、卵及び肉類等の価格は大体に於てその變動が僅少である。牛乳及び牛乳製品(脱脂牛乳を除く)の価格は、一九四〇年三月に國內産脂肪の生産を促進するために高められた。その爲に一九三九年一月に比較すると一九四〇年一月に於て牛乳は八・一%、牛酪は二三・〇%、乾酪は一六・八%、何れも騰貴して居る。野菜の価格は、一九四〇年五月以降は前年の同月に於けるよりも高くなつてゐるが、之は一九三九年の同月の冬の酷寒の影響と一九四〇年の秋期の野菜收穫が前年の秋期よりも不良だつたこととに因るのである。羊肉は一九四〇年一月上旬に卸賣価格が上げられたので幾分か値上りを見た。一九四〇年には、大豆類は短期間しか配給されなかつた。その価格は前年よりも値上りしてゐる。

光熱費について見ると、一九四〇年に於ける家庭用石炭價格の季節的變動は前年の夫れと幾分か異つてゐるが、年

平均に於て一九四〇年は前年よりも〇・五%騰貴したに過ぎない。被服費に於ては數年前より續いてゐる漸騰の傾向が顯著となり、一九四〇年一月には前年の同月に比較して一〇・三%高を示してゐる。併し年平均に於ては五・一%高となつてゐる。雜費に於ては上等の石鹼と家具調度品の價格が騰貴した。それ以外に、國有鐵道の從來の運賃割引が廢止されて交通費が高んだ。

労働賃金

開戦直後に内閣國防委員會から發せられた一九三九年九月四日附「戦時經濟令」は、その前文に於て

「わが祖國の國境の保全は、すべての獨逸國民より最高の犠牲を要求する。兵士は武器を執つてその生命を賭して郷土を護る。かゝる大犠牲を顧みるとき、銃後に於ける全國民がそのすべての能力及び資力を擧げて民族及び國家に捧げ以て統制經濟生活の運営を全からしめることはその當

然の義務である。就中全國民がその生活及び生計に對して必要なる制限を受けるは右の義務の一部である。」

と述べ、第一章では戦争に有害なる行爲、第二章では戦時税、第三章(自第一八條)では戦時賃金、第四章では戦時價格について規定してゐる。

その第一八條第一項に依れば、國勞働管理官及び特別勞働管理官は國勞働大臣の詳細な指示に従つて、勞働收入を速かに戦争によつて變化したる事態に適應せしめねばならない。そのため勞働管理には、賃率規則によつて賃金、俸給及び其他の勞働條件の最高限度を拘束力を以て確定すべき権限が與へられた。(1)

併し間もなく賃金の一般的停止が斷行されることとなつた。之は一九三九年一月一日附「戦時經濟令第三章(戦時賃金)に對する第二次施行令(2)」によつて、同年一月一日から實施されたのである。

先づ現行賃金率又は俸給率(3)(家内勞働に於ける報酬を含む)及び其の他規則的に支拂はるゝ給與(4)並びに一回限りの給與等の引上げは禁止された。併し法律、賃率規則、國勞働大臣の制定し又は認可したる服務規則、國勞働管理官又は特別勞働管理官の承認を経たる經營(服務)規則、國勞働管理官又は特別勞働管理官の指令等に基く賃金又は俸給等の

引上げはこの限りではない(第二次施行令)。

新設せられた經營(管理)又は經營部門の賃金並に新規に雇入れられたる被働者又は從來とは異なる勞働に就くに至つた被働者の賃金については、戦時經濟令第一八條第二項(5)の規定が準用される(第二次施行令)。

勞働收入の引上げを目的として既定の試験済みなる出來高賃金を變更することは禁止され、又新規の出來高賃金の確定によつて、勞働收入が經營に於ける同種の勞働に對して支拂はるゝ通常のものを超過するやうなことになることも禁止された(第二次施行令)。

以上は賃金の引上げに對する停止であるが、右の第二次施行令第一條及び第二條の規定は、賃金率又は俸給率の引下げ、規則的に支拂はるゝ給與の減額並びに勞働收入の引下げを目的とする既定の試験済みなる出來高賃金の變更に對して準用されるのである(第三次施行令)。

注 (1)一九三八年六月二十五日附「賃金形成令」によつて、勞働管理官には、國勞働大臣の指定する經濟部門に於て、賃金の最高及び最低を拘束力を以て確定し得る権限が與へられてゐた。

(2)一九三九年一月一日附「戦時經濟令第三章(戦時賃金)に對する第二次施行令」の適用については、同年

一月七日附を以て國勞働大臣は行政命令を發してある。

(3) 現行賃金率又は俸給率とは、實際支給されてゐる賃金率又は俸給率のことである。若しこの賃金率又は俸給率が、法律、賃率規則、經營(服務)規則、國勞働管理官又は特別勞働管理官の指令等中に規定せる強制規定に違反するときは、此等を探ることが出来ない。かゝる場合には強制的に定められた賃金率又は俸給率が賃金停止の基礎とされる(右行政命令)。

(4) 規則的に支給はるゝ給與とは、賃金又は俸給以外に被働者が繼續的に又は一定の條件の下に反覆的に勞働報酬として受くる所の企業者の支拂ふすべての金銭的給付のことである。例へば子供手当、給付手当、利潤分配、取引高手数料、クリスマス及び年末賞與等の如きものである(右行政命令)。

(5) 戰時經濟令第一八條第二項は、「經營若くは管理が新設若くは移轉せられ又は勞働者及び使用人が本令實施後に以前とは異なる業務をなすときは、同種の經營若くは管理に適用せられ又は新業務に付標準となるべき賃金率及び俸給率が適用されるのであつて、如何なる賃金率及び俸給率を適用すべきかに付疑義の存するときは國勞働管理官又は特別勞働管理官が之に付規定を爲す」旨規定してある。

戰時經濟令の第一八條第三項によつて、超過勞働、日曜勞働、祭日勞働及び夜間勞働に對する割増賃金の支拂が停止された。この支拂停止は、割増賃金のみについてであつて、云ふまでもなく勞働時間自體の報酬に及ぶのではない。例へば超過勞働にあつては、超過時間の長さに応じて賃金が支拂はれるのである。一九三九年一月一日附「戰時經濟令第四章施行令」によると、企業者は賃金受領者へ支拂はれざる右の割増賃金をライヒ(國庫)へ納入せねばならぬこととなつてゐる(第一條)。

同年一月一日附「戰時經濟令第三章補充令」によつて、日曜勞働、祭日勞働及び夜間勞働に對する割増賃金の支拂停止は、同年一月二七日以降撤回せられた。その前文は、撤回の理由を次の如く述べてゐる。「夜間勞働は、戰時に於ては特に燈火管制措置により著しく從業者の勞働力を消耗せしめる。又、從業者は生活維持のために高度の支出を必要とする。戰時に於ては、日曜勞働も亦從業者にとつては、ある調整を必要とする特殊の困難を伴ふものである。それ故戰時經濟令第一八條第三項に規定せる日曜勞働、祭日勞働及び夜間勞働に對する割増賃金の支拂停止は一時的期間についてのみ考慮されるべきことであつた」と。超過勞働に對する割増賃金の支拂停止は撤回されなかつた。

が、間もなく之も改正を見るに至つた。即ち同年一月二日附勞働保護令によつて、被働者は一日の勞働時間が一〇時間を超える部分について割増賃金の請求權を有することとなつた。この賃金割増の額は原則として二五%とされてゐる(同令第五條)。更に一九四〇年三月二十九日附戰時經濟令第三章補充令によつて、農業及び林業に於ても同年四月一日以降は超過勞働に對する割増賃金の支拂停止が撤回せられた。

空襲と賃金

一 空襲警報と賃金 國勞働大臣は一九四〇年五月一日附布令に於て、國勞働管理官に對し、國勞働管理官は直ちに賃金形成指令を發し、空襲警報又は發射警報に因る勞働時間の喪失のために蒙つた勞働者の賃金喪失に對して勞働者が企業者より一定の最低補償を受くることを確保するやうに求めた。この補償は勞働報酬の一部をなすものである。其後同年五月三一日附同章に於て、國勞働大臣は企業者が自發的に警報中の賃金喪失に對して國勞働管理官の賃金形成指令に於て定められた補償額以上の補償をなし、更に喪失賃金の全額を支拂ふも、賃金形成上何等差支へなきこと

を認めた。併し右に依つてかゝる高度の補償に對する勞働法上の請求權が理由づけられるのではない。

企業者をして勞働喪失に對する補償を容易ならしむるために、國勞働大臣は一九四〇年六月一日附布告(一)を以て、勞働局は、企業者が勞働者へ實際に支拂つた補償を次の程度及び條件に従つて勞働配置國基金より償還すること企業者に對して命じた。

償還に當つては、空襲警報又は發射警報の爲に勞働者が勞働時間の喪失によつて蒙つた賃金喪失の填補として企業者が其工場の勞働者へ支拂つた金額が基準とされる。勞働局は企業者の實際支拂つた補償を償還せねばならぬが、償還額は如何なる場合に於ても工場の勞働者が空襲警報又は發射警報によつて蒙つた賃金喪失の九〇%を超えざる額である(同布告)。

賃金形成指令は、空襲警報又は發射警報のために喪失したる勞働時間は出来る限り追加勞働に依つて現行勞働時間規定の範圍内で之を填補すべき旨の規定を包含す。賃金喪失の填補がこれ等の規定の定むる時間内でなされたる限度に於て、勞働局に依る償還の可能は消滅するものとする(同布告)。

勞働局は工場の賃金計算期間を基準として償還するが、

喪失労働時間が追加労働によつて填補され得る期間の経過前にあつては補償額の何れの額が最後の償還せらるべきものか決定しないから、工場の償還申出は賃金計算期間後五週間を経て之を労働局になすべきものとする。併し労働局は企業者に對してその申出により右期間前に、必要な場合には賃金計算期間中に、豫測し得る償還金の前渡をせねばならない(同布告)。

喪失労働時間とは、空襲警報又は發射警報の爲に喪失したる労働時間即ち警戒の開始より解除迄に喪失したる労働時間を云ふ。何等一般的空襲警報又は發射警報なき場合には、直接の空襲危険又は發射危険を理由として工場防護團長がその権限内で採れる措置に基く喪失労働時間が喪失時間とされる(同布告)。

本布告は一九三四年三月二二日附「公的管理及び經營に於ける労働秩序法」第一條第一項(イ)及び(ロ)の意味に於ける公的管理又は經營には適用されない。又、他の工場に於ても、労働局は、工場が其労働者へ支拂ひたる補償についてのみ償還し、使用人へ支拂ひたる補償については償還せず(同布告)。

次に労働者が空襲警報の爲に適時に出勤の途に就き得ず又は工場へ向ふ途中に於て突然に空襲警報が發せられた場合

臣は一九四〇年七月六日附「空襲に依る工場被害に基く賃金喪失の償還に關する指令」(一)に於て次の如く命令した。

空襲に依つて工場又は工場の一部が被害を受けたるとき、工場又は工場部門の労働者は先づ第一に之を取片附及び復舊作業に配置することを要する。労働者は此等の作業に就業中従來の就業に於て受けたる労働報酬と同額のものを受くる請求権を有する(同指令第一節)。此等の作業に就くことに依つて其労働喪失が避けられ得ない労働者は、之を喪失労働時間中出来るだけ先づ當該工場内で國策上重要な労働に就かしめ、それが不可能なときは當該工場内又は外で他の労働に就かしめねばならぬ。労働者が労働局より指定さるゝ労働を拒否するときは、労働者の次の規定による補償請求権を失ふものとする(同指令第二節)。

労働者の賃金喪失が、喪失時間中取片附及び復舊作業に就業することに依り又は他の労働配置に依つて避けられ得ない限り、労働者は企業者に對して其賃金喪失の七五%(イ)に當る補償を受くる請求権を有する。この補償請求権は被害の發生と共に成立するが、空襲警報又は發射警報の解除前には成立しない。右請求権は労働の再開と共に消滅するが、遅くとも被害發生後十四労働日の経過と共に消滅す

今は、空襲警報に歸せらるべき労働開始の遅延に基く賃金喪失も亦償還され得る。直接に空襲警報に基かざる労働者の遅刻は、労働局に依る償還の対象とされない(一九四〇年國勞働大(一)八月七日附臣布告四)。

空襲警報解除後工場が完全に再び生産活動を開始するに至る迄には一定の時間を必要とする。かかる時間は工場の種類及びその時の生産状態に依り必しも同一ではない。けれども要するに労働者が防空壕を出て作業を開始するに至る迄には、一定の時間を必要とするのである。この點を考慮して、空襲警報解除後三〇分間の時間は之を空襲警報中の時間に加算し、この時間中の賃金喪失の補償については償還を認められた(同布告四)。

註 (一)本布告は同年五月一〇日に遡つて實施された。

二 空襲被害と賃金 労働喪失及び賃金喪失は空襲警報以外にも、空襲に依つて工場又は工場の一部が被害を受け、其結果當該工場又は其生産が當該工場に依存する工場に於て一時的生産喪失が生ずることによつても起り得る。

例へば、電氣又は瓦斯工場の被害によつて一時他の工場に對する電氣又は瓦斯の供給の中断され又は減少すべく、或は一鑛山に於ける捲上機械の被害又は其他の機械の破損によつて一時的生産喪失が起り得る。茲に於て、國勞働大

るものとする(同指令第三節第一節)。補償の計算に當つては、労働喪失なかりせば労働者が普通の労働時間に於て受くべかりし賃金が基準とされる。補償は労働報酬である。他所の労働に於て得たる賃金は補償へ算入される(同指令第三節第二節)。

第三節第一節に掲ぐる期間を経過するも作業が開始され得ないときは、解約告知を要せずして労働関係は消滅する。但し企業者と労働者間に別異の協定あるときは然らず。労働関係の消滅と同時に奉仕義務も消滅する。而して之がために労働者が失業するならば直ちに失業手当金が支給される(同指令第三節第三節)。

第三節第一節に規定する補償請求権の存する限り、企業者は自己の工場の労働者へ支拂ひたる補償については労働局より償還を受けることが出来る。企業者が自己の工場の労働者へ支拂ひたる補償に對してのみ償還され、使用人へ支拂ひたる補償に對しては償還されない。償還は第三節第一節の期間に對してのみなされる。一九三四年三月二三日附公的管理及び經營に於ける労働秩序法第一條第一項(イ)及び(ロ)の意味に於ける公的管理又は經營の支拂ひたる補償に對しては償還されない(同指令第五節第一節第二節)。

右の一九四〇年七月六日の國勞働大臣の指令は、同年九月二日附國勞働大臣の布告(二)及び同年一〇月九日附國勞働

大臣の裁決に依つて其適用範囲に關して重要な點に於て補充された。

コークス製造場が空襲警報の爲に其コークス製造を制限し従つて瓦斯供給を制限せざるを得ざるに立到つたが爲に、瓦斯の遠距離供給を受ける工場に於て労働の喪失生ずるとき、當該工場の労働者の労働喪失による賃金喪失は之を空襲に因る被害の場合と認むべきである。それ故右の賃金喪失に對しては企業者より労働者に一九四〇年七月六日附指令の規定せると同額の補償がなされること及び此等の補償は企業者に對し其申出により労働局から償還されることと認められた(一九四〇年九月二日附布告(四))

労働者の住宅が空襲被害を受けその爲に労働者が他の宿所を求むること、世帯道具の補充又は家族の保護等避け難い配慮を通常の労働時間中になさねばならぬことに依つて、労働者にとつては或る程度の賃金喪失は免れ難いであらう。それ故かゝる賃金喪失も亦それが個々の場合に於て避けられ得ない限り、企業者より労働者に賃金喪失の七五%が補償され且つこの補償は労働局より償還されることと認められた(同布告(四))

この規定(同布告(四))は、労働者の住宅が敵の空襲に依つて直接には被害を受けざるも、住宅が空襲の爲に遮断せら

右の規定は、すべての就業關係に對して適用される(一)。官吏は官吏法なる特別規定の拘束を受けるが故に右の解約告知の制限の規定は適用されない。

次の場合には、第一條第一項及び第二項による同意を必要としない(同令第二條)。

- 1 契約當事者が労働關係の解消に關して同意せる場合
- 2 經營(若しくはその一部)の休止の場合
- 3 労働者、使用人又は徒弟が試験又は補助のために雇入れられ且つ労働關係(徒弟關係)が一箇月以内に終了する場合

尙一九三九年九月六日附「勞務者移動制限令第一次施行令」第一條は、些少の報酬を得て行はるゝ時々の労働給付又は就業にして疾病保険義務の下に立たざるものは、労働關係解消の爲の同意を要せざる旨規定してゐる。

註 (1)同令第一條の規定は労働手帳義務なき者にも適用される又、夫、父、母、祖父母、兄弟姉妹の經營に於て規則的に協力する家族にして、労働者若しくは使用人として就業せざるものにも準用される。

二 雇入れの制限 經營(各種の公私經營及び管理)及び家庭計は労働局の同意を得たるときに限り、労働者、使用人、徒弟、見習及び實習生を雇入れることが出来る(同令第四條第一項)併し農業經營への労働力雇入れについては労働局の同意を

れ又は片附けられねばならぬことに依つて、一時又は永続的に住宅が使用出来なくなつた場合に之を適用しても差支へなしとされた(一九四〇年一月九日附裁決)。

註 (1)本指令は一九三九年九月一日附「労働配置及び失業救済關係法規修正令」第一條に基いて制定され、一九四〇年七月一日に遡つて實施された。
(2)本布告も一九四〇年七月一日から實施された。
(3)(4)七五%は九〇%に改められた(一九四〇年一月二日附國勞働大臣訓令)

労働配置

戦時に於ける適正なる労働配置を行はんがために、一九三九年九月一日附「勞務者移動制限令」は、解約告知の制限、雇入れの制限及び勞務者の届出義務の實施といふ三様の措置を採つてゐる。

一 解約告知の制限 經營指導者、労働者、使用人、徒弟、見習及び實習生は、労働局が労働關係の解消に對して同意したるときに限り労働關係(徒弟關係)の解約を宣言することが出来る(同令第一條)。

必要としない(同令第四條第二項)。

尙前掲第一次施行令第二條は、鑛業經營及び一四歳以下の子女を有する家庭への労働力雇入れについては労働局の同意を必要とせざる旨規定してゐる。農業労働力を鑛業若しくは一四歳以下の子女を有する家庭に雇入れるときは労働局の同意を必要とする。

三 勞務者の届出義務の實施 労働關係(徒弟關係)の解消に對して第二條に依り同意を要せざる者は、従来の職場より離れたる後、遅滞なく労働局に之を届出でねばならぬ事となつた(同令第三條)。

労働配置政策上の要求あるがためである。労働局は労働力の解約告知及び雇入れに對する同意の申請があつた場合に於て、之を決定するに當つては次の諸點を考慮せねばならないのである(同令第六條)。

- 1 國家政策的及び社會的觀點
- 2 労働配置、職業後繼者の指導及び賃金政策に關する一般的方針
- 3 労働者及び使用人の職業的發展の觀點

俘虜の労働配置

國勞働大臣は一九四〇年七月一〇日の訓令(一)に於て俘虜

の労働配置に関する基準を示してある。本訓令に於て示されてある俘虜の配置をせらるべき作業並に配置条件等の大要は以下の如くである。

州労働廳及び労働局は、俘虜を先づ第一に次の諸作業に配置すべきものとされてある。

- 1 農業に於ける經營の諸作業
- 2 林業及び材木業に於ける諸作業
- 3 土地開墾諸作業
- 4 全ての鐵山業(鐵山業と同視されたる經營を含む)に於ける諸作業
- 5 鐵道工事—特に地上諸工事並に其他の諸作業(貨物發送、積換場、工場等)及び獨逸國有鐵道の戦時に重要な建設工事
- 9 合成ゴム及び直接液化工場、パルプ及びビス・フ工場並に其他戦時に重要な工場に於ける建設及び經營諸作業
- 7 戦時に重要な街路、運河、ダム及び住宅建設工事
- 8 煉工工場、採石場及び戦時に重要な其他の土木經營に於ける諸作業
- 9 食糧補助事業の建設工事
- 10 泥炭採取諸作業
- 11 各種の鑛産諸作業

右の諸作業だけではない。俘虜は他の戦時に重要な作業にも配置されるのである。戦時に重要なならざる作業及び補足的な作業に對しては、他の就業可能性がないときのみ配置される。

二

- 1 俘虜の服する労働は、戰鬥行為と直接に關係のあるものであつてはならない。特に俘虜を武器又は彈藥の製造及び運搬並に戰鬥部隊の使用にあてられた材料の運搬に使用することは禁ぜられてある。
- 2 怠業、間諜行為及び破壊行為の虞れある場合には、俘虜を使用することは出来ぬ。かゝる場合には一般に外國人の就業に對して發せられた規定が準用される。
- 3 俘虜は能ふる限り經營内に於ては之を分け、且つ特別の部門に就業せしめねばならぬ。他の外國人と共に働くことは出来ぬ。
- 4 一般に經營は軍當局の要求に合致せる俘虜及び監視員の宿舍を用意せねばならぬ。宿舍の室は、衛生的に非難の餘地なきものたること及び俘虜の監視可能なるものたることを要する。特別の宿舍を設けずして、俘虜收容所から直接に配置することは稀である。
- 5 企業者は一般に監視員及び俘虜の食事を用意せねば

ならない。俘虜收容所側から食事を給することは稀である。

三

- 1 俘虜の労働給付に對しては、報酬を俘虜收容所へ(俘虜本人に對しては)なく、支拂はねばならぬ。俘虜の労働に對する報酬は、原則として時間給の場合に賃率規則により定められたる賃率或は當該地域に慣例たる賃率又は特定賃率の六〇%、出来高給の場合は同種の出来高給賃率に對する賃率規則により定められたる出来高給賃率或は當該地域の慣例たる出来高給賃率又は特定の出来高給賃率の八〇%である。基礎にすべき賃率に關して疑義の存するとき、國労働管理官又はその代理者としての労働局長が之を決定する。以上は一般的配置条件である。
- 2、個々の經濟部門に對しては、國労働大臣によつて左の特別の配置条件が定められた。

(甲) 公的建築工事に於ける配置条件

(イ) 補助労働者(地下工事労働者及び建築補助労働者)に對しては、賃金計算の基礎として一時間當り五五ベニツヒとなる全國一律的時間給賃率が定められた。専門労働者に對しては、専門労働者の當該地域に於ける賃率規則により定められた時間給賃率を基礎とする。時間給で就業する俘虜一人に付これ等の賃率の六〇%を現金で俘虜收容所へ支拂はねばならない。

(ロ) 出来高給乃至請負給で就業せる各俘虜に對しては、(イ)により計算された時間給賃率に、その三〇%(割増賃金)を加へる。

(ハ) 右の計算方法によると、時間給で働く補助労働者の一時間當りの賃金は五五ベニツヒの六〇%即ち三三ベニツヒとなり、時間給で働く専門労働者のそれは當該地域の専門労働者の時間給の六〇%となる。補助労働者の一時間當りの出来高給賃率乃至請負給賃率は三三ベニツヒにその三〇%を加へたる四三ベニツヒとなり、専門労働者のそれは當該地域の専門労働者の時間給の六〇%にその三〇%を加へたものとなる。

一九三九年九月一日以後に獨逸領に編入された東部地域に於ては、ダンテツヒ自由市を除き、補助労働者に對する五五ベニツヒなる全國一律的時間給賃率の代りに、鑛業に於ける補助労働者の當該地域の時間給賃金の基礎とされる。惡天候に因る労働喪失に對する報酬は通例問題にならない。國有自動車道路の工事にあつては、惡天候に因る労働喪失の際國防軍がその初日から宿營費及び食費を負擔する。

(乙) 泥炭業に於ける配置条件

(イ) 時間給で就業せる俘虜に對しては、企業者は俘虜一人一時間に付二七ベニツヒの割合で俘虜收容所へ納入する。

(ロ) 請負給で就業せる俘虜に對しては、賃率規則によつて定められた請負給の八〇%、かゝる規制なき場合は當該地域に慣例たる請負給の八〇%を納入せねばならない。

(ハ) 惡天候のため俘虜が就業出来ない労働日については、企業

者は國防軍へ何等報酬を支拂ふ必要がないが、國防軍に対する補償請求権なき無償の宿舍及び食事を支給せねばならない。悪天候に因る労働喪失が全部で二八日以上となるときは、二九日目から宿舍及び食事に對する確定額の五〇%が、國防軍から企業者に補償される。

(丙) 農業、林業及び土質改良作業に於ける配置條件(ポーランド人の俘虜は除く)

(1) 時間給労働の場合には次の如くである。俘虜に對しては無償の宿舍及び食事を支給せねばならない。經營外での宿營及び食事にあつては、その費用は經營指導者が負擔する。國防軍が宿舍及び食事を全部又は一部負擔したる時は、これに對して經營指導者は國防軍へ次の如き割合で償還せねばならない。食費は一日に付〇・八〇マルク(朝食〇・一五マルク、食費〇・四〇マルク、夕食〇・二五マルク)、宿舍費は一日に付〇・二〇マルクである。その外に、全國に亘つて俘虜一人に付労働日一日毎に〇・八〇マルク、労働期間一箇月毎に二〇・八〇マルクの金額を所轄の國防軍の機關へ納入せねばならぬ。

(2) 出來高給労働に就業せる俘虜に對しては、賃率規則により定められた出來高給の八〇%、かゝる規制なき場合は當該地域に慣例たる出來高給の八〇%を俘虜收容所へ納入せねばならぬ。俘虜は出来る限り之を出來高給で就業せしむるべきものとされてゐる。

(3) 上の配置條件は一九四〇年九月三〇日迄有效であつた。

- und nach der sozialen Stellung. (Wirtschaft und Statistik, 1940, Nr. 16)
- (2) Die Bevölkerung des Deutschen Reichs. (Wirtschaft und Statistik, 1940, Nr. 17)
- (3) Eheschließungen, Geburten und Sterbefälle im Jahre 1940. (Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 7)
- (4) Die Erwerbstätigkeit der Reichsbevölkerung. (Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 3)
- (5) Die Preise im Dezember und im Jahre 1940. (Wirtschaft und Statistik, 1941, Nr. 1)
- (6) Hoche, Deutsches Kriegsrecht

イギリスの労働政策

一 概事情 一九四一年は、イギリスにとつては、前年ダークの敗戦による創痍未だ癒せず、鋭意恢復に盡瘁せしにもかゝらはらず、四月ドイツ・イタリア軍のバルカン政略に續くクレタ島の喪失は、其後北アフリカ及びエチオピア戦線の挽回ありしとは云へ、國內時局の急迫を告ぐるものあり、一時は絶望的の嘆息さへ聞かるゝ状態であつた。この時に當つて、ドイツ・ソウエイット戦の開始はイギリス

(丁) 砂糖製造業に於ける配置條件(2)

(1) 企業者は自己の使傭する俘虜に對しては無償の宿舍及び食事を支給する。俘虜が病氣又は經營上の事情のために労働給付を妨げられた場合でも、彼等が俘虜收容所へ送還せしめられ又は衛成病院へ移されない限り無償の宿舍及び食事を支給する。

(2) 宿舍及び食事が例外的に支給されないときは、俘虜一人に付労働日毎に一マルク(食費〇・八〇マルク、宿舍費〇・二〇マルク)を俘虜收容所へ納入せねばならぬ。

(3) 俘虜一人に付實際の労働時間とは關係なく労働日毎に二・五〇マルクを俘虜收容所へ支給はねばならぬ。日々労働時間一様に六時間以下なるときは、一・五〇マルクに引下げられる。特に能力ある俘虜に對しては、〇・五マルク以下の特別手當を労働日毎に支給することが出来る。

(4) 日曜労働、夜間労働又は超過労働に對する割増賃金は支給はれない。

(5) 以上の配置條件は一九四〇年一〇月一日より實施された。

註 (1) Reichsarbeitsblatt, 1940, I, S. 334-36
(2) 「砂糖製造業に於ける配置條件」の項は Reichsarbeitsblatt, 1940, I, S. 479-78 に據る。

本稿参考文献 主なるもの次の如し。

- (1) Die ständige Bevölkerung nach Wirtschaftsbezeichnungen
- (2) 「一九三九年獨逸國勢調査の若干細目集計の發表」(人口問題研究、第二卷第二號)
- (3) 「一九三九年獨逸國勢調査の若干細目集計の發表」(人口問題研究、第二卷第三號)
- (4) 本多龍雄氏「戦時下一九四〇年獨逸の人口動態」(人口問題研究、第二卷第七號)
- (5) 「一九三九年獨逸國勢調査の細目集計の發表 三」(人口問題研究、第二卷第八號)
- (6) 平田隆夫氏「空襲とナチス労働法」(社會政策時報、第二四四號)
- (7) 同氏「ナチスの俘虜労働配置政策」(社會政策時報、第二六一號)

スにとつては、一大安堵の種となり、自來合衆國依存の態度は漸く濃厚強烈となり、遂にチャーチル首相をして、十一月十日には、萬一合衆國が日本と開戦する場合には、イギリスは、時を移さず、日本に宣戦布告すべきことを言明せしめるに至つた。従つて、合衆國を參戰せしめんが爲、凡ゆる手段を盡して、煽動、威嚇、全國をあげて狂奔するの狀態であつた。

イギリスでは、開戦以來、産業上に於ては、勞資關係の和平維持の爲、兩者團體間に期せずして、戦時中罷業手段による勞働爭議戦術の停止が認められたが、同時に政界に於ても、戦時中政争の停止及び國會總選舉の延期が協定せられた。之は、一九三一年の政變の結果所謂舉國一致國民内閣の成立して以來、久しく在野黨として雌伏し、然も全國有権者中八百萬の支持を確保せる勞働黨にとつては、少からざる犠牲であつて、前年チャーチル内閣組織に當つて、勞働黨の入閣に際しても、同黨の入閣は、あくまでその黨是の實現を條件とすべきことが強調されたのであつた。然るにその後の戦局の推移は必ずしもイギリス側に有利ならず、加ふるに軍需補給難は國內政治上、經濟上、種々の難關に逢着し、殊に勞働運動側にあつては、暗黙の産業平和協定にかゝはらず、又強制調停制度施行にもかゝはらず、争議は依然頻發し、獨蘇開戦前の如き、共産派の策動漸く著しく、極左派勞働組合員を糾合して、或は反戦運動を企て、或は反幹部争議を敢行する等容易ならざる形勢あり、勞働黨内部に於ても、閣員たる幹部派と勞働組合側闘士との間の意見の相異漸く著しくなる情勢であつた。

チャーチル首相の下に少數閣員を以て組織された最高樞府たる戦時内閣は、當初五名の閣員より成つてゐたが、

一九四〇年十月、かねて樞密院議員として留任せしネヴィル・チェンバレルの下野に際して、八名に増員された。之はベヴィン勞働相が戦時内閣員となつたので、勞働黨側三名に對して、保守黨側は均衡上五名に増員された爲であつた。一九四一年には、數回の閣員更迭に伴うて、漸次その顔觸も變化し、人員も九名に増加し、政府の組織も再三變更するところがあつた。而して之等政府部内の異動の原因には、各政黨間の勢力の均衡其の他の政治的又はチャーチル首相の保守黨首としての個人的事情もあつたが、最も重要なりしは、戦争遂行上の諸方策、別しては兵力の配置と軍需増産對策實施の結果の思はしからざりしこと、の問題であつた。各地戦線の形勢の有利に發展せざる状況によつて曝露せられし軍備と作戦の缺點と、軍需補給の組織機構の不備とに對する一般の不平不満は、勞働黨内部に於ける政争停止、國會改選延期に對する反對論と相俟つて、やゝもすれば政情不安の空氣を漲らしめたこともあり、殊にドイツ・ソウイェット開戦前に於ては、共産派の反戦運動が各地會社工場内に於ける増産對策に不満を有する分子と結合して、屢々政府不信任の叫びもあげられたが、一九四一年には、とにかく正式の不信任案が議會に上程されるには至らなかつた。

ダンケルク敗戦以來、大陸作戦を断念し、専ら國土防衛に力を集中したイギリスに於ては、軍需生産の増強擴充は最大喫緊事であつた。それが爲前年チャーチル内閣成立以來、無任所大臣たるアーサー・グリーンウッドの下に生産會議を設けて、産業統制政策の實施に努めて居つたが、資材と勞働力の不足に加ふるに、イギリス傳統の政治機構は近代作戦の要請を滿すべくもなく、一九四一年一月六日早くも生産會議組織を廢止せざるを得ざるに至り、之に代つて創設されたのが、生産執行部と輸入執行部とであつた。

生産執行部は、ベヴィン勞働大臣を議長として、軍需關係各省大臣及び商務大臣を委員とした機關で、輸入執行部は軍需及び民間資材輸入統制の機關として、物資大臣を議長とせる組織であつて、ビーヴァーブルック卿が、七月以來管掌することゝなつた。その結果、グリーンウッド無任所相が、戦後再建問題の調査企畫に専心することゝなつたのは、當時政府は勿論、民間諸團體に於ても、戦後對策の準備を開始し、各種戦後世界改造等が内外に提案されたのと相俟つて、興味ある事實であつた。而して前記二機關の補助施設として、各種の委員會も任命され、以て軍需補給對策の順調なる進捗が期待された。其後増産も漸く圓滑となり、重點主義割當も兎も角も順調に行はれ、勞働力補給の

見込も立つに至つたが、資材供給關係の問題は、依然として困難を極め、ビーヴァーブルック卿の物資大臣就任後は、従業産業生産能力委員會の諮問機關たりし勞資代表より成る地區協議會を改正して、生産執行部地方協議會と稱し、この地方協議會の中央機關として、全國的の勞資聯合協議會も設けられ、之は執行部直屬の諮問機關として、ベヴィン勞働大臣に對して、増産一般に關する問題の進言を行ふこととし、之に對して地方協議會では、各地方に於ける發註契約の監督を初めとして、工作器材及び生産能力の點檢に任じ、以て中央機關を援助することゝなつたが、然しながら、軍需増産問題は、依然として解決するに至らなかつた。

右に關聯して、四月には、運輸省大臣ムア・ブラバゾン中佐は、全國の運輸機關統制をして、戦時輸送の完遂を期せんが爲、戦時運輸會議を任命し、その會議員としては、運輸業關係の勞資團體代表八名其他關係官廳職員三名を選任し、以て従來主として經濟的社會的の利用を眼目として設計敷設されたイギリス内地の鐵道、道路をば、一朝外敵侵入の際、能率的に利用し得べき計畫を用意することゝなつた。従つて、運輸會議には、廣汎の權限が附與されて、各種運輸機關を統合して、國家の戦時組織の一部として、

前記の生産執行部及び輸入執行部なども密接に連絡統一して、之を運営し得ることゝなつた。尙五月一日航空機生産大臣ビーヴァーブルック卿の辭任して、無任所大臣となつた時、従来の運輸省と船舶省とを合同して、戦時交通省とすることゝし、實業家出身の前船舶省顧問エフ・ヂュー・レゾーが、准男爵に叙爵されて、最初の大臣に就任した。戦時交通省の設置は、やがて國內鐵道事業統制の問題に關聯して、鐵道會社と政府との間の困難なる問題を愈々複雑ならしめるに至つた。

右の外軍需増産上、産業集中化政策が施行されて、資材配給並に労働配置上多大の期待が抱かれこのことを附記して置く。

誠に一九四一年に於ては、軍需増産機構の調整と銃後國土防衛の充實とは、イギリスの重要政治問題として、全國を震撼動揺せしめたものであつたが、然しながら之等の問題に關する論議紛争の背後に、敗戦の打撃と、深刻化する物資の不足と、その結果たるインフレーションの進行と、それらに基く一般社會不安、殊に労働不安と、爲政當局者に對する不満とを看過することは出来ないのである。増産機構の問題は、連續的の當事者の更迭異動と政府組織の改變として現はれ、延いてはイギリス經濟機構の根本的變革

の問題にまで及び、やがて労働運動方面に於ける共產主義導入の氣運となるに至つた。

國土防衛の問題は、ドイツのクレタ攻略後イギリスの外征作戦が、専ら地中海を守り、西南アジア及びアフリカを防備するに集中されて以來、ドイツの上陸作戦に對する國內防備の改善充實を期する上に惹起したもので、殊に一九四〇年十月内閣改造の際、ハーバート・モリソンが、内相兼國民保安相となつて以來、従来の銃後防衛組織を根本的に改造することゝなり、全國の消防隊組織を初めとして、空襲避難制度、民間防火組織等を改造充實したことに端を發して、避難民やその宿舍の問題、民間の國土防衛の従事員の待遇問題などと關聯して、兵士の待遇問題にまで波及し、國防作業全般が労働問題化するに至つた。イギリスの銃後國防組織としては、前大戰以來の防空警防組織(A. P. R.)があり、今大戰以後には、銃後國防(強制徵募)令、防火(營業用建物)令等があり、各地方の消防署員と協力して、敵襲の際活動することゝなつて居つた。又民間防空施設としては、避難制度や、防空壕設備などがあつたが、それらに關聯して、避難民の待遇や、宿舍割の不當、避難民と宿舍主の貧富の差異より生ずる紛争、防空壕構造の良否と利用の方法などの問題があり、モリソン保安大臣の活動

目覺ましきものがあつた。之等の問題は、やがて政治上に於ては、生産省及び銃後國防設置要求となつて論議せられたが、一九四一年には、生産大臣も又銃後防衛大臣も任命されるには至らず、労働黨を初め、保守黨反チャーチル派の異常の不滿の種となつて居つた。

一九四一年には、イギリスでも、食糧統制は全面的に適用され、配給問題や開取引問題等も起つたし、衣料切符制度も實施されたが、之等の方面に於ても、イギリス独自の貧富の對立より生ずる重大社會問題の惹起したのも、特記すべきであらう。又交通機關の統制から起つた通勤労働者の不便と疲勞の問題は、直接生産力にも影響があつて、こゝにも經濟統制政策から生じた新しい労働問題の生起を見られたものである。

労働條件 一九四一年に於けるイギリス労働事情を概観するに、一般物價の騰貴とそれに伴ふ労働賃金の上昇とが著しい現象として印象される。左に労働省發表の數字に就いて見ると、小賣物價乃至生計費は、一九四一年五月末日現在を一九四一年七月と比較して見ると、食糧品に於て七〇%の騰貴を示し、各種統合して一〇〇%の騰貴となつて居り、一九三九年以來の上昇の傾向を見るに、生計費指數は各年初頭には、五五、七四及び九六であつて、一九四一年

には、九六より漸増して、二月には九七となり、四月には九八となり、五月には一〇〇となつて居る。一九四一年十月三日附ロイテル電報によれば、開戦後二箇年間に於て、生計費の騰貴は二〇%に達するに、労働者所得の増加は、名目上は一七%を計算されて居るが、新課税及び強制貯蓄の結果、一〇%にも足らない状態であると云はれて居つた。

労働省の集計せる賃金率異動統計によれば、一九四一年一月より五月までの期間に於て、定額賃金値上實額過當總計一百萬磅にして、之は延人員六百六十五萬人の労働者の分であつて、同期間に於て定額賃金の値下ありし産業もあつたが、結局差引き前記の値上實額となつたもので、賃金率上昇の傾向は否定し得ざるところであつた。

物價の騰貴は、供給の阻絶による物資の不足乃至配給の不均衡から來るのであるが、それに伴ふ賃金の増加は、やがてインフレーションの原因となるものとして、政府の賃金率統制政策確立を要求する聲は、全國に喧しかつたが、之に對して労働者側殊に労働組合ではあくまで賃金停止令には反對を唱へしのみならず、賃金率變更の協議機關をさへ、労働組合以外に創設することには反對したのであつた。イギリスに於て、法律を以て賃金率決定の機關の設

置かれて居る職業は、最低賃金率協定会議制度の施行されて居る未組織労働者多き業種は別として、鐵道、炭坑、金屬、綿絲加工、自動車、運輸農業等であるが、自動車運輸業及び農業に於ては、一九四〇年中最低賃金が新たに決定實施されたし、金屬機械工業は、軍需増産時代として、種々の事情から賃金の上昇は抑ふべくもなく、鐵道業亦鐵道會社の収入増加に應じて、開戦以來一再ならず、従業員給與の改善を行つた。然るに綿工業は、平和産業として、一九四一年には、政府の産業集中化政策の結果休業工場續出し、労働者も亦他産業へ轉業を餘儀なくされて居るので、従業員條件改善の餘地なく、唯炭坑業に於ては、等しく軍需工業に屬するも、久しく輸出の杜絶と傳統的の諸事情の結果、比較的最低賃金の爲、賃金問題は、一九四一年に於て、深刻化するを見た。殊に炭坑労働者の惡條件が、さらだに應召等による労働力の減退を見て居る上に、他の軍需工場への轉職者多き爲、生産力の低下著しき状態に陥つた結果、重要業種令の適用となり、勞務統制の加へらるゝと共に、精動手當が施行されることになつた。然るに、この精動手當の金額に就き、勞資間の意見相異を來し、一大紛争を惹起した。當初雇主側の提案によれば、一週間六日無缺勤の者に對しては、一交替當成年労働者一志、少年六片の手當

を支給すべく、一日にても缺勤せるものは、この恩典を放棄せざるを得ざる條件であつたが、之に對して、炭坑夫組合側では、災害其の他正當の理由ある缺勤の場合は、當然手當を支給すべきものと主張し、結局炭坑主側の讓歩によつて解決した。

炭坑以外に於ても、賃金關係で注目されたのは、機械工及び造船工の賃金値上問題で、前者は一週十二志、後者は十志の増額を要求し、いづれも強制調停裁判に提起した結果、戦時割増手當値上の判決を得た。又鐵道従業員も、前年以來十志の値上を要求して居つたが、之は鐵道業全國審判所にて裁判の結果、一週四志の値上に決定し、之を一月六日より遡つて實施することになつた。四志の値上適用者は、成年男子現業員全部に及び、事務員は年額十磅の値上となるが、婦人及び少年従業員は之に比してや、低率となると云はれる。

尙炭坑夫側では、前記賃與制度施行と同時に、一週四磅保障最低賃金制度の施行を要求し、この最低率は、一九四一年當時の物價を基礎にした計算であつて、一九四二年になると、この最低賃金を四磅五志に引上げを要求し、戦時下全國總罷業となるべき情勢にまで發展したものである。参考の爲、當時炭坑夫中賃金の比較的高率なりと云は

れた南ヨークシアの一炭坑の賃金率をあげると、左の如くである。(Times, May 19, 1941)

作業種類	従業日数	賃金
地下日給制最低	六日	三磅一八志〇片
地上作業		
第一種	五日半	三 四 五
	六日	三 一〇 三
第二種	六日	三 一 一 三
第三種	五日半	三 五 六
	六日	三 一 一 九
第四種	六日	三 一 二 六
第五種	六日	三 一 四 〇
第六種	五日半	三 九 八
	六日	三 一 六 〇
第七種	一	三 一 八 〇

自動車運送業従業員は、その従業條件が法律を以て規定されてゐる點で、イギリスの労働者中でも特異の地位にあるものであり、一九四〇年四月には、愈々一九三八年路上運輸業賃金法が全面的に實施された結果、賃金率なども細目に亘つて決定實施されたが、同年十二月にはその改訂が行はれ、十二月二十三日實施となつた新賃金率は、滿二十一歳以上のものは、週當三志六片、同未滿のものは一志九

片づつの値上となつた。

農業労働者も亦法定最低賃金制度の適用され居る業種の一に屬するもので、一九四〇年チャール内閣成立後間もなく、一週四十八志の最低率が實施され、異例として世人の耳目を聳動せしめたが、一九四一年には、全國農業労働者組合及び運輸一般労働者組合では、一週三磅最低賃金施行を要求し、之を中央農業賃金協議會に提出した結果、七月下旬拒絶となり、爾後一週三磅を目標として運動を繼續して居る。

労働時間に関しては、一九四一年には、著しい變化はなかつた。長時間作業が、労働者の保健上有害にして、やがて之が生産能率に及ぼすべき影響の重大なることは、一般に認められ、殊に國會の國費支出調査委員會の報告發表以來、この問題は、イギリス本國のみならず屬領政府に於ても慎重の考慮するところとなつた。従つて定例の夏季休暇の如きも、一週間以内は例年の如く支給すべき旨通牒が發せられ、唯、休暇實施の時日を従業員一齊に同時とせず、交替に實施することとし、又休暇中の旅行を制限し、旅行上の従来の諸特典も撤廢され、或は地方慣行の行事による一齊休業などは禁止となり、必要の場合には、一週間の休暇を何回にか分割して實施せしむる等の指令が、労働省から

公布された。

イギリスに於ける政府の戦時労働条件に對する統制は、右の如く、頗る緩慢に見ゆるが、然しながら、一九四一年には、直接賃金、時間等に對する干渉は行はれなくとも、勞務調整政策の方面から、政府の統制の手の強化されたこととは否まれず、それと同時に、厚生政策の方面に於ても、各種の福利事業の新しく創設されたのは注目せられた。殊に、食料物資不足の折柄、従業員の食堂酒保施設の完備が要請され、従業場に於て食料品の配給を確保すべき方策の講ぜられたことは、興味ある現象であつた。例へば、一月八日附労働大臣命令を以て規定された土木建築労働者の福利施設の如き、政府の土木建築請負業者に對して、従業員の福利安全施設を行ふと共に、作業現場にて温き食事をなし得る酒保を設置すべき義務を負せしめて居るし、二月十五日附仲仕労働者福利施設に關する命令にも、酒保及び洗面場の設備が規定され、工場監督官は、それらの設備を置くべき場所の位置指定権を有する旨規定されて居る。又長時間作業の際は、殊に残業の時は、少くとも十分間の休憩を與へて、適當の清涼飲料などを給與すべきことが指令されたこともある。

労働力の補給 兵力と労働力の充實補給は、いづれの交

戦國にあつても至重至上の問題ではあるが、イギリスの如き狭小なる本國の必ずしも人口多きにあらざる國土に於て、廣汎なる戦線に對する兵力軍需の補充々足は、至難のことである。イギリス本國人口は、約四千七百萬と云はれて居り、内老幼病弱者約四割を差引けば、約二千九百萬と云はれるのである。勿論之に加へて屬領各地の人口も計上し得るのであるが、兵力に於ては、前大戰の動員兵力總計は約八百萬と云はれて居り、今次の戦争に於ては、聯合國とて有力なるものは殆んどなく、大東亞戦争開始後に於ては、合衆國がその領土以外に夥しき兵員を聯合國陣營に増強するが如きことは期待し得べくもなく、且近代戦に於ては、前線兵力一名に對して軍需勞働力一名を要するものが通則であるので、兵力動員を八百萬とするも、軍需勞働力を合して千六百萬を要し、残る千三百萬を以て衣食料其の他消費物資の生産を賄はざるを得ないのである。今假に失業保險加入者總數千五百萬を常時必要勞働力とし、開戦當初保留職業表適用の結果召集免除となりしもの總計七百五十萬を軍需工業の勞働力全部と見做して計算するとき、差引七百五十萬が衣食住其の他の消費物資の生産力に必要な人員となる。之だけでも既に不足となるのであるが、之に失業保

險に加入せざる平時生産力を構成する人員を考慮するとき、果して戦時生産力の維持可能なりやは、頗る疑問となるのが、今次戦争に於てイギリスの直面せる一大難關となつて居る。されば、ベヴァン労働大臣就任以來、軍需勞働力の補給の爲には、極力盡瘁するところがあり、一九四〇年五月の非常權力令を發動して、人的資源の強制徴用を行ふべしとの議論も屢々起つたが、ベヴァン大臣は、あくまで強制徴用には原則的に反對意嚮を持して、一九四一年には、遂にイギリス最初の婦人勞働力徴募を実施するに至つた際にも、遂に一般的強制徴用の手段を採らず、あくまで任意主義に基いて、一々登録者との面會を行ひ、就職の適否、業種の選定等は、個人々々に就いて談合決定する方法を堅持して改めなかつた。

労働配置問題上で注目されたのは一九四〇年開始された埠頭労働者の統制であつた。之は、ベヴァン大臣が、運輸労働者の組合長たるの關係もあり、港灣埠頭が直接戦争の被害を受ける結果として、かなり順調に實施された。之は政府の一般轉業政策の一部として實施されたもので、政府の指令に基いて、重要産業に轉業したものに對しては、轉業先の従業場が、通勤區域外の場合は、旅費は勿論、住宅手當も支給されることになつて居り、住宅手當としては、

元住地に家庭を有する既職者には、宿泊手當として一夜三志六片が支給され、旅費は、轉業先までの運賃と、旅程四時間以下には五志、それ以上には十志の手當とが支給されることになつて居る。之等の手當は、雇主が支給する慣行の業種には、政府からは支給されず、又團體協約に規定する場合には、その規定によることになつて居るが、綿紡織業などでは、既に一九四〇年特に委員會を設けて、轉業手當を支給することとしたし、炭坑業では、ダンケルク敗戦後輸出杜絶の結果、過剩勞働力整理の爲、轉業政策を實施し初め、一九四〇年九月には造船工の轉任制度が關係團體間の協定で實施されたりした。而してそれらの轉業又は轉任労働者の厚生對策を講ずる爲、政府では、勞働省の諮問機關として、工場厚生諮問會議を任命し、又内務省工場局を勞働省に移管し、或は中央産業福利諮問委員會を設け、或は勞働省の地方官附には各地方厚生官を任命し、各勞働力補給事務擔任の諸機關と聯絡統合して活動することとした。一九四一年になると、政府では、リヴァプール、マンチエスター、ブレンドン、ガーストン、プロムバラ、エルズミア・ポート、バーチントン、ウイドネス、ランコーン及びウエストン・ポイント諸港の登録埠頭労働者全部は、勞働省の雇員とし、出來高拂制の保障附賃金を給與するこ

となり、三月十日より之を實施することとなつた。而してこの制度を適用されるものは、何時たりとも、又前記諸港の何處へなりとも、週常十一回従業せざるべからざることをとなり、萬一週の作業回数十一回に満たざる場合にも、十一回分の賃金は一回七志六片の割で支給されることとなつた。従つてそれらの労働者は、労働大臣が雇主として、凡て給與を支給する譯で、大臣の代理として實務に携はるのは、前記諸港の港灣事務官であつて、同事務官は、「認可雇主(仲仕親方等)」の要請に應じて、人員及び労働者の種類を定めて、配當するのである。指定港灣は、其後前記以外にも増加された。又埠頭労働者には、二月十五日附労働大臣命令を以て、その従業場に酒保と洗面所を必ず設備することとなつた。

次に土木建築労働者に對しても、軍需工場、飛行場、軍事施設等の建築請負業者は、必ずその厚生福利を充實すべきことが命ぜられ、脱衣場、洗面所、食保、飲料水、其の他の施設を完備することとなつた。

海員に就いては、一九四〇年海員厚生會議設置され、その決議に基いて、一九四一年には、ロンドン、ブリストル、ハル、マーシーサイド、ニューカッスル、グラスゴウ、リース、カーチフの諸港には、港灣厚生委員會なるものが、

各勞資其他關係諸團體代表にて組織せられ、聯合國は勿論諸外國海員の厚生福利に努めることとなつた。それが爲、労働大臣は海員厚生官を任命し、その衝に當らしめることとし、既存の海員福利等の足らざるを補ひ、入港海員に對しては、食料品、煙草の供給を初めとして、宿泊所、安全設備、戰禍防止等の便宜を提供すると同時に、カナダ、合衆國等の港灣に於ける厚生施設の調査を行ひ、殊に海員保健上の設備充實の爲には、労働者代表二名を従來設置されし商船保健聯合諮問委員會に参加せしめることとなつた。要するに之等の福利施設は、單に従業者の待遇改善政策として施行されたものではなく、労働力配置政策の一部として實施せられた點に重要性が認められる。

一九四一年に於ける労働力補給政策上重要なるものは、保留職業表の改訂と、それに關聯して制定されし重要作業令と、産業集中化政策と婦人労働者登録の開始とであつた。

保留職業制度は、戰時應召出征の爲軍需労働力の不足を防止せんが爲、應召免除を受くべき職業の一覽表を作製し、それに記載の業種に屬する労働者は、兵員として召集を免除すべき制度であり、開戦直後、保留職業従業者として召集を免除すべき豫定のもは、全國で七百五十萬人

に達した。然るに戦局の進展は、斯かゝる多數の労働者を國內産業に保留せしむるを許さず、一九四一年に入るや、政府は、従業召集免除されし労働者の一部を保留解除して兵員として徴集すると同時に、他方經驗ある職工の使用法を最も能率的ならしめ、又残存人的資源殊に婦人労働力を徴用し又練成設備を充實し、練成期間手當を増額して、熟練工の養成に努めることとなり、この方針に基いて先づ、保留職業の年齢別を改訂し、又保留職業内にも、必ずしも重要作業と認められざるものに従事せるものは、兵員として應召せしめることとなつた。保留年齢改正の結果、各種職業を通じて、保留されるべき年齢は五歳乃至十歳引上げられた爲、それ以下のものは免除取消となるに至つた。それと同時に「保護作業」制度が施行され、各業種に保留年齢を二種定め、「保護作業」に従事するものには、低年齢が適用され、「保護作業」に屬せざるものには、高年齢にて保留されることとなつた。それと同時に、重要作業令の施行によりて労働力統制の完璧が期せられることになつた。

一九四一年三月五日附重要作業(一般)令によれば、戦争遂行上重要と認めらるる作業に従事せる會社、工場の登録を行ふこととなり、登録する雇主は、當該地區の國民役務

官の許可證を得るにあらざれば、その雇傭せる労働者を解雇するを得ず(重大の過失の場合を除く)、又非常緊急の場合の外は二週間以上に亘つて他の企業に使用せしむるを得なくなつた。又重要作業の従業労働者は、許可なくして、退職するを得なくなり、解雇又は退職には、一週間の豫告期間を要することとなつた。而して本令によつて重要業種と認めらるるには、(一)それに雇傭さるる労働者の労働條件が、一九四〇年七月十八日附雇傭條件及び國家調停令に規定せられし承認済條件以上のものであり、(二)充分なる厚生施設を有し、(三)場内に労働者訓練所の設備を有するものでなければならぬ。重要業種として登録した企業では、本令の定むる一定賃金を支給することになつて居る。

重要作業令は、三月五日附に繼いで、業種別の法令が公布され、造船、及び船舶修繕業、商船々員、炭坑業、土木建築業等に適用された。重要作業令の目的は、不必要なる労働或は缺勤による生産の減退の防止を主眼としたもので、それが爲、労働大臣は、國防の整備と、有效なる戦争遂行と、國民生活上缺くべからざる物資及び勤勞の維持との爲、必要と認めた場合には、重要作業を指定して、本令を適用することになつて居る。而して、大臣の指定した場合最初三箇月間は假指定期間とし、その後前記資格を具備す

ること判明の上、正式に重要産業と認められるのである。

重要産業と認められた企業に於ては、従業員は、凡て、保障付最低賃金を支給される規定になつて居る。即ち「當該企業に於て、時間給にて雇傭せらるるものは、その適用時間給賃金率の正規一週間分の正規賃金をば、各週の最低として支給さるべきこと」と及び「出来高給にて雇傭せらるるものは、當日適用さるべき時間給賃金率をば（其他の日の所得如何にかゝはらず）一日分の最低賃金として支給さるる」となつて居る。而して保障付最低賃金支給の資格としては、當人は「正規労働時間中は、作業能力を有し、且作業し得、且當該企業の通常の業務の作業のなき場合に於て時期の長短を問はず、その場合遂行を要請せらるべき理由ある如き通常業務以外の勤務の遂行を厭はざること」が條件となつて居る。この規定の趣旨から言つて、病氣又は許可なく缺勤せる場合には、最低賃金支給の保障は適用されないことになつて居るが、唯、空襲の場合、規定の待避をして居る時は「作業し得る状態と認められる。但この最低賃金保障規定は、従来の協定による休日制度には關係なく、又萬一團體協約にて保障付最低賃金以上の賃率が協定された場合には、有利の條件で従業することは差支へないことになつて居る。尙、許可なく又は相當の理由なく缺

勤し、或は常習的に遅刻するものある場合、雇主は之を國民役務官に報告し、役務官は、當人に對して、將來出勤の方法に關し指令を與ふることとなつて居る。當人が、その場合に不服の場合には、之を抗告することが出来るが、裁判決定までは、指令に服従しなければならない。尤も、缺勤、遅刻等は、なるべく正式の指令によらず、役務官と労働組合代表との談合にて解決することも出来るやうになつて居る。

本令施行に際し、雇主又は労働者が、國民役務官の決定に不服の場合には、地方上訴會議に抗告し得ることになつて居る。而して會議では、審判の結果役務官に對して、勸告をなし、役務官はその勸告に基いて措置することとなつて居る。

尙本令には、一九四〇年非常機（國防）法規による規則第五八號Aの勞務徵用に關する新規定は設けられてゐないが、強制徵用の場合、不服の際は、前記上訴會議に抗告し得ることは、規定してある。

重要作業（一般規定）令の各産業に適用の第一例は、三月七日附重要作業（造船及び船舶修理業）令として公布された。之は一般規定令と同一趣旨のものであるが、國民役務官の権限は、地區製船所統制官に賦與され居る。この統制

官は、海軍省任命の將校であつて、本令によるこの権限は主として解雇問題に關するものである。又、本令は「合同企業」として統制官に届出登録した企業間に於ける労働者の交流に關する規定があり、之は許可を要せず、事後届出の手續を以てなし得ることになつて居る。而して造船所労働者の缺員補充の際は、労働省支所を経るか、或は地區造船業統制官の許可證を得て行ふこととし、又従来の勞資團體間の取極にて労働省の認可を経た手續によつてもよいことになつて居る。

本令によると、労働者が、正當の理由なくして残業を拒絶し、或は常習的に生産を阻害する如き行為ありし時、又は缺勤、遅刻等の場合には、國民役務官が之を處分すべきことの規定があり、この種の事件は、役務官より造船所委員會に廻付して裁判せしめることもある。尙正規の作業以外に労働者に命じ得る仕事に關して問題が生じた際は、地區造船業統制官は、之を造船所委員會に附議し、同委員會の意見一致を見ざる場合、又は統制官が必要と認める場合には、統制官の諮問機關たる地區諮問委員に附議して決定せしめることになつて居る。

右に續いて、五月十五日には炭坑業に適用すべき重要作業令の公布あり、同月二十六日には、海運業のものが發布

された。

一九四一年重要作業（商船隊）令には、商船隊豫備員プール制の規定があり、プールは、五月二十六日に先立つ四週間に於て商船上級海員又は水夫として従業せるもので、同日失業せるもの、及び同一の雇主により直ちに再雇傭さるべき見込もなくして雇傭停止となりしもの、其他任意的に或は國民役務官の指令により参加せるものを以て組織し、之が運営統制には、株式会社海運同盟會が、上級海員及び水夫の團體と協力して當ることになつて居る。海運同盟會は、リヴァプール港雇主協會に關する事項の處理に際しては、同協會の協力を得ることになつて居り、各種海員の雇入は、凡て海運同盟會を経て行ふ規定である。

炭坑業に關する重要作業令は、殊に重要なもので、炭坑業に於ける労働力の維持と、その最も有效なる利用をなし、且従業員に對し満足なる條件にてその雇傭安定を確保するを目的とした法令であつて、之は、労働大臣が、適用の資格ありと認めた炭坑のみに實施するものである。本令の規定は、大體は他の重要作業令と同一であるが、多少相異なる點は、解雇退職は、他の炭坑へ轉任する場合にのみ許可されることになつて居り、炭坑業以外の業種に轉職の爲の退職は、例外の場合の外は、許可にならないことにな

つて居る。而して、缺勤、常習的遅刻、其他生産を阻害すべき行爲の措置に際して、國民役務官は、勞資の代表機關たる坑口生産委員會又は地區生産委員會の意見を徴すべきことになつて居り、六月九日以後は、炭坑業の労働者雇入は、凡て職業紹介所又は國民役務官を経て行ふこととし、一九四〇年の企業(雇傭制限)令の規定は、全部取入れてある。

六月九日には、土木建築業に關する重要作業令が公布施行された。之も、前記各令と同一趣旨の規定のものであるが、唯、労働大臣の本令適用を認定すべき對象を企業(會社、工場)のみとせず、建築「現場」をも含めた點と、適用さるべき従業員の種類を特定した點が相違して居る。而して、給與に關しては、出來高拂制の取極をなすべきことが規定されて居り、尙ほ篤志建築員制度の規定もあり、之は何時たりとも、派遣を命ぜられた場所へ行つて作業をすべき篤志労働者に關するもので、この種の篤志者に對する特別の恩典も規定されて居る。

炭坑業及び土木建築業の重要作業令適用を受くるものは、凡て規定による各種厚生施設を整備することになつて居り、炭坑業に於ては、保障付最低賃金制度實施の爲、一九三〇年炭坑法に基く炭坑業中央基金令が商工省から發布

され、適用地域の出發額の一噸に付六片以下の離出金を徴收して、最低賃金の支拂に充當することになつた。

軍需増産上労働力の不足の最も痛切に感ぜられるのは、熟練工の補給であるが、この點に關して、イギリスでは、各種の養成機關を動員して、熟練工の養成に盡力すると共に、労働力稀薄化問題の處理に當り、養成工に對しては、特殊の施設を具備して、熟練労働力補給に違算なきを期するところがあつた。即ち労働者にして、軍需産業上特殊の技術の訓練中のものは、その訓練期間中當該保留職業に従事するものと見做され、召集免除の特典を與へられることになつて居る。而して從來それらの訓練中の労働者に對しては、訓練手當なるものが支給されたのであつたが、一九四一年になつて、訓練中の労働者にして、滿十九歳以上のものは、雇傭契約を締結せるものと見做され、機械工業適用の初任級に等しい週給を給與されることとなり、健康保険、失業保険等にも加入の義務あり、宿舍手當も支給されることとなつた。週當賃金は、大體、男子二十一歳以上六十志六片、女子三十八志となつて居り、年齢、性別、扶養家族の有無多少によつて差異がある。之は、從來の手當額と比較すると著しい向上となつて居り、イギリスが熟練工補給の爲いかに苦心せるかを示すものである。官營訓練

所及び非常訓練機關に於ける養成工の給與の新舊率對照表

種 類	年 齢	通 勤 者		寄 宿 者	
		新 率	舊 率	新 率	舊 率
扶養家族ナキモノ	二十一歳以上	三〇	二九	三〇	三〇
	二十歳	二七	二五	三九	三六
成年被扶養者アルモノ	二十一歳以上	二七	二五	三九	三六
	二十歳	四六	四四	六〇	六三
成年被扶養者ト子女一名アルモノ	二十一歳以上	四二	四〇	六二	六一
	二十歳	四二	四〇	六二	六一
成年被扶養者ト子女二名アルモノ	二十一歳以上	五〇	四八	六〇	六三
	二十歳	五四	五二	六〇	六三
成年被扶養者ト子女四名アルモノ	二十一歳以上	六〇	五八	六〇	六三
	二十歳	六〇	五八	六〇	六三

註 寄宿者ニシテ應募地ニ家族ヲ有スルモノハ週當二十四志六片ヲ増ス。訓練期間中三期試験ニ合格セルモノハソノ都度男子五志、女子三志ノ値上ヲナス。

官營の訓練所では、通例四箇月の訓練期間中に毎月試験を行ひ、全部三回の試験があり、その都度賃率は値上となり、全部合格者は最終月には、男子七十五志六片、女子四十七志となる。試験は必ずしも定期的に受ける必要なく、

出来るものは期日より早く受験すれば、それだけ早く値上となる譯である。尤も賃金値上制度は官營訓練所のみであつて、其他の場合には、訓練期間短き爲昇給制度はない。又新賃金制度は、十九歳未満のものは適用せず、それらの

少年、少女は、従前通りの手當制度である。又新賃金制度実施の爲、従来より収入減少するものは、従前通りの手當制度を適用することになつて居つた。

次に産業集中化政策は、單に勞働力補給のみの目的を以て企てられたのではなく、かねて開戦前より企畫せる産業整理、企業合同等を含めし國土計畫の方策の延長とも見るべきもので、殊に戦時重要資材の配給割當と輸出貿易振興とを主眼とせる所謂重點主義政策であつた。商工省發表の覺書によれば、民需向生産を制限することは、やがて大規模の操短を必要とすべく、その結果、他に配置し得べき多數の勞働力を空しく雇傭し置くこととなり、且經營の増加、製品價格の昂騰を來すべきにつき、少數の工場を選定して、操短によらずして、民需生産力を維持する必要ありとなし、その少數の工場をして政府の必要とする生産を行はしめ、輸出を維持し、且閉鎖休業せる工場の既得權を保留せしめ、戦後の再開を期せしむることとし、商工省にては休業工場の記録を作製し、勞働省にては、企業集中の結果轉業せる勞働者の名簿を作製し、以て戦後の復舊に便ならしめんとするのであつた。而して、閉鎖の必要な所謂「核心」工場に對しては、特殊の援助をなし、勞働力及び原材料供給上の便宜を與ふることとし、集中化實施の方法と

しては、當該各工場間に於て、政府の方策に基き、任意の取極によつて、企業合同を行はしむるのであつた。而して産業集中化實施の爲、商工省の輸出協議會も擴張して、産業輸出協議會とし、商工大臣を委員長とし、物資補給省原料事務次官及び勞働省次官等を委員とせる委員會も設けられた。産業集中化政策を實施すべき業種としては、陶磁器、硝子器、靴下、レース、手套、化粧品、銀製品、皮革品、運動用具、寫眞機、小間物、樂器、萬年筆及びシャーブ・ペンシル等製造に従事せる配給制限令適用の諸産業及び棉、毛織、紙類、靴、麻及び絹等製造に従事せる原料品統制適用の諸産業であつた。産業集中化政策は、企業合同乃至配給重點主義の方面に於ては、多少見るべき効果があつたが、餘剩勞働力の利用の方面では、期待した程の轉業者は出でず、大して成功しなかつた模様であつた。

萬人を徵用すべきこととなり、一方、滿二十歳乃至六十歳のものにして、一九三五年以後に六箇月以上炭坑にて従業せるものも、全部登録せしめることとし、炭坑勞働者の漸減防止に努めることとなつた。炭坑従業員は、石炭輸出の盛んなりし時代には、總計百五十萬にも達し、全國炭坑夫聯合會加盟勞働組合員は九十萬を超ゆる多數であつたが、開戦後應召者夥しく、且輸出杜絶せるに加へて、炭坑夫賃金の軍需工業勞働者に比して、著しく低額の爲、轉職者續出して、生産力低下の現象深刻なるものがあり、遂に一九四二年の全國的炭坑争議の因となつたものである。

翻つてイギリスに於ける失業問題の推移を見るに、失業者數は、開戦以來漸減の傾向をたどり、全國職業紹介所登録の失業者數は、被保險者及び保險不加入者を含めて、一九三九年十二月十一日現在にて、全然失業せるもの合計百二十四萬四千五百五十五人、一時的失業者十四萬六千三百十八人、日傭勞働者の失業せるもの五萬五千人なりしが、之は、一九四〇年同月同日には、各六十萬二千四百九十五人、十四萬八千七百五十三人及び二萬三千六百七十四人となり、一九四一年上半期五箇月は左の通りであつた。

月別	全然失業セル	一時的失業セル	日傭勞働者失業セル
一月	五八〇、五二八	一五九、九四一	二二、八六一

二月	五〇二、三九九	一二〇、四二九	一九、六六七
三月	四〇四、五三八	八〇、八一九	一九、三二七
四月	三五九、一二二	八〇、七一	一七、六五五
五月	三三四、八八七	七〇、六四三	一四、三三八

一九四一年六月には、全然失業せるもの合計三十萬一千九百三十九人、同七月二十二萬七千二百八十人となり、八月には、僅に十萬二千人に低下し、内三萬三千人は雇傭不可能のものにして、七萬人は轉職途中のものとして記録されて居り、當時一職業紹介所に於ける登録失業者合計百十一名中七十名は五十五歳以上にして、平時ならば就業不適と認めらるべきものであつたと報告されて居る。由來イギリス産業界の痛とまで云はれた失業問題が、斯くして解決するに至つたのは、半面イギリスが如何に勞働力補給の爲苦悶しつゝあるかを示すものである。こゝに於て政府ではイギリス亡命中の外人勞働者を雇傭すべきことに決し、一九四一年五月二十六日付勞働大臣令を以て、イギリス在住のベルギー、チコスロヴ、キア、フランス、オランダ、ノルウエイ及びポランド國籍民にして、男子滿十六歳乃至六十五歳のもの、女子十六歳乃至六十歳のもの、雇傭關係規正の爲、登録すべきこととなつた。又印度人を練成して、印度に於て軍需補給地を建設すべき案も實施となつた。

労働運動 一九四〇年労働黨の入閣以來、イギリス労働運動の諸團體が、政府の戦争遂行政策に對して、全面的支持をなした、あるは云ふまでもないが、然しながら一九四一年に於けるイギリス労働界の情勢には、極めて微妙複雑なる動向が看取された。今次の開戦後、労働組合が、戦時中労働争議の勃發を防止すべきことは、雇主側との暗黙の協定によつて決定したものであつたが、而して一九四〇年の強制調停制度の創設は、一應罷業ロックアウトを禁止したものであつたが、其後も争議の發生は依然として繼續し、一九四一年一月以降五月までには、左の件数が報告され、小規模ながらも、罷業は絶無とはなるに至らなかつたことを示して居る。

月別	發生件數	繼續件數	關係労働者數	損失労働日數
一月	六四	一〇	一三、三〇〇	二四、〇〇〇
二月	六〇	八	一三、一〇〇	二三、〇〇〇
三月	一一一	八	六三、四〇〇	二八五、〇〇〇
四月	九七	二〇	四五、七〇〇	一八七、〇〇〇
五月	一一三	一一	三一、七〇〇	七四、〇〇〇

右の罷業中参加人員の最も多いのは、炭坑業であつて、新規發生件數中二百十二件、關係労働者數七萬八百人、損

失日數十七萬七千日は、炭坑夫争議によるもので、之に次いで、機械造船其他金屬工業の百五十五件、六萬五千五百人、三十六萬七千日があつた。一方、強制調停制度は、開始以來、一九四一年五月までには、五十數件の争議を取扱つたが、その多くの場合、労働者側の賃金値上要求の通過せるは、調停にかけない罷業の原因に賃金値上問題の少いのと對照して、興味ある現象であつた。罷業に至らざる労働争議で、既設調停機關により解決を見た例としては、鐵道従業員が、鐵道職員全國審判所の判決の結果、一齊に週當四志の値上となり、それに準じてロンドン其他の都市の電車、バス従業員も同じく週當四志の値上となつたことは、注目された。又、機械器具製造、造船及び船舶修繕業に於ける徒弟及び青少年工の賃率が團體交渉の結果値上となつたのも、時節柄注目されたものであつた。

一九四一年に於て、イギリス労働運動では、左翼派の據頭が注目された。開戦以來ドイツ・ソウイェト不侵略協定を支持すべき立場に踴躍せる共産派が、一月十二日ロンドンに於て人民大會を開催して、反戦決議を可決したのを最初として、各地に離伏せる共産黨員の策動漸く著しく、殊にドイツ・ソウイェト開戦後に於ける共産派の活動目覺ま

工場世話役運動が、全國に波及せしことを偲ばしむるものがあつた。之に對して、労働黨を初め、労働組合會議加盟團體側で、極度の警戒をしたのは云ふまでもないが、共産黨の反ドイツ活動と軍需増産支持は、右派に於ても、之に反對すべき理由なきところに、労働運動としての困難があつた。加ふるに戦況の引續きイギリスにとつて有利に展開せざることは、政府の戦争政策に對する批判反對の聲となり、之が、労働黨の戦争中政争停止(國會總選舉延期)協定への反對と合して、全國労働界は騒然として收拾し得ざる事態を惹起したものであつた。

労働黨では、六月二日より四日まで三日間に亘つて、その第四十一年次大會をロンドンに於て開催して、戦争完遂及び平和對策に關する二大決議を通過した。労働黨加盟員數は、開戦以來減少の傾向が見え、大會の報告によれば、前年度合計二百六十六萬三千六十七人に比すれば、九萬一千八百四十四人の減少となつたと云はれ、今次の大會も、戦時中として、重大政策の討議もなく、主として労働黨閣員の報告や、前記決議案の討議に終始したるにすぎなかつた。戦争完遂に關する決議は、敵國との妥協的講和には斷乎反對の意思を述べ、「正常なる平和への必須條件は完全なる勝利にあり」と云ひ、「國際的再建といふ共通任務

に對しては、イギリス全領土の資源を提供すべきことを公約した」ものであつたが、字句頗る抽象的にして、唯、外交的交渉による講和を排撃せる外は、殊に注目すべき趣旨も見られなかつた。之に對して平和克服後の社會改造に關する方針を述べた平和決議は、「戦勝を組織化することは、戦後再建の任務と分離し得ず」と冒頭して、「不常利益の防止は、戦時に於ても之をなし得る如く、平時に於ても爲し得べきもの、搾取の防止は戦時に於ても之をなし得る如く、平時に於ても爲し得べきものである。戦時生産力を充分發揮する上の障礙は、それが特權の結果たる又能率悪しきに原因するとを問はず、之を除去すべきは、平和克服後その再現を防止せん爲である」と述べ、失業問題の解決、窮乏地方の救済、金融の統制、物資の統制、公益主義、其他社會主義の根本原則たるべきものは、凡て戦時に於ける如く、平時に於ても之が實現に努力すべしとなし、それが爲あくまで戦捷獲得の爲努力すべきことを主張したもので、戦捷なくして戦後の復興なきことを力説したものであつた。之等の二決議は、労働黨の樞軸國に對する徹底的非妥協態度を表明せるものとして、當時好評を博したものであつたが、大會に上程となつた家族手当制度に關する調査報告は、加盟労働組合側の反對熾烈の爲、黨是として

の採否を見合はさざるを得なかつた。之は、十五歳未満の子女に對して、週當五志の手當を國庫負擔にて支給すべきことを提案せるもので、これが爲一九三九年九月現在適用少年數全國にて九百八十萬人として、歳出豫算年額八千五百萬乃至九千萬磅を計上すべしと云ひ、下院に於ても労働黨以外に多數賛成者を得たものであつたが、労働組合側の反對の爲、労働黨大會では、單に報告のみに止められたものであつた。そこにも、労働條件の維持改善をば、絶對不可侵の任務となす労働組合運動と、國家社會主義的原則を主張する労働黨の方針との矛盾が暴露されたのであつた。

労働組合運動の動向をトすべき労働組合會議第七十三回年次大會は、九月一日より四日まで、エデンバラで開催された。組合會議加盟組合員數は、近年漸増の傾向を續け、本年度も合計五百七十九千九百九十四人と報告され、前年に比して二十一萬二千二百四十三人の増加になつて居る。労働黨大會が、黨内意見の統一と反政府言論の抑壓に力を注いでゐるのに比して、労働組合大會では、活潑なる意見が交換され、反政府、殊に政府の軍需増産策に對する忌憚なき意見の發表があつたのは、注目された。尤も之は當時既にドイツ・ソウイェト開戦後であつて、労働組合内部の共產派の動きも著しかつた結果でもあつた。

大會第二日にシトリン主事の上程した中央委員會提出の決議案は、イギリス及びソウエト労働組合間の連絡協力の強化と、外領及び合衆國の援助に對する感謝の表明と、チャチール・ルーズヴェルト太平洋憲章の支持とを強調したもので、殊に英ソ労働組合の協同運動に關しては、本決議可決の結果、共同委員會が組織されることになり、兩國労働組合代表の往復も開始され、やがて之をば合衆國にも適用することとなり、アメリカ労働總同盟をして、共同委員會に加入せしめんとする運動にまで發展するに至つたのは、注目される。

今次大會に於て決定せる主要事項をあげれば、前述の英ソ労働組合共同委員會創設の外、軍需増産遂行上労働組合の協力参加を一層強化すべきこと、智能労働者の會社組合反對、一九二七年労働組合法改正延期、防火(營業建物)令實施協力、賃金停止法案反對、出征兵士及び家族給與増額、原材料、食糧及び物價全面的統制、戦後復興政策等があつた。

一九二七年労働組合法の撤廢は、イギリス労働運動年來の主張であり、前年労働黨入閣に際しても之を條件として入閣すべしとの議論もあつた位で、労働黨側の總選舉戦時中停止反對論と好一對をなすものであつたが、労働組合會

議中央委員會では、かねてチャーチル首相を初め、アトリー、アンダーソン、ウッド等の關係を歴訪して交渉を續けた結果、一九四一年三月になつて首相より回答あり、本法の廢止は、戦時中戦争遂行を妨害すべき議論惹起の虞ありとの理由にて反對され、爾來中央委員會にては、第五條の吏員の労働組合加入禁止及び第六條の地方公共團體の職員雇傭に際し、労働組合員たることを條件とするを禁止せる條項のみの廢止を目的として、再び政府との交渉を開始した旨報告があつた。

防火令は、銃後防空法規の一部として、八月制定された法律であつて、滿十八歳より六十歳までの男子全部に適用さるべきもので、適用の場合には強制的に防火従事員たるべきもので、之は、従來も労働組合側ではその規定の一部に對しては反對意嚮を有して居り、今回の制定に際しては、労働組合側に對して何等交渉なきを遺憾として居るものである。然し其後組合側提出の意見も認められ、原案も修正されたので、その實施には反對せざることとなり、防火當番勤務手當も十二時間までは三志、十二時間乃至十八時間まで四志六片、十八時間乃至二十四時間まで六志として、一先づ従來の反對を撤回したのであつた。

賃金停止令反對は、かねて政府が、物價の騰貴に伴ふ賃

金値上の停止すべからざる形勢に省みて、賃金率を釘付けにせんとする意嚮を有し、之を労働組合側に協議するところあつたのであるが、組合側には、之に絶對反對の態度を示したものであつた。大會に於て、この問題に關する決議の際、列擧された反對理由としては、(一)インフレーションの原因は、賃金値上のみならず、(二)賃金問題に關しては、政府の手を煩はさず、(三)生計費騰貴は、開戦後三〇%に達すれど、賃金値上は平均二〇%にすぎず、(四)インフレ對策として貯金奨励あり、(五)本部は、加盟組合の賃金協定機關の活動に干渉し得ず等の事項があつた。

労働黨側作製の家族手當法等が、本部の再考に決したことは、前記事情に考へても當然であつたが、今次大會に於て、合同機械工組合長デック・タンナーが、航空機製作大臣ムア・ブラバゾン大佐のドイツ・ソウイェット戦争により兩國を共倒れにせしむべしとの演説を行つたことを指し、はしなくも政府部内には反ソウイェット論者の有力なることが暴露して、全國的問題となつたのは、興味ある事實であつた。

労働黨に於ても、又労働組合會議に於ても、戦争遂行上ソウイェット聯邦と提携協力する上に於ては、異見を唱へるものはなかつたが、共產黨又は共產派労働組合の加盟に

對しては、兩者とも依然反對であつて、兩者の大會とも、この點では、明白の決議を繰返し可決して、その反共產主義的立場を鮮明にした。

英領各地の労働事情

一 總事情 加奈陀、濠洲、南アフリカ、印度を初め、屬領各地は、英本國の藩屏として、その兵站補給と特殊の任務を果すべき指命を有するものであるが、英本國永年の植民政策の缺陷は、今次戦亂に際して痛烈に曝露せられ、本國の危機に直面して、宿積の餘快は到る所に不安動搖を惹起しつゝある。大東亞戦争の開始とその未曾有の戦果とは、やがて之等太陽の没することになりし屬領と本國との關係を一新すべきであるが、一九四一年に於ては、未だ自治領格諸國には、戦火の直接波及するものなかりし爲、大體各國ともその内部情勢は、前年度の傾向を進捗強化せしめたにすぎなかつた。

加奈陀に於ては、かねて中央政府と各州政府との權限關係を改訂せんが爲調査委員會を設けて、善處方法を考究中であつたが、一九四一年一月十四日より二日間、中央及び各州政府代表は、國會下院に會合して、調査委員會報告の勸告案に付討議するところあり、労働問題關係事項は、そ

の勞務失業委員會附託となりし結果、從來やゝもすれば中央政府と州政府との間に労働政策上の統一研修を缺くところありし弱點も矯正せらるゝこととなり、中央政府の權限も漸く擴大強化の途につくべき見込も立つに至つた。然しながらこの事は、又、一方ケベックの如き異民族州にとつては、地方自治權の縮小せらるゝことであり、殊に人口稀少なる加奈陀に於ては、同州住民たるフランス系の勢力侮り難きものあるに於て、戦局の進展と共に、種々の難關の生ずべきは豫想に難くなく、ケベックの反英的色彩は、一九四一年に於ても、多少看取せらるゝところがあつた。

労働黨政府の地位安定せる新西蘭に於ては、國內政局には特に注目すべき動搖は見られなかつたが、濠洲に於ては、一票の差にて僅に下院の多數を維持せる聯立内閣の基礎不安定して、やゝもすれば戦争を度外視せる政争の紛糾に悩まされて居たが、一九四一年ニュー・サウス・ウェールズ州の労働黨内閣に次いで、同じく十月中中央政府聯立内閣

の下野となり、全國労働黨内閣の成立を見るに至つた経過が、依然フアツデン首相の機密費々途問題が中心であつたのは、特徴ある現象であつた。幸ひにして、一九四一年には、海外派遣のアンザック兵團の前大戦以來の名聲地に墮つる悲境には達しなかつたが、それと共に濠洲爲政者初め、その労働團體までが、徒らなる本國歸屬の迷夢より覺醒せざるは、大なる浪費と云ふべきであつた。

原住民の絶對多數を占むる、印度、南アフリカ聯邦に至つては、依然混沌として、政局定まらず、印度當局の産業政策の俄然新發展をなしたるは、戦局の進捗に伴ふ必然的要請の結果であつて、多年の壓制と擲取の重荷の下に呻吟せる四億民衆の福音と見做すべきものではなかつた。南アメリカのブア人の反英氣勢は、前年八月議會に對ドイツ構和案提出以來漸く著しくなつたが、その後、ヘルツォグ前首相一派とマラン博士一派との對立の爲、抄々しき進展も見られず、却つて労働組合運動内部に於ける黒人の勢力の依然差別待遇の撤廢を叫んで、産業労働會議に全面的合同を實現せざるは、注目すべきであつた。

印度は、從來英國植民地として重大視された問題であつたが、開戦以來印度が英軍の人的資源の給源としてのみならず、軍需資材の補給地としての重要性を漸く増すと共

に、支那に次ぐべき經濟的發展地として合衆國資本家の進出を企つるもの、漸く顯著となつたのも、興味ある現象であつた。然しながら印度獨立運動が、國民會議派と回教聯盟派に分裂し、會議派内部に於ても、ガンジー一派とネル派との對立あり、之を利用しての英本國の巧妙なる操縱により僅かに國內の動搖を防止し得る状態であるが、大東亞戦争の進捗と共に、やがては、この宿年の懸案も根本的解決を見るべきものと期待された。

加奈陀 加奈陀に於ける戦争労働政策の機構は、前年殆んどその全貌を具備するに至り、一九四一年には、部分的補修強化を行ふにすぎなかつた。加奈陀が、政治的に合衆國に接近して、兩國關係が種々の點に於て、從來に比し一段と密接し、兩國政府間に軍事上、産業上の共同機關等が設けられ、歐洲戦亂に於ける英本國の兵站基地としての面目の著しく整備せられたのは注目されたが、それと同時に一九四一年には、加奈陀に於ても重大争議の頻發して、恰も合衆國のそれと相呼應せるが如き狀況を呈したのは、興味あることであつた。一九四一年八月までの争議統計を前年同期と比較して見ると、左の如くになつて居る。

月別	罹業件数		関係労働者数		損失労働日数累計	
	一九四〇年	一九四一年	一九四〇年	一九四一年	一九四〇年	一九四一年
一月	六	10	九一七	一、四四三	六、八六一	三、三三六
二月	三	八	五、〇八一	一、七六七	二、七四九	七、四四〇
三月	三	二	一、九六一	三、八三九	一、四四〇	六、四九四
四月	一九	三	三、八三九	一、九四〇	六、四九四	七、四四〇
五月	三	三	八、四二〇	二、一三三	三、九六六	三、九六六
六月	二	二	六、八七七	七、三三〇	六、八七七	六、八七七
七月	二	二	八、四六三	二、一八〇	二、一八六	八、四六三
八月	三	三	六、三三三	二、三三六	三、三三三	三、三三三

一九四一年八月までの期間に於て、罷業ロックアウトの頻發せる産業は、軍需工業と炭坑業であつて、加奈陀に於ては異例とも見らるべき労働大臣の干渉によつて復業したる場合もあれば、又砲彈製造に従事せる全國鋼製車輛會社の場合の如き、遂に政府は管理權を接收して、國營に移管したることさへあつた。かゝる形勢に省みた政府では、五月三十日附勅令を以て、政府との請負契約による軍需産業に於ける最低賃銀値上を實施せしめることとなり、成年男子一時間三十五仙(舊三十仙)、同女子二十五仙(舊二十仙)を最低率として、請負事業の労働賃金は、その州に於ける法律によつて定められたる額以下たるを得ざることにした。而

して見習工其の他特殊の場合で、右の最低率以下を支給する際には、一々許可を要することとした。又労働争議の解決を迅速ならしむる爲、六月六日付勅令を以て労働争議調査法の一部を改正して、争議関係者に雇はる辯護士其他有給職員は、和解會議の委員たるを得ることとし、和解調停の公平を期すると共に、委員三名より成る産業争議調査委員會なる機關を創置し、争議勃發の虞ある場合には、之が防止の爲、豫め調査をなし、以て事前に争議の防止をなして、和解會議任命の煩を省き、或は事前解決不可能の際は、かねての調査により和解會議の勞を省くこととした。尙七月二十九日付勅令では、一九四一年國防(綜合)法規を改正して、軍需品の生産分配又は國防計畫の遂行を妨害する虞ある如き暴動乃至不穩の行爲ある場合には、騎馬警官又は州兵を出動せしめて、之が鎮壓に當らしめ得ることとなつた。

軍需産業吸収に努めざるを得ざる有様であつて、前年末施行された戦時賃銀政策の一部を改正し、戦時生計費手当支給の規定を設け、生計費一%上昇毎に戦時手当週當一十五仙を増給すべきこととし(二十一歳未満男子及び婦人等は、基本賃金の一%)、或は熟練工養成に參加せる養成工に對して災害補償規定を適用するとか、又は、應召者の除隊後の就職を保障する等の措置がとられ、召集中の豫備兵の一部を除隊復職せしめたる程であつた。

一方、軍需増産の促進は、失業者の漸減と、就業者数の未曾有の増加を來し、中央政府統計局の報告によれば、一九二六年の平均就業者数を一〇〇として、一九四一年一月一日現在一三四・二なりしものが、同じく八月一日現在一五七・六に上昇し、最高記録を示して居る状態であつた。しかし尙労働力の不足は、各種の手段によつて、労働者を參加せしめん爲、戦時諮問會議なる機關を設けて、之に在野黨代表四名を參加せしめ、機密嚴守の誓約の下に、國策の作製施行に協力せしめざるを得なかつた。尤も、各州に於ては、例へば、價格統制委員會とか、軍需省地方經營會議とか、労働稀釋化委員會とかには、労働黨乃至労働組合代表の參加協力するところがあり、中央政府に於ても、労働組合諮問委員や人的資源優先決定會議等は、労働代表の參加はあつたが、之に對して、一部労働團體、殊にニュー・サウス・ウェールズ労働黨及び濠洲労働者組合側では、絶對非協力の態度をとつてゐたことは、注目された。

濠洲 今次歐洲戦亂勃發以來の濠洲労働界の情勢を省みるに、濠洲の政治機構の地方分権的なる結果より生ずる諸種の問題は、今更云ふまでもないが、殊に著しかつたのは、開戦當初に於て、英本國と同じく、労働黨が入閣して居らず、しかも労働黨は勿論、労働組合内部に於ても、永年の内訌對立の依然として解決せず、殊に由來濠洲國內に於て特異の地位に立てるニュー・サウス・ウェールズ州に於ては、前首相ラング黨首の州労働黨と全國労働黨との抗争するあり、労働組合運動に於ても、同州にては、オーストラレシア労働組合會議と濠洲労働者組合との對峙最も劇しき状態であつた。従つて一九四一年十月聯立内閣の倒壊して、労働黨々首スカリーソンを首相とする労働黨單獨内閣の成立までは、政府の戦争遂行政策の畫策上に労働者側代表

濠洲に於ても、戦局の進展に伴ふて最も重大視されるに至つたのは、労働力補給の問題であつて、それが爲、一九四〇年十一月には、初めて中央政府に労働省の設置を見るに至つた位であつた。労働力補給政策としては、大體英本國の施行した方策に基いた施設が行はれ、開戦當時、保留職業表を作製して、重要産業労働者の召集を免除することとなし、一九四〇年六月には、前月英本國の政變の結果チャーチル内閣の制定したる非常權法に準じて、労働力徵用の規定を設け、同月軍需省を創設して、不熟練工採用と熟練工養成を管掌せしめることとし、特殊熟練工の最高賃金を定めて、その争奪戦を防止し、雇主の退職承認書と勞務